

2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>

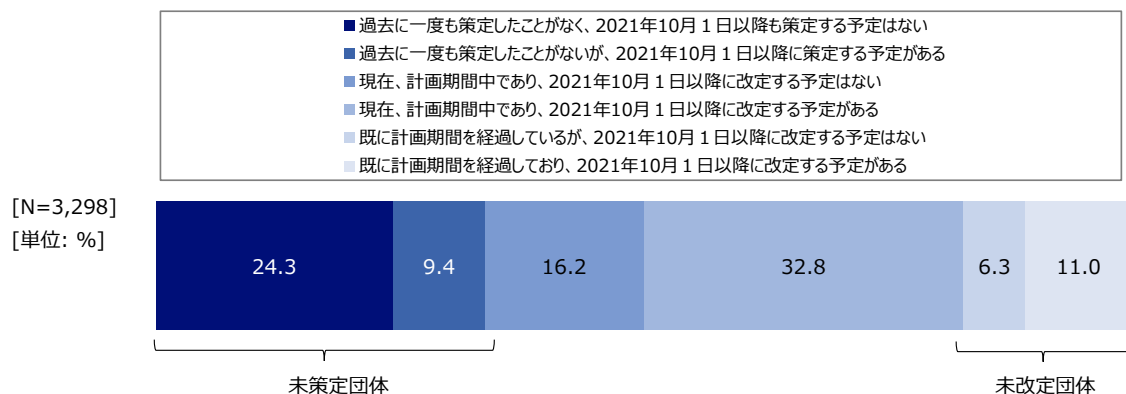
1) 令和3年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 <Q1-1(1)>

実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,166団体から2,186団体に増加。うち、実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1,616団体（回答団体全体の49.0%）。

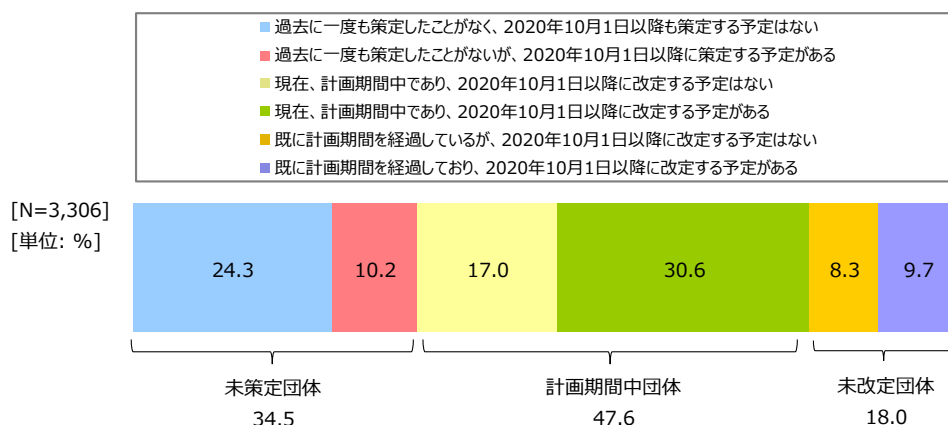
実行計画（事務事業編）の“未策定団体”は1,112団体（同33.7%）であり、うち309団体（同9.4%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。

計画期間を経過している“未改定団体”は570団体（同17.3%）であり、うち363団体（同11.0%）は“改定予定団体”。

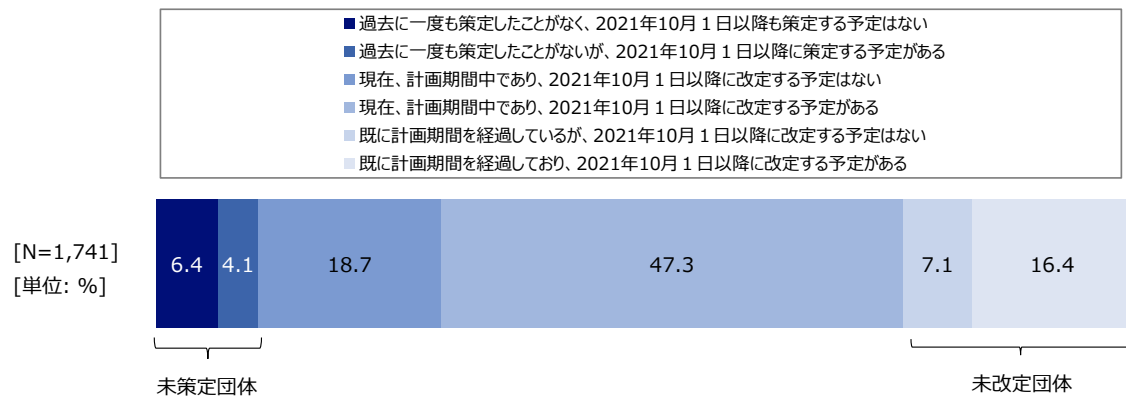
図表 29 令和3年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 30 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】

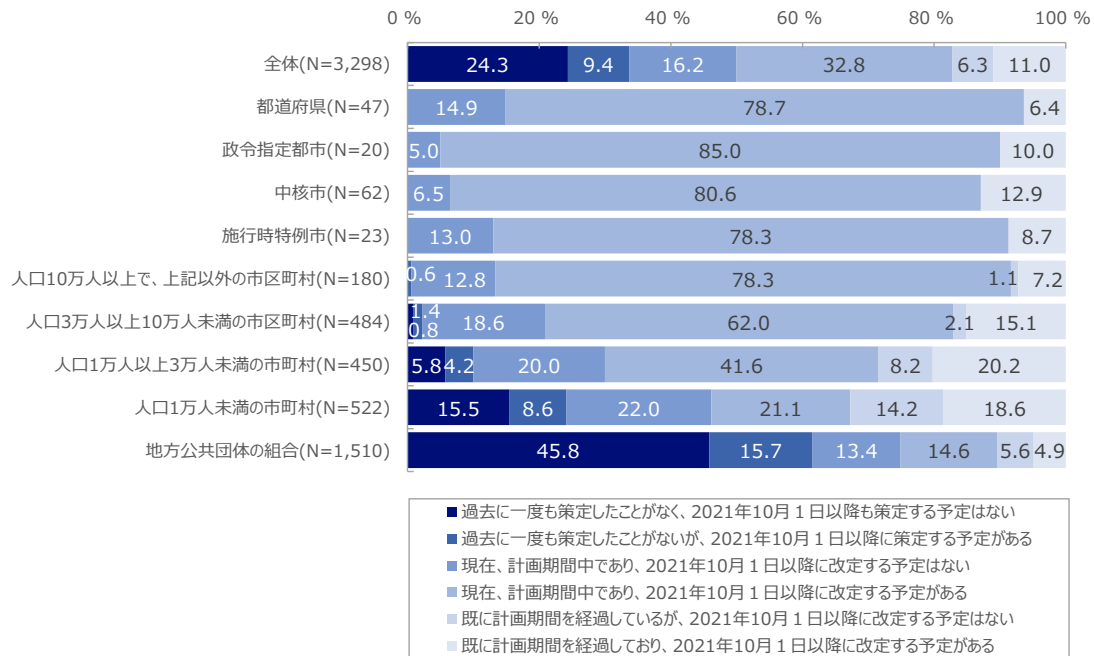


図表 31 令和3年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【基礎自治体】



	過去に一度も策定したことがなく、2021年10月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	111	72	326	823	123	286	1,741
比率	6.4	4.1	18.7	47.3	7.1	16.4	

図表 32 令和3年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】

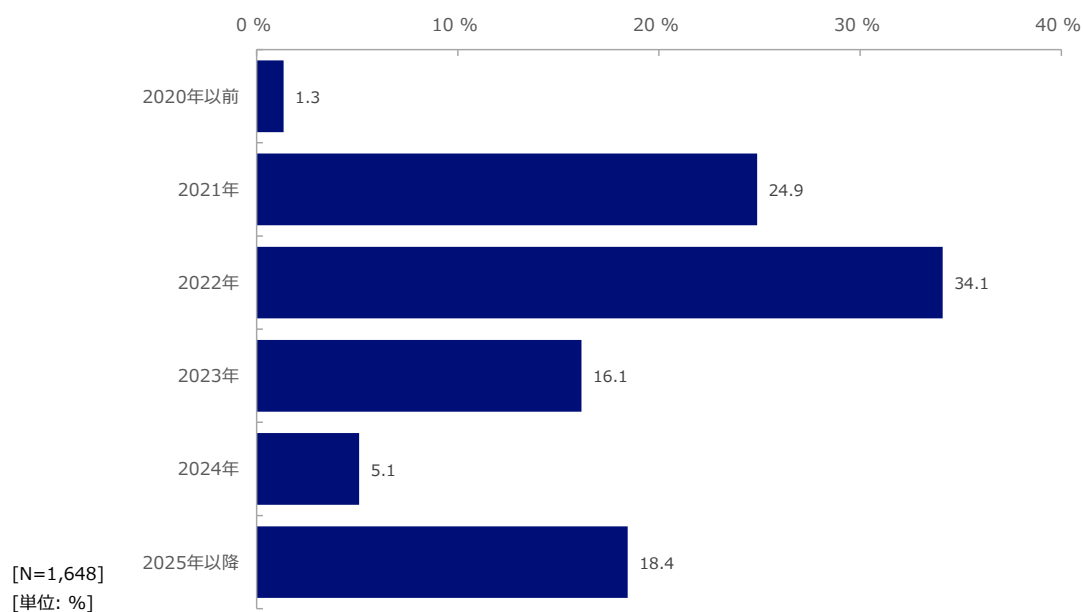


		過去に一度も策定する予定はないことが降	過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある	合計
回答数	全体	803	309	535	1,081	207	363	3,298
	都道府県	0	0	7	37	0	3	47
	政令指定都市	0	0	1	17	0	2	20
	中核市	0	0	4	50	0	8	62
	施行時特例市	0	0	3	18	0	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	23	141	2	13	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	7	90	300	10	73	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	19	90	187	37	91	450
	人口1万人未満の市町村	81	45	115	110	74	97	522
	地方公共団体の組合	692	237	202	221	84	74	1,510
比率 (%)	全体(N=3,298)	24.3	9.4	16.2	32.8	6.3	11.0	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	14.9	78.7	0.0	6.4	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	85.0	0.0	10.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	6.5	80.6	0.0	12.9	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	13.0	78.3	0.0	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.6	12.8	78.3	1.1	7.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	0.8	1.4	18.6	62.0	2.1	15.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	5.8	4.2	20.0	41.6	8.2	20.2	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	15.5	8.6	22.0	21.1	14.2	18.6	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	45.8	15.7	13.4	14.6	5.6	4.9	

2) 事務事業編の策定・改定予定年度 <Q1-1(1)>

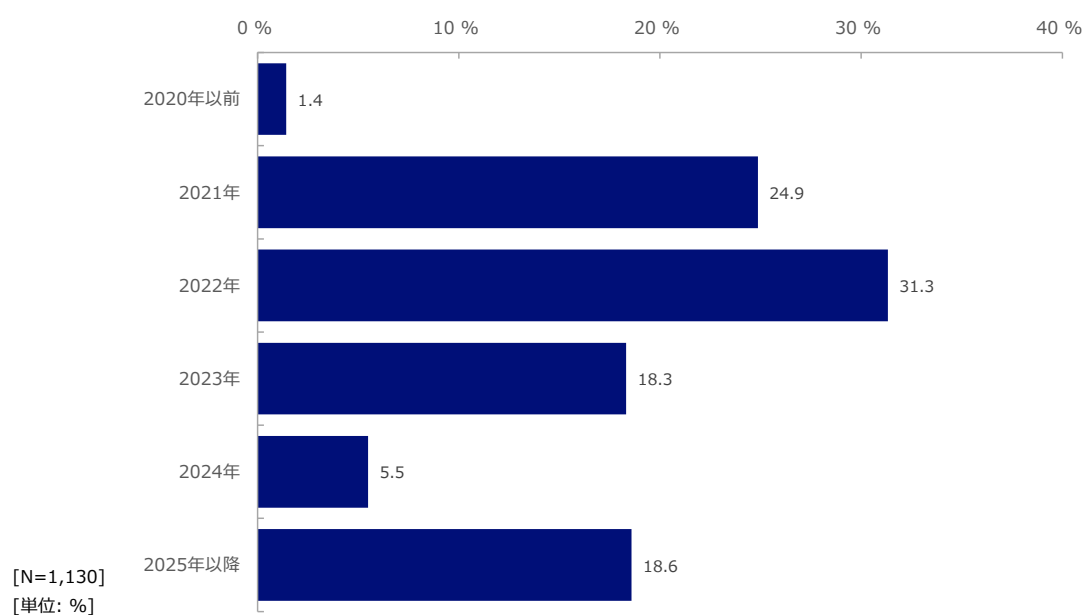
事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2022 年」(34.1%)が最も高く、次いで「2021 年」(24.9%)、「2025 以降年」(18.4%)と続く。

図表 33 事務事業編の策定・改定予定年度



	2020年以前	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	22	410	562	266	84	304	1,648
比率 (%)	1.3	24.9	34.1	16.1	5.1	18.4	

図表 34 事務事業編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



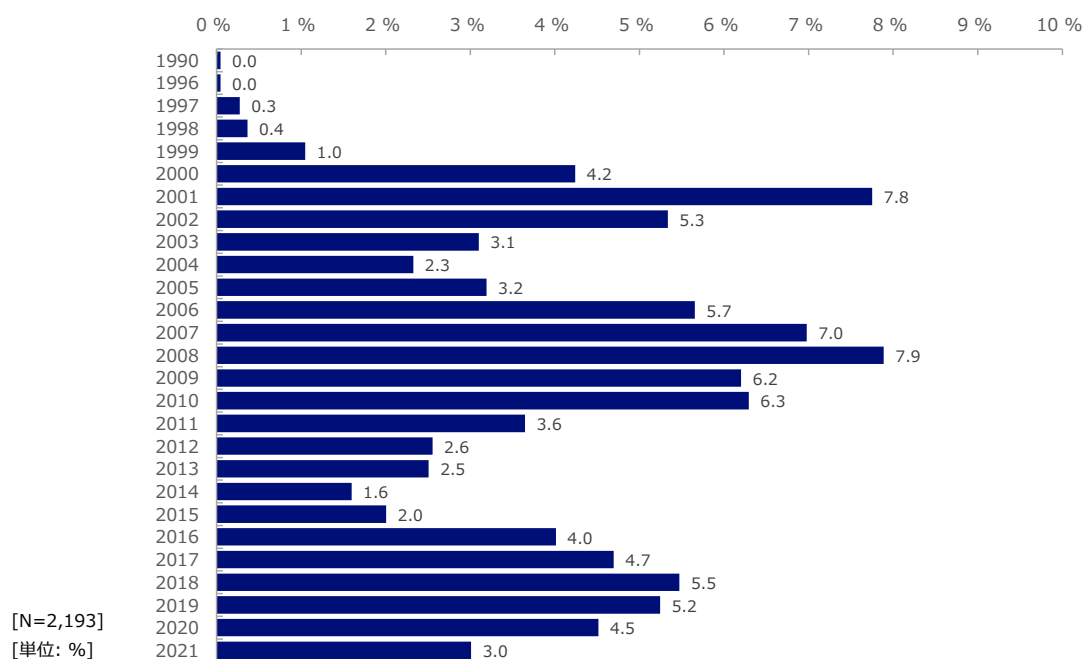
	2020年以前	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	16	281	354	207	62	210	1,130
比率 (%)	1.4	24.9	31.3	18.3	5.5	18.6	

3) 事務事業編の当初策定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

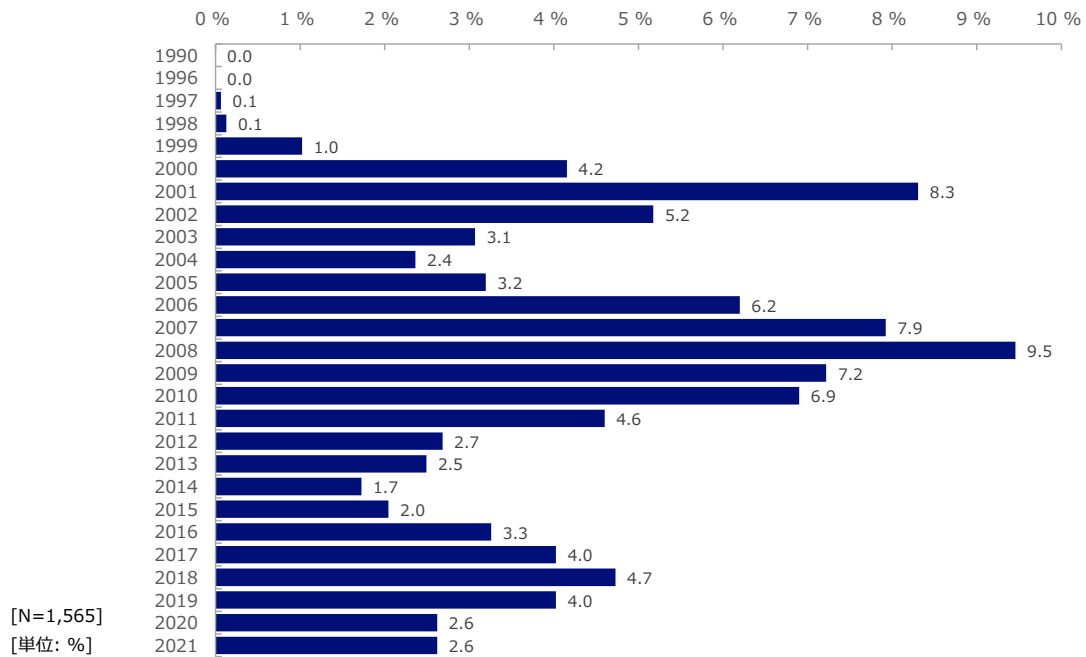
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「2008年」(7.9%)が最も高く、次いで「2001年」(7.8%)、「2007年」(7.0%)と続く。

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「5年」(72.1%)が多い。

図表 35 事務事業編の当初策定年度



図表 36 事務事業編の当初策定年度【基礎自治体】

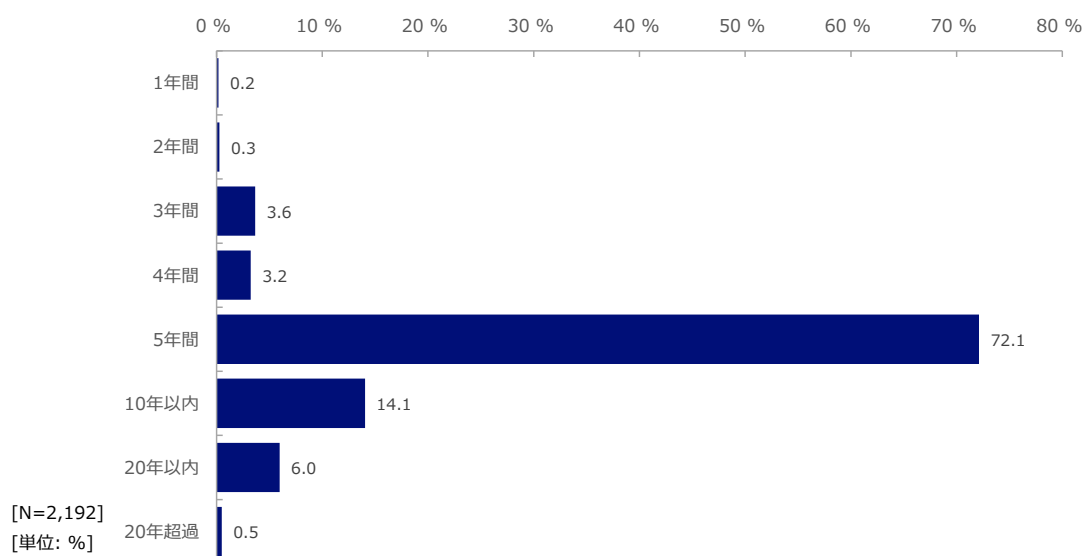


図表 37 事務事業編の当初策定年度【団体区分別】

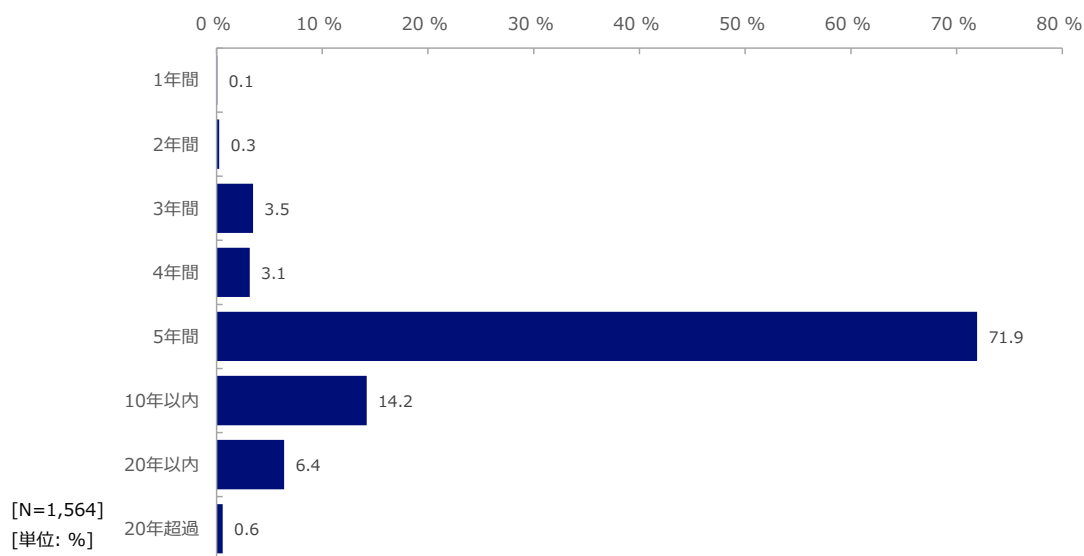
	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
回答数	1	1	6	8	23	93	170	117	68	51	70	124	153	173
都道府県	0	1	5	6	4	14	3	0	0	1	0	0	0	1
政令指定都市	0	0	0	0	0	1	4	3	2	0	1	1	0	0
中核市	0	0	1	2	1	7	14	5	1	2	2	0	1	1
施行特例市	0	0	0	0	0	4	2	3	1	1	0	0	1	0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	7	20	25	11	6	5	9	14	8	11	11
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	0	0	0	6	24	38	25	18	15	13	36	43	49
人口1万人以上3万人未満の市区町村	0	0	0	0	1	6	34	17	11	8	13	26	37	48
人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	1	3	13	17	9	6	12	20	34	39
地方公共団体の組合	1	0	0	0	3	14	37	36	20	13	20	27	29	24
全体(N=2,192)	0.0	0.0	0.3	0.4	1.0	4.2	7.8	5.3	3.1	2.3	3.2	5.7	7.0	7.9
都道府県(N=47)	0.0	2.1	10.6	12.8	8.5	29.8	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	2.1
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	20.0	15.0	10.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0
中核市(N=62)	0.0	0.0	1.6	3.2	1.6	11.3	22.6	8.1	1.6	3.2	3.2	0.0	1.6	1.6
施行特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4	8.7	13.0	4.3	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	11.2	14.0	6.1	3.4	2.8	5.0	7.8	4.5	6.1
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	5.0	8.0	5.3	3.8	3.2	2.7	7.6	9.0	10.3
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=405)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.5	8.4	4.2	2.7	2.0	3.2	6.4	9.1	11.8
人口1万人未満の市町村(N=399)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.8	3.3	4.3	2.3	1.5	3.0	5.0	8.5	9.8
地方公共団体の組合(N=581)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5	2.4	6.4	6.2	3.4	2.2	3.4	4.6	5.0	4.1

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回答数	136	138	80	56	55	35	44	88	103	120	115	99	66	2,193
都道府県	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	47
政令指定都市	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	20
中核市	2	1	6	2	1	0	2	2	1	0	0	4	4	62
施行特例市	0	1	4	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	6	8	1	4	4	2	6	4	5	4	6	5	179
人口3万人以上10万人未満の市区町村	37	27	15	13	7	4	7	18	24	23	16	10	8	476
人口1万人以上3万人未満の市区町村	32	36	19	8	11	3	13	14	15	17	19	7	11	406
人口1万人未満の市町村	34	34	17	18	15	16	7	9	18	28	23	13	13	399
地方公共団体の組合	20	28	7	13	16	8	12	37	40	46	52	55	23	581
全体(N=2,193)	6.2	6.3	3.6	2.6	2.5	1.6	2.0	4.0	4.7	5.5	5.2	4.5	3.0	
都道府県(N=47)	6.4	4.3	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	4.3	
政令指定都市(N=20)	0.0	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	
中核市(N=62)	3.2	1.6	9.7	3.2	1.6	0.0	3.2	3.2	1.6	0.0	0.0	6.5	6.5	
施行特例市(N=23)	0.0	4.3	17.4	0.0	4.3	0.0	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	4.5	3.4	4.5	0.6	2.2	2.2	1.1	3.4	2.2	2.8	2.2	3.4	2.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	7.8	5.7	3.2	2.7	1.5	0.8	1.5	3.8	5.0	4.8	3.4	2.1	1.7	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=406)	7.9	8.9	4.7	2.0	2.7	0.7	3.2	3.4	3.7	4.2	4.7	1.7	2.7	
人口1万人未満の市町村(N=399)	8.5	8.5	4.3	4.5	3.8	4.0	1.8	2.3	4.5	7.0	5.8	3.3	3.3	
地方公共団体の組合(N=581)	3.4	4.8	1.2	2.2	2.8	1.4	2.1	6.4	6.9	7.9	9.0	9.5	4.0	

図表 38 当初計画の計画期間



図表 39 当初計画の計画期間【基礎自治体】



図表 40 当初計画の計画期間【団体区分別】

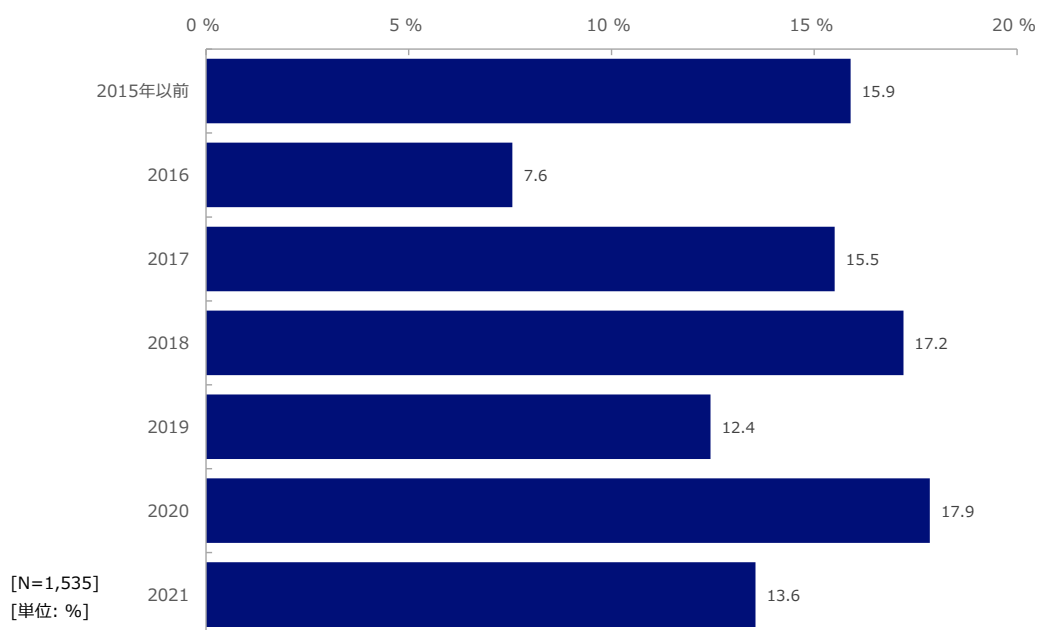
		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	計 合
回答数	全体	4	6	80	71	1,581	308	131	11	2,192
	都道府県	0	1	4	10	22	9	1	0	47
	政令指定都市	0	0	4	2	7	5	2	0	20
	中核市	0	0	1	1	37	17	5	1	62
	施行時特例市	0	0	0	1	10	12	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	5	9	118	33	13	1	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	2	19	16	331	70	34	3	476
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	1	14	11	313	40	22	4	405
	人口1万人未満の市町村	0	1	11	9	309	45	24	0	399
	地方公共団体の組合	3	1	22	12	434	77	30	2	581
比率 (%)	全体(N=2,192)	0.2	0.3	3.6	3.2	72.1	14.1	6.0	0.5	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	8.5	21.3	46.8	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	20.0	10.0	35.0	25.0	10.0	0.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	1.6	1.6	59.7	27.4	8.1	1.6	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	4.3	43.5	52.2	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	2.8	5.0	65.9	18.4	7.3	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	0.2	0.4	4.0	3.4	69.5	14.7	7.1	0.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=405)	0.0	0.2	3.5	2.7	77.3	9.9	5.4	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	0.0	0.3	2.8	2.3	77.4	11.3	6.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.5	0.2	3.8	2.1	74.7	13.3	5.2	0.3	

4) 事務事業編の最終改定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

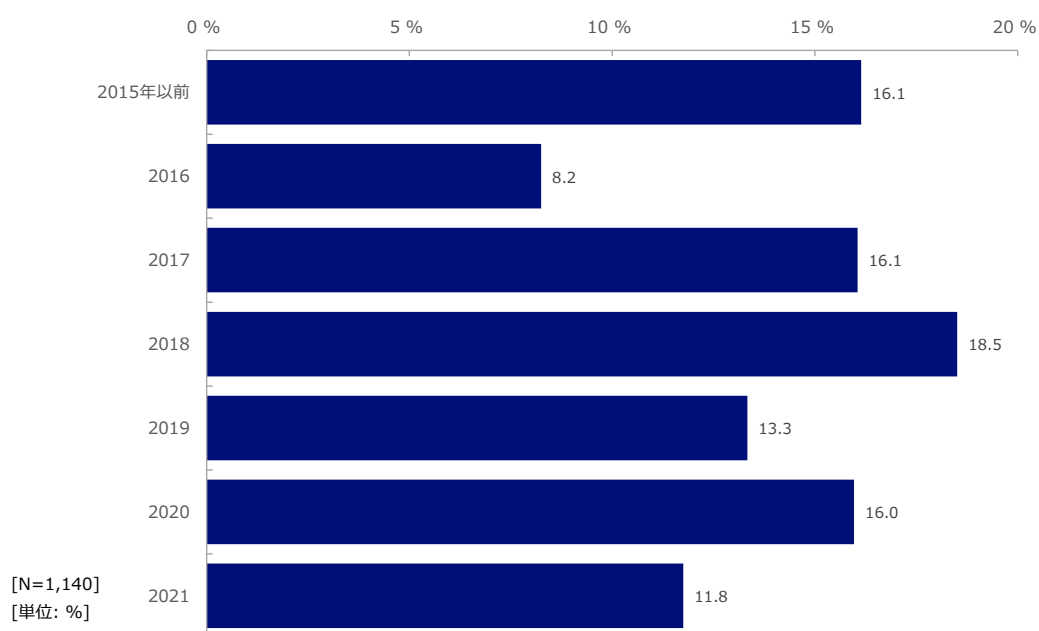
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2020年」(17.9%)が最も高く、次いで「2018年」(17.2%)、「2015年以前」(15.9%)と続く。

また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(62.3%)が多い。

図表 41 事務事業編の最終改定年度



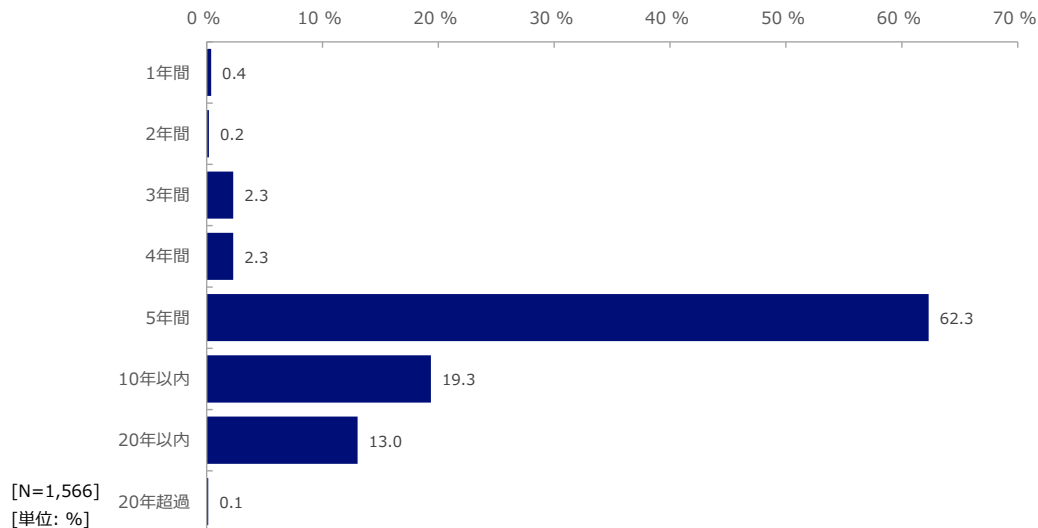
図表 42 事務事業編の最終改定年度【基礎自治体】



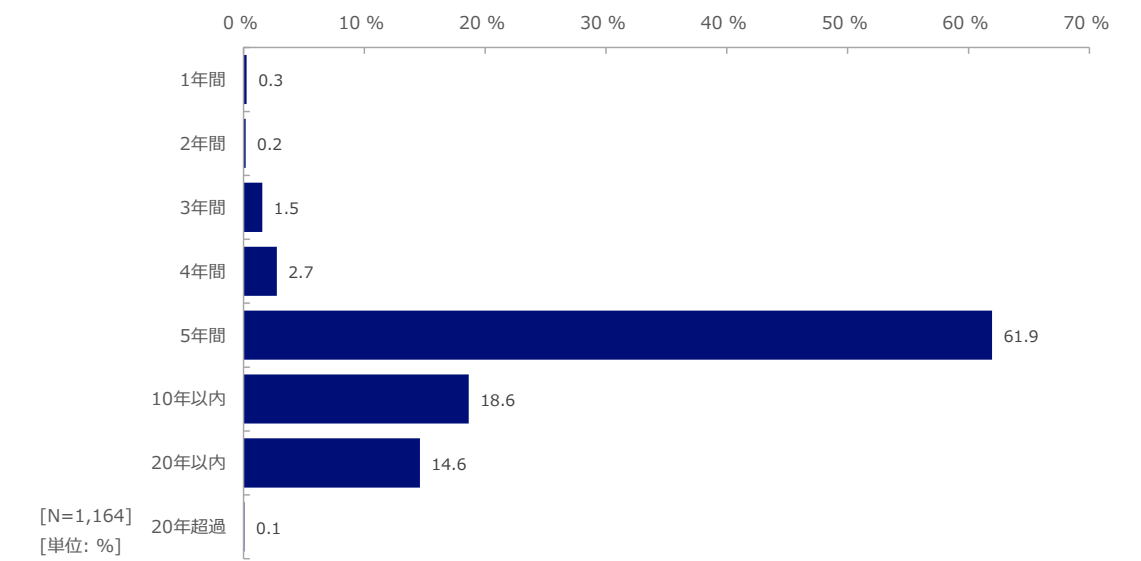
図表 43 事務事業編の最終改定年度【団体区分別】

		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
回答数	全体	2	1	2	7	8	4	6	12	9	16	13	7
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	0	0	0	2	2	2	0	3	3	1
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	0	1	1	1	0	2	3	2	5	1	3
	人口1万人未満の市町村	0	0	0	2	1	0	0	2	5	6	5	2
	地方公共団体の組合	1	1	1	4	6	2	2	4	2	2	3	1
	全体(N=1,535)	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.3	0.4	0.8	0.6	1.0	0.8	0.5
比率 (%)	都道府県(N=42)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=50)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=153)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=381)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.8	0.8	0.3
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=291)	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.7	1.0	0.7	1.7	0.3	1.0
	人口1万人未満の市町村(N=229)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.0	0.0	0.9	2.2	2.6	2.2	0.9
	地方公共団体の組合(N=353)	0.3	0.3	0.3	1.1	1.7	0.6	0.6	1.1	0.6	0.6	0.8	0.3
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回答数	全体	22	20	36	31	48	116	238	264	191	274	208	1,535
	都道府県	0	0	1	0	3	3	3	3	2	15	12	42
	政令指定都市	0	0	0	1	2	3	1	3	2	2	3	17
	中核市	0	0	0	4	6	3	6	9	2	14	6	50
	施行時特例市	0	0	0	0	0	1	3	5	1	6	2	19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	1	4	0	4	17	27	28	18	32	17	153
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	4	7	5	9	26	72	80	52	62	45	381
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	7	5	6	9	17	50	52	44	36	40	291
	人口1万人未満の市町村	3	5	12	7	10	27	24	34	33	30	21	229
	地方公共団体の組合	4	3	7	8	5	19	52	50	37	77	62	353
	全体(N=2,193)	1.4	1.3	2.3	2.0	3.1	7.6	15.5	17.2	12.4	17.9	13.6	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	2.4	0.0	7.1	7.1	7.1	7.1	4.8	35.7	28.6	
比率 (%)	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	5.9	11.8	17.6	5.9	17.6	11.8	11.8	17.6	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	8.0	12.0	6.0	12.0	18.0	4.0	28.0	12.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	15.8	26.3	5.3	31.6	10.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	2.6	0.7	2.6	0.0	2.6	11.1	17.6	18.3	11.8	20.9	11.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	1.3	1.0	1.8	1.3	2.4	6.8	18.9	21.0	13.6	16.3	11.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	2.1	2.4	1.7	2.1	3.1	5.8	17.2	17.9	15.1	12.4	13.7	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	1.3	2.2	5.2	3.1	4.4	11.8	10.5	14.8	14.4	13.1	9.2	
	地方公共団体の組合(N=581)	1.1	0.8	2.0	2.3	1.4	5.4	14.7	14.2	10.5	21.8	17.6	

図表 44 改定後の最新計画の計画期間



図表 45 改定後の最新計画の計画期間【基礎自治体】



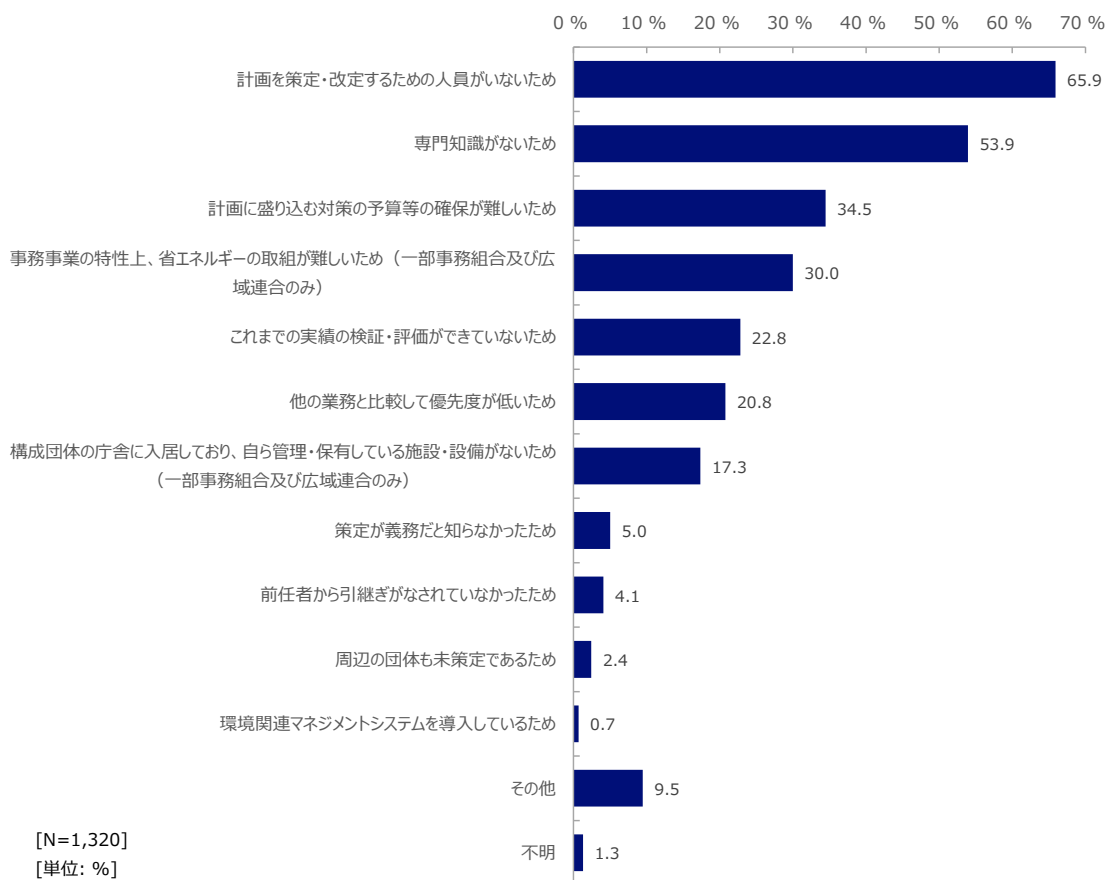
図表 46 改定後の最新計画の計画期間【団体区分別】

		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
回答数	全体	6	3	36	36	976	303	204	2	1,566
	都道府県	0	0	1	2	18	18	4	0	43
	政令指定都市	0	0	0	1	2	9	4	0	16
	中核市	0	0	0	0	20	15	15	0	50
	施行時特例市	0	0	2	1	8	6	2	0	19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	2	3	6	61	51	32	0	156
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	5	14	241	64	59	0	384
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	7	4	205	39	37	1	294
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	6	184	33	21	0	245
	地方公共団体の組合	3	1	17	2	237	68	30	1	359
比率 (%)	全体(N=1,566)	0.4	0.2	2.3	2.3	62.3	19.3	13.0	0.1	
	都道府県(N=43)	0.0	0.0	2.3	4.7	41.9	41.9	9.3	0.0	
	政令指定都市(N=16)	0.0	0.0	0.0	6.3	12.5	56.3	25.0	0.0	
	中核市(N=50)	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	30.0	30.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	0.0	10.5	5.3	42.1	31.6	10.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=156)	0.6	1.3	1.9	3.8	39.1	32.7	20.5	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=384)	0.3	0.0	1.3	3.6	62.8	16.7	15.4	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=294)	0.3	0.0	2.4	1.4	69.7	13.3	12.6	0.3	
	人口1万人未満の市町村(N=245)	0.0	0.0	0.4	2.4	75.1	13.5	8.6	0.0	
	地方公共団体の組合(N=359)	0.8	0.3	4.7	0.6	66.0	18.9	8.4	0.3	

5) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎて未改定の理由 <Q1-1(3)>

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため」（65.9%）が最も高く、次いで「専門知識がないため」（53.9%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」（34.5%）と続く。

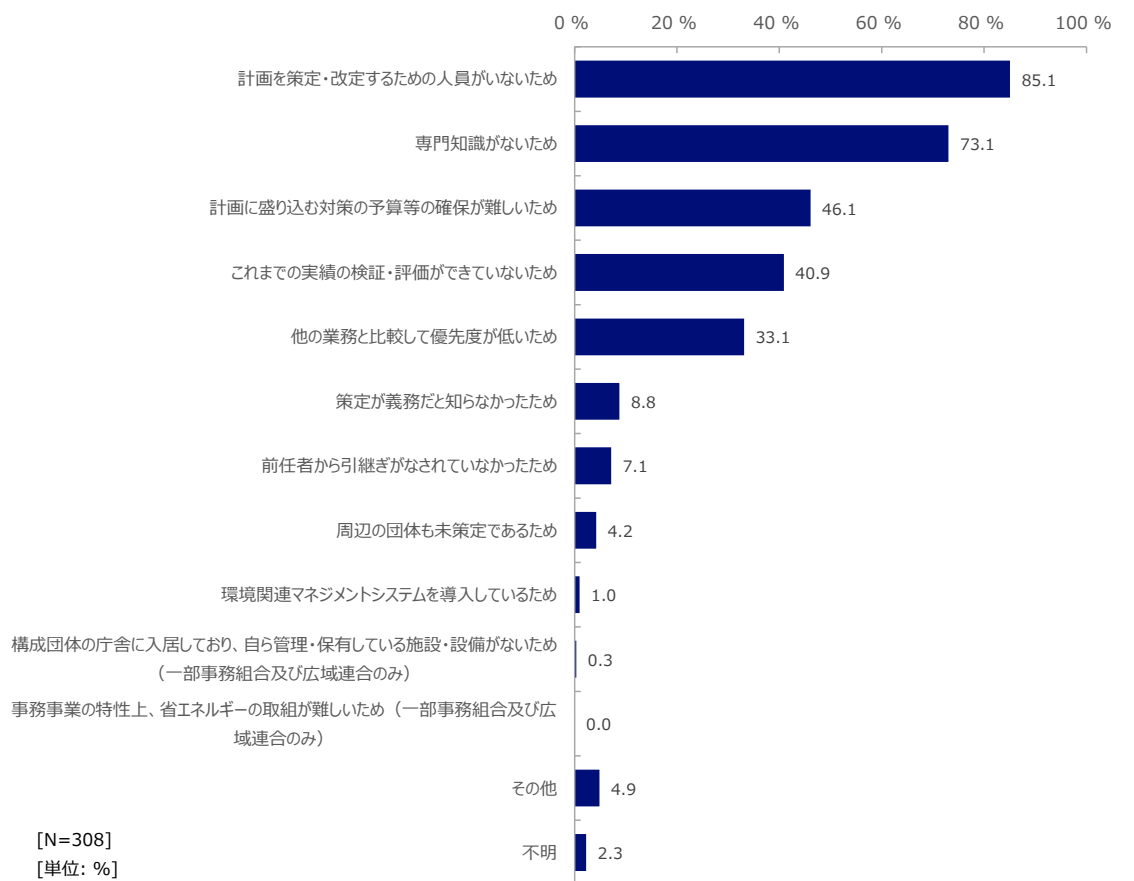
図表 47 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



合計	不明	その他	前任者から引継ぎがなされていなかったため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	周辺の団体も未策定であるため	構成団体の庁舎に入居している、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	策定が義務だと知らなかったため	他の業務と比較して優先度が低いため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	専門知識がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	計画を策定・改定するための人員がいらないため
1,320	17	125	54	396	9	32	229	66	274	301	712	455	870
	1.3	9.5	4.1	30.0	0.7	2.4	17.3	5.0	20.8	22.8	53.9	34.5	65.9

基礎自治体においても、「計画を策定・改定するための人員がいないため」(85.1%)が最も高く、次いで「専門知識がないため」(73.1%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(46.1%)と続く。

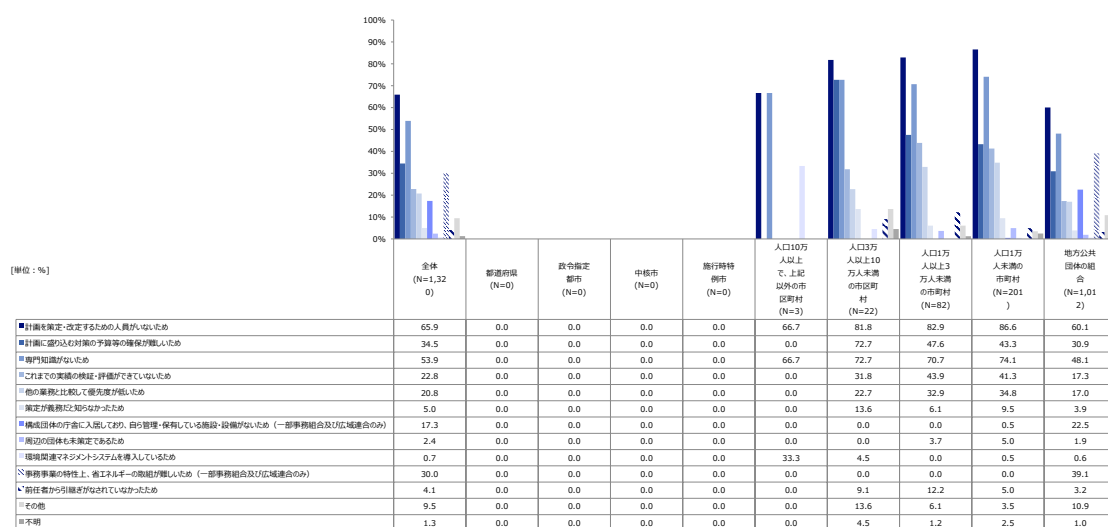
図表 48 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【基礎自治体】



合計	不明	その他	前任者から引継ぎがなされていなかったため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	周辺の団体も未策定であるため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	策定が義務だと知らなかったため	他の業務と比較して優先度が低いいため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	専門知識がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	計画を策定・改定するための人員がいらないため
308	7	15	22	0	3	13	1	27	102	126	225	142	262
	2.3	4.9	7.1	0.0	1.0	4.2	0.3	8.8	33.1	40.9	73.1	46.1	85.1

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため」の割合が高い。

図表 49 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区別】

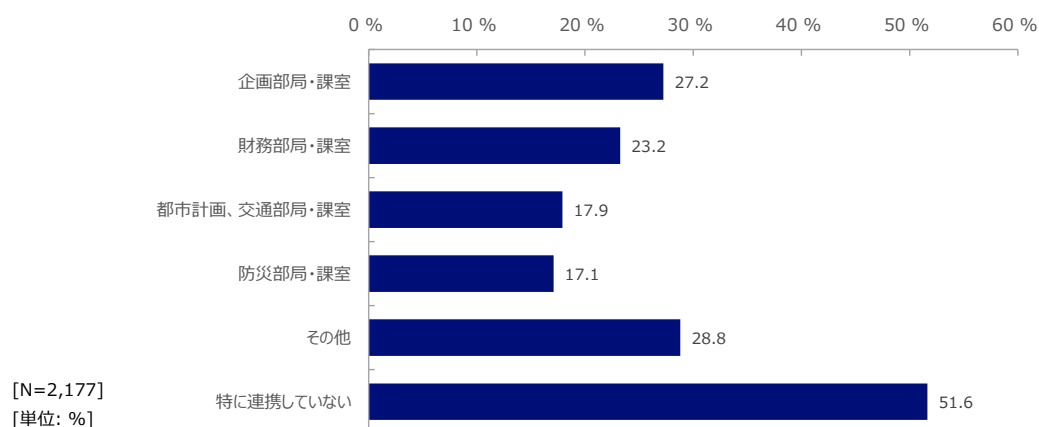


		計画を策定し、改定するための人員がいないため	計画が盛り込まれていない対策の手算等の確保が図れない	専門知識がないため	できていない実態・評価が不明	他の業務と比較して優先度が低い	想定が概算だと知らなかった	構成団体の庁舎に導入している設備・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺団体の未策定であるため	提議関連マネジメントシステムを導入しているため	事務所等の特性上、働き方改革の推進が難しい（一部事務組合のみ）	前任者から引き継がれていない	その他	不明	合計
調査数	全体	870	455	712	301	274	66	229	32	9	396	54	125	17	1,320
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施行期特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	人口13万人以上10万人未満の市区町村	18	16	16	7	5	3	0	1	0	2	3	1	2	
	人口1万人以上10万人未満の市区町村	39	68	58	27	36	0	3	0	0	10	5	8	20	
	人口1万人未満の市町村	174	87	149	83	70	19	1	10	1	10	7	5	20	
	地方公共団体の組合	608	313	487	175	172	39	228	19	6	396	32	110	10	1,010
比率（％）	全体(N=1,320)	65.9	34.5	53.9	22.8	20.8	5.0	17.3	2.4	0.7	30.0	4.1	9.5	1.3	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行期特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=3)	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口13万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	81.8	72.7	72.7	31.8	22.7	13.6	0.0	0.0	4.5	0.0	9.1	13.6	4.5	
	人口1万人以上10万人未満の市町村(N=82)	82.9	47.6	70.7	43.9	32.9	6.1	0.0	3.7	0.0	0.0	12.2	6.1	1.2	
	人口1万人未満の市町村(N=201)	86.6	43.3	74.1	41.3	34.8	9.5	0.5	5.0	0.5	0.0	5.0	3.5	2.5	
	地方公共団体の組合(N=913)	69.7	30.9	52.1	23.7	21.6	5.0	17.6	2.3	0.7	30.0	4.1	9.5	1.3	

6) 事務事業編策定・改定において連携している部署 <Q1-1(4)>

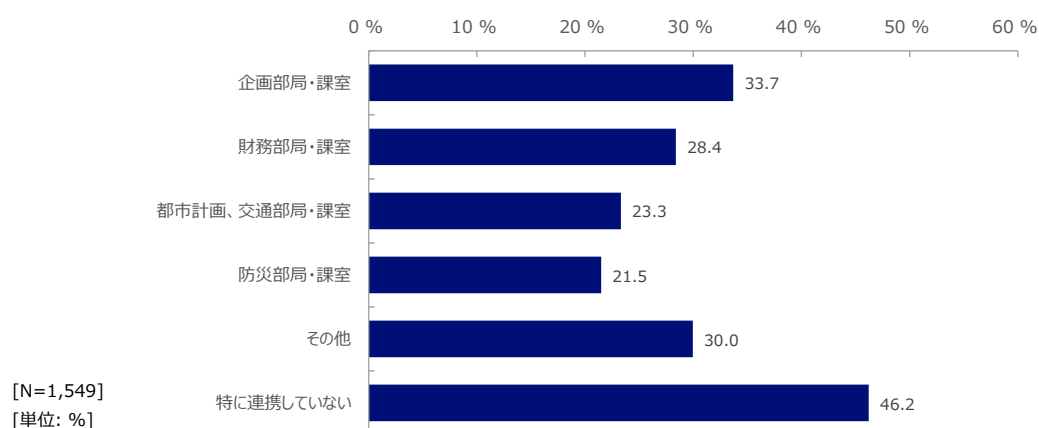
実行計画の策定・改定に向けて連携している部署としては「企画部局・課室」(27.2%)が最も高く、次いで「財務部局・課室」(23.2%)、「都市計画、交通部局・課室」(17.9%)と続く。また、人口3万人未満の小規模市区町村においては50%以上の団体が「特に連携していない」と回答しており、他部局を巻き込んだ計画策定に至っていない。

図表 50 事務事業編策定・改定において連携している部署



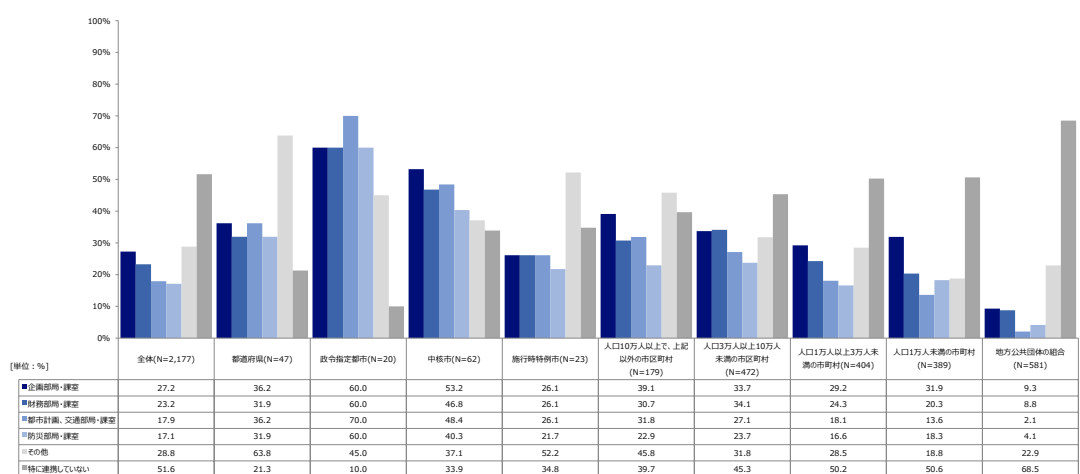
	企画部局・課室	財務部局・課室	都市計画、交通部局・課室	防災部局・課室	その他	特に連携していない	合計
全体	593	506	390	372	627	1,124	2,177
比率	27.2	23.2	17.9	17.1	28.8	51.6	

図表 51 事務事業編策定・改定において連携している部署【基礎自治体】



	企画 部局・課 室	財務 部局・課 室	都市計 画・交 通	防災 部局・課 室	その他	特に 連携し てい ない	合 計
全体	522	440	361	333	464	716	1,549
比率	33.7	28.4	23.3	21.5	30.0	46.2	

図表 52 事務事業編策定・改定において連携している部署
【団体区分別】



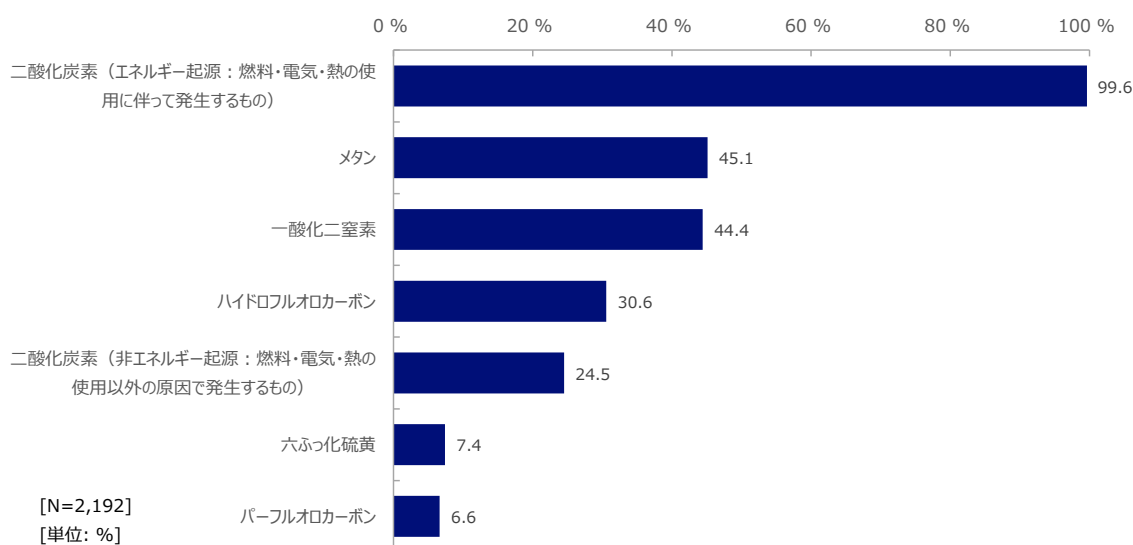
		企画 部局・課 室	財務 部局・課 室	都市計 画、交 通部 局・	防災 部局・課 室	その他	特に 連携し てい ない	合 計
回答数	全体	593	506	390	372	627	1,124	2,177
	都道府県	17	15	17	15	30	10	47
	政令指定都市	12	12	14	12	9	2	20
	中核市	33	29	30	25	23	21	62
	施行時特例市	6	6	6	5	12	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	55	57	41	82	71	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	159	161	128	112	150	214	472
	人口1万人以上3万人未満の市町村	118	98	73	67	115	203	404
	人口1万人未満の市町村	124	79	53	71	73	197	389
	地方公共団体の組合	54	51	12	24	133	398	581
比率（％）	全体(N=2,177)	27.2	23.2	17.9	17.1	28.8	51.6	
	都道府県(N=47)	36.2	31.9	36.2	31.9	63.8	21.3	
	政令指定都市(N=20)	60.0	60.0	70.0	60.0	45.0	10.0	
	中核市(N=62)	53.2	46.8	48.4	40.3	37.1	33.9	
	施行時特例市(N=23)	26.1	26.1	26.1	21.7	52.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	39.1	30.7	31.8	22.9	45.8	39.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=472)	33.7	34.1	27.1	23.7	31.8	45.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	29.2	24.3	18.1	16.6	28.5	50.2	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	31.9	20.3	13.6	18.3	18.8	50.6	
	地方公共団体の組合(N=581)	9.3	8.8	2.1	4.1	22.9	68.5	

7) 排出量算定の対象としているガスの種類 <Q1-1(5)>

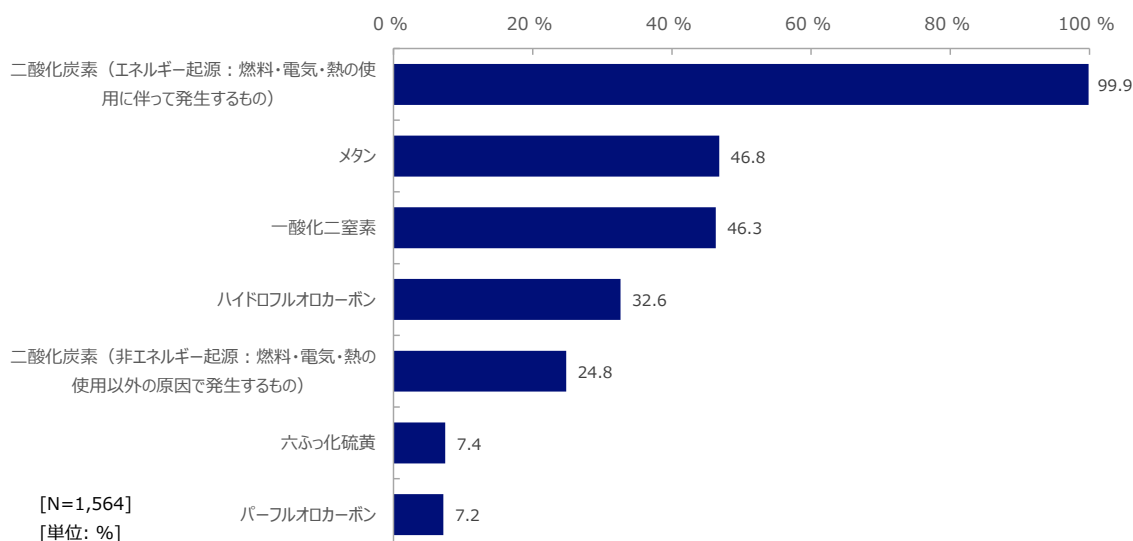
事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.6%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている（基礎自治体においては 99.9%）。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（45.1%）、「一酸化二窒素」（44.4%）は、事務事業編を策定済みの団体の約 40%が排出量算定の対象としている。

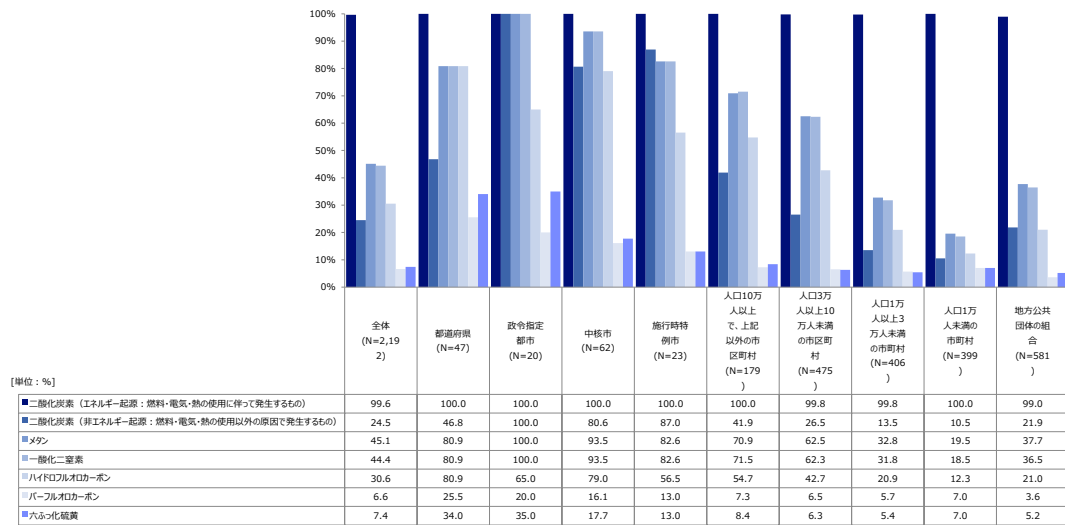
図表 53 排出量算定の対象としているガスの種類



図表 54 排出量算定の対象としているガスの種類【基礎自治体】



図表 55 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



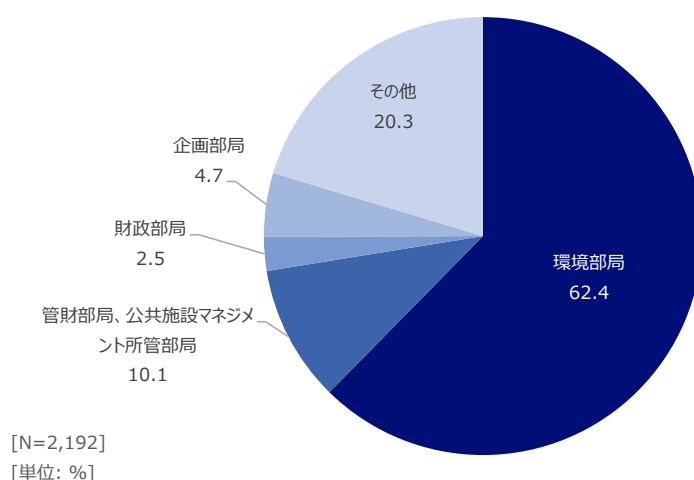
		使用に伴って発生するもの (二酸化炭素・エネルギー起源)	熱の使用以外の原因で発生するもの (二酸化炭素・燃料・電気・熱)	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	全体	2,184	537	989	974	670	145	162	2,192
	都道府県	47	22	38	38	38	12	16	47
	政令指定都市	20	20	20	20	13	4	7	20
	中核市	62	50	58	58	49	10	11	62
	施行時特例市	23	20	19	19	13	3	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	179	75	127	128	98	13	15	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	474	126	297	296	203	31	30	475
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	405	55	133	129	85	23	22	406
	人口1万人未満の市区町村	399	42	78	74	49	28	28	399
	地方公共団体の組合	575	127	219	212	122	21	30	581
比率 (%)	全体 (N=2,192)	99.6	24.5	45.1	44.4	30.6	6.6	7.4	
	都道府県 (N=47)	100.0	46.8	80.9	80.9	80.9	25.5	34.0	
	政令指定都市 (N=20)	100.0	100.0	100.0	100.0	65.0	20.0	35.0	
	中核市 (N=62)	100.0	80.6	93.5	93.5	79.0	16.1	17.7	
	施行時特例市 (N=23)	100.0	87.0	82.6	82.6	56.5	13.0	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=179)	100.0	41.9	70.9	71.5	54.7	7.3	8.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=475)	99.8	26.5	62.5	62.3	42.7	6.5	6.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=406)	99.8	13.5	32.8	31.8	20.9	5.7	5.4	
	人口1万人未満の市区町村 (N=399)	100.0	10.5	19.5	18.5	12.3	7.0	7.0	
	地方公共団体の組合 (N=581)	99.0	21.9	37.7	36.5	21.0	3.6	5.2	

8) 排出量算定の担当部署 <Q1-1(6)>

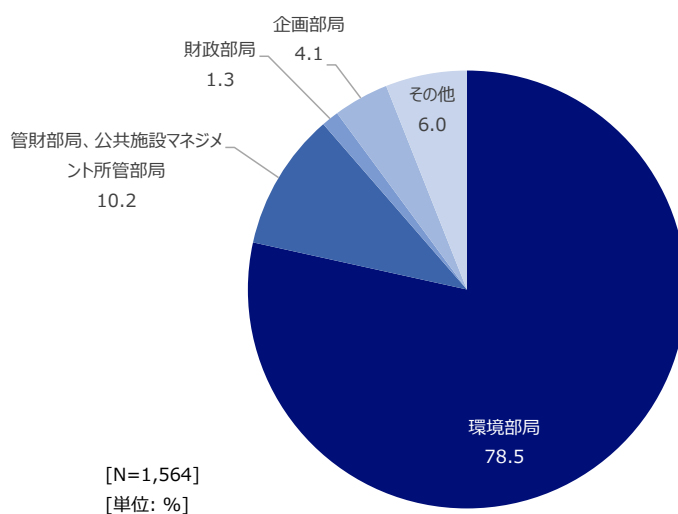
事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」(62.4%)が最も高く、次いで「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」(10.1%)、「企画部局」(4.7%)と続く。

「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署は「環境部局」(68.0%)が最も高く、次いで「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」(6.4%)、「企画部局」(5.3%)と続く。

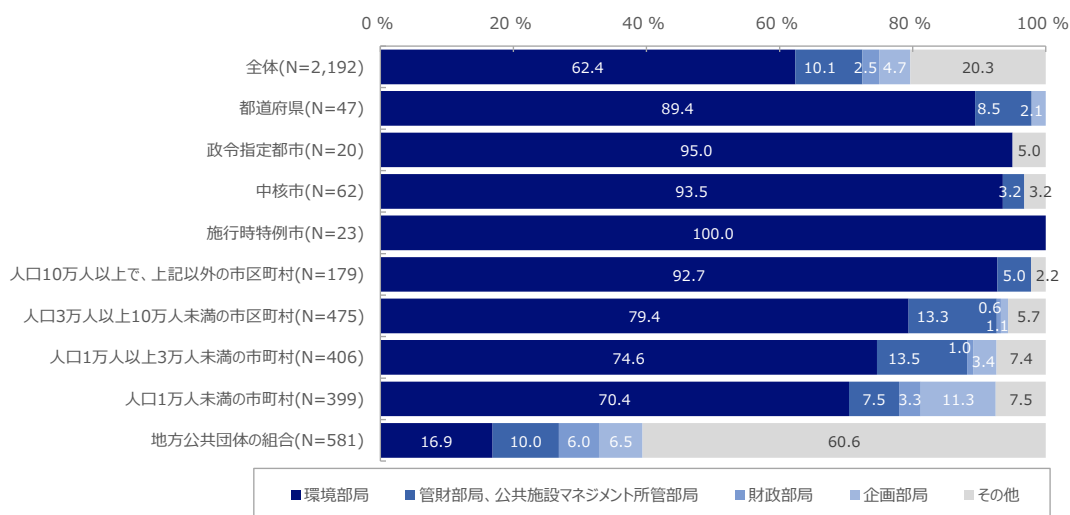
図表 56 排出量算定の担当部署



図表 57 排出量算定の担当部署
【基礎自治体】

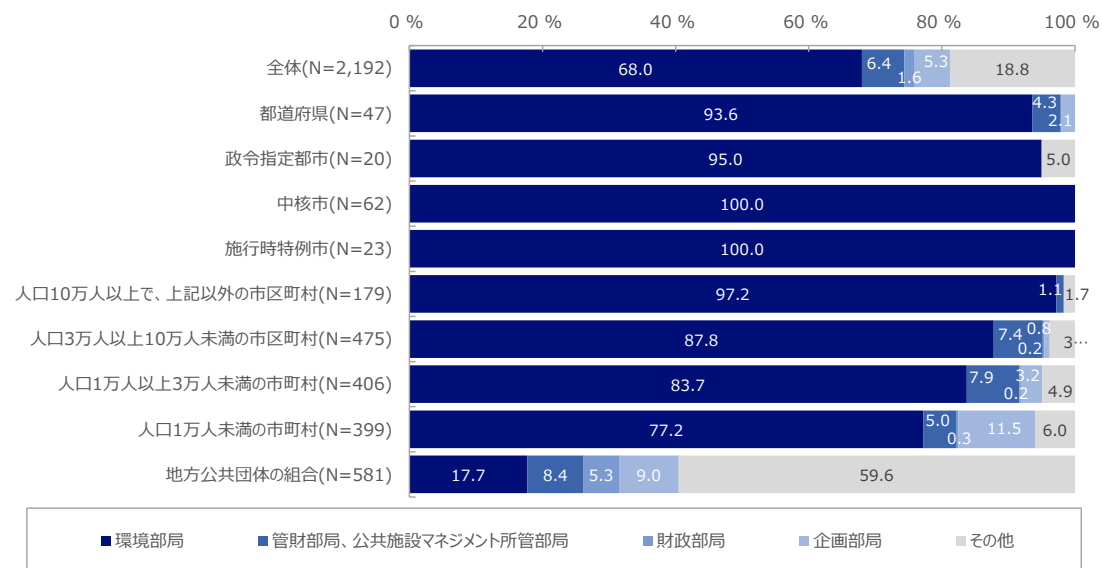


図表 58 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署
【団体区分別】



		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,367	221	55	103	446	2,192
	都道府県	42	4	0	1	0	47
	政令指定都市	19	0	0	0	1	20
	中核市	58	2	0	0	2	62
	施行時特例市	23	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	166	9	0	0	4	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	377	63	3	5	27	475
	人口1万人以上3万人未満の市町村	303	55	4	14	30	406
	人口1万人未満の市町村	281	30	13	45	30	399
	地方公共団体の組合	98	58	35	38	352	581
比率 (%)	全体(N=2,192)	62.4	10.1	2.5	4.7	20.3	
	都道府県(N=47)	89.4	8.5	0.0	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=62)	93.5	3.2	0.0	0.0	3.2	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	92.7	5.0	0.0	0.0	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=475)	79.4	13.3	0.6	1.1	5.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	74.6	13.5	1.0	3.4	7.4	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	70.4	7.5	3.3	11.3	7.5	
	地方公共団体の組合(N=581)	16.9	10.0	6.0	6.5	60.6	

図表 59 排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の
担当部署【団体区分別】

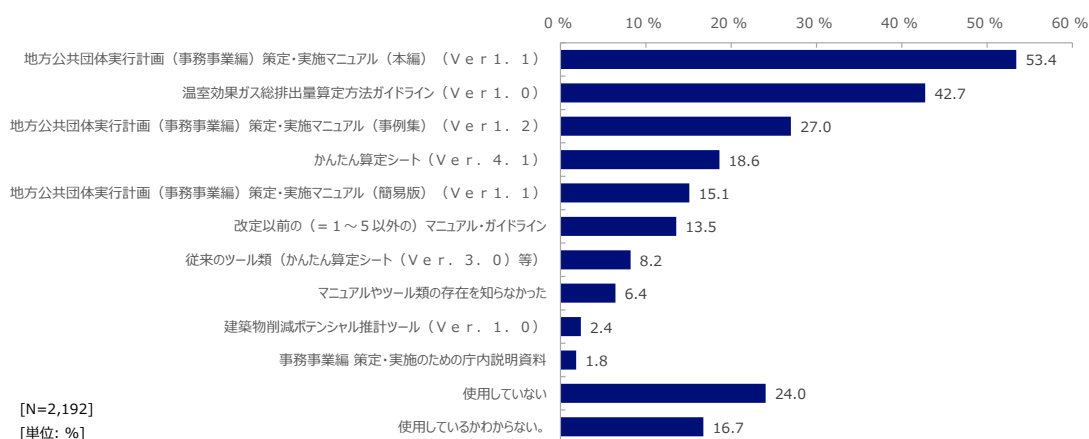


		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,490	140	34	116	412	2,192
	都道府県	44	2	0	1	0	47
	政令指定都市	19	0	0	0	1	20
	中核市	62	0	0	0	0	62
	施行時特例市	23	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	174	2	0	0	3	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	417	35	1	4	18	475
	人口1万人以上3万人未満の市町村	340	32	1	13	20	406
	人口1万人未満の市町村	308	20	1	46	24	399
	地方公共団体の組合	103	49	31	52	346	581
比率 (%)	全体(N=2,192)	68.0	6.4	1.6	5.3	18.8	
	都道府県(N=47)	93.6	4.3	0.0	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=62)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	97.2	1.1	0.0	0.0	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=475)	87.8	7.4	0.2	0.8	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	83.7	7.9	0.2	3.2	4.9	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	77.2	5.0	0.3	11.5	6.0	
	地方公共団体の組合(N=581)	17.7	8.4	5.3	9.0	59.6	

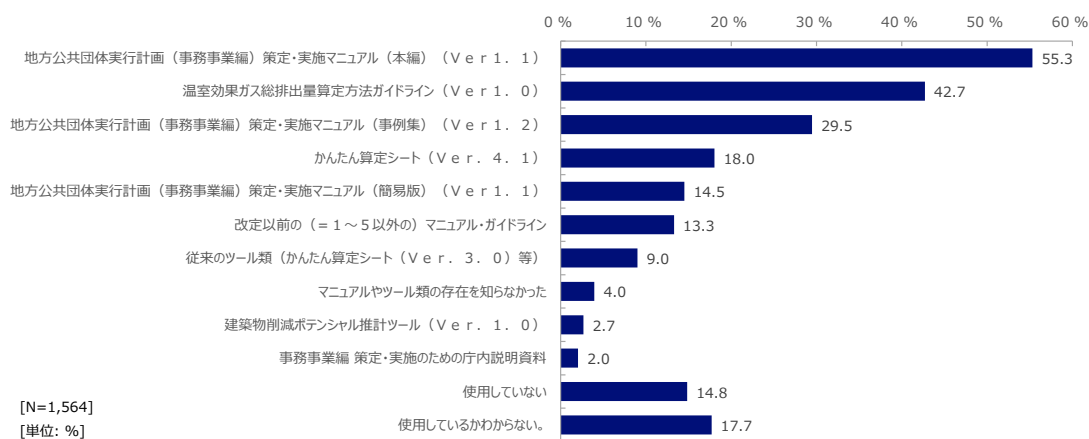
9) マニュアルやツール類のうち、使用したもの <Q1-1(7)>

事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1. 1）」（53.4%）が最も高く、次いで「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver 1. 0）」（42.7%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver 1. 2）」（27.0%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 60 マニュアルやツール類のうち、使用したもの

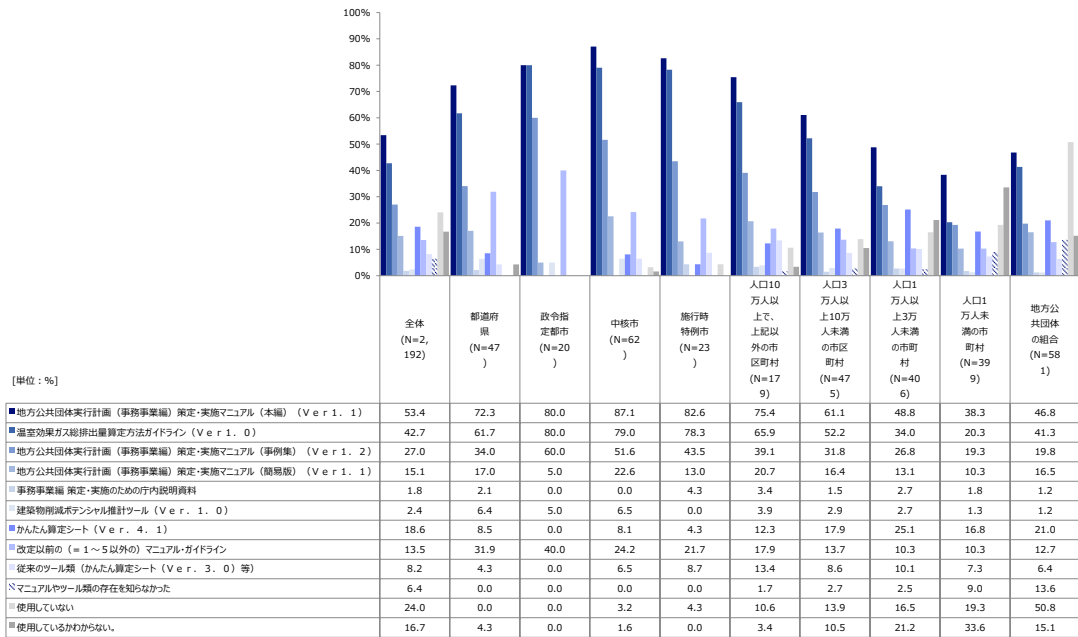


図表 61 マニュアルやツール類のうち、使用したもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 62 マニュアルやツール類のうち、使用したもの【団体区分別】



		地方公共団体 実行計画 （事務事業 編）策定・ 実施マニ ュアル（本 編）（Ver. 1. 1）	温室効果ガス 総排出量 算定方法 ガイドライン （Ver. 1. 0）	地方公共団体 実行計画 （事務事業 編）策定・ 実施マニ ュアル（事 例集）（Ver. 1. 2）	地方公共団体 実行計画 （事務事業 編）策定・ 実施マニ ュアル（簡 易版）（Ver. 1. 1）	事務事業編 策定・実施 のための 行内説明 資料	建築物削減 ポテンシャル 推計ツール （Ver. 1. 0）	かんたん算 定シート （Ver. 4. 1）	改定以前の マニュアル・ ガイドライン （＝1～5 以外のマニ ュアル）	従来のツ ール類（ かんたん算 定シート （Ver. 3. 0） 等）	マニ ュアル やツ ール 類の 存在 を 知 ら な か つ た	使 用 し て い な い	使 用 し て い る が わ か ら な い	合 計
回答数	全体	1,171	937	592	331	40	52	408	297	180	141	527	367	2,192
	都道府県	34	29	16	8	1	3	4	15	2	0	0	2	47
	政令指定都市	16	16	12	1	0	1	0	8	0	0	0	0	20
	中核市	54	49	32	14	0	4	5	15	4	0	2	1	62
	施行時特例市	19	18	10	3	1	0	1	5	2	0	1	0	23
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	135	118	70	37	6	7	22	32	24	3	19	6	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	290	248	151	78	7	14	85	65	41	13	66	50	475
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	190	138	109	53	11	11	102	42	41	10	67	86	406
	人口1万人未満の市町村	153	81	77	41	7	5	67	41	29	36	77	134	399
	地方公共団体の組合	272	240	115	96	7	7	122	74	37	79	295	88	581
比率（％）	全体(N=2,192)	53.4	42.7	27.0	15.1	1.8	2.4	18.6	13.5	8.2	6.4	24.0	16.7	
	都道府県(N=47)	72.3	61.7	34.0	17.0	2.1	6.4	8.5	31.9	4.3	0.0	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	80.0	80.0	60.0	5.0	0.0	5.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	87.1	79.0	51.6	22.6	0.0	6.5	8.1	24.2	6.5	0.0	3.2	1.6	
	施行時特例市(N=23)	82.6	78.3	43.5	13.0	4.3	0.0	4.3	21.7	8.7	0.0	4.3	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=179)	75.4	65.9	39.1	20.7	3.4	3.9	12.3	17.9	13.4	1.7	10.6	3.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=475)	61.1	52.2	31.8	16.4	1.5	2.9	17.9	13.7	8.6	2.7	13.9	10.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	48.8	34.0	26.8	13.1	2.7	2.7	25.1	10.3	10.1	2.5	16.5	21.2	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	38.3	20.3	19.3	10.3	1.8	1.3	16.8	10.3	7.3	9.0	19.3	33.6	
	地方公共団体の組合(N=581)	46.8	41.3	19.8	16.5	1.2	1.2	21.0	12.7	6.4	13.6	50.8	15.1	

10) 事務事業編の共同策定の検討状況 <Q1-1(8)>

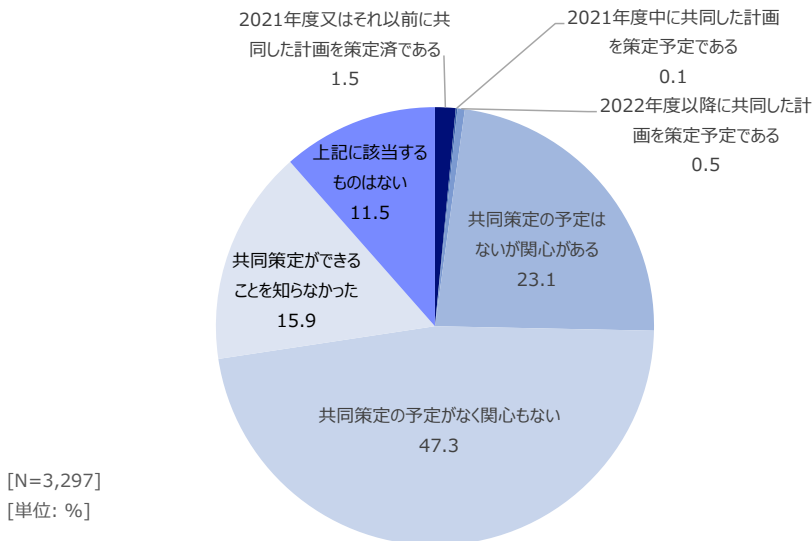
回答団体全体における事務事業編の共同策定検討状況を見ると「共同策定の予定がなく関心もない」(47.3%)が最も高く、次いで「共同策定の予定はないが関心がある」(23.1%)、「共同策定ができることを知らなかった」(15.9%)と続く。

事務事業編を共同策定していると回答した団体は50団体で、昨年度調査の46団体から4団体増加した。

基礎自治体においても、「共同策定の予定はないが関心がある」と回答している団体は422団体(24.2%)確認されている。

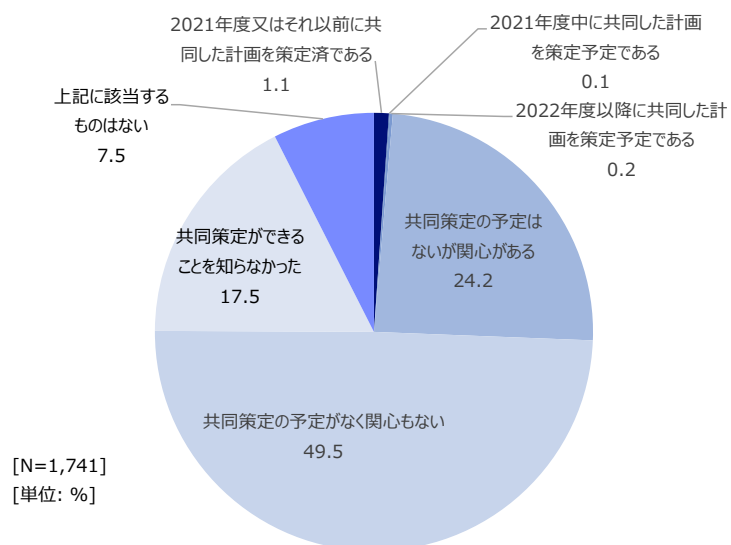
地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある」と回答した団体は20%以上存在している。

図表 63 事務事業編の共同策定の検討状況



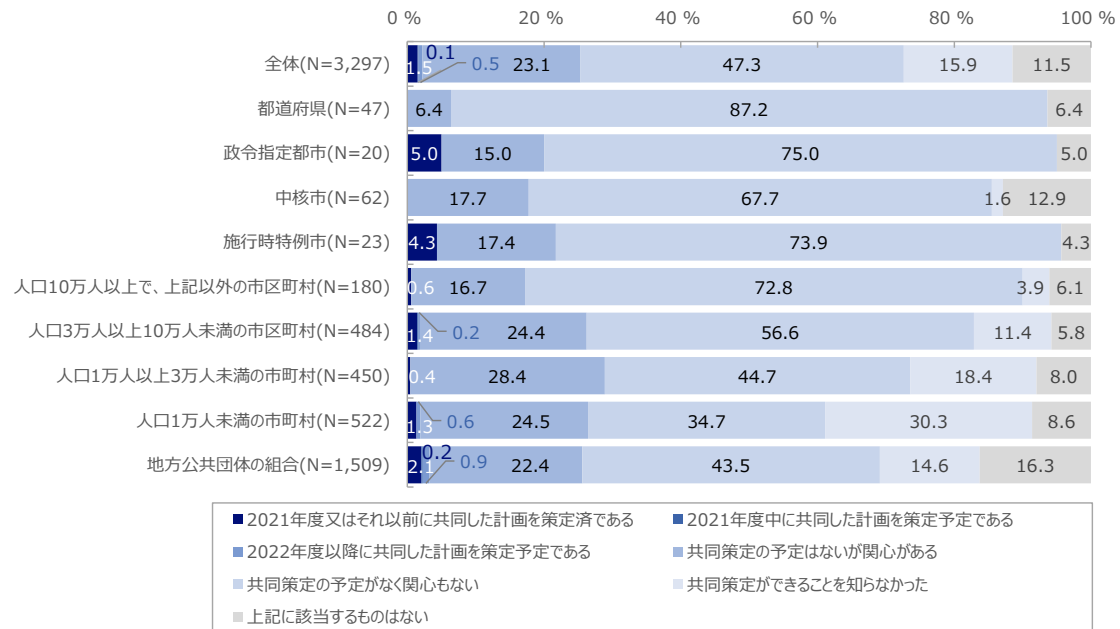
	2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度中に共同した計画を策定予定である	2022年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	50	4	18	763	1,559	524	379	3,297
比率	1.5	0.1	0.5	23.1	47.3	15.9	11.5	

図表 64 事務事業編の共同策定の検討状況【基礎自治体】



	2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度中に共同した計画を策定予定である	2022年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	19	1	4	422	861	304	130	1,741
比率	1.1	0.1	0.2	24.2	49.5	17.5	7.5	

図表 65 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

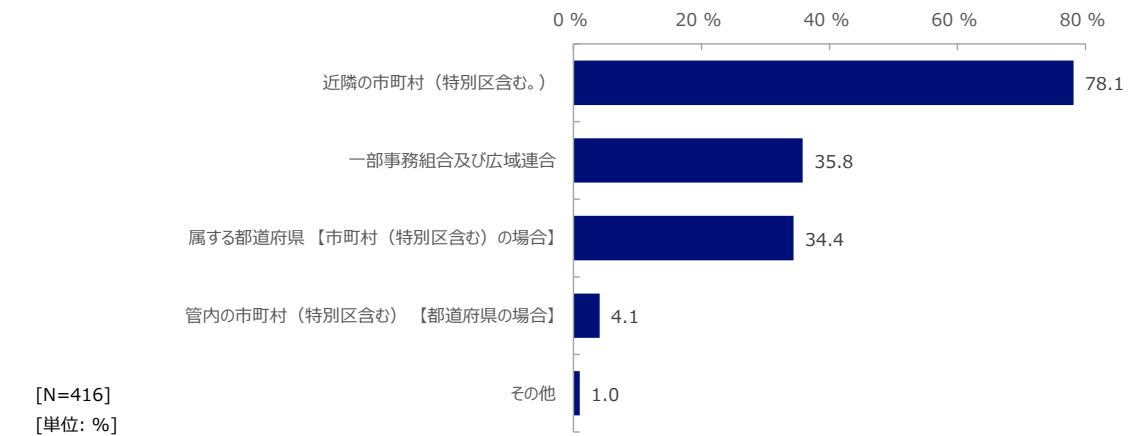


		2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度中に共同した計画を策定予定である	2022年度に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない		共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
回答数	全体	50	4	18	763	1,559		524	379	3,297
	都道府県	0	0	0	3	41		0	3	47
	政令指定都市	1	0	0	3	15		0	1	20
	中核市	0	0	0	11	42		1	8	62
	施行時特別市	1	0	0	4	17		0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	0	30	131		7	11	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	1	1	118	274		55	28	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	0	0	128	201		83	36	450
	人口1万人未満の市町村	2	0	3	128	181		158	45	522
	地方公共団体の組合	31	3	14	338	657		220	246	1,509
比率（％）	全体(N=3,297)	1.5	0.1	0.5	23.1	47.3		15.9	11.5	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	6.4	87.2		0.0	6.4	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	15.0	75.0		0.0	5.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	17.7	67.7		1.6	12.9	
	施行時特別市(N=23)	4.3	0.0	0.0	17.4	73.9		0.0	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.6	0.0	0.0	16.7	72.8		3.9	6.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	1.4	0.2	0.2	24.4	56.6		11.4	5.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	0.4	0.0	0.0	28.4	44.7		18.4	8.0	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	1.3	0.0	0.6	24.5	34.7		30.3	8.6	
	地方公共団体の組合(N=1,509)	2.1	0.2	0.9	22.4	43.5		14.6	16.3	

1 1) <組合以外>共同したい相手先 <Q1-1(8)②>

共同策定に関心があると回答した都道府県・市区町村において、共同したい相手先としては、「近隣の市区町村」（78.1%）が最も多い。

図表 66 <組合以外>共同したい相手先

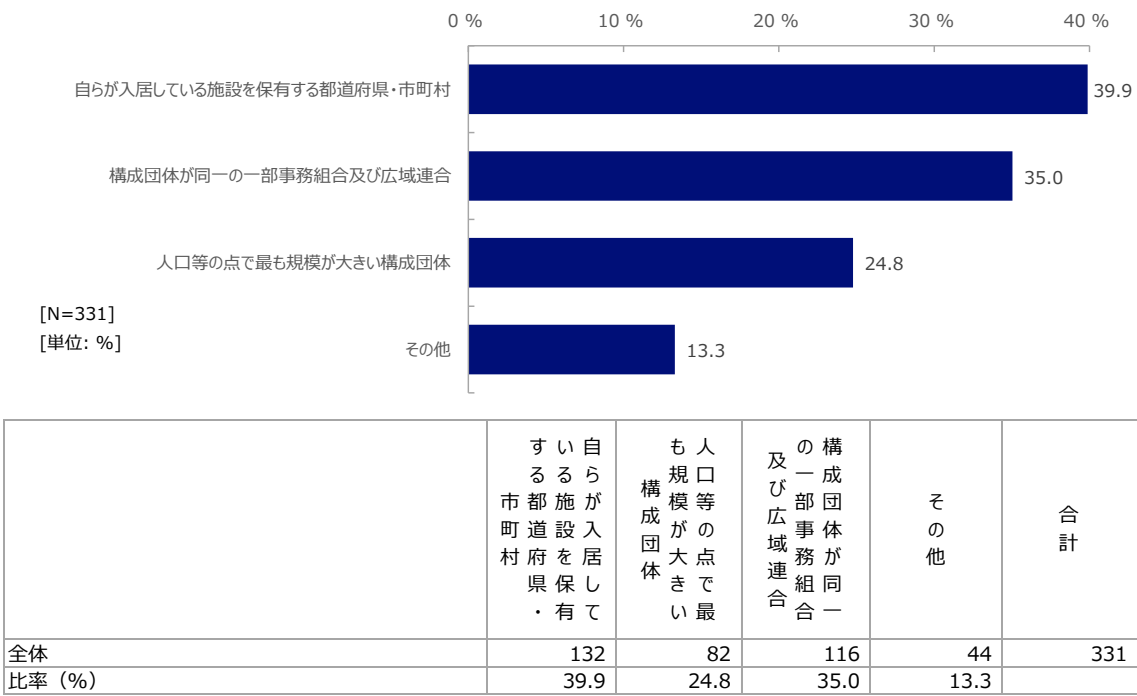


	管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	属する都道府県（市町村）【市町村（特別区含む）の場合】	近隣の市町村（特別区含む）	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
全体	17	143	325	149	4	416
比率	4.1	34.4	78.1	35.8	1.0	

12) <組合>共同したい相手先 <Q1-1(8)②>

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」(39.9%)が最も高く、次いで「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」(35.0%)、「人口等の点で最も規模が大きい構成団体」(24.8%)と続く。

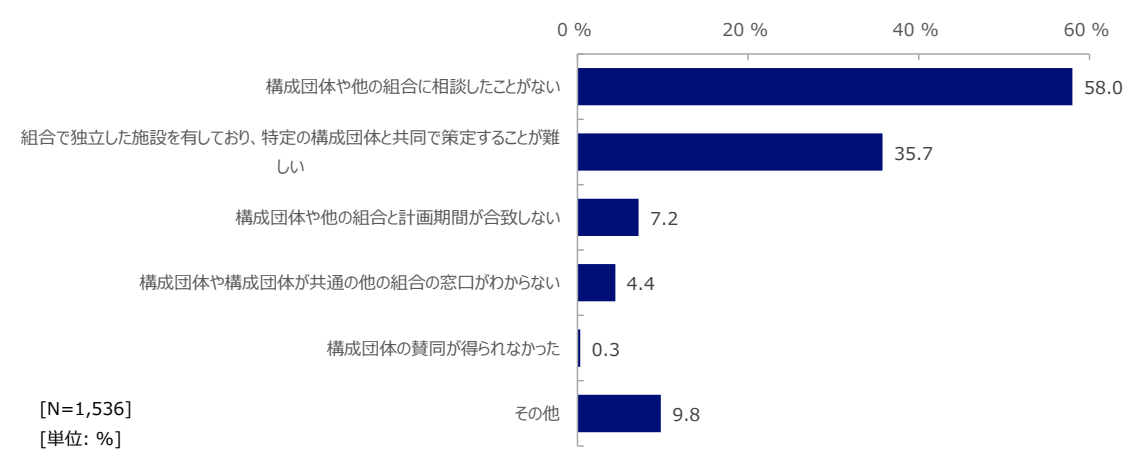
図表 67 <組合>共同したい相手先



13) 共同策定に関心がない理由 <Q1-1(8)②>

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「構成団体や他の組合に相談したことがない」(58.0%)が最も高く、次いで「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい」(35.7%)、「構成団体や他の組合と計画期間が合致しない」(7.2%)と続く。

図表 68 共同策定に関心がない理由



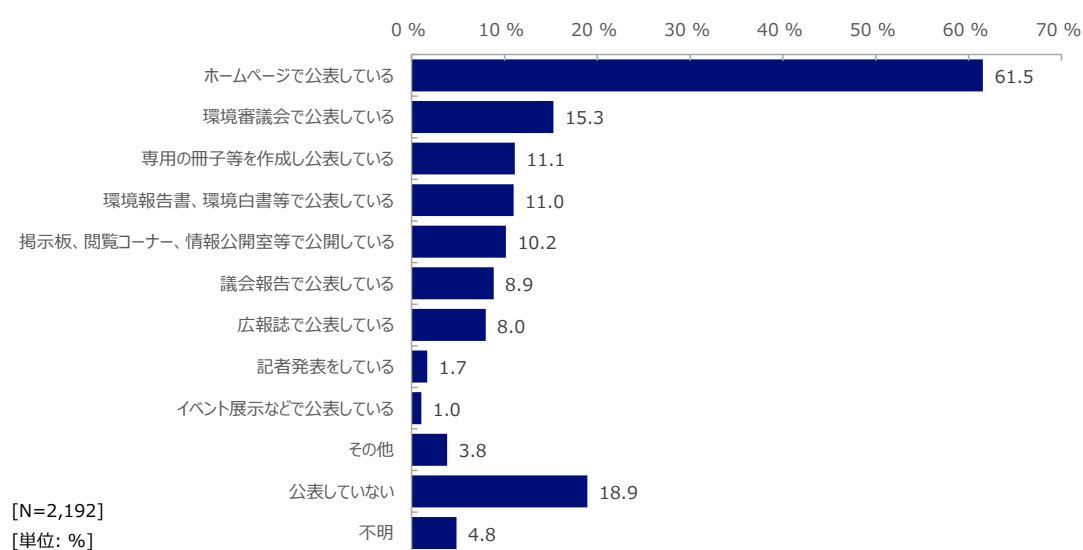
	組合で独立した施設を有し、共同で策定すること	構成団体や他の組合の窓口がわからない	構成団体や他の組合に相談したことがない	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない	構成団体の賛同が得られなかった	その他	合計
全体	549	68	891	110	5	150	1,536
比率 (%)	35.7	4.4	58.0	7.2	0.3	9.8	

14) 事務事業編の公表方法 <Q1-1(9)>

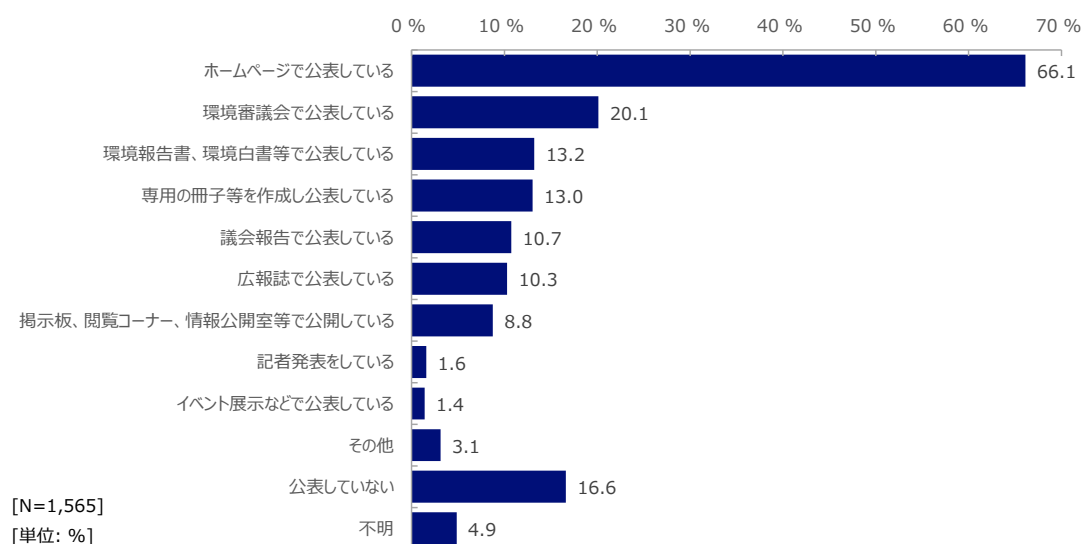
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している」(61.5%)が最も高く、次いで「環境審議会で公表している」(15.3%)、「専用の冊子等を作成し公表している」(11.1%)と続く。「公表していない」団体も18.9%存在する。

基礎自治体においては、「ホームページで公表している」と回答した団体は66.1%、「公表していない」と回答した団体は16.6%となっている。

図表 69 事務事業編の公表方法

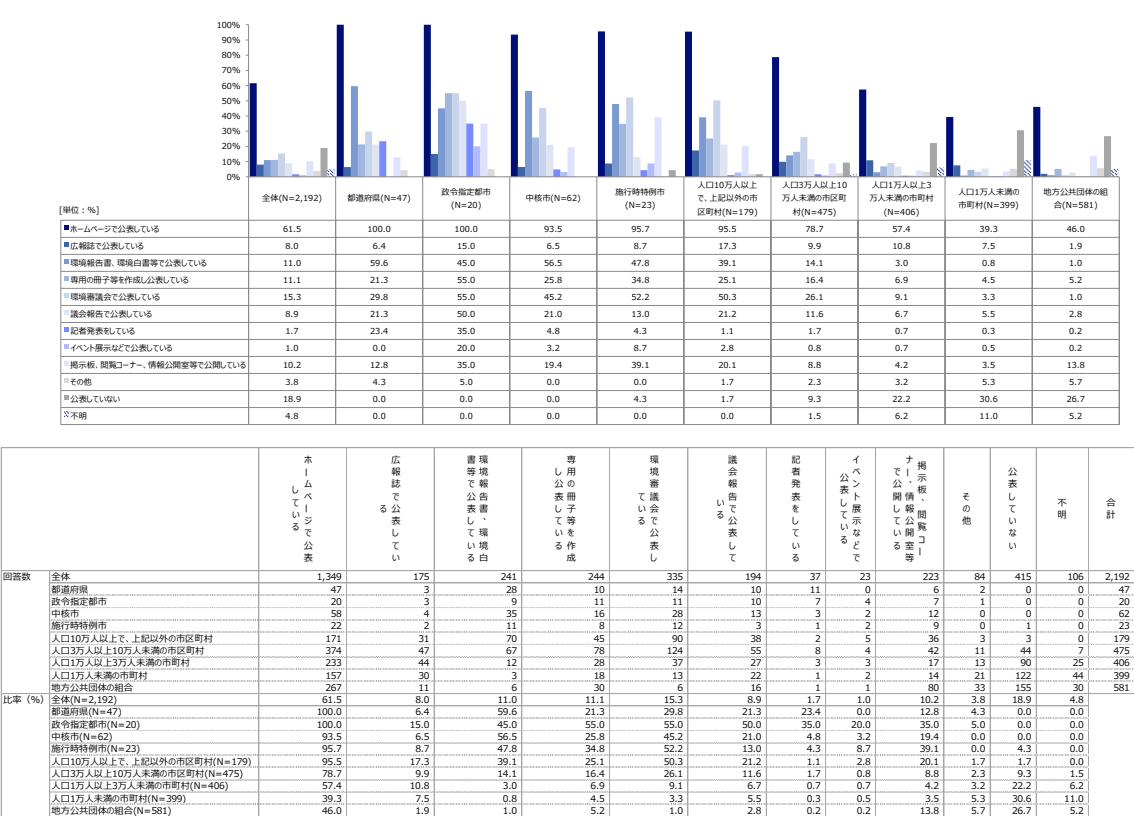


図表 70 事務事業編の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に低く、一方で「公表していない」の割合が高くなる傾向がある。

図表 71 事務事業編の公表方法【団体区分別】

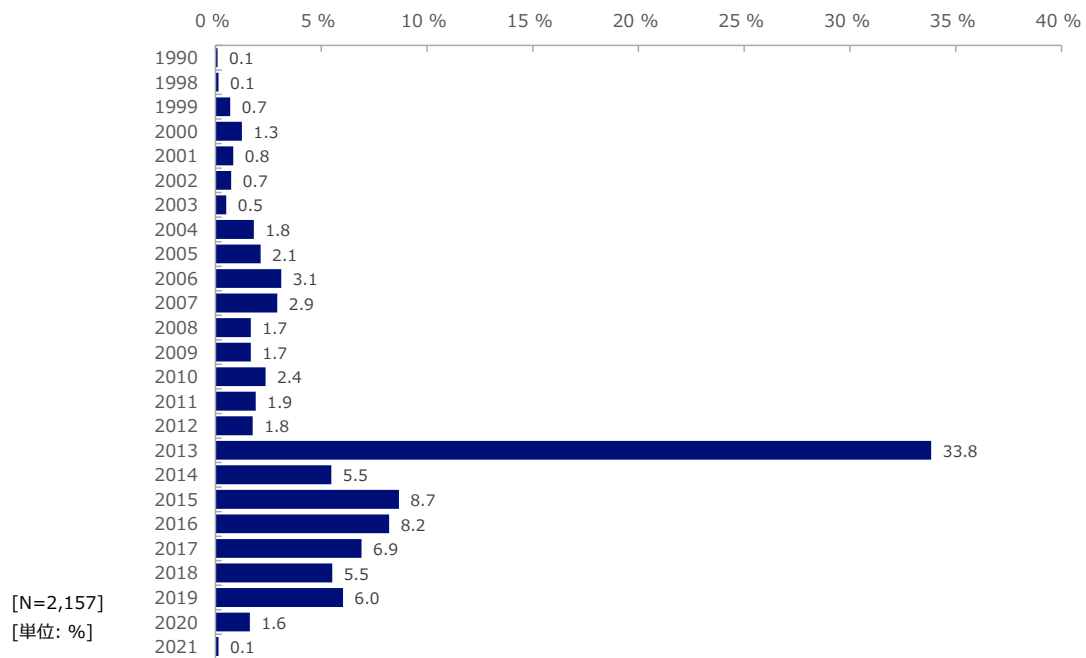


（２）実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>

１） 温室効果ガス総排出量：基準年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（33.8%）が最も多い。

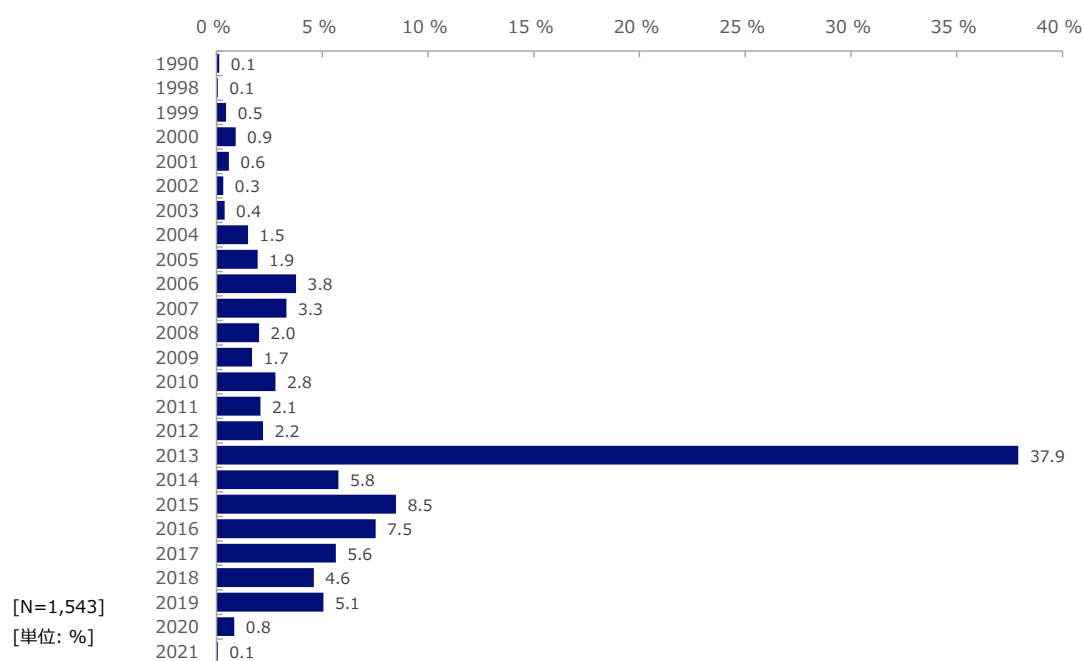
図表 72 温室効果ガス総排出量：基準年度



	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	2	3	15	27	18	16	11	39	46	67	63	36	36
比率 (%)	0.1	0.1	0.7	1.3	0.8	0.7	0.5	1.8	2.1	3.1	2.9	1.7	1.7

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	51	41	38	730	118	187	177	149	119	130	35	3	2,157
比率 (%)	2.4	1.9	1.8	33.8	5.5	8.7	8.2	6.9	5.5	6.0	1.6	0.1	

図表 73 温室効果ガス総排出量：基準年度【基礎自治体】



	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	2	1	7	14	9	5	6	23	30	58	51	31	26
比率 (%)	0.1	0.1	0.5	0.9	0.6	0.3	0.4	1.5	1.9	3.8	3.3	2.0	1.7

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	43	32	34	585	89	131	116	87	71	78	13	1	1,543
比率 (%)	2.8	2.1	2.2	37.9	5.8	8.5	7.5	5.6	4.6	5.1	0.8	0.1	

図表 74 温室効果ガス総排出量：基準年度【団体区分別】

		1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
回答数	全体	2	3	15	27	18	16	11	39	46	67	63	36	36
	都道府県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	施行時特別市	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	1	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	2	4	0	1	3	2	5	14	17	7	2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	0	2	5	6	0	2	9	9	17	12	10	10
	人口1万人未満の市町村	1	0	3	4	2	4	1	10	13	24	21	12	10
	地方公共団体の組合	0	2	8	12	9	11	5	16	16	9	12	5	10
	全体(N=2,157)	0.1	0.1	0.7	1.3	0.8	0.7	0.5	1.8	2.1	3.1	2.9	1.7	1.7
比率 (%)	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=61)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6	1.6	0.0
	施行時特別市(N=23)	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1	1.7	0.0	0.6	2.2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=473)	0.0	0.2	0.4	0.8	0.0	0.2	0.6	0.4	1.1	3.0	3.6	1.5	0.4
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=403)	0.0	0.0	0.5	1.2	1.5	0.0	0.5	2.2	2.2	4.2	3.0	2.5	2.5
	人口1万人未満の市町村(N=385)	0.3	0.0	0.8	1.0	0.5	1.0	0.3	2.6	3.4	6.2	5.5	3.1	2.6
	地方公共団体の組合(N=567)	0.0	0.4	1.4	2.1	1.6	1.9	0.9	2.8	2.8	1.6	2.1	0.9	1.8

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回答数	全体	51	41	38	730	118	187	177	149	119	130	35	3	2,157
	都道府県	1	1	0	30	5	2	0	0	1	5	1	0	47
	政令指定都市	0	0	0	15	1	0	1	0	0	0	0	0	19
	中核市	3	0	2	34	5	4	4	0	2	4	0	0	61
	施行時特別市	1	0	0	17	1	0	0	1	0	1	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	2	4	98	11	12	15	8	5	8	1	0	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	5	6	200	27	55	39	30	17	24	1	0	473
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	14	4	126	26	34	36	21	25	20	4	0	403
	人口1万人未満の市町村	13	11	18	95	18	26	21	27	22	21	7	1	385
	地方公共団体の組合	7	8	4	115	24	54	61	62	47	47	21	2	567
	全体(N=2,193)	2.4	1.9	1.8	33.8	5.5	8.7	8.2	6.9	5.5	6.0	1.6	0.1	
比率 (%)	都道府県(N=47)	2.1	2.1	0.0	63.8	10.6	4.3	0.0	0.0	2.1	10.6	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	78.9	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	4.9	0.0	3.3	55.7	8.2	6.6	6.6	0.0	3.3	6.6	0.0	0.0	
	施行時特別市(N=23)	4.3	0.0	0.0	73.9	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	2.2	1.1	2.2	58.7	6.1	6.7	8.4	4.5	2.8	4.5	0.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	2.3	1.1	1.3	42.3	5.7	11.6	8.2	6.3	3.6	5.1	0.2	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	2.7	3.5	1.0	31.3	6.5	8.4	8.9	5.2	6.2	5.0	1.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	3.4	2.9	4.7	24.7	4.7	6.8	5.5	7.0	5.7	5.5	1.8	0.3	
	地方公共団体の組合(N=581)	1.2	1.4	0.7	20.3	4.2	9.5	10.8	10.9	8.3	8.3	3.7	0.4	

2) 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量 <Q1-2(1)>

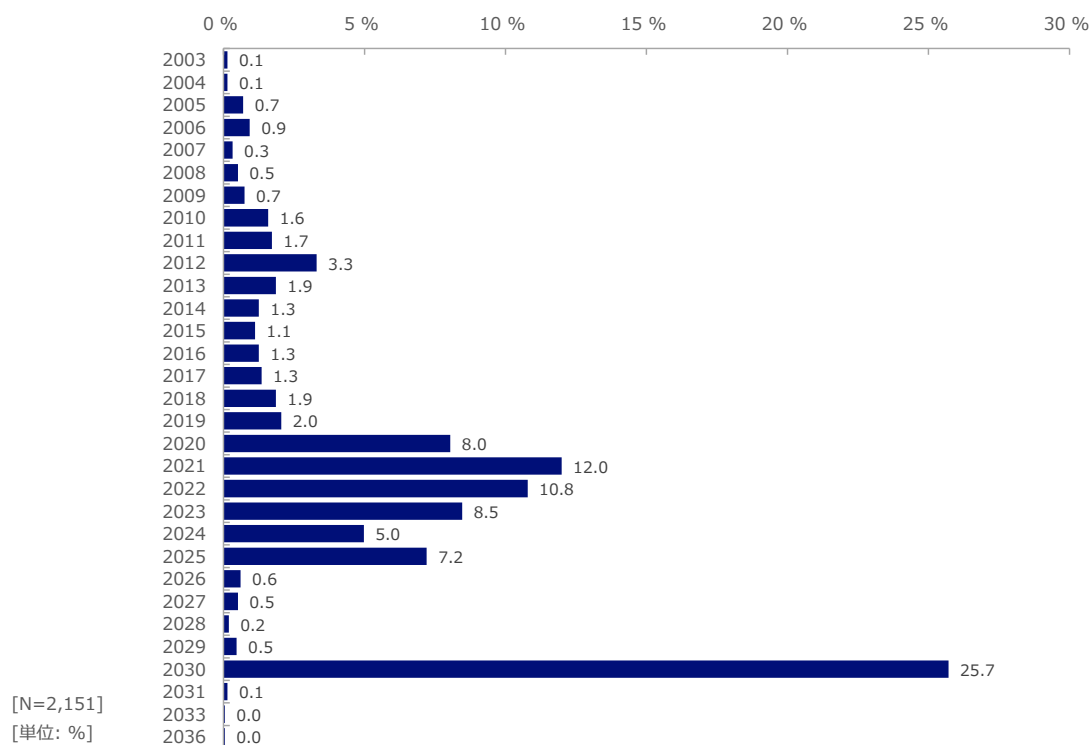
図表 75 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】

		～0.1t/人 未満	0.1～0.2t/ 人未満	0.2～0.3t/ 人未満	0.3～0.4t/ 人未満	0.4～0.5t/ 人未満	0.5～0.6t/ 人未満	0.6～0.7t/ 人未満	0.7～0.8t/ 人未満	0.8～0.9t/ 人未満	0.9～1t/人 未満	1～5t/人未 満	5t/人以上	合計
回答数	全体	379	423	274	179	106	46	49	24	21	8	46	12	1,567
	都道府県	42	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	政令指定都市	0	1	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	中核市	4	20	23	9	4	1	0	0	0	0	0	0	61
	施行時特例市	5	5	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	65	56	27	24	5	1	0	0	0	0	0	0	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	140	153	83	47	26	10	9	1	0	0	0	0	469
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	90	114	65	50	37	11	15	4	2	2	5	5	400
	人口1万人未満の市区町村	33	69	58	37	34	23	25	19	19	6	41	7	371
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=1,567)	24.2	27.0	17.5	11.4	6.8	2.9	3.1	1.5	1.3	0.5	2.9	0.8	
	都道府県(N=47)	89.4	10.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=18)	0.0	5.6	50.0	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=61)	6.6	32.8	37.7	14.8	6.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	21.7	21.7	39.1	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	36.5	31.5	15.2	13.5	2.8	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	29.9	32.6	17.7	10.0	5.5	2.1	1.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=400)	22.5	28.5	16.3	12.5	9.3	2.8	3.8	1.0	0.5	0.5	1.3	1.3	
	人口1万人未満の市区町村(N=371)	8.9	18.6	15.6	10.0	9.2	6.2	6.7	5.1	5.1	1.6	11.1	1.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

3) 温室効果ガス総排出量：目標年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2030年」(25.7%)が最も高く、次いで「2021年」(12.0%)、「2022年」(10.8%)と続く。

図表 76 温室効果ガス総排出量：目標年度

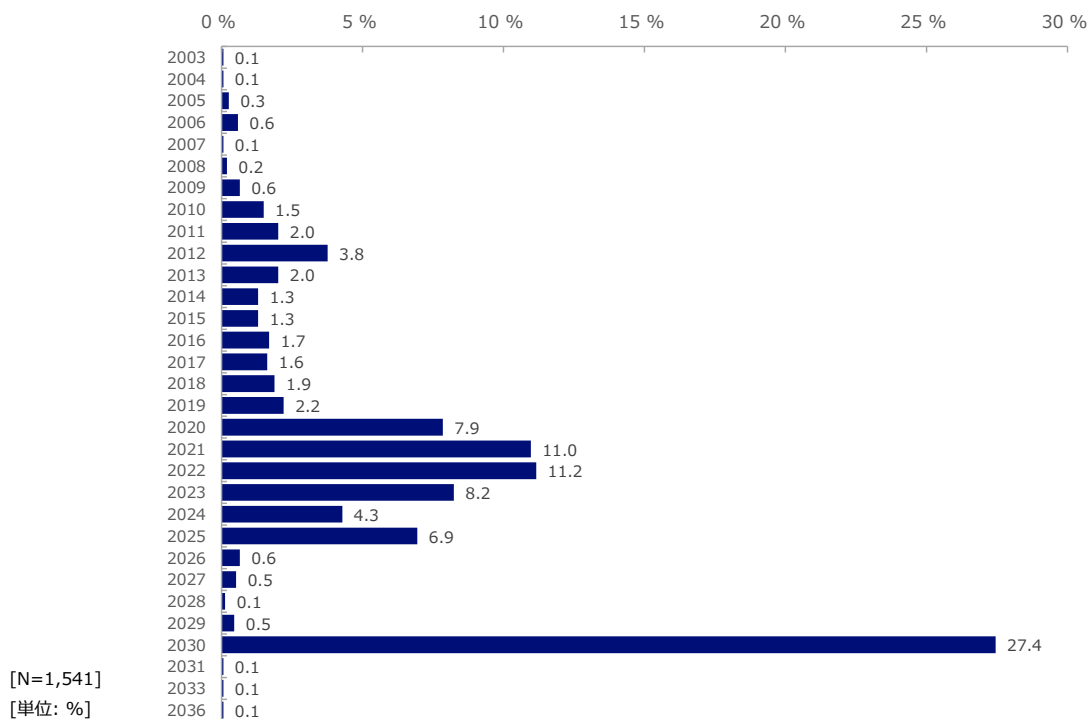


	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体	3	3	15	20	7	11	16	34	37	71	40
比率 (%)	0.1	0.1	0.7	0.9	0.3	0.5	0.7	1.6	1.7	3.3	1.9

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	27	24	27	29	40	44	173	258	232	182	107
比率 (%)	1.3	1.1	1.3	1.3	1.9	2.0	8.0	12.0	10.8	8.5	5.0

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2033	2036	合計
全体	155	13	11	4	10	553	3	1	1	2,151
比率 (%)	7.2	0.6	0.5	0.2	0.5	25.7	0.1	0.0	0.0	

図表 77 温室効果ガス総排出量：目標年度【基礎自治体】



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体	1	1	4	9	1	3	10	23	31	58	31
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.6	0.1	0.2	0.6	1.5	2.0	3.8	2.0

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	20	20	26	25	29	34	121	169	172	127	66
比率 (%)	1.3	1.3	1.7	1.6	1.9	2.2	7.9	11.0	11.2	8.2	4.3

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2033	2036	合計
全体	107	10	8	2	7	423	1	1	1	1,541
比率 (%)	6.9	0.6	0.5	0.1	0.5	27.4	0.1	0.1	0.1	

4) 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量 <Q1-2(1)>

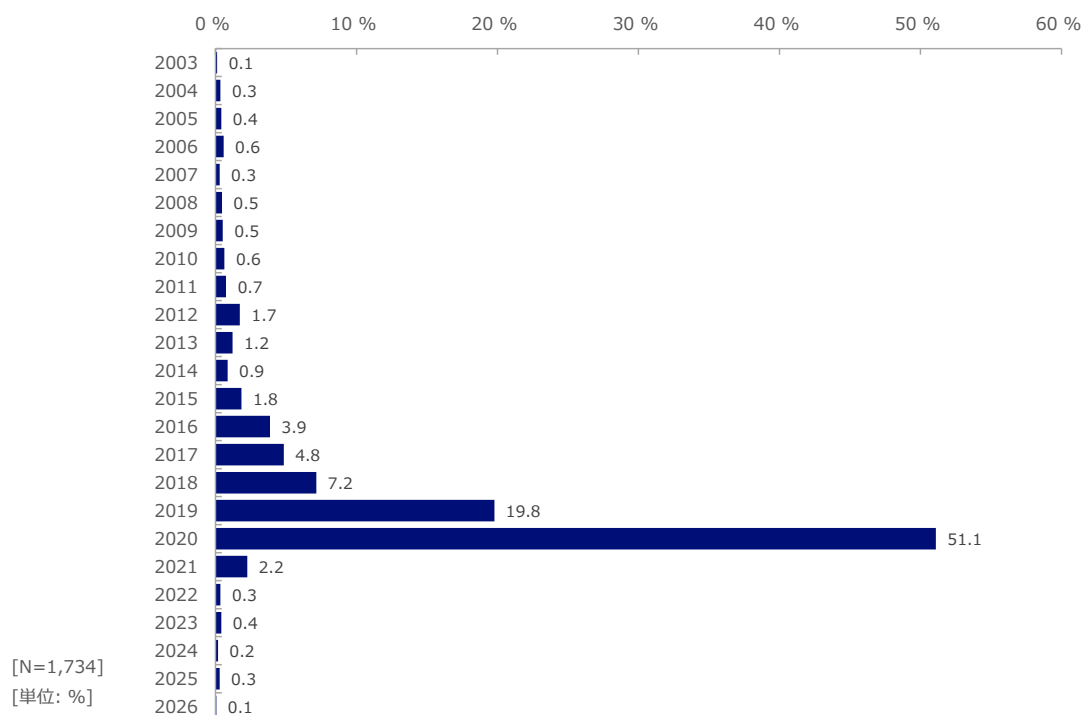
図表 78 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】

		～0.1t/人 未満	0.1～0.2t/ 人未満	0.2～0.3t/ 人未満	0.3～0.4t/ 人未満	0.4～0.5t/ 人未満	0.5～0.6t/ 人未満	0.6～0.7t/ 人未満	0.7～0.8t/ 人未満	0.8～0.9t/ 人未満	0.9～1t/人 未満	1～5t/人未 満	5t/人以上	合計
回答数	全体	491	456	256	142	79	32	34	13	13	7	30	10	1,563
	都道府県	44	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	政令指定都市	0	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	中核市	12	25	16	7	0	0	0	0	0	0	0	0	60
	施行時特例市	7	9	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	85	52	30	9	2	0	0	0	0	0	0	0	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	172	169	76	32	16	3	0	0	0	0	0	0	468
	人口1万人以上3万人未満の市町村	122	119	60	43	25	10	11	1	0	0	0	2	397
	人口1万人未満の市町村	49	72	59	48	36	19	23	12	13	7	28	6	372
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=1,563)	31.4	29.2	16.4	9.1	5.1	2.0	2.2	0.8	0.8	0.4	1.9	0.6	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=18)	0.0	38.9	50.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	20.0	41.7	26.7	11.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	30.4	39.1	26.1	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	47.8	29.2	16.9	5.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=468)	36.8	36.1	16.2	6.8	3.4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=397)	30.7	30.0	15.1	10.8	6.3	2.5	2.8	0.3	0.0	0.0	0.5	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=372)	13.2	19.4	15.9	12.9	9.7	5.1	6.2	3.2	3.5	1.9	7.5	1.6	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

5) 温室効果ガス総排出量：点検年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、点検年度は、「2020年」(51.1%)が最も高く、次いで「2019年」(19.8%)、「2018年」(7.2%)と続く。

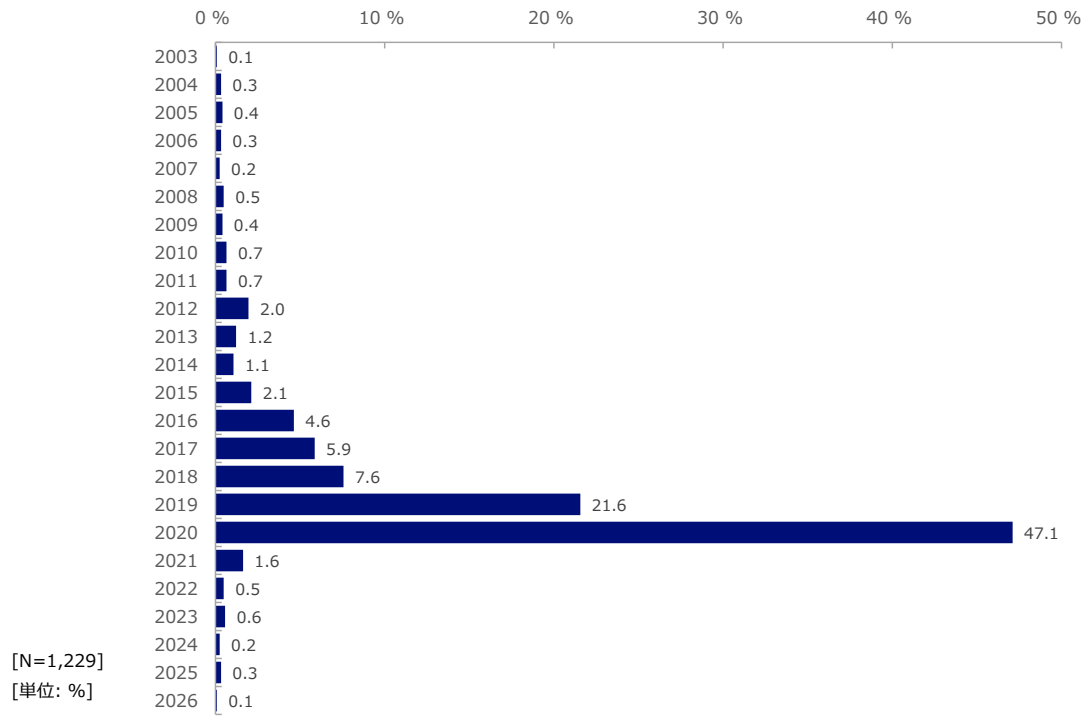
図表 79 温室効果ガス総排出量：点検年度



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	2	6	7	10	5	8	9	11	13	30	21	15
比率 (%)	0.1	0.3	0.4	0.6	0.3	0.5	0.5	0.6	0.7	1.7	1.2	0.9

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計
全体	32	67	84	124	343	886	39	6	7	3	5	1	1,734
比率 (%)	1.8	3.9	4.8	7.2	19.8	51.1	2.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.1	

図表 80 温室効果ガス総排出量：点検年度【基礎自治体】



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	4	5	4	3	6	5	8	8	24	15	13
比率 (%)	0.1	0.3	0.4	0.3	0.2	0.5	0.4	0.7	0.7	2.0	1.2	1.1

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計
全体	26	57	72	93	265	579	20	6	7	3	4	1	1,229
比率 (%)	2.1	4.6	5.9	7.6	21.6	47.1	1.6	0.5	0.6	0.2	0.3	0.1	

6) 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量 <Q1-2(1)>

図表 81 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】

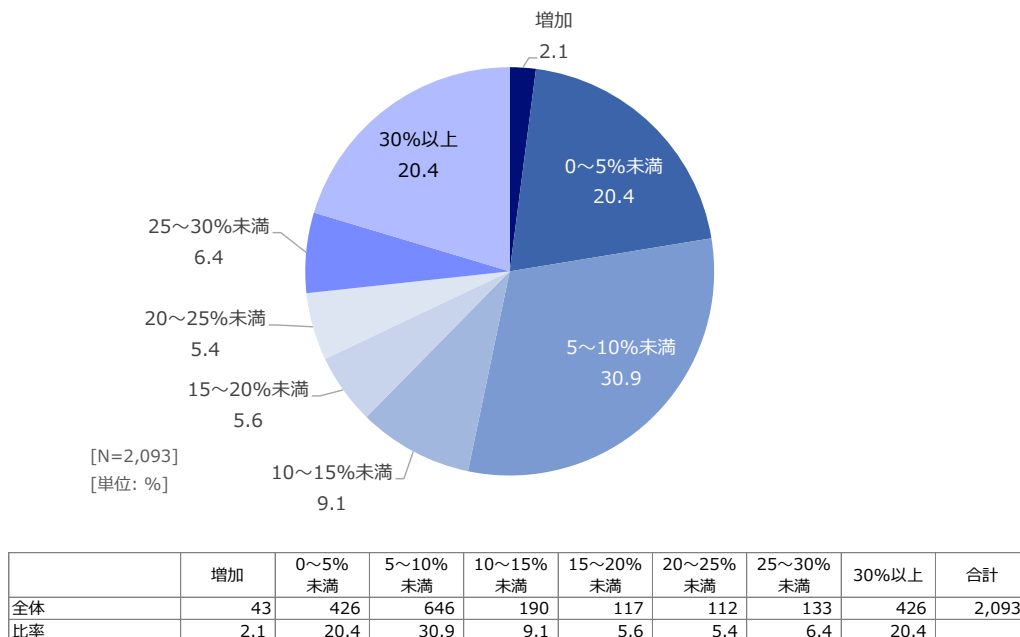
		～0.1t/人未 満	0.1～0.2t/人 未満	0.2～0.3t/人 未満	0.3～0.4t/人 未満	0.4～0.5t/人 未満	0.5～0.6t/人 未満
回答数	全体	491	456	256	142	79	32
	都道府県	44	3	0	0	0	0
	政令指定都市	0	7	9	2	0	0
	中核市	12	25	16	7	0	0
	施行時特例市	7	9	6	1	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	85	52	30	9	2	0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	172	169	76	32	16	3
	人口1万人以上3万人未満の市町村	122	119	60	43	25	10
	人口1万人未満の市町村	49	72	59	48	36	19
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=1,563)	31.4	29.2	16.4	9.1	5.1	2.0
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=18)	0.0	38.9	50.0	11.1	0.0	0.0
	中核市(N=60)	20.0	41.7	26.7	11.7	0.0	0.0
	施行時特例市(N=23)	30.4	39.1	26.1	4.3	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	47.8	29.2	16.9	5.1	1.1	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=468)	36.8	36.1	16.2	6.8	3.4	0.6
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=397)	30.7	30.0	15.1	10.8	6.3	2.5
	人口1万人未満の市町村(N=372)	13.2	19.4	15.9	12.9	9.7	5.1
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-

		0.6～0.7t/人 未満	0.7～0.8t/人 未満	0.8～0.9t/人 未満	0.9～1t/人 未満	1～5t/人未 満	5t/人以上	合計
回答数	全体	34	13	13	7	30	10	1,563
	都道府県	0	0	0	0	0	0	47
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	18
	中核市	0	0	0	0	0	0	60
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	0	0	0	0	0	468
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	1	0	0	2	4	397
	人口1万人未満の市町村	23	12	13	7	28	6	372
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=2,193)	2.2	0.8	0.8	0.4	1.9	0.6	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	2.8	0.3	0.0	0.0	0.5	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=399)	6.2	3.2	3.5	1.9	7.5	1.6	
	地方公共団体の組合(N=581)	-	-	-	-	-	-	

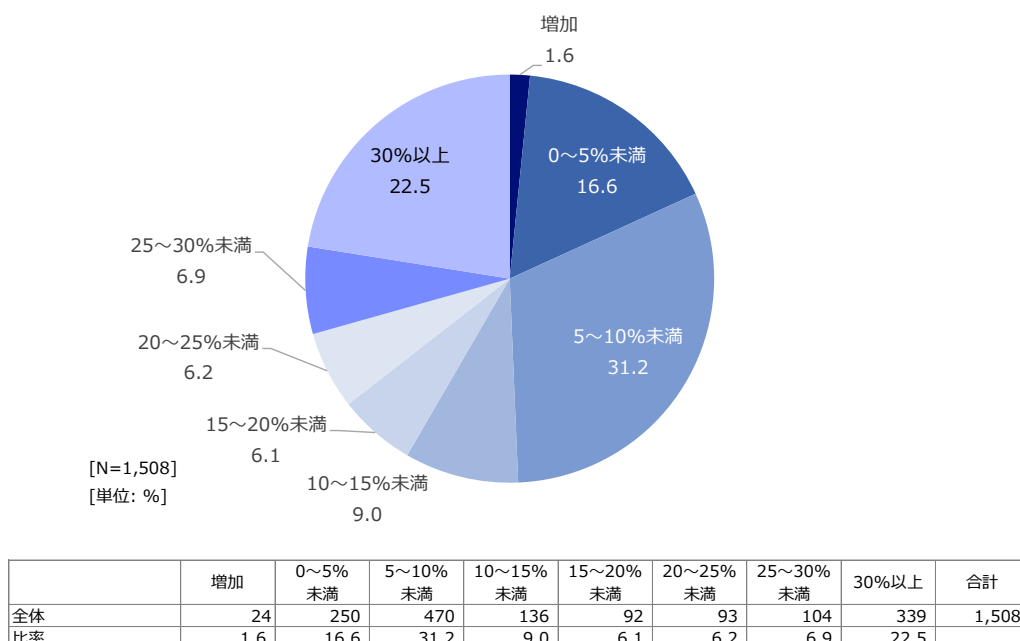
7) 温室効果ガス総排出量：目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率
<Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（30.9%）が最も多い。

図表 82 目標年度排出量の基準年度からの削減率

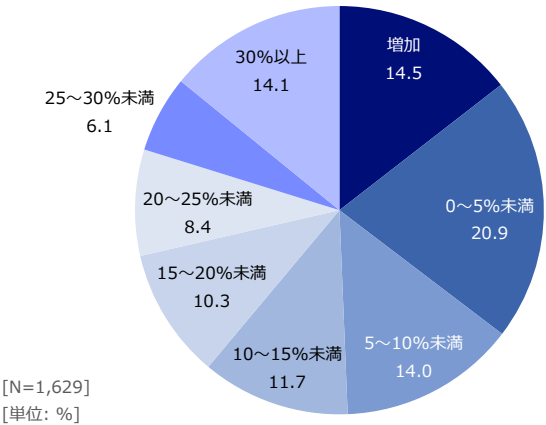


図表 83 目標年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



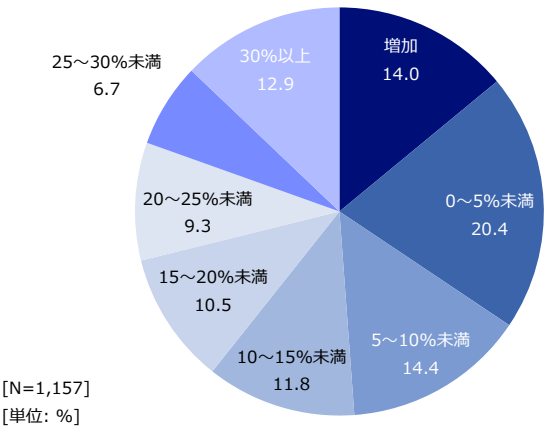
また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（20.9%）が最も多く、次いで「増加」（14.5%）が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 84 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5% 未満	5～10% 未満	10～15% 未満	15～20% 未満	20～25% 未満	25～30% 未満	30%以上	合計
全体	236	340	228	191	168	137	99	230	1,629
比率	14.5	20.9	14.0	11.7	10.3	8.4	6.1	14.1	

図表 85 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】

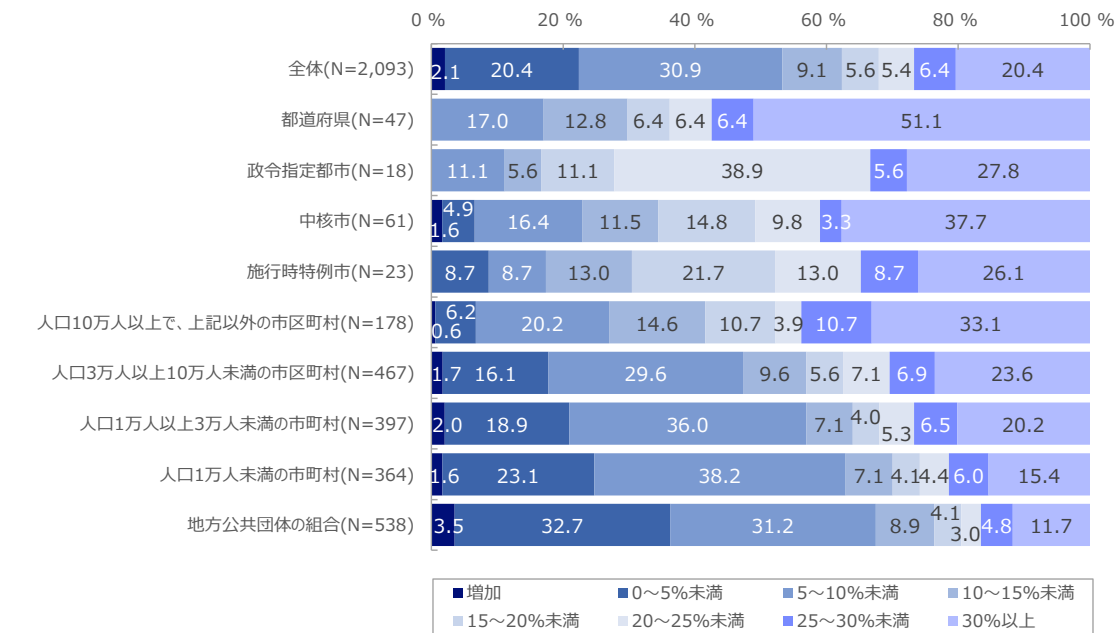


	増加	0～5% 未満	5～10% 未満	10～15% 未満	15～20% 未満	20～25% 未満	25～30% 未満	30%以上	合計
全体	162	236	167	137	121	108	77	149	1,157
比率	14.0	20.4	14.4	11.8	10.5	9.3	6.7	12.9	

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

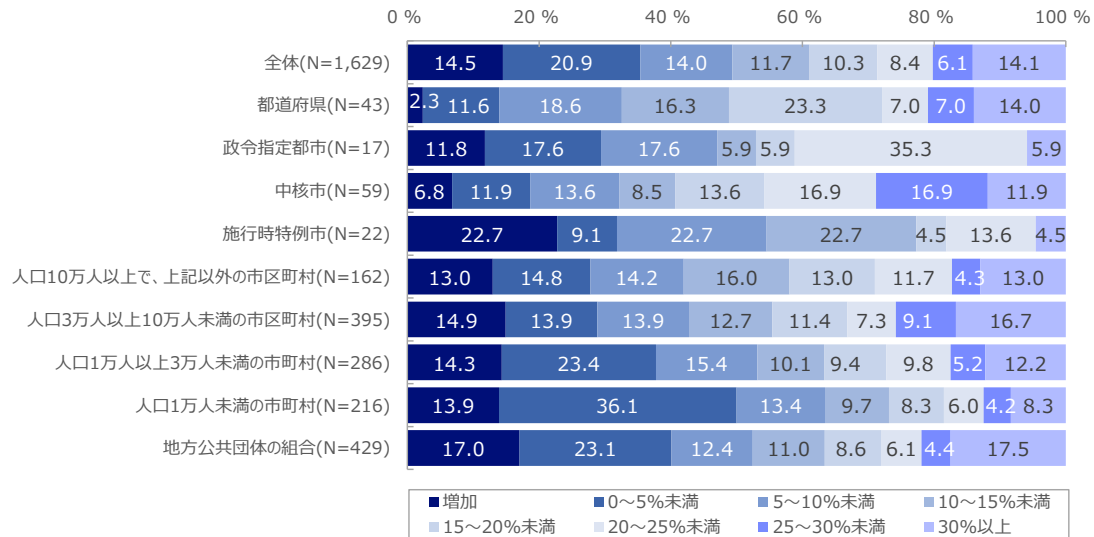
一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 86 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



		増加	0 ～ 5 % 未 満	5 ～ 10 % 未 満	10 ～ 15 % 未 満	15 ～ 20 % 未 満	20 ～ 25 % 未 満	25 ～ 30 % 未 満	30 % 以 上	合 計
回答数	全体	43	426	646	190	117	112	133	426	2,093
	都道府県	0	0	8	6	3	3	3	24	47
	政令指定都市	0	0	2	1	2	7	1	5	18
	中核市	1	3	10	7	9	6	2	23	61
	施行時特例市	0	2	2	3	5	3	2	6	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	36	26	19	7	19	59	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	75	138	45	26	33	32	110	467
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	75	143	28	16	21	26	80	397
	人口1万人未満の市町村	6	84	139	26	15	16	22	56	364
	地方公共団体の組合	19	176	168	48	22	16	26	63	538
比率 (%)	全体(N=2,093)	2.1	20.4	30.9	9.1	5.6	5.4	6.4	20.4	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	17.0	12.8	6.4	6.4	6.4	51.1	
	政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	11.1	5.6	11.1	38.9	5.6	27.8	
	中核市(N=61)	1.6	4.9	16.4	11.5	14.8	9.8	3.3	37.7	
	施行時特例市(N=23)	0.0	8.7	8.7	13.0	21.7	13.0	8.7	26.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	0.6	6.2	20.2	14.6	10.7	3.9	10.7	33.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=467)	1.7	16.1	29.6	9.6	5.6	7.1	6.9	23.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=397)	2.0	18.9	36.0	7.1	4.0	5.3	6.5	20.2	
	人口1万人未満の市町村(N=364)	1.6	23.1	38.2	7.1	4.1	4.4	6.0	15.4	
	地方公共団体の組合(N=538)	3.5	32.7	31.2	8.9	4.1	3.0	4.8	11.7	

図表 87 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】

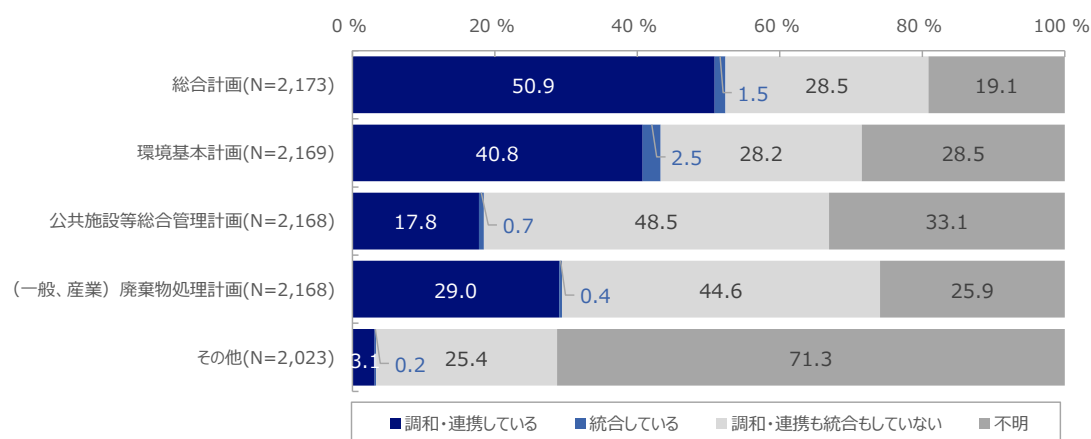


		増加	0 ～ 5 % 未 満	5 ～ 10 % 未 満	10 ～ 15 % 未 満	15 ～ 20 % 未 満	20 ～ 25 % 未 満	25 ～ 30 % 未 満	30 % 以上	合計
回答数	全体	236	340	228	191	168	137	99	230	1,629
	都道府県	1	5	8	7	10	3	3	6	43
	政令指定都市	2	3	3	1	1	6	0	1	17
	中核市	4	7	8	5	8	10	10	7	59
	施行時特例市	5	2	5	5	1	3	0	1	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	24	23	26	21	19	7	21	162
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	59	55	55	50	45	29	36	66	395
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	67	44	29	27	28	15	35	286
	人口1万人未満の市町村	30	78	29	21	18	13	9	18	216
	地方公共団体の組合	73	99	53	47	37	26	19	75	429
比率 (%)	全体(N=1,629)	14.5	20.9	14.0	11.7	10.3	8.4	6.1	14.1	
	都道府県(N=43)	2.3	11.6	18.6	16.3	23.3	7.0	7.0	14.0	
	政令指定都市(N=17)	11.8	17.6	17.6	5.9	5.9	35.3	0.0	5.9	
	中核市(N=59)	6.8	11.9	13.6	8.5	13.6	16.9	16.9	11.9	
	施行時特例市(N=22)	22.7	9.1	22.7	22.7	4.5	13.6	0.0	4.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=162)	13.0	14.8	14.2	16.0	13.0	11.7	4.3	13.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=395)	14.9	13.9	13.9	12.7	11.4	7.3	9.1	16.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=286)	14.3	23.4	15.4	10.1	9.4	9.8	5.2	12.2	
	人口1万人未満の市町村(N=216)	13.9	36.1	13.4	9.7	8.3	6.0	4.2	8.3	
	地方公共団体の組合(N=429)	17.0	23.1	12.4	11.0	8.6	6.1	4.4	17.5	

8) 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況 <Q1-2(2)>

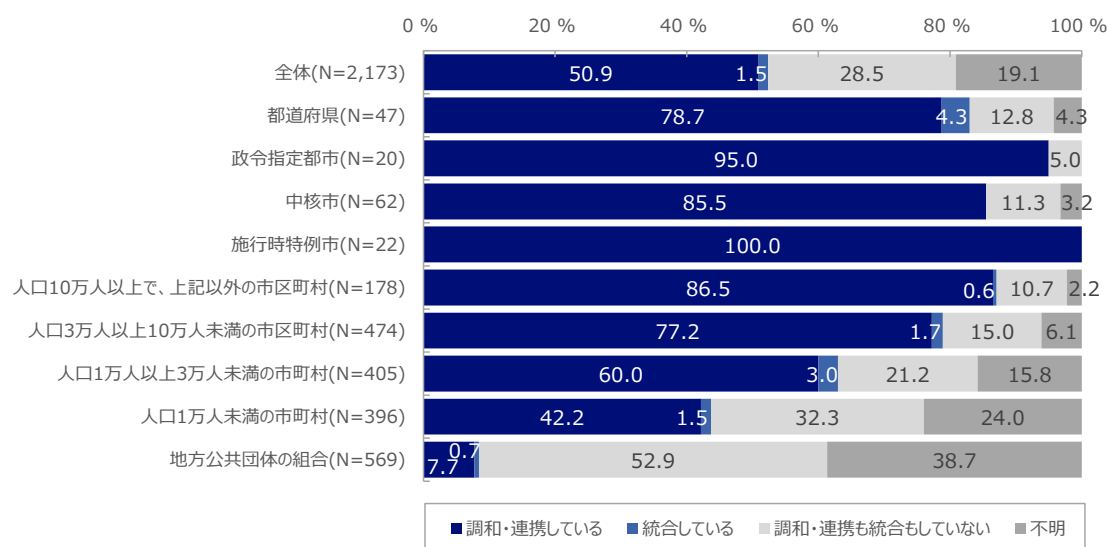
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と既存行政計画との調和・連携又は統合の状況について、調和・連携している団体割合が最も大きいのは総合計画（50.9%）で、環境基本計画（40.8%）、廃棄物処理計画（29.0%）と続く。

図表 88 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況



		調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もない	不明	合計
全体	総合計画	1,105	33	619	416	2,173
	環境基本計画	884	55	612	618	2,169
	公共施設等総合管理計画	385	15	1,051	717	2,168
	(一般、産業) 廃棄物処理計画	629	9	968	562	2,168
	その他	63	4	514	1,442	2,023
比率	総合計画(N=2,173)	50.9	1.5	28.5	19.1	
	環境基本計画(N=2,169)	40.8	2.5	28.2	28.5	
	公共施設等総合管理計画(N=2,168)	17.8	0.7	48.5	33.1	
	(一般、産業) 廃棄物処理計画(N=2,168)	29.0	0.4	44.6	25.9	
	その他(N=2,023)	3.1	0.2	25.4	71.3	

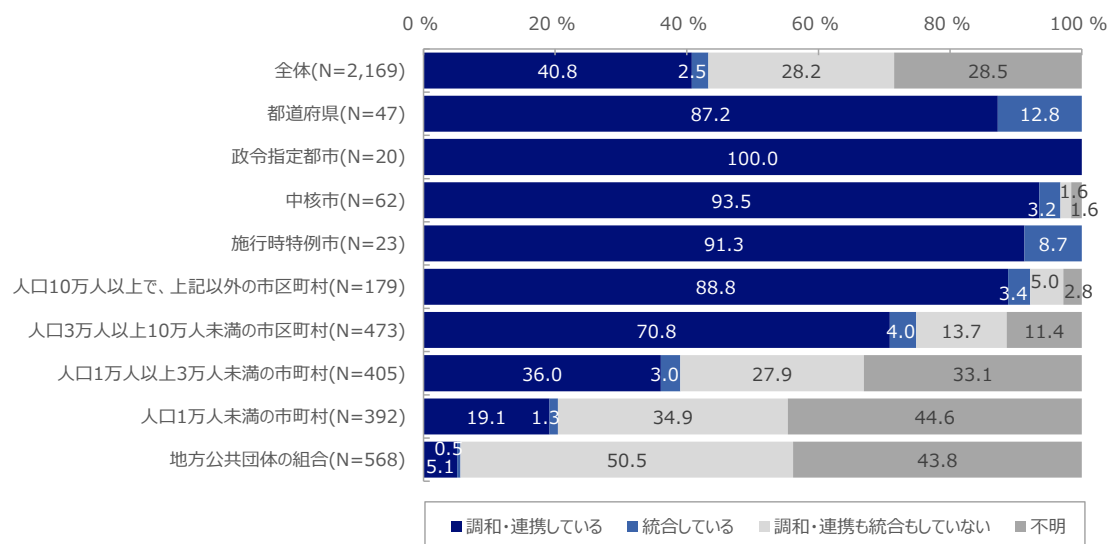
図表 89 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】



		調和・連携している	統合している	統合も連携もない	不明	合計
全体	全体	1,105	33	619	416	2,173
	都道府県	37	2	6	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	53	0	7	2	62
	施行時特例市	22	0	0	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	154	1	19	4	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	366	8	71	29	474
	人口1万人以上3万人未満の市町村	243	12	86	64	405
	人口1万人未満の市町村	167	6	128	95	396
	地方公共団体の組合	44	4	301	220	569
比率	全体(N=2,173)	50.9	1.5	28.5	19.1	
	都道府県(N=47)	78.7	4.3	12.8	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=62)	85.5	0.0	11.3	3.2	
	施行時特例市(N=22)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	86.5	0.6	10.7	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=474)	77.2	1.7	15.0	6.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=405)	60.0	3.0	21.2	15.8	
	人口1万人未満の市町村(N=396)	42.2	1.5	32.3	24.0	
	地方公共団体の組合(N=569)	7.7	0.7	52.9	38.7	

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している」と回答した割合が高くなる傾向がある。

図表 90 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

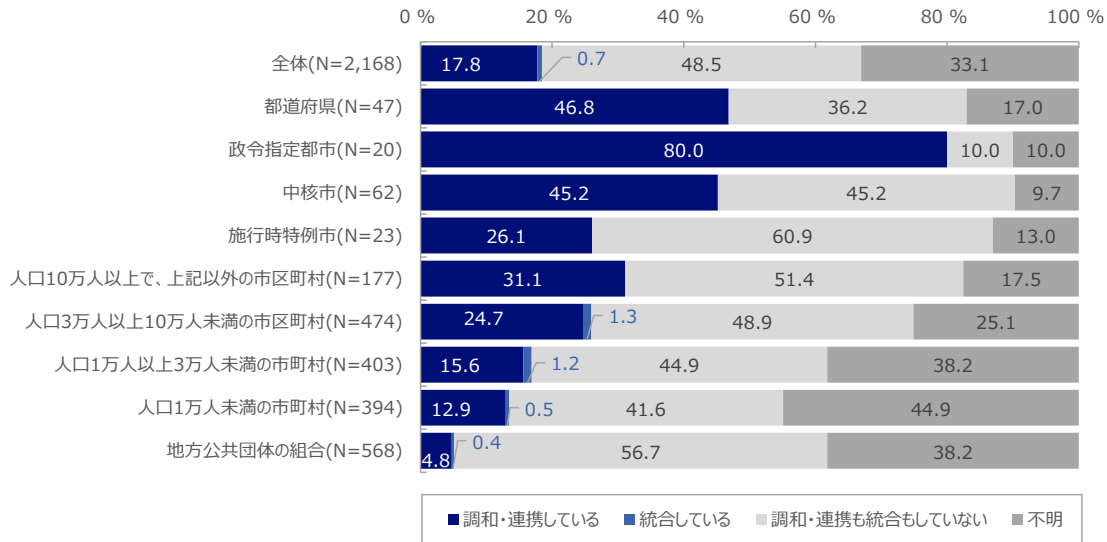


		調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	合計
全体	全体	884	55	612	618	2,169
	都道府県	41	6	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	58	2	1	1	62
	施行時特例市	21	2	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	159	6	9	5	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	335	19	65	54	473
	人口1万人以上3万人未満の市町村	146	12	113	134	405
	人口1万人未満の市町村	75	5	137	175	392
	地方公共団体の組合	29	3	287	249	568
比率	全体(N=2,169)	40.8	2.5	28.2	28.5	
	都道府県(N=47)	87.2	12.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	93.5	3.2	1.6	1.6	
	施行時特例市(N=23)	91.3	8.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	88.8	3.4	5.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=473)	70.8	4.0	13.7	11.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=405)	36.0	3.0	27.9	33.1	
	人口1万人未満の市町村(N=392)	19.1	1.3	34.9	44.6	
	地方公共団体の組合(N=568)	5.1	0.5	50.5	43.8	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している」団体が 40.8%である。

政令指定都市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している」と回答した割合が低下する。

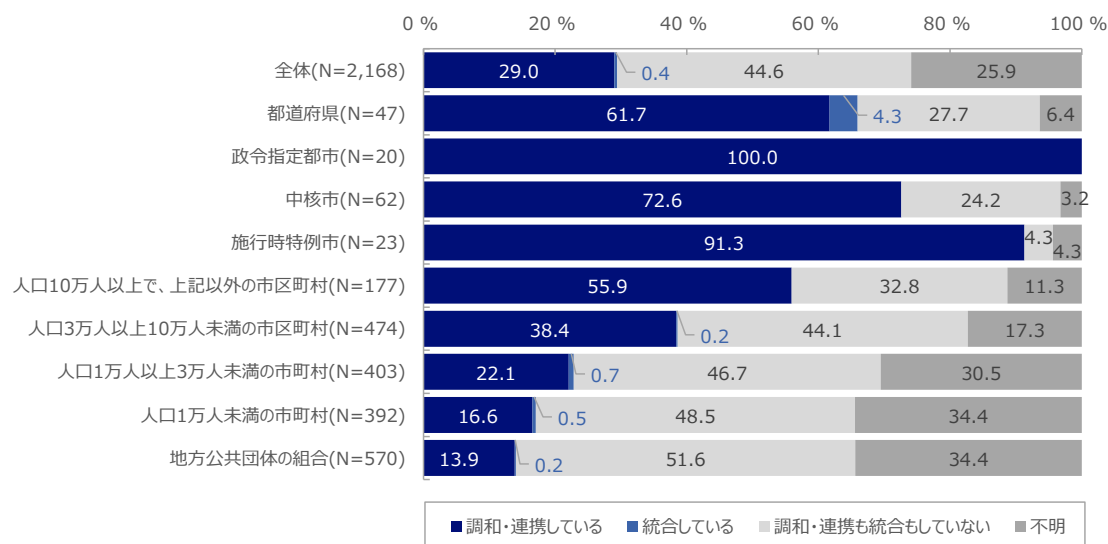
図表 91 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】



		調和・連携している	統合している	統合も連携もない	不明	合計
全体	全体	385	15	1,051	717	2,168
	都道府県	22	0	17	8	47
	政令指定都市	16	0	2	2	20
	中核市	28	0	28	6	62
	施行時特例市	6	0	14	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	55	0	91	31	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	117	6	232	119	474
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	5	181	154	403
	人口1万人未満の市町村	51	2	164	177	394
	地方公共団体の組合	27	2	322	217	568
比率	全体(N=2,168)	17.8	0.7	48.5	33.1	
	都道府県(N=47)	46.8	0.0	36.2	17.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	0.0	10.0	10.0	
	中核市(N=62)	45.2	0.0	45.2	9.7	
	施行時特例市(N=23)	26.1	0.0	60.9	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	31.1	0.0	51.4	17.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=474)	24.7	1.3	48.9	25.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=403)	15.6	1.2	44.9	38.2	
	人口1万人未満の市町村(N=394)	12.9	0.5	41.6	44.9	
	地方公共団体の組合(N=568)	4.8	0.4	56.7	38.2	

施行時特例市より人口規模が小さい団体においても、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している」と回答した割合が低下する。

図表 92 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】



		調 和 ・ 連 携 し て い る	統 合 し て い る	統 合 調 和 も な い し 連 携 も な い	不 明	合 計
全体	全体	629	9	968	562	2,168
	都道府県	29	2	13	3	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	45	0	15	2	62
	施行時特例市	21	0	1	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	99	0	58	20	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	182	1	209	82	474
	人口1万人以上3万人未満の市町村	89	3	188	123	403
	人口1万人未満の市町村	65	2	190	135	392
	地方公共団体の組合	79	1	294	196	570
比率	全体(N=2,168)	29.0	0.4	44.6	25.9	
	都道府県(N=47)	61.7	4.3	27.7	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	72.6	0.0	24.2	3.2	
	施行時特例市(N=23)	91.3	0.0	4.3	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	55.9	0.0	32.8	11.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=474)	38.4	0.2	44.1	17.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=403)	22.1	0.7	46.7	30.5	
	人口1万人未満の市町村(N=392)	16.6	0.5	48.5	34.4	
	地方公共団体の組合(N=570)	13.9	0.2	51.6	34.4	

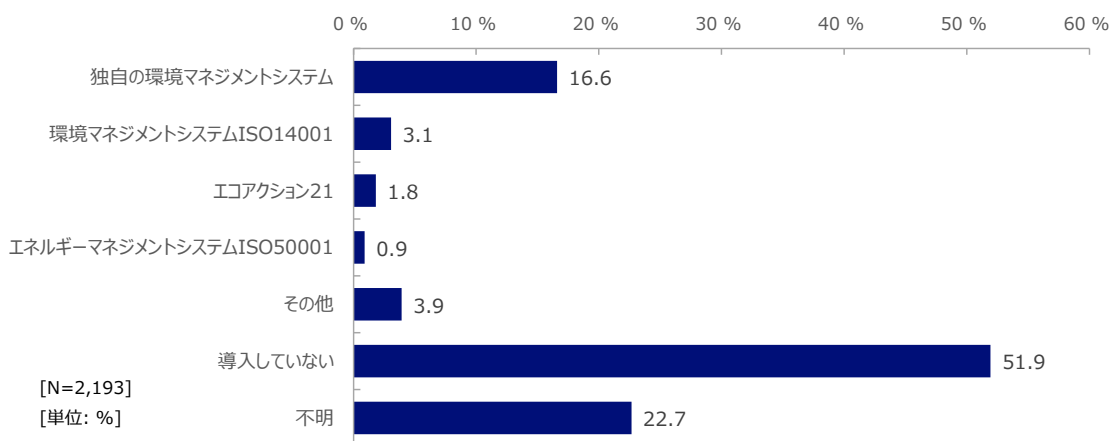
（３）実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>

１）導入している環境関連マネジメントシステム <Q1-3(1)>

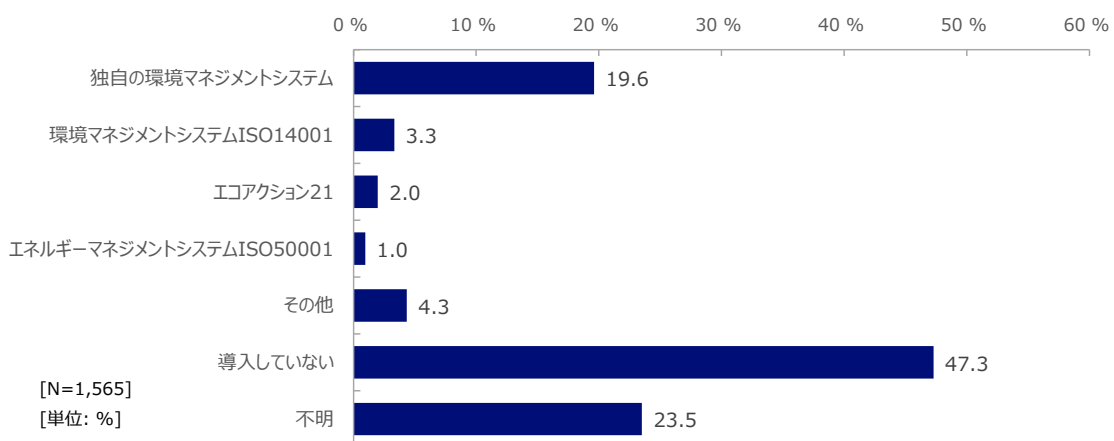
事務事業編を策定済みの団体において導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」(16.6%)が最も高く、次いで「環境マネジメントシステム ISO14001」(3.1%)、「エコアクション 21」(1.8%)と続く。「導入していない」団体も 51.9%存在する。

基礎自治体に限ってみても、「独自の環境マネジメントシステム」(19.6%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(3.3%) と続き、「導入していない」団体も 47.3%確認される。

図表 93 導入している環境関連マネジメントシステム



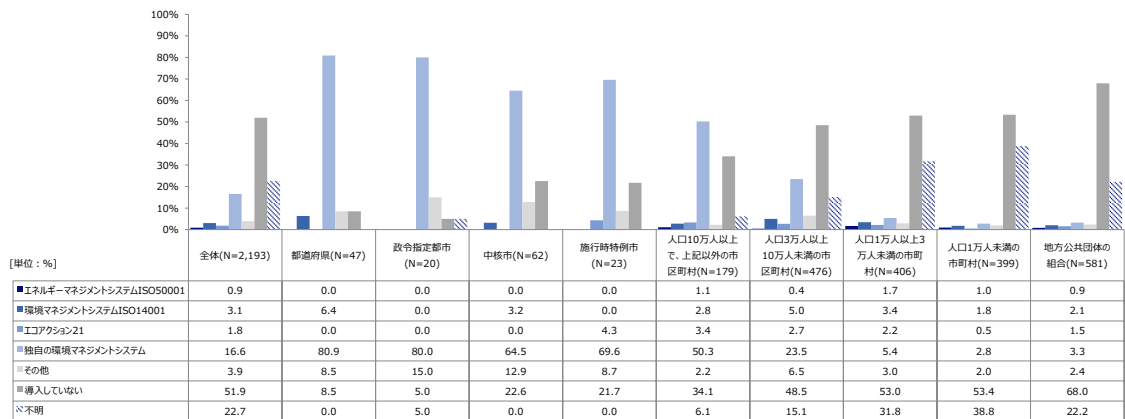
図表 94 導入している環境関連マネジメントシステム【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の市区町村では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない」との回答が多い。

図表 95 導入している環境関連マネジメントシステム
【団体区分別】

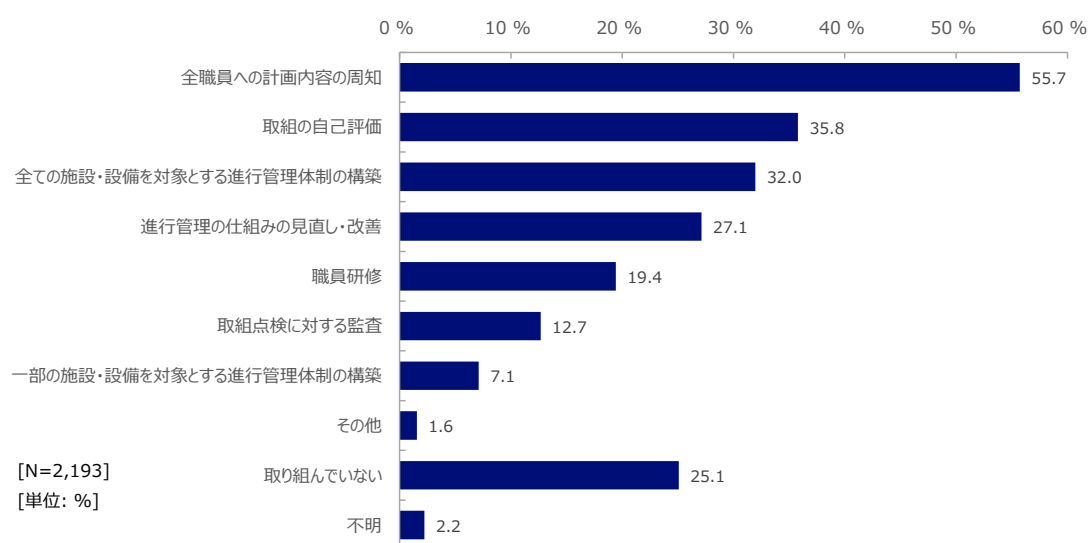


		ISO50001 メントシステム	エネルギー メントシステム	ISO14001 システム	環境マネジメント	エコアクション 21	独自の環境 メントシステム	その他	導入して いない	不明	合計
回答数	全体	20	67	40	364	86	1,139	497	2,193		
	都道府県	0	3	0	38	4	4	0	47		
	政令指定都市	0	0	0	16	3	1	1	20		
	中核市	0	2	0	40	8	14	0	62		
	施行時特別市	0	0	1	16	2	5	0	23		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	5	6	90	4	61	11	179		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	24	13	112	31	231	72	476		
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	14	9	22	12	215	129	406		
	人口1万人未満の市町村	4	7	2	11	8	213	155	399		
	地方公共団体の組合	5	12	9	19	14	395	129	581		
比率 (%)	全体(N=2,193)	0.9	3.1	1.8	16.6	3.9	51.9	22.7			
	都道府県(N=47)	0.0	6.4	0.0	80.9	8.5	8.5	0.0			
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	80.0	15.0	5.0	0.0			
	中核市(N=62)	0.0	3.2	0.0	64.5	12.9	22.6	0.0			
	施行時特別市(N=23)	0.0	0.0	4.3	69.6	8.7	21.7	0.0			
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	1.1	2.8	3.4	50.3	2.2	34.1	6.1			
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	0.4	5.0	2.7	23.5	6.5	48.5	15.1			
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	1.7	3.4	2.2	5.4	3.0	53.0	31.8			
	人口1万人未満の市町村(N=399)	1.0	1.8	0.5	2.8	2.0	53.4	38.8			
	地方公共団体の組合(N=581)	0.9	2.1	1.5	3.3	2.4	68.0	22.2			

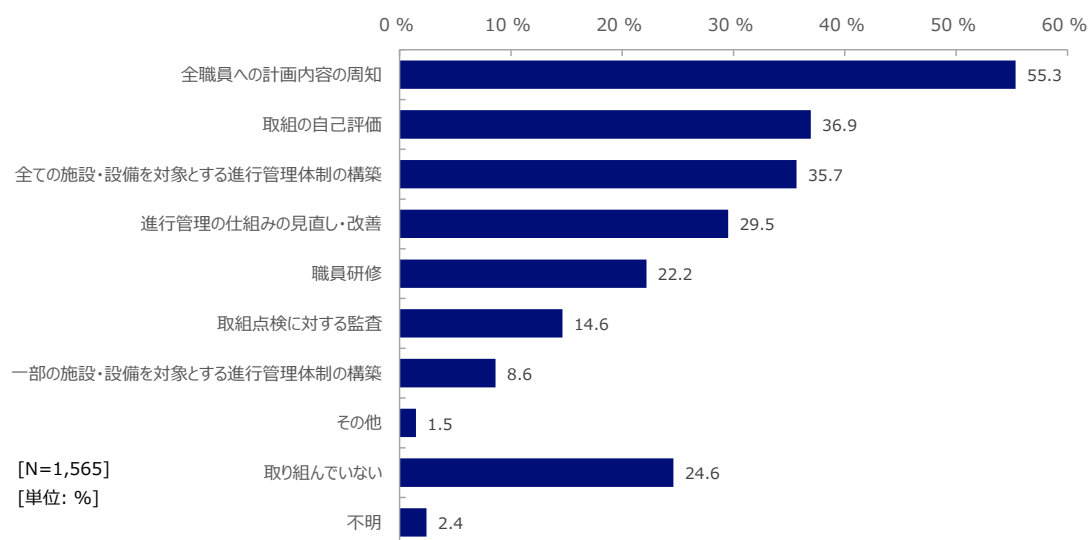
2) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの <Q1-3(2)>

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(55.7%)が最も高く、次いで「取組の自己評価」(35.8%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(32.0%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 96 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの

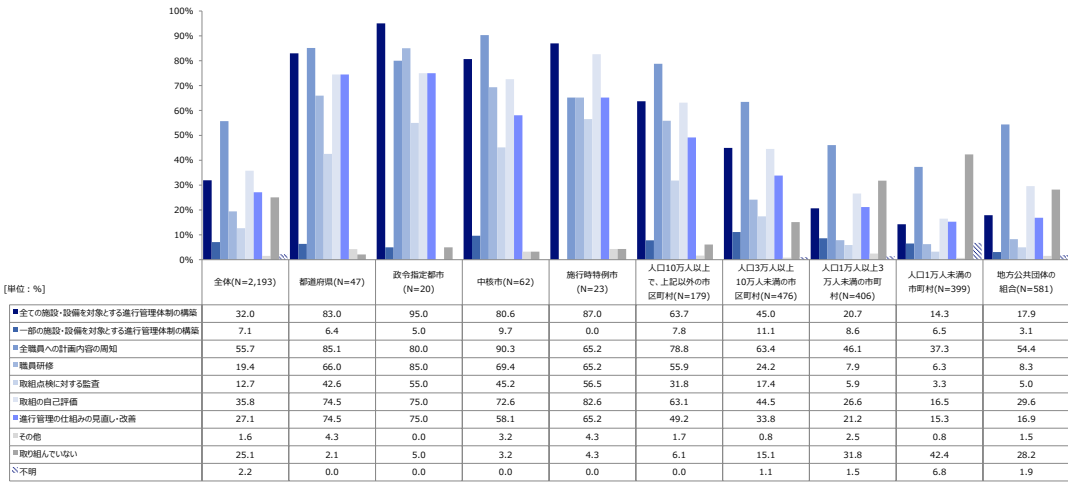


図表 97 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」「進行管理の仕組みの見直し・改善」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない」の割合が高い。

図表 98 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの【団体区分別】



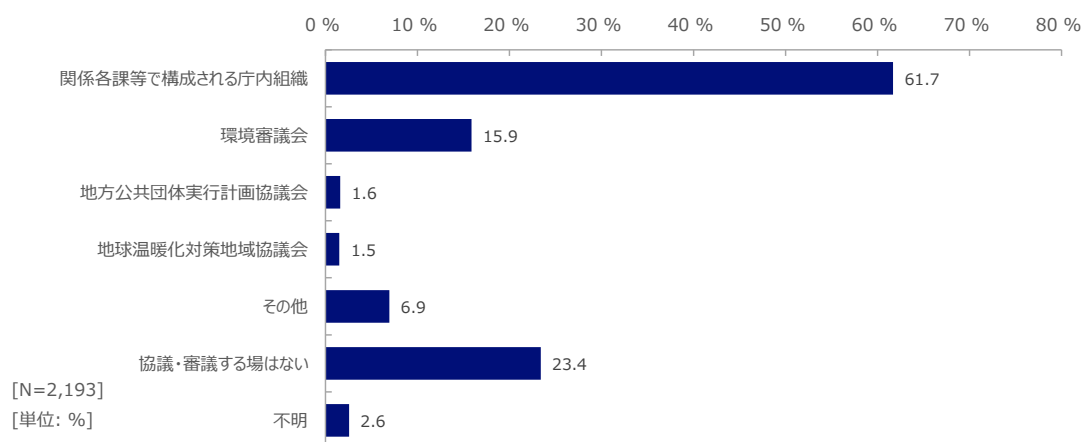
		管理 体制 の 構築	全 て の 施 設・ 設 備 を 対 象 と する 進 行 体制 の 構築	一 部 の 施 設・ 設 備 を 対 象 と する 進 行 体制 の 構築	全 職 員 へ の 計 画 内 容 の 周 知	職 員 研 修	取 組 点 検 に 対 する 監 査	取 組 の 自 己 評 価	進 行 管 理 の 仕 組 み の 見 直 し・ 改 善	そ の 他	取 り 組 ん で い ない	不 明	合 計
回答数	全体	701	156	1,222	426	278	785	595	34	550	49	2,193	
	都道府県	39	3	40	31	20	35	35	2	1	0	47	
	政令指定都市	19	1	16	17	11	15	15	0	1	0	20	
	中核市	50	6	56	43	28	45	36	2	2	0	62	
	施行時特例市	20	0	15	15	13	19	15	1	1	0	23	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	114	14	141	100	57	113	88	3	11	0	179	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	214	53	302	115	83	212	161	4	72	5	476	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	84	35	187	32	24	108	86	10	129	6	406	
	人口1万人未満の市町村	57	26	149	25	13	66	61	3	169	27	399	
比率（%）	地方公共団体の組合	104	18	316	48	29	172	98	9	164	11	581	
	全体(N=2,193)	32.0	7.1	55.7	19.4	12.7	35.8	27.1	1.6	25.1	2.2		
	都道府県(N=47)	83.0	6.4	85.1	66.0	42.6	74.5	74.5	4.3	2.1	0.0		
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	80.0	85.0	55.0	75.0	75.0	0.0	5.0	0.0		
	中核市(N=62)	80.6	9.7	90.3	69.4	45.2	72.6	58.1	3.2	3.2	0.0		
	施行時特例市(N=23)	87.0	0.0	65.2	65.2	56.5	82.6	65.2	4.3	4.3	0.0		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	63.7	7.8	78.8	55.9	31.8	63.1	49.2	1.7	6.1	0.0		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	45.0	11.1	63.4	24.2	17.4	44.5	33.8	0.8	15.1	1.1		
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=406)	20.7	8.6	46.1	7.9	5.9	26.6	21.2	2.5	31.8	1.5		
	人口1万人未満の市町村(N=399)	14.3	6.5	37.3	6.3	3.3	16.5	15.3	0.8	42.4	6.8		
	地方公共団体の組合(N=581)	17.9	3.1	54.4	8.3	5.0	29.6	16.9	1.5	28.2	1.9		

3) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場 <Q1-3(3)>

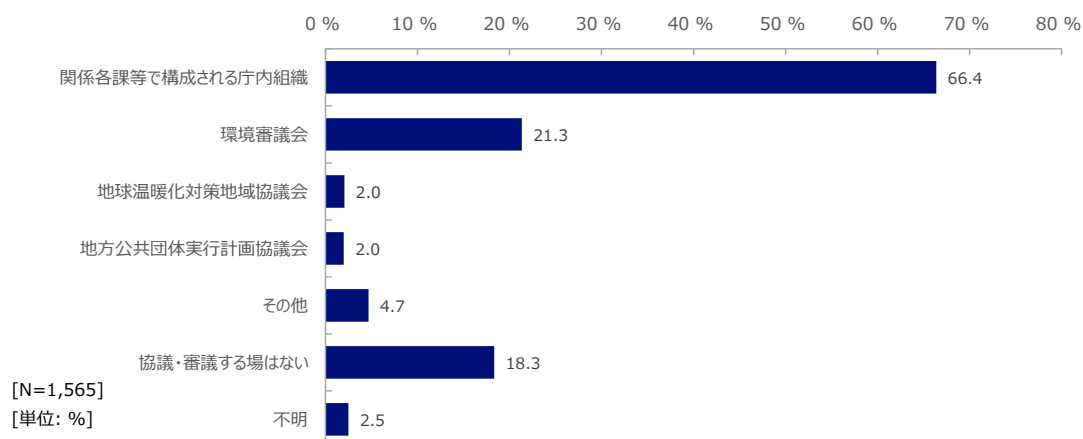
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(61.7%)が最も高く、次いで「環境審議会」(15.9%)、「地方公共団体実行計画協議会」(1.6%)と続く。「協議・審議する場はない」と回答している団体も 23.4%確認されている。

基礎自治体においては、「関係各課等で構成される庁内組織」が 66.4%、「環境審議会」が 21.3%で、「協議・審議する場はない」と回答している団体は 18.3%。

図表 99 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

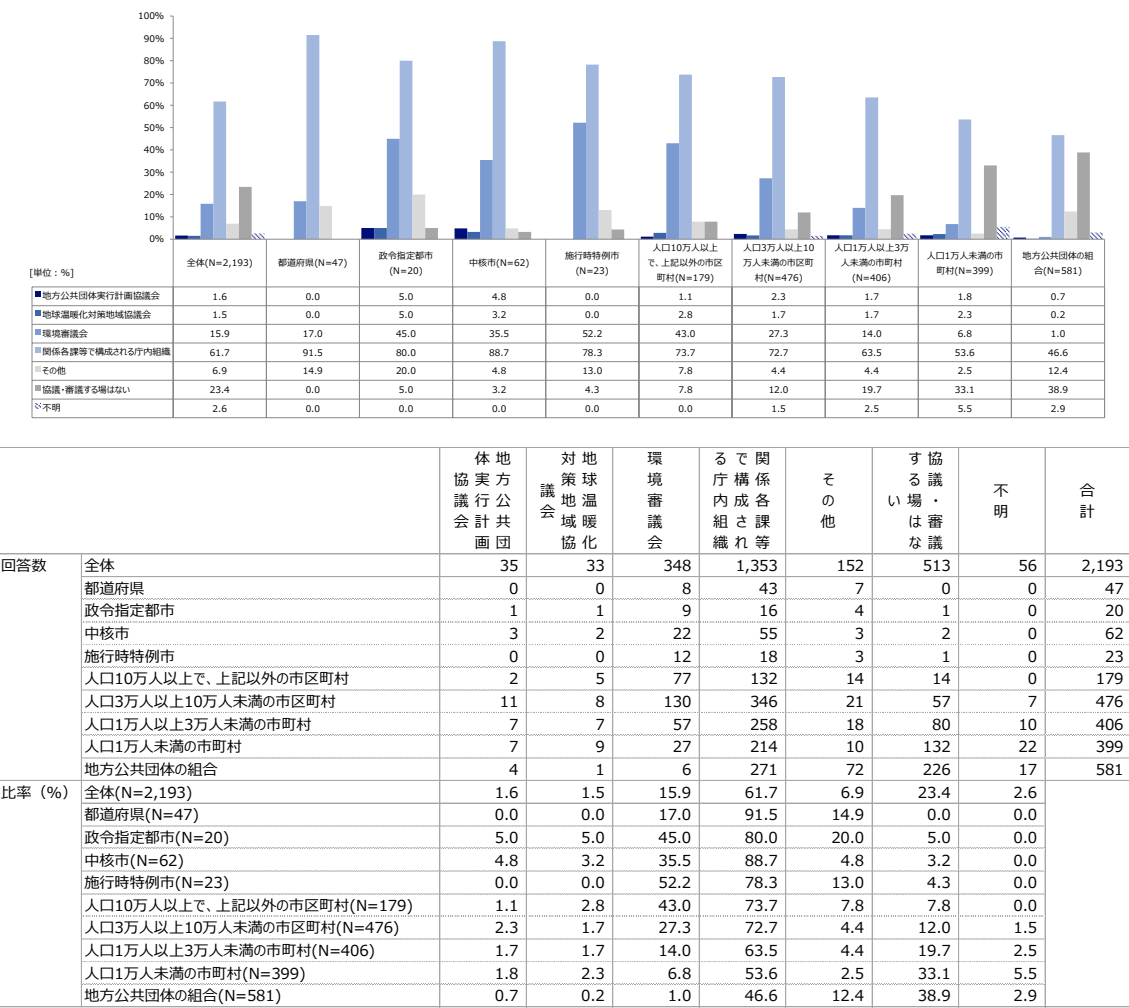


図表 100 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない」の割合も高い。

図表 101 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【団体区分別】



（４）事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

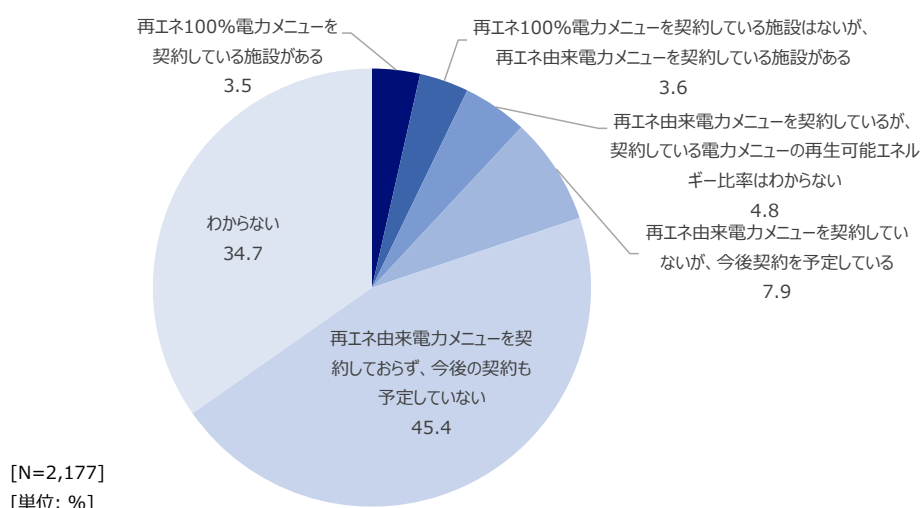
<Q1-4>

１） 公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況 <Q1-4(1)>

①契約状況<Q1-4(1)①>

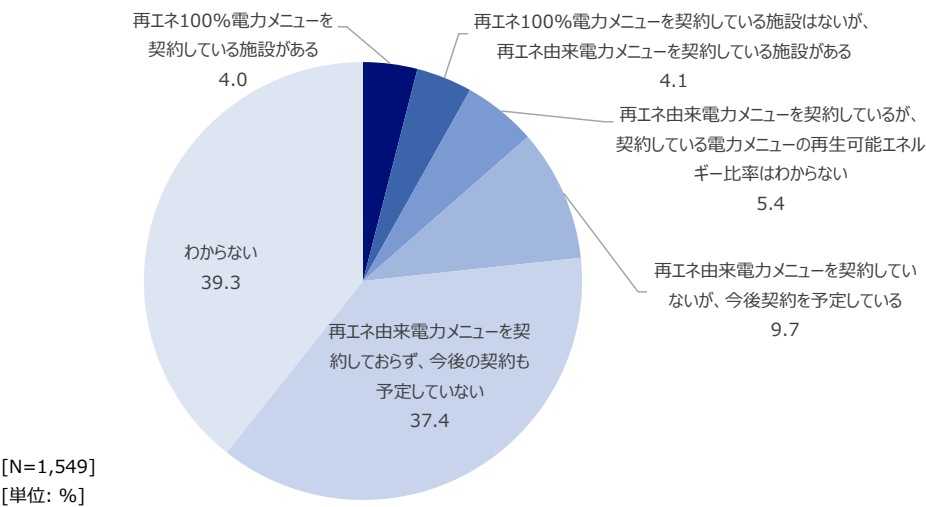
公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況について、「再エネ由来電力メニューを契約しておらず、今後の契約も予定していない」(45.4%)が最も高く、次いで「再エネ由来電力メニューを契約していないが、今後契約を予定している」(7.9%)、「再エネ由来電力メニューを契約しているが、契約している電力メニューの再生可能エネルギー比率はわからない」(4.8%)と続く。

図表 102 公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況



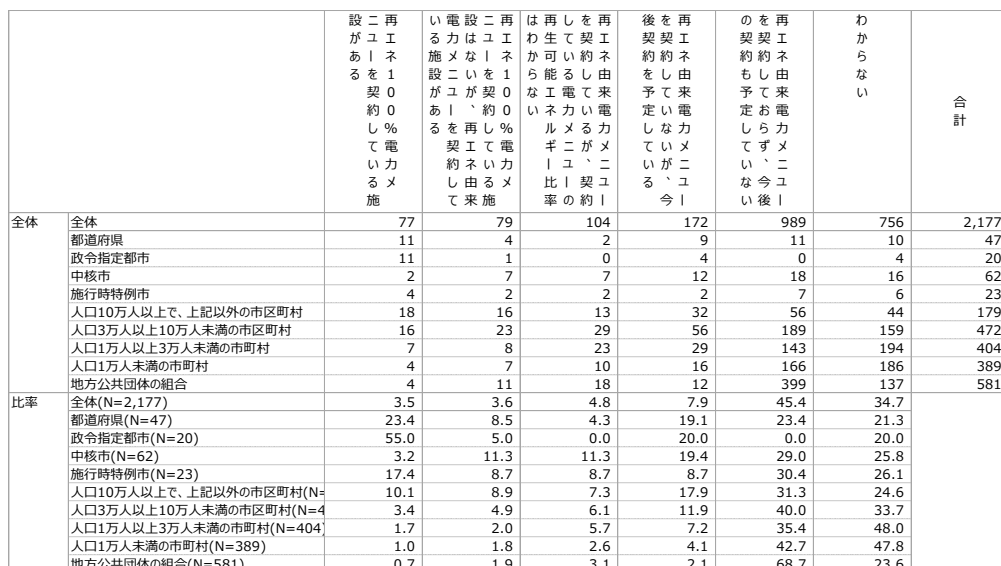
	再エネ100%電力メニューを契約している施設がある	再エネ100%電力メニューを契約している施設はないが、再エネを契約している	再エネ由来電力メニューを契約しているが、再生可能エネルギー比率はわからない	再エネ由来電力メニューを契約しているが、再生可能エネルギー比率はわからない	再エネ由来電力メニューを契約しているが、再生可能エネルギー比率はわからない	わからない	合計
全体	77	79	104	172	989	756	2,177
比率	3.5	3.6	4.8	7.9	45.4	34.7	

図表 103 公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況
【基礎自治体】



	再エネ100%電力メニューを契約している施設がある	再エネ100%電力メニューを契約している施設はないが、再エネ由来電力メニューを契約している	再エネ由来電力メニューを契約しているが、契約している電力メニューの再生可能エネルギー比率はわからない	再エネ由来電力メニューを契約していないが、今後契約を予定している	再エネ由来電力メニューを契約しているが、契約している電力メニューの再生可能エネルギー比率はわからない	わからない	合計
全体	62	64	84	151	579	609	1,549
比率	4.0	4.1	5.4	9.7	37.4	39.3	

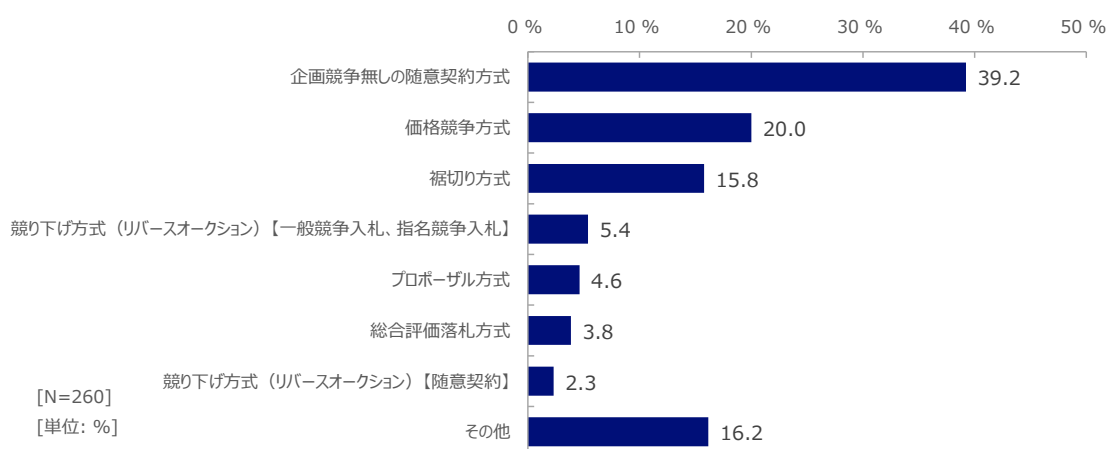
図表 104 公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況
【団体区分別】



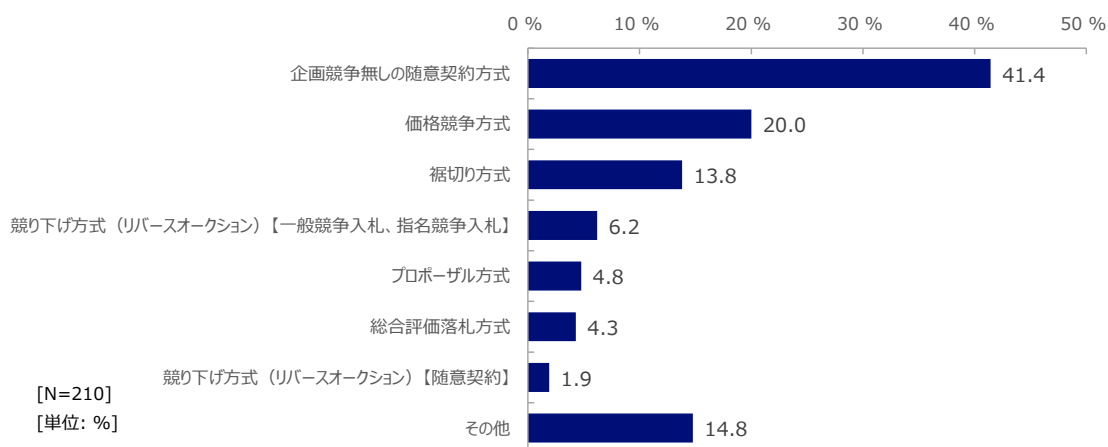
②契約方式

再エネ由来電力メニューの契約に係る契約方式について、「企画競争無しの随意契約方式」(39.2%)が最も高く、次いで「価格競争方式」(20.0%)、「裾切り方式」(15.8%)と続く。都道府県では裾切り方式が多く用いられる一方で、組合や人口規模の小さい市区町村の多くでは企画競争なしの随意契約方式が多く用いられている。

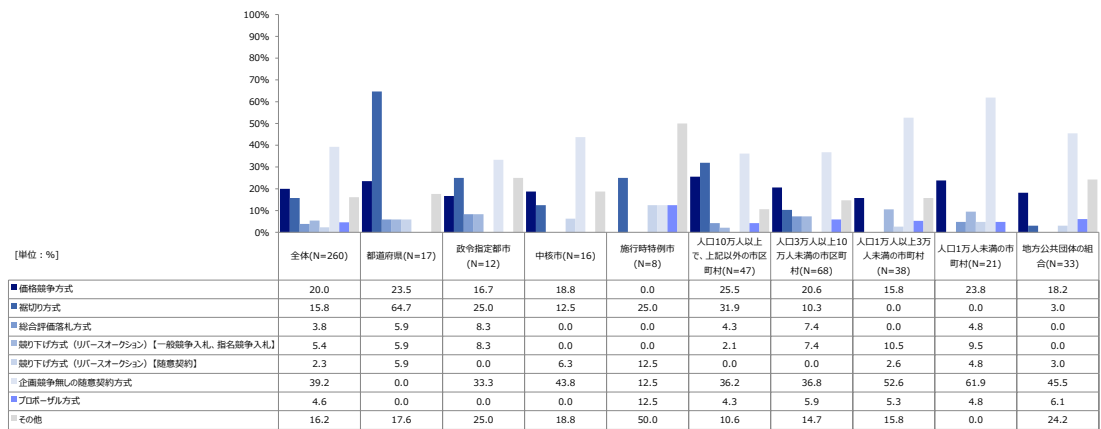
図表 105 再エネ由来電力メニューの契約に係る契約方式



図表 106 再エネ由来電力メニューの契約に係る契約方式【基礎自治体】



図表 107 再エネ由来電力メニューの契約に係る契約方式【団体区分別】

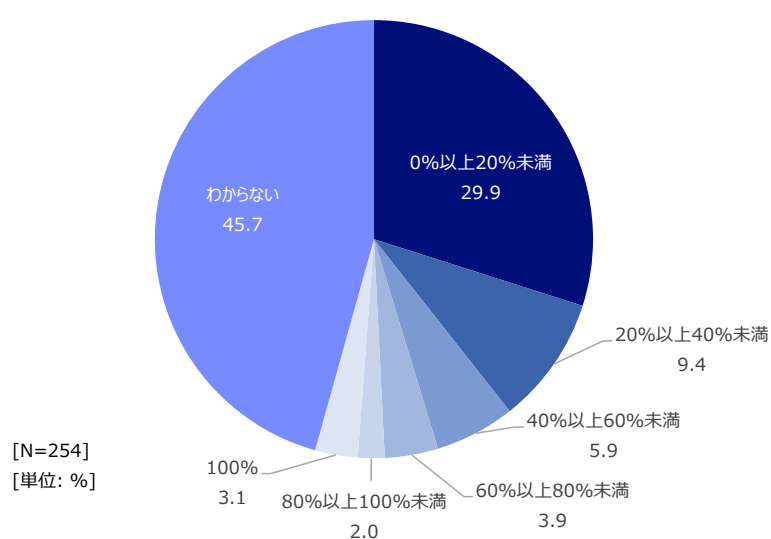


		価格競争方式	競切り方式	総合評価落札方式	競り下げ方式（一般競争入札、指名競争入札）	競り下げ方式（リバースオークション）【随意契約】	企画競争無しの随意契約方式	プロポーザル方式	その他	合計
回答数	全体	52	41	10	14	6	102	12	42	260
	都道府県	4	11	1	1	1	0	0	3	17
	政令指定都市	2	3	1	1	0	4	0	3	12
	中核市	3	2	0	0	1	7	0	3	16
	施行時特例市	0	2	0	0	1	1	1	4	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	15	2	1	0	17	2	5	47
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	7	5	5	0	25	4	10	68
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	6	0	0	4	1	20	2	6	38
	人口1万人未満の市区町村	5	0	1	2	1	13	1	0	21
	地方公共団体の組合	6	1	0	0	1	15	2	8	33
比率 (%)	全体(N=260)	20.0	15.8	3.8	5.4	2.3	39.2	4.6	16.2	
	都道府県(N=17)	23.5	64.7	5.9	5.9	5.9	0.0	0.0	17.6	
	政令指定都市(N=12)	16.7	25.0	8.3	8.3	0.0	33.3	0.0	25.0	
	中核市(N=16)	18.8	12.5	0.0	0.0	6.3	43.8	0.0	18.8	
	施行時特例市(N=8)	0.0	25.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=47)	25.5	31.9	4.3	2.1	0.0	36.2	4.3	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=68)	20.6	10.3	7.4	7.4	0.0	36.8	5.9	14.7	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=38)	15.8	0.0	0.0	10.5	2.6	52.6	5.3	15.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=21)	23.8	0.0	4.8	9.5	4.8	61.9	4.8	0.0	
	地方公共団体の組合(N=33)	18.2	3.0	0.0	0.0	3.0	45.5	6.1	24.2	

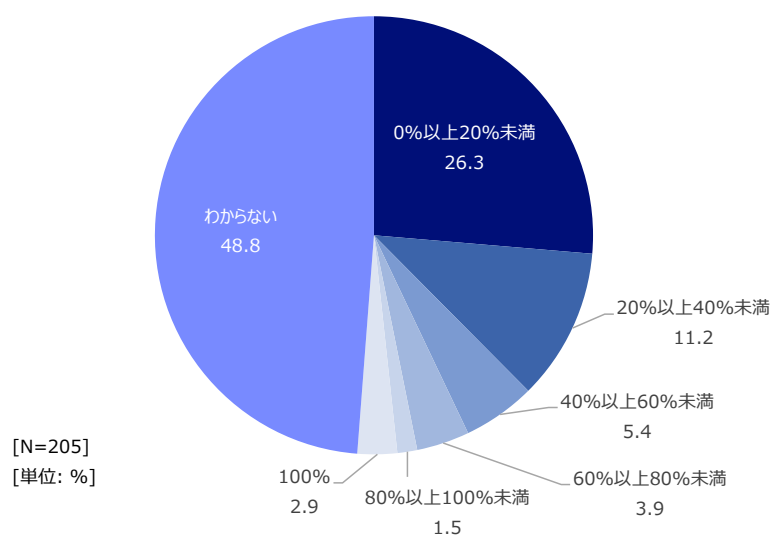
③再エネ由来電力メニューの調達割合

公共施設における全消費電力量における再エネ由来電力メニューの調達割合について、「0%以上 20%未満」(29.9%)が最も高く、次いで「20%以上 40%未満」(9.4%)、「40%以上 60%未満」(5.9%)と続く。100%と回答した団体は 8 団体。

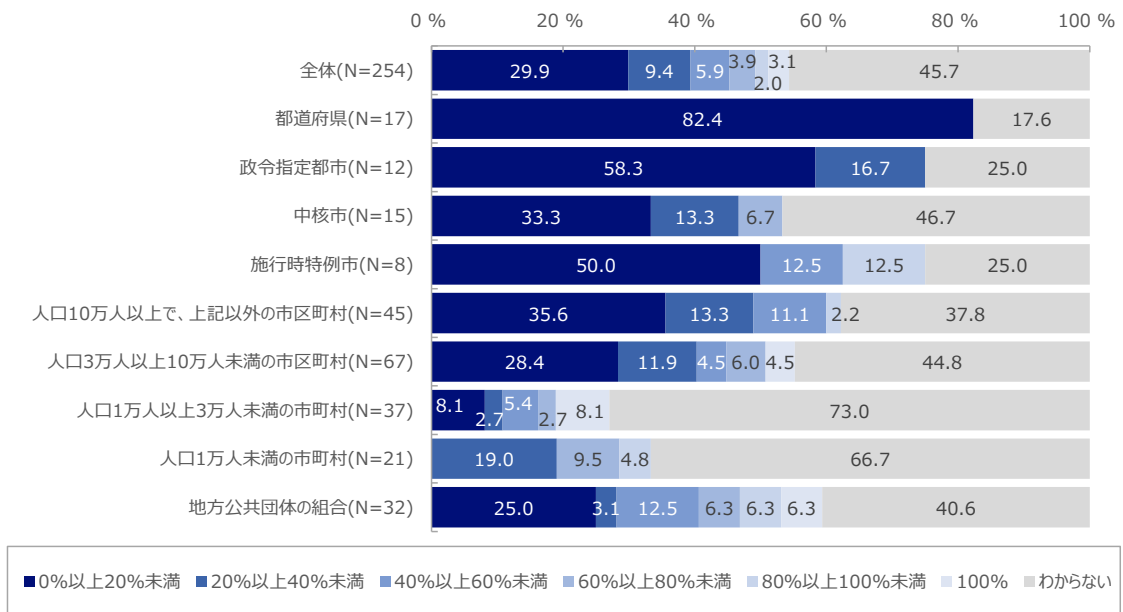
図表 108 公共施設における全消費電力量における再エネ由来電力メニューの調達割合



図表 109 公共施設における全消費電力量における再エネ由来電力メニューの調達割合【基礎自治体】



図表 110 公共施設における全消費電力量における再エネ由来電力メニューの
調達割合【団体区分別】

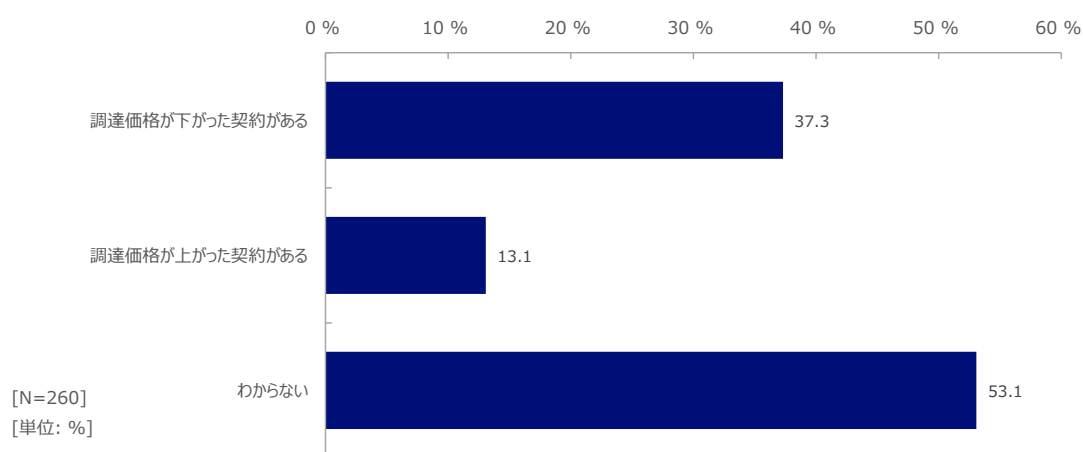


		20%以上未満	40%以上未満	60%以上未満	80%以上未満	100%以上未満	100%	わからない	合計
全体	全体	76	24	15	10	5	8	116	254
	都道府県	14	0	0	0	0	0	3	17
	政令指定都市	7	2	0	0	0	0	3	12
	中核市	5	2	0	1	0	0	7	15
	施行時特例市	4	0	1	0	1	0	2	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	6	5	0	1	0	17	45
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	8	3	4	0	3	30	67
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	1	2	1	0	3	27	37
	人口1万人未満の市町村	0	4	0	2	1	0	14	21
	地方公共団体の組合	8	1	4	2	2	2	13	32
比率	全体(N=254)	29.9	9.4	5.9	3.9	2.0	3.1	45.7	
	都道府県(N=17)	82.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	
	政令指定都市(N=12)	58.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	
	中核市(N=15)	33.3	13.3	0.0	6.7	0.0	0.0	46.7	
	施行時特例市(N=8)	50.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=45)	35.6	13.3	11.1	0.0	2.2	0.0	37.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=67)	28.4	11.9	4.5	6.0	0.0	4.5	44.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=37)	8.1	2.7	5.4	2.7	0.0	8.1	73.0	
	人口1万人未満の市町村(N=21)	0.0	19.0	0.0	9.5	4.8	0.0	66.7	
	地方公共団体の組合(N=32)	25.0	3.1	12.5	6.3	6.3	6.3	40.6	

④調達価格

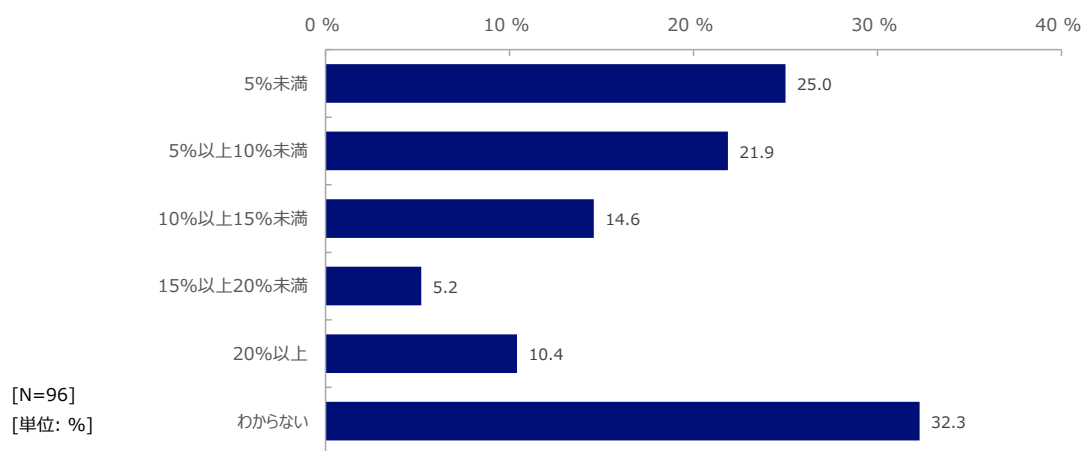
再エネ由来電力メニューを契約している公共施設における電力調達価格について、「調達価格が下がった契約がある」と回答した団体は 37.3%確認されており、「調達価格が上がった契約がある」と回答した団体は 13.1%。

図表 111 再エネ由来電力メニューを契約している公共施設における
電力調達価格

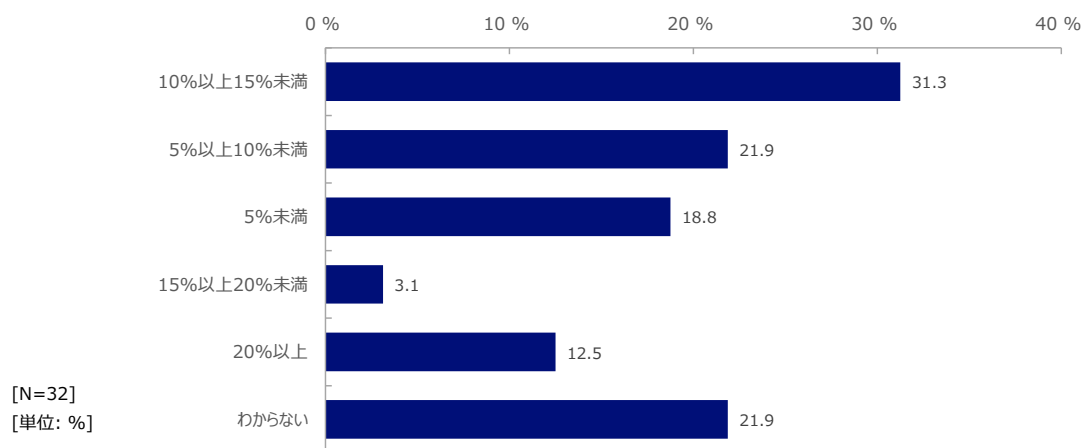


価格の変化率について、調達価格が下がった場合については「5%未満」(25.0%)が最も高く、次いで「5%以上 10%未満」(21.9%)、「10%以上 15%未満」(14.6%)と続く。調達価格が上がった場合については「10%以上 15%未満」(31.3%)が最も高く、次いで「5%以上 10%未満」(21.9%)、「5%未満」(18.8%)と続く。

図表 112 再エネ由来電力メニューを契約による価格の変化率
【調達価格が下がった場合】



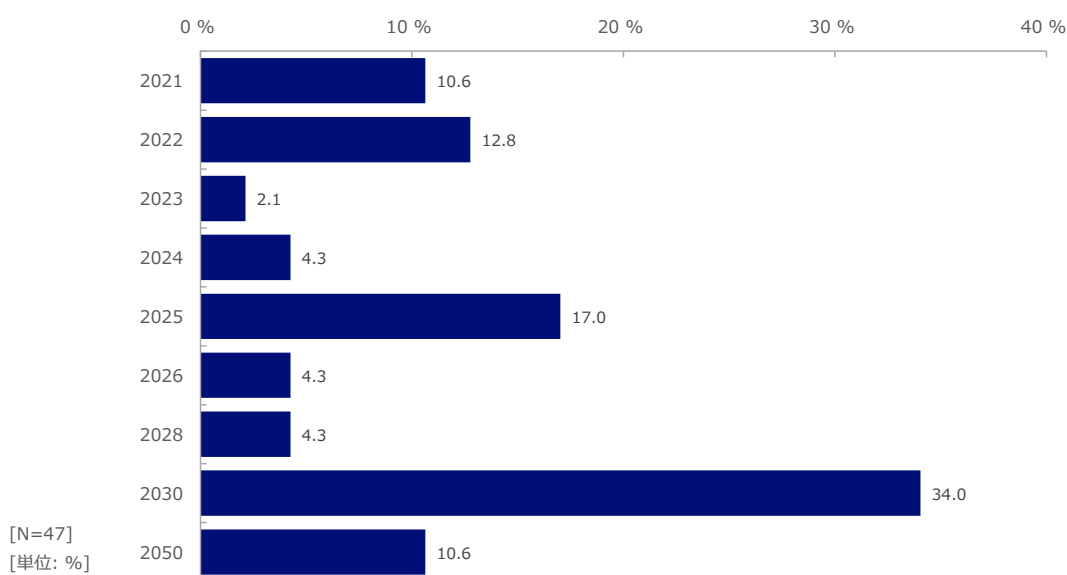
図表 113 再エネ由来電力メニューを契約による価格の変化率
【調達価格が上がった場合】



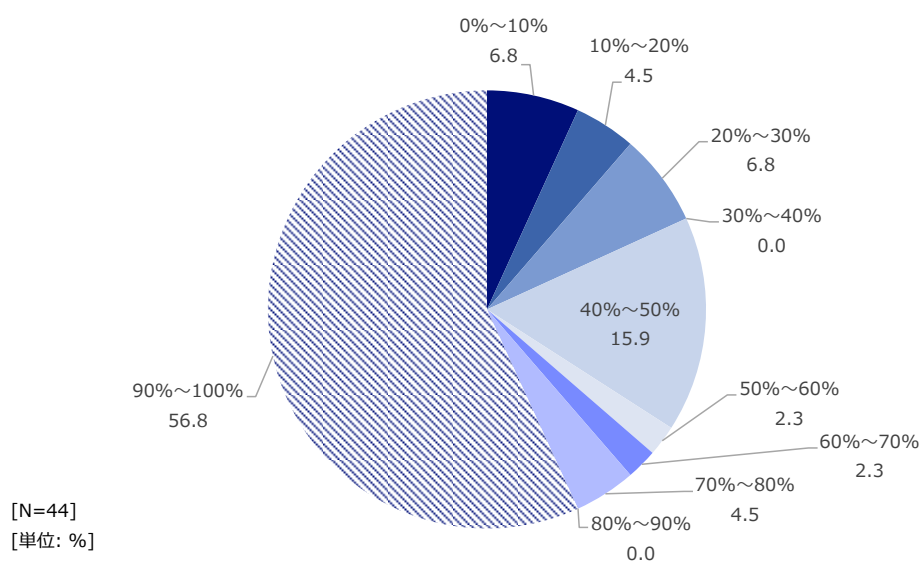
⑤目標設定状況

公共施設における全消費電力のうち、再エネ由来電力メニューによる調達割合目標を設定している団体は47団体。目標設定年度は「2030年」(34.0%)が最も高く、次いで「2025年」(17.0%)、「2022年」(12.8%)と続く。目標調達割合は「90%～100%」(56.8%)が最も高く、次いで「40%～50%」(15.9%)、「0%～10%」(6.8%)、「20%～30%」(6.8%)と続く。

図表 114 再エネ由来電力メニューによる調達割合目標 <目標年度>



図表 115 再エネ由来電力メニューによる調達割合目標 <調達割合>

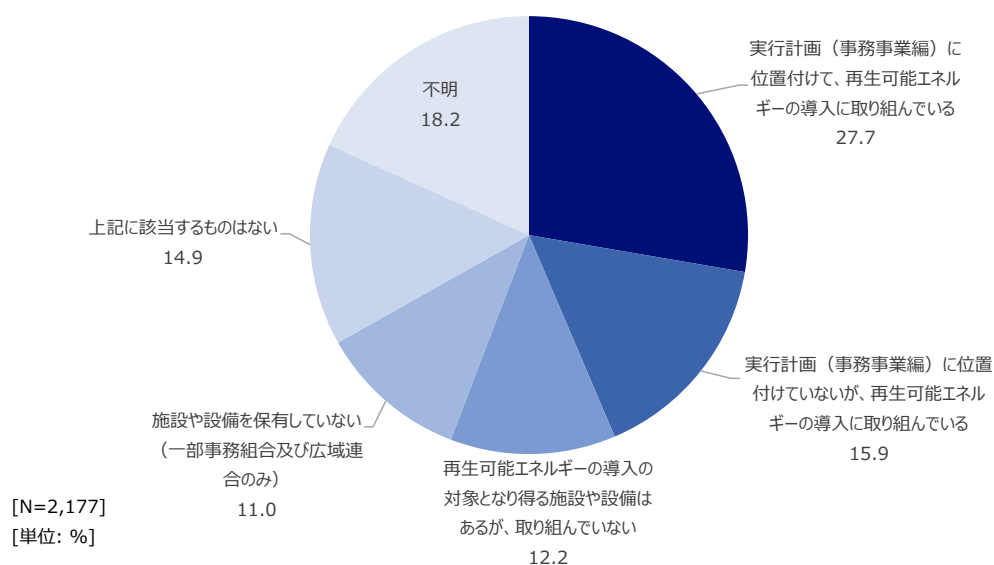


2) 再生可能エネルギー導入状況 <Q1-4(2)>

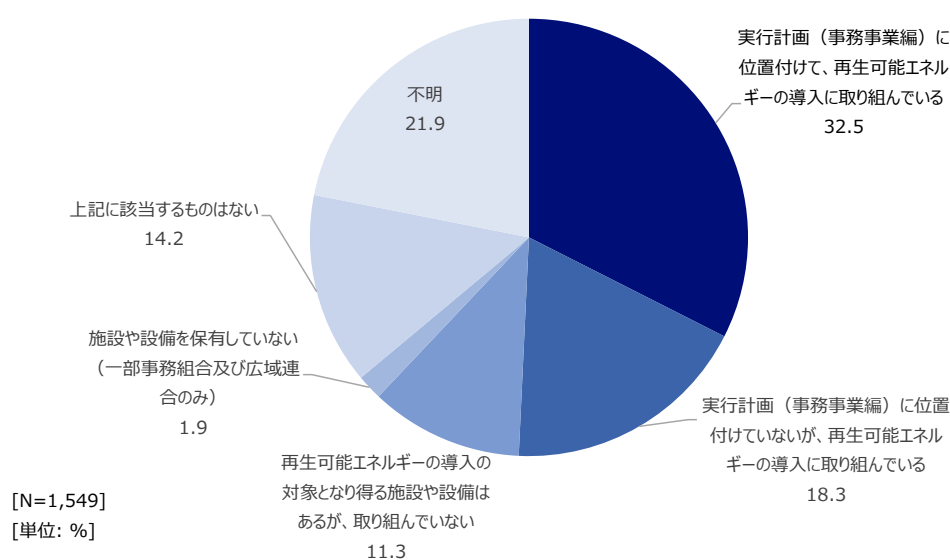
①再生可能エネルギー設備導入状況・発電量<Q1-4(2)①>

再生可能エネルギー導入の取組状況について実行計画（事務事業編）策定団体のうち、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる」団体は 27.7%、「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる」団体が 15.9%と続く。

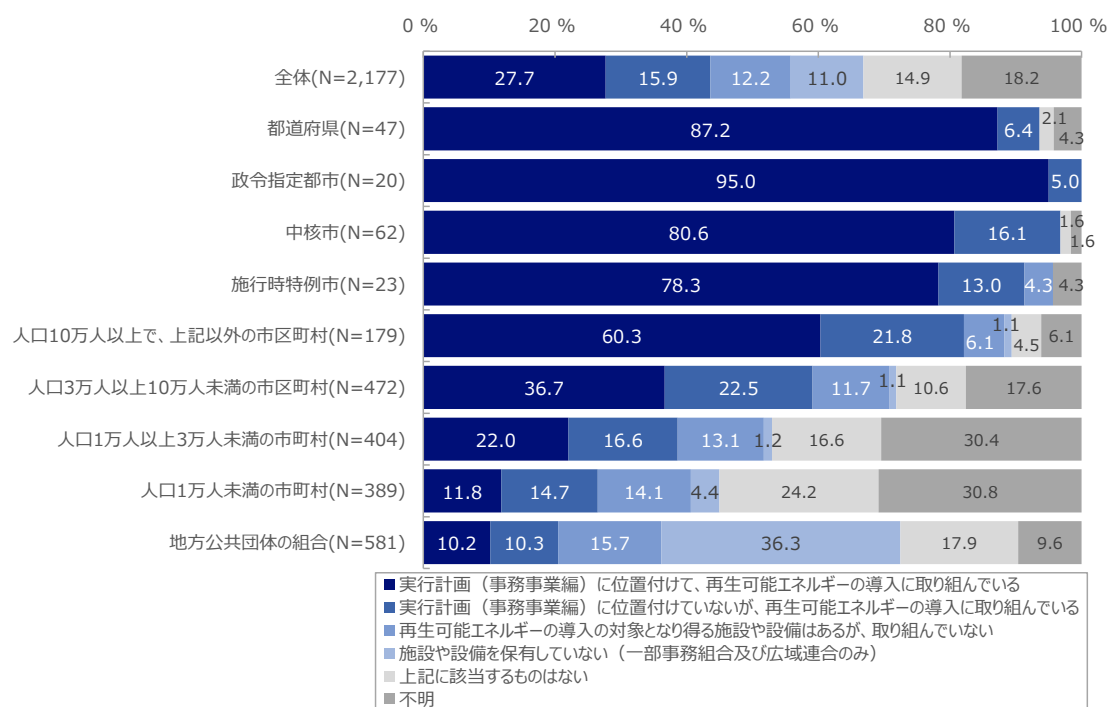
図表 116 再生可能エネルギー設備導入状況



図表 117 再生可能エネルギー設備導入状況【基礎自治体】

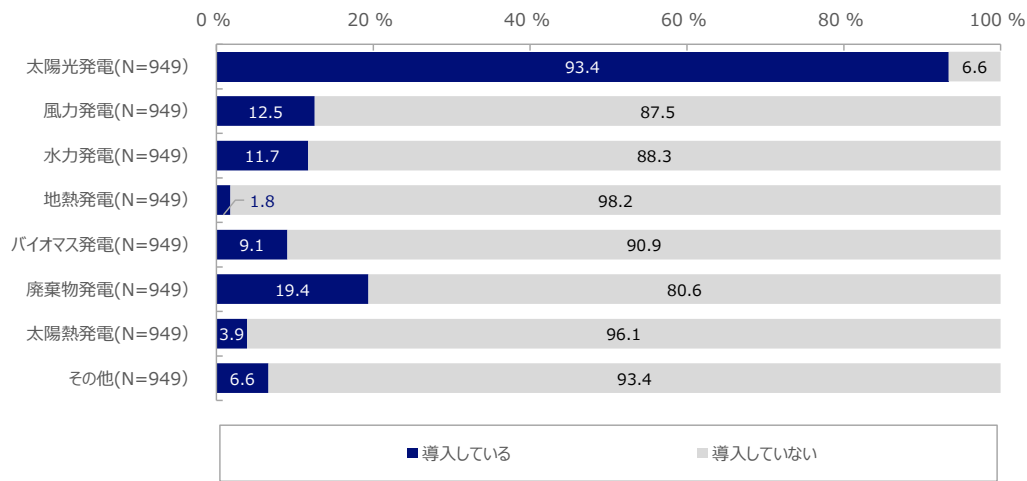


図表 118 再生可能エネルギー設備導入状況【団体区分別】



再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる団体における発電種類別の設備導入状況をみると、太陽光発電は 93.4%の団体で導入されており、廃棄物発電（19.4%）、風力発電（12.5%）、水力発電（11.7%）と続く。

図表 119 再生可能エネルギー設備導入状況 <発電種類別>

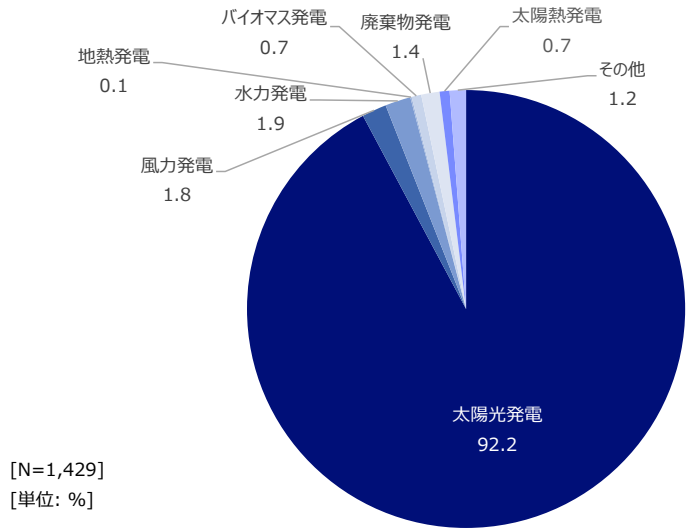


図表 120 再生可能エネルギー設備導入状況 <発電種類別>
【団体区分別】

		太陽 光 発 電	風 力 発 電	水 力 発 電	地 熱 発 電	バ イ オ マ ス 発	廃 棄 物 発 電	太陽 熱 発 電	そ の 他	合 計
回答数	全体	886	119	111	17	86	184	37	63	929
	栃道府県	43	16	23	1	16	1	4	4	43
	政令指定都市	19	13	12	0	5	19	5	7	19
	中核市	60	18	17	1	16	44	6	8	60
	施行時特例市	21	4	5	0	3	13	0	5	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	146	30	12	3	11	43	13	10	147
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	274	26	23	8	17	13	7	13	275
	人口1万人以上3万人未満の市町村	153	5	10	3	4	2	1	9	154
	人口1万人未満の市町村	91	3	4	1	8	0	1	4	96
	地方公共団体の組合	79	4	5	0	6	49	0	3	114
	比率 (%)	95.4	12.8	11.9	1.8	9.3	19.8	4.0	6.8	
	栃道府県(N=43)	100.0	37.2	53.5	2.3	37.2	2.3	9.3	9.3	
比率 (%)	政令指定都市(N=19)	100.0	68.4	63.2	0.0	26.3	100.0	26.3	36.8	
	中核市(N=60)	100.0	30.0	28.3	1.7	26.7	73.3	10.0	13.3	
	施行時特例市(N=21)	100.0	19.0	23.8	0.0	14.3	61.9	0.0	23.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=147)	99.3	20.4	8.2	2.0	7.5	29.3	8.8	6.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=275)	99.6	9.5	8.4	2.9	6.2	4.7	2.5	4.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=154)	99.4	3.2	6.5	1.9	2.6	1.3	0.6	5.8	
	人口1万人未満の市町村(N=96)	94.8	3.1	4.2	1.0	8.3	0.0	1.0	4.2	
	地方公共団体の組合(N=114)	69.3	3.5	4.4	0.0	5.3	43.0	0.0	2.6	

再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる団体における発電種類の導入施設数割合をみると、「太陽光発電」(92.2%)が最も高く、次いで「水力発電」(1.9%)、「風力発電」(1.8%)と続く。

図表 121 再生可能エネルギー設備導入施設割合 <発電種類別>

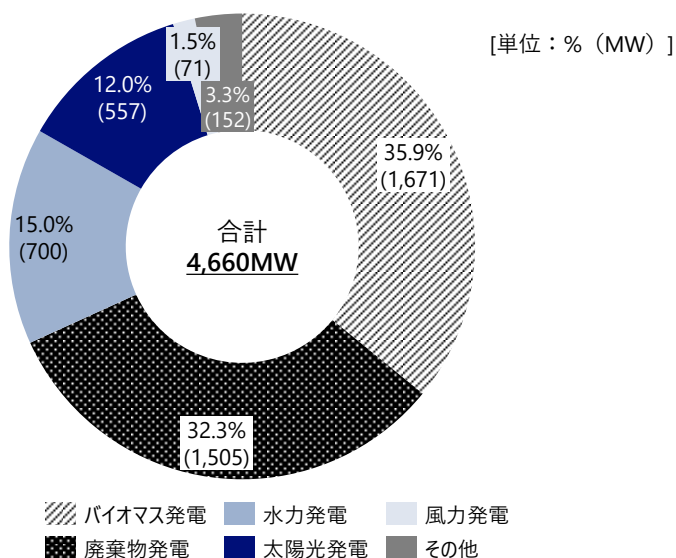


図表 122 再生可能エネルギー設備導入施設割合 <発電種類別>
【団体区分別】

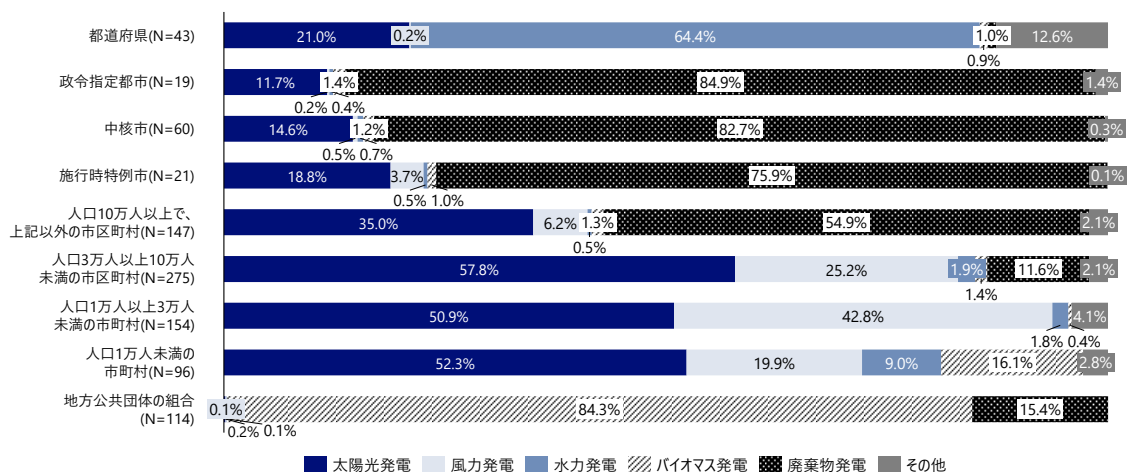
		太陽 光 発 電	風 力 発 電	水 力 発 電	地 熱 発 電	バ イ オ マ ス 発 電	廃 棄 物 発 電	太陽 熱 発 電	そ の 他	合 計
回答数	全体	16,265	320	333	17	126	239	129	212	17,641
	都道府県	2,563	46	194	1	35	1	17	56	2,913
	政令指定都市	3,094	50	26	0	9	55	28	35	3,297
	中核市	2,603	40	39	1	20	59	15	11	2,788
	施行時特例市	485	7	5	0	3	13	0	16	529
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3,046	68	12	2	14	41	37	18	3,238
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3,132	88	32	8	16	13	31	51	3,371
	人口1万人以上3万人未満の市町村	797	13	12	3	8	0	1	13	847
	人口1万人未満の市町村	399	4	6	2	14	0	0	10	435
	地方公共団体の組合	146	4	7	0	7	57	0	2	223
比率 (%)	全体(N=1,429)	92.2	1.8	1.9	0.1	0.7	1.4	0.7	1.2	
	都道府県(N=101)	88.0	1.6	6.7	0.0	1.2	0.0	0.6	1.9	
	政令指定都市(N=76)	93.8	1.5	0.8	0.0	0.3	1.7	0.8	1.1	
	中核市(N=156)	93.4	1.4	1.4	0.0	0.7	2.1	0.5	0.4	
	施行時特例市(N=53)	91.7	1.3	0.9	0.0	0.6	2.5	0.0	3.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=259)	94.1	2.1	0.4	0.1	0.4	1.3	1.1	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=363)	92.9	2.6	0.9	0.2	0.5	0.4	0.9	1.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=174)	94.1	1.5	1.4	0.4	0.9	0.0	0.1	1.5	
	人口1万人未満の市町村(N=103)	91.7	0.9	1.4	0.5	3.2	0.0	0.0	2.3	
	地方公共団体の組合(N=144)	65.5	1.8	3.1	0.0	3.1	25.6	0.0	0.9	

再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる団体における発電種別設備容量割合をみると、「バイオマス発電」(35.9%)が最も高く、次いで「廃棄物発電」(32.3%)、「水力発電」(15.0%)と続く。

図表 123 再生可能エネルギー設備容量割合 <発電種別>



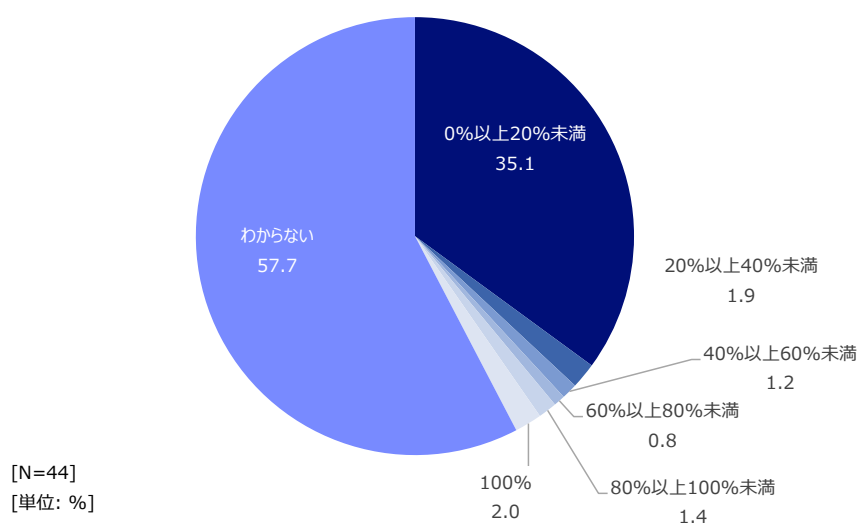
図表 124 再生可能エネルギー設備容量割合 <発電種別>
【団体区分別】



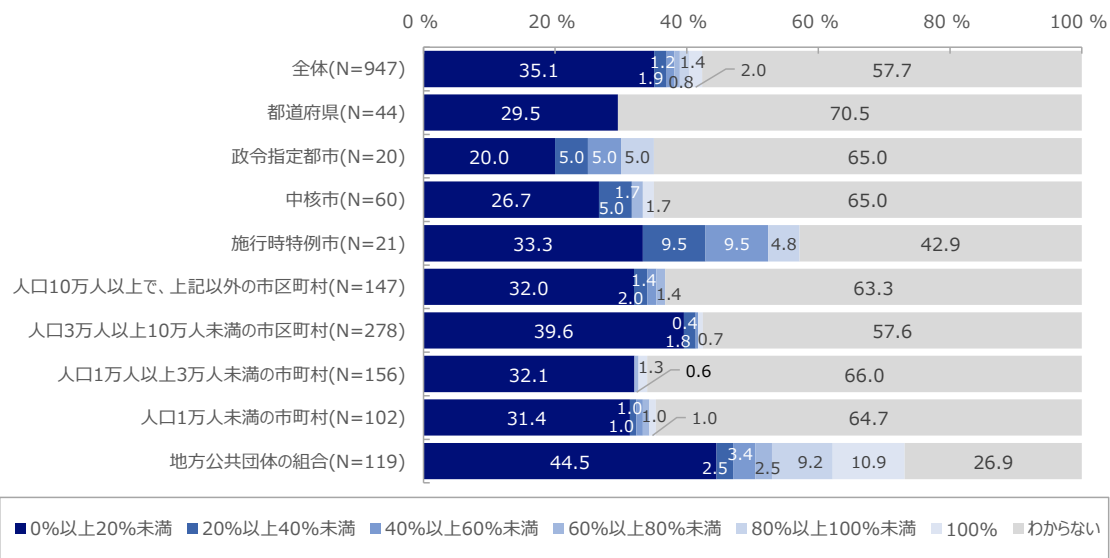
		太陽 光 発 電	風 力 発 電	水 力 発 電	地 熱 発 電	バ イ オ マ ス 発 電	廃 棄 物 発 電	太 陽 熱 発 電	そ の 他	合 計
回答数	全体	556,926	71,033	699,820	588	1,671,328	1,505,038	3,188	152,329	4,660,250
	都道府県	224,142	1,632	687,282	0	9,646	10,500	61	134,710	1,067,972
	政令指定都市	99,040	2,099	3,366	0	11,919	718,537	5	11,747	846,712
	中核市	54,873	1,978	2,453	0	4,558	310,887	0	1,205	375,954
	施行時特例市	13,607	2,701	325	0	700	54,830	0	41	72,204
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61,793	10,868	827	550	2,358	97,021	2,791	440	176,647
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	74,358	32,445	2,474	38	1,778	14,858	262	2,405	128,618
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17,127	14,400	609	0	130	0	69	1,308	33,642
	人口1万人未満の市町村	8,454	3,207	1,446	0	2,593	0	0	454	16,153
	地方公共団体の組合	3,532	1,703	1,039	0	1,637,646	298,405	0	20	1,942,346
比率（%）	全体(N=1,228)	12.0	1.5	15.0	0.0	35.9	32.3	0.1	3.3	
	都道府県(N=90)	21.0	0.2	64.4	0.0	0.9	1.0	0.0	12.6	
	政令指定都市(N=73)	11.7	0.2	0.4	0.0	1.4	84.9	0.0	1.4	
	中核市(N=137)	14.6	0.5	0.7	0.0	1.2	82.7	0.0	0.3	
	施行時特例市(N=46)	18.8	3.7	0.5	0.0	1.0	75.9	0.0	0.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=211)	35.0	6.2	0.5	0.3	1.3	54.9	1.6	0.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=296)	57.8	25.2	1.9	0.0	1.4	11.6	0.2	1.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=147)	50.9	42.8	1.8	0.0	0.4	0.0	0.2	3.9	
	人口1万人未満の市町村(N=87)	52.3	19.9	9.0	0.0	16.1	0.0	0.0	2.8	
	地方公共団体の組合(N=141)	0.2	0.1	0.1	0.0	84.3	15.4	0.0	0.0	

公共施設における再生可能エネルギー発電量総量は 3,420GWh 再生可能エネルギー発電量の回答があった団体において、実行計画施設対象施設全体の消費電力における再生可能エネルギー発電の発電量割合は、「0%以上 20%未満」と回答した団体が 35.1%、「100%」と回答した団体も 19 団体 (2.0%) 確認された。

図表 125 公共施設全体の消費電力における再生可能エネルギー発電の発電量割合



図表 126 公共施設全体の消費電力における再生可能エネルギー発電の発電量割合【団体区分別】

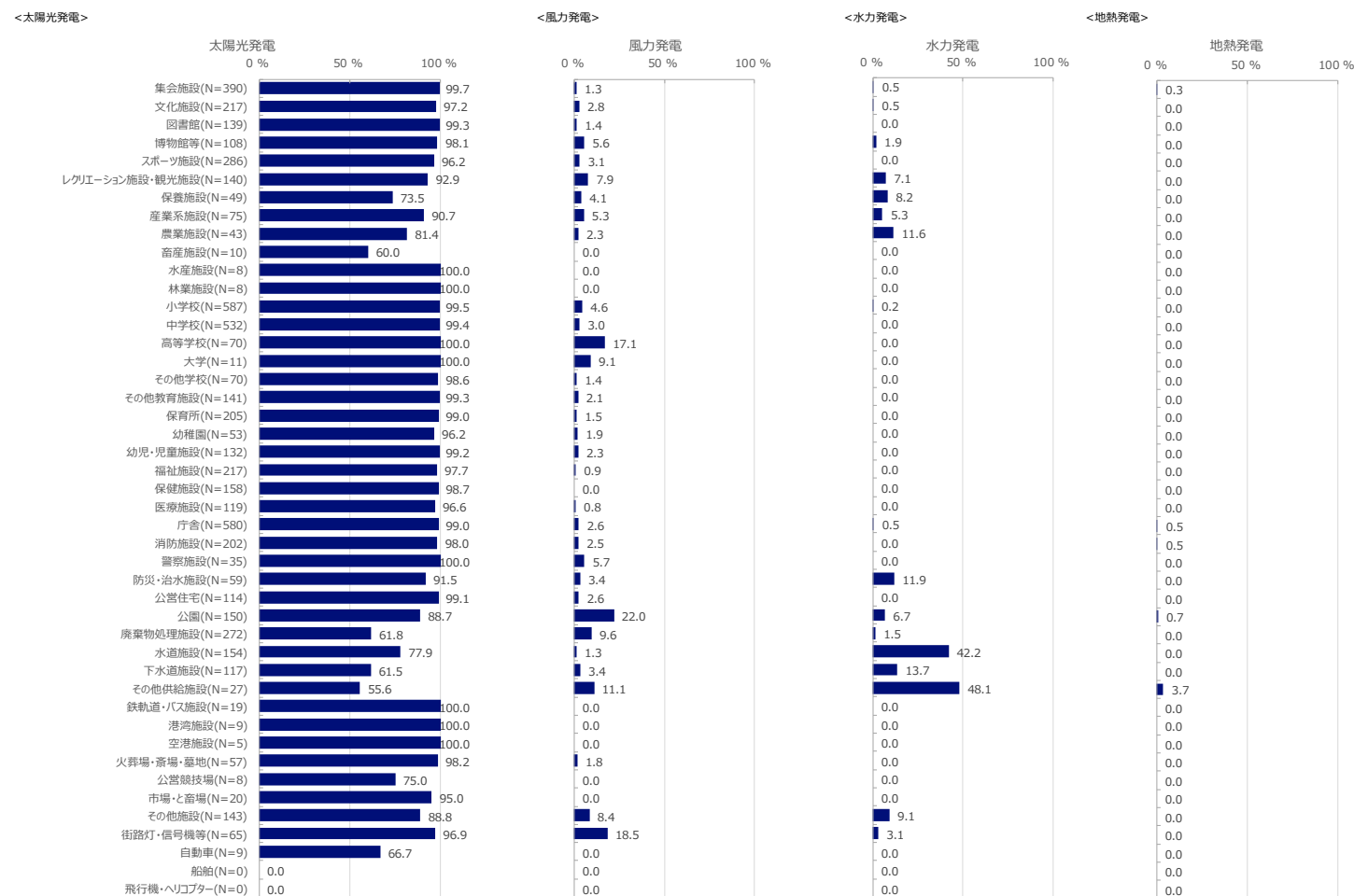


		0 % 未 上 2 0 %	4 2 0 0 % 未 以 満 上	6 4 0 0 % 未 以 満 上	8 6 0 0 % 未 以 満 上	1 8 0 0 % 未 以 満 上	1 0 0 %	わ か ら な い	合 計
全体	全体	332	18	11	8	13	19	546	947
	都道府県	13	0	0	0	0	0	31	44
	政令指定都市	4	1	1	0	1	0	13	20
	中核市	16	3	0	1	0	1	39	60
	施行時特例市	7	2	2	0	1	0	9	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	47	3	2	2	0	0	93	147
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	110	5	1	0	0	2	160	278
	人口1万人以上3万人未満の市町村	50	0	0	1	0	2	103	156
	人口1万人未満の市町村	32	1	1	1	0	1	66	102
	地方公共団体の組合	53	3	4	3	11	13	32	119
比率	全体(N=947)	35.1	1.9	1.2	0.8	1.4	2.0	57.7	
	都道府県(N=44)	29.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.5	
	政令指定都市(N=20)	20.0	5.0	5.0	0.0	5.0	0.0	65.0	
	中核市(N=60)	26.7	5.0	0.0	1.7	0.0	1.7	65.0	
	施行時特例市(N=21)	33.3	9.5	9.5	0.0	4.8	0.0	42.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=147)	32.0	2.0	1.4	1.4	0.0	0.0	63.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=278)	39.6	1.8	0.4	0.0	0.0	0.7	57.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=156)	32.1	0.0	0.0	0.6	0.0	1.3	66.0	
	人口1万人未満の市町村(N=102)	31.4	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0	64.7	
	地方公共団体の組合(N=119)	44.5	2.5	3.4	2.5	9.2	10.9	26.9	

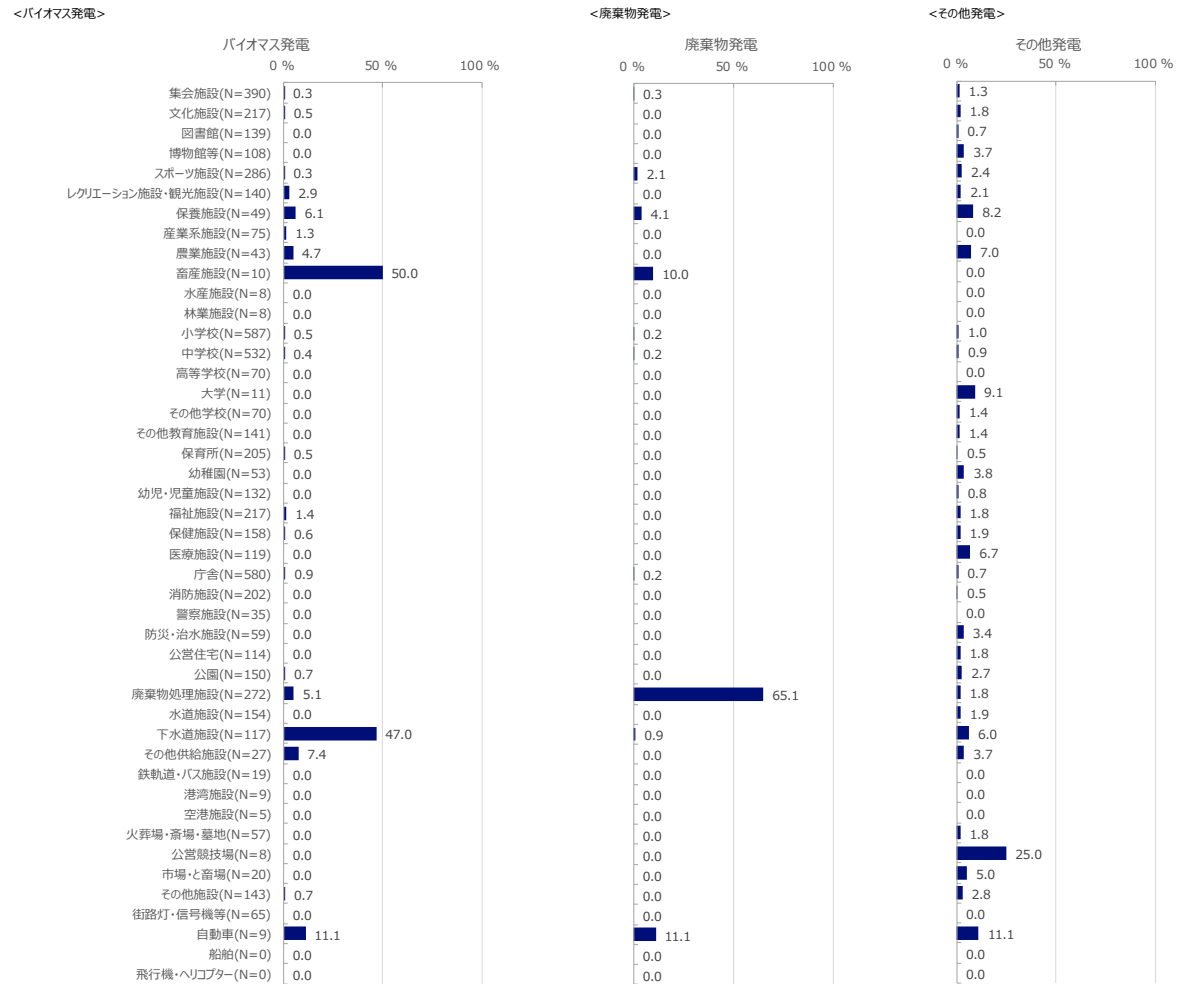
② 施設分類別再生可能エネルギー設備導入状況<Q1-4(2)②>

施設分類別×発電種類別の設備導入状況を以下に示す。

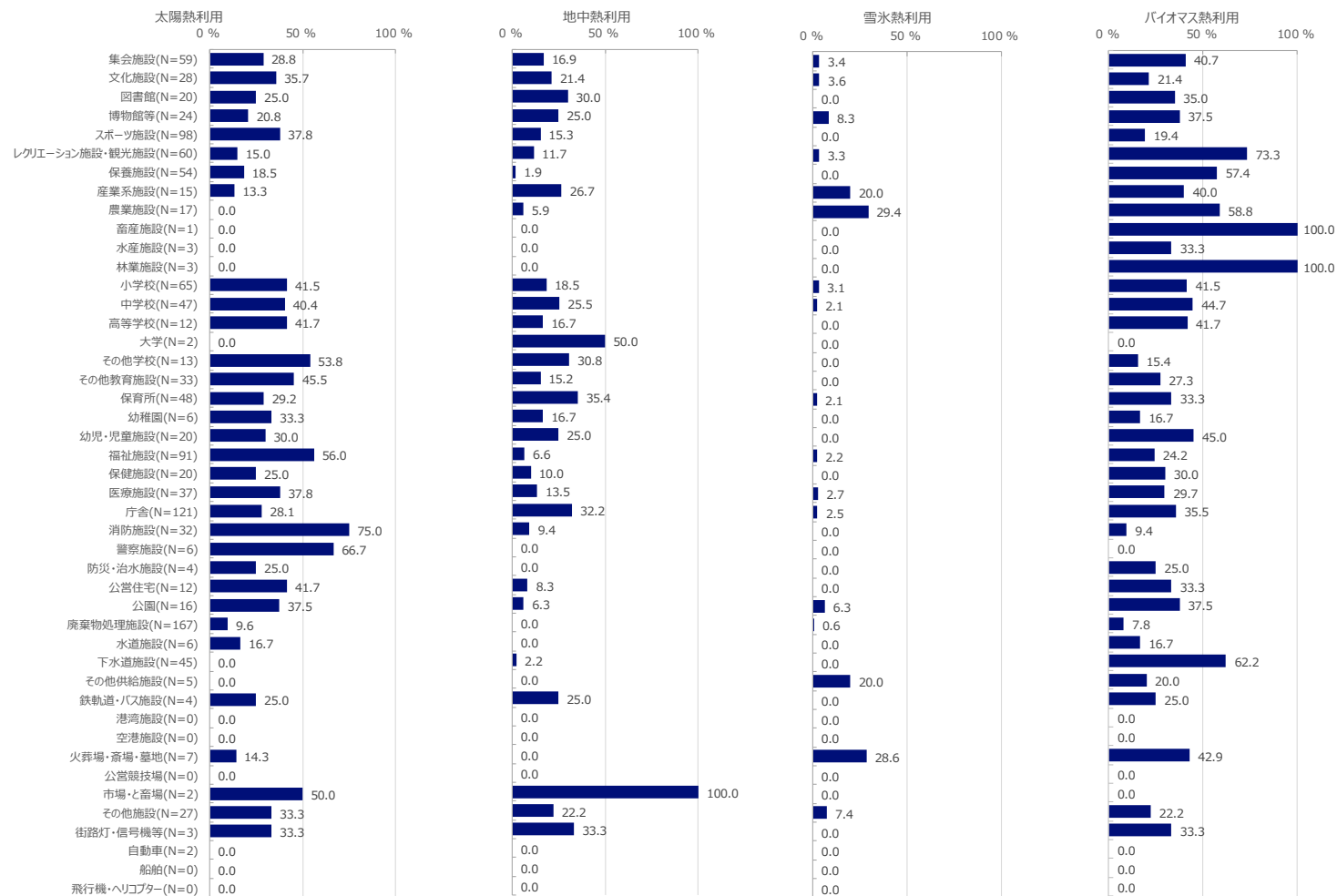
図表 127 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×発電種別】(1/4)



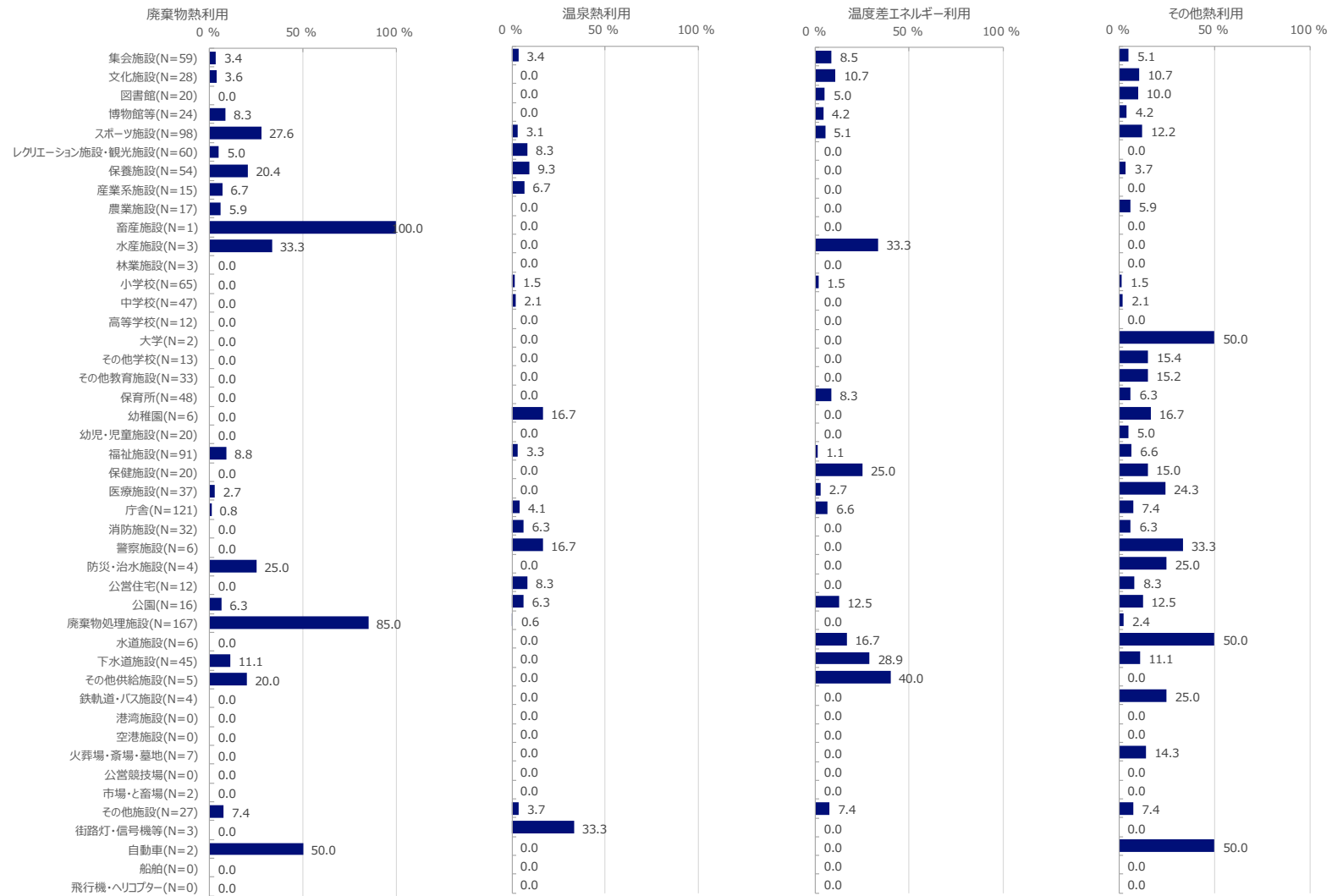
図表 128 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×発電種別】(2/4)



図表 129 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×発電種類別】(3/4)



図表 130 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×発電種類別】(4/4)



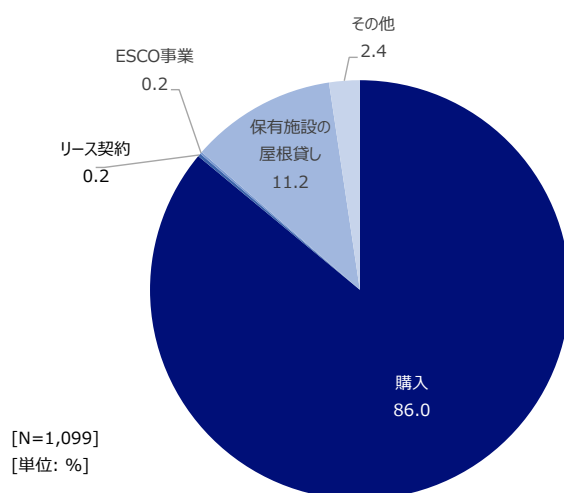
③調達方法<Q1-4(2)③>

太陽光発電設備が導入されている公共施設のうち 86.0%は購入によるものであるが、保有施設の屋根貸しによる設備導入施設も 11.2%確認されている。

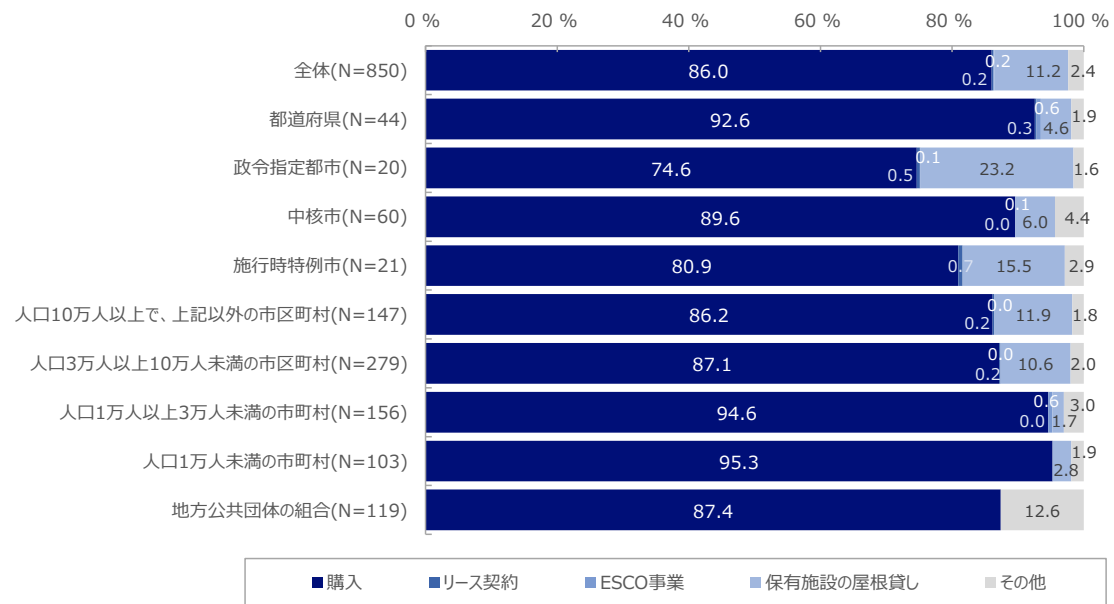
また、太陽光発電設備が導入されている公共施設のうち、導入に際し補助金を活用した施設割合は 33.2%。

ESCO 事業で太陽光発電設備を導入した施設における契約方式は「全ての施設でシェアード・セイビングス契約（ESCO 事業者が事業資金を調達）」(35.3%)が最も高く、次いで「全ての施設でギャランティード・セイビングス契約（地方公共団体が自ら事業資金を調達）」(23.5%)、「シェアード・セイビングス契約の施設が多い」（11.8%）と続く。

図表 131 太陽光発電設備導入に係る調達方法

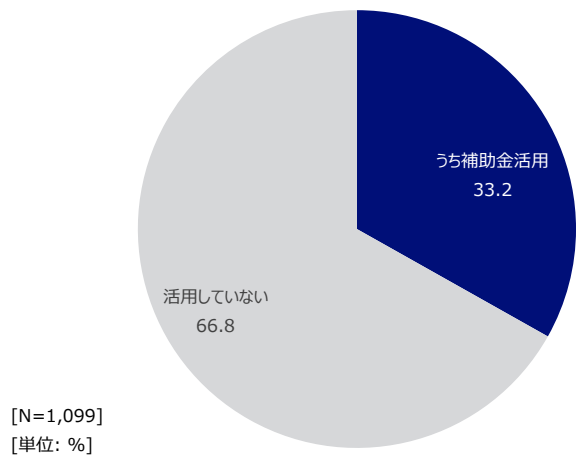


図表 132 太陽光発電設備導入に係る調達方法【団体区分別】



		購 入	リ ー ス 契 約	E S C O 事 業	保 有 施 設 の 屋 根 貸 し	そ の 他	合 計
全体	全体	11,172	31	22	1,459	306	12,990
	都道府県	2,003	6	14	100	41	2,164
	政令指定都市	1,963	12	3	611	41	2,630
	中核市	1,593	0	1	106	78	1,778
	施行時特例市	365	3	0	70	13	451
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2,159	5	0	298	44	2,506
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2,081	5	0	254	48	2,388
	人口1万人以上3万人未満の市町村	595	0	4	11	19	629
	人口1万人未満の市町村	302	0	0	9	6	317
	地方公共団体の組合	111	0	0	0	16	127
比率	全体(N=850)	86.0	0.2	0.2	11.2	2.4	
	都道府県(N=44)	92.6	0.3	0.6	4.6	1.9	
	政令指定都市(N=20)	74.6	0.5	0.1	23.2	1.6	
	中核市(N=60)	89.6	0.0	0.1	6.0	4.4	
	施行時特例市(N=21)	80.9	0.7	0.0	15.5	2.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=147)	86.2	0.2	0.0	11.9	1.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=279)	87.1	0.2	0.0	10.6	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=156)	94.6	0.0	0.6	1.7	3.0	
	人口1万人未満の市町村(N=103)	95.3	0.0	0.0	2.8	1.9	
	地方公共団体の組合(N=119)	87.4	0.0	0.0	0.0	12.6	

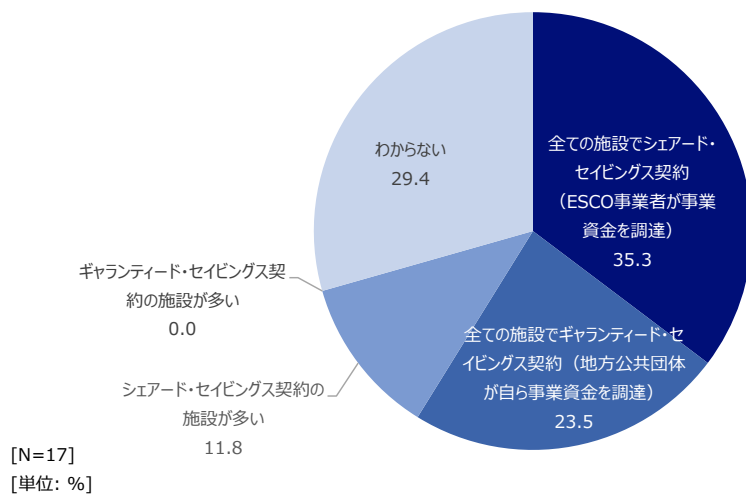
図表 133 太陽光発電導設備導入施設における補助金活用施設割合



図表 134 太陽光発電導設備導入施設における補助金活用施設割合
【団体区分別】

		う ち 補 助 金 活 用	合 計
全体	全体	4,308	12,990
	都道府県	410	2,164
	政令指定都市	922	2,630
	中核市	443	1,778
	施行時特例市	75	451
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	725	2,506
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1,098	2,388
	人口1万人以上3万人未満の市町村	395	629
	人口1万人未満の市町村	198	317
	地方公共団体の組合	42	127
比率	全体(N=850)	33.2	
	都道府県(N=44)	18.9	
	政令指定都市(N=20)	35.1	
	中核市(N=60)	24.9	
	施行時特例市(N=21)	16.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=147)	28.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=279)	46.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=156)	62.8	
	人口1万人未満の市町村(N=103)	62.5	
	地方公共団体の組合(N=119)	33.1	

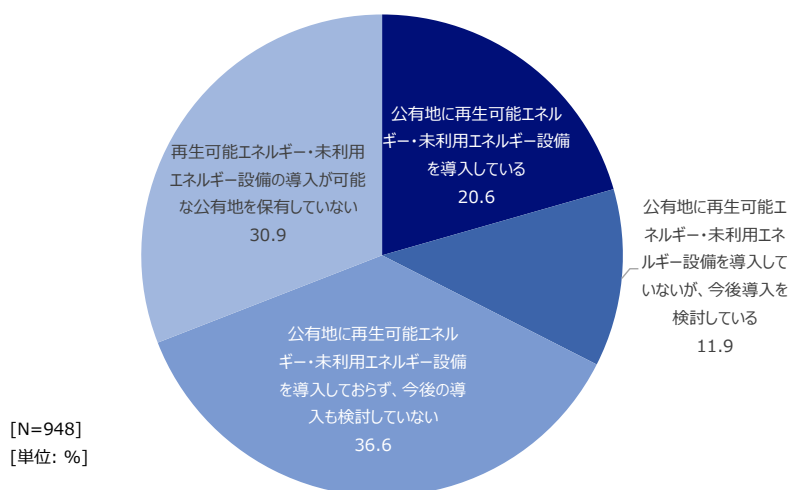
図表 135 ESCO 事業における契約方式



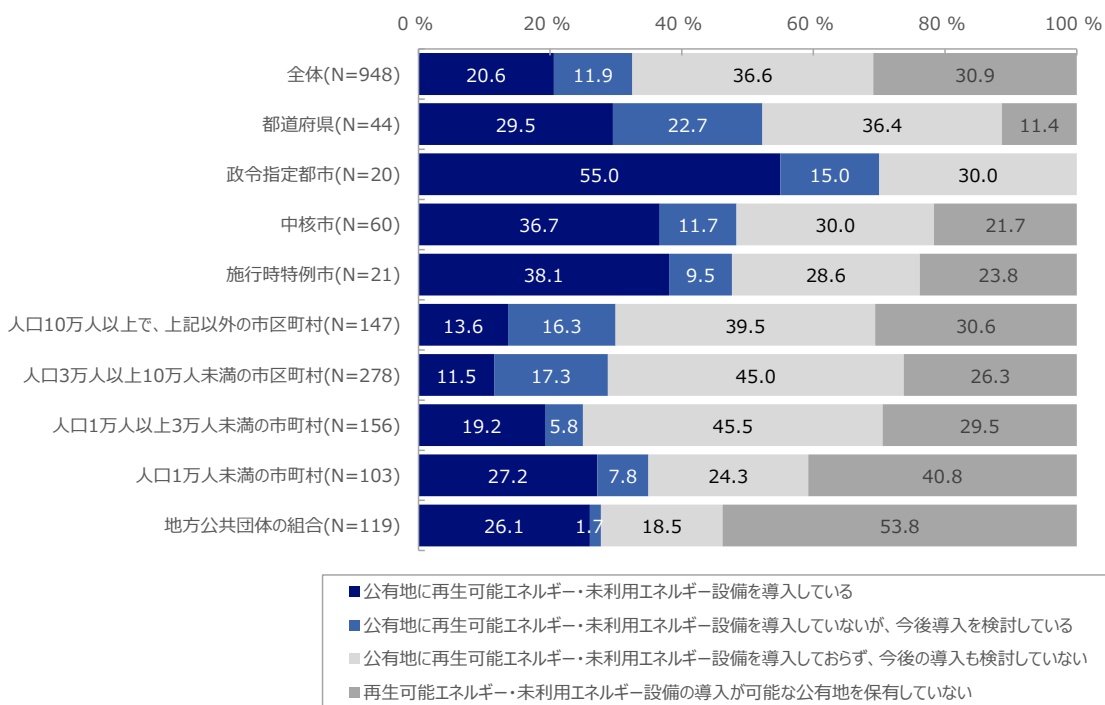
④公有地における再生可能エネルギー設備導入<Q1-4(2)④>

再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる団体において「公有地に設備を導入している」団体は 20.6%で、「今後の設備導入を検討している」団体は 11.9%。

図表 136 公有地における再生可能エネルギー設備導入状況



図表 137 公有地における再生可能エネルギー設備導入状況【団体区分別】

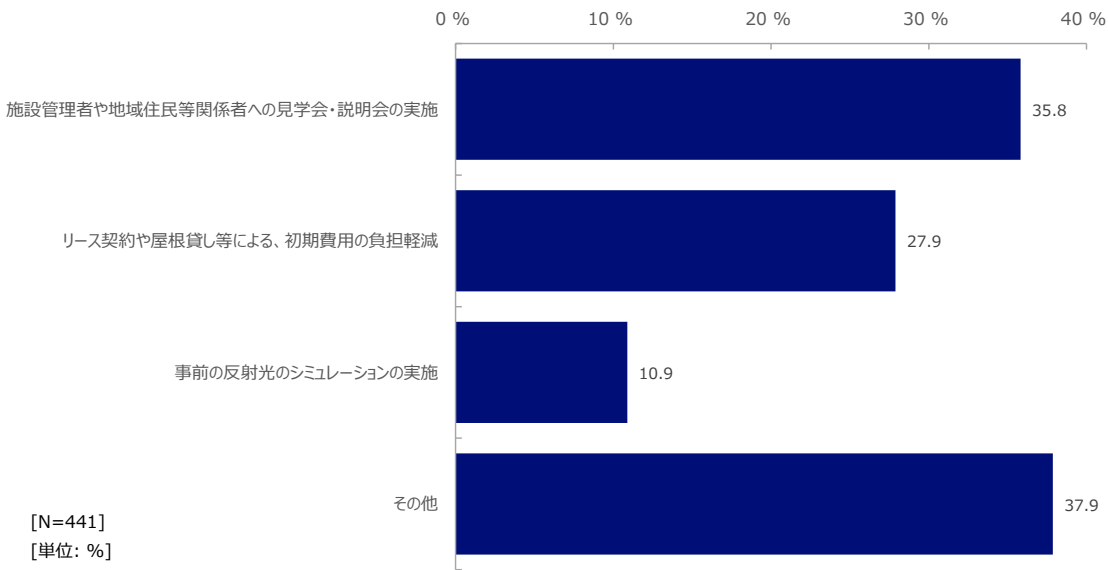


		公用地に再生可能なエネルギー設備を導入している	公用地に再生可能なエネルギー設備を導入している	公用地に再生可能なエネルギー設備を導入していない	再生可能なエネルギーの導入が可能な公共用地を保有していない	合計
全体	全体	195	113	347	293	948
	都道府県	13	10	16	5	44
	政令指定都市	11	3	6	0	20
	中核市	22	7	18	13	60
	施行時特例市	8	2	6	5	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	24	58	45	147
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	32	48	125	73	278
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	9	71	46	156
	人口1万人未満の市町村	28	8	25	42	103
	地方公共団体の組合	31	2	22	64	119
比率	全体(N=948)	20.6	11.9	36.6	30.9	
	都道府県(N=44)	29.5	22.7	36.4	11.4	
	政令指定都市(N=20)	55.0	15.0	30.0	0.0	
	中核市(N=60)	36.7	11.7	30.0	21.7	
	施行時特例市(N=21)	38.1	9.5	28.6	23.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=147)	13.6	16.3	39.5	30.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=278)	11.5	17.3	45.0	26.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=156)	19.2	5.8	45.5	29.5	
	人口1万人未満の市町村(N=103)	27.2	7.8	24.3	40.8	
	地方公共団体の組合(N=119)	26.1	1.7	18.5	53.8	

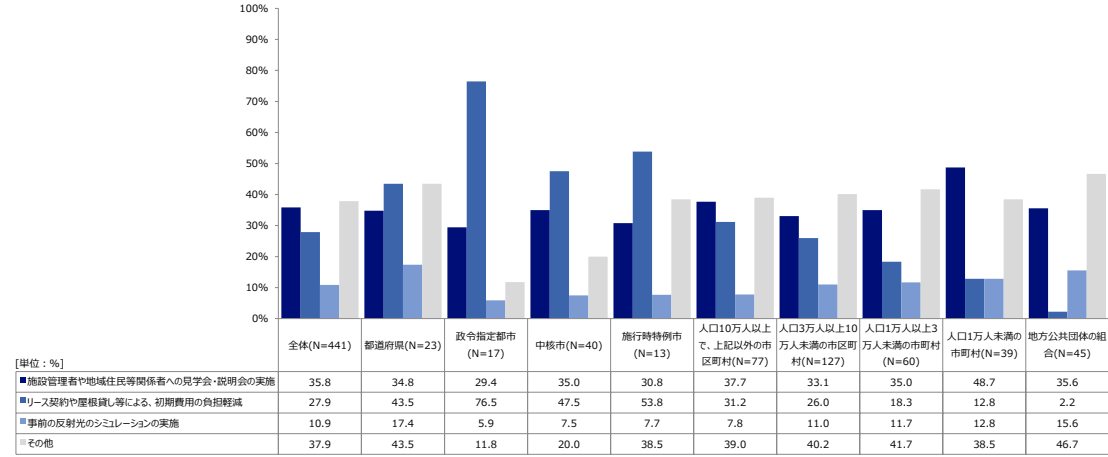
⑤太陽光発電設備導入における取組・工夫<Q1-4(2)⑤>

太陽光発電設備の導入に取り組んでいる団体における、設備導入に向けた取組・工夫については、「施設管理者や地域住民等関係者への見学会・説明会の実施」(35.8%)が最も高く、次いで「リース契約や屋根貸し等による、初期費用の負担軽減」(27.9%)、「事前の反射光のシミュレーションの実施」(10.9%)と続く。

図表 138 太陽光発電設備導入における取組・工夫



図表 139 太陽光発電設備導入における取組・工夫【団体区分別】



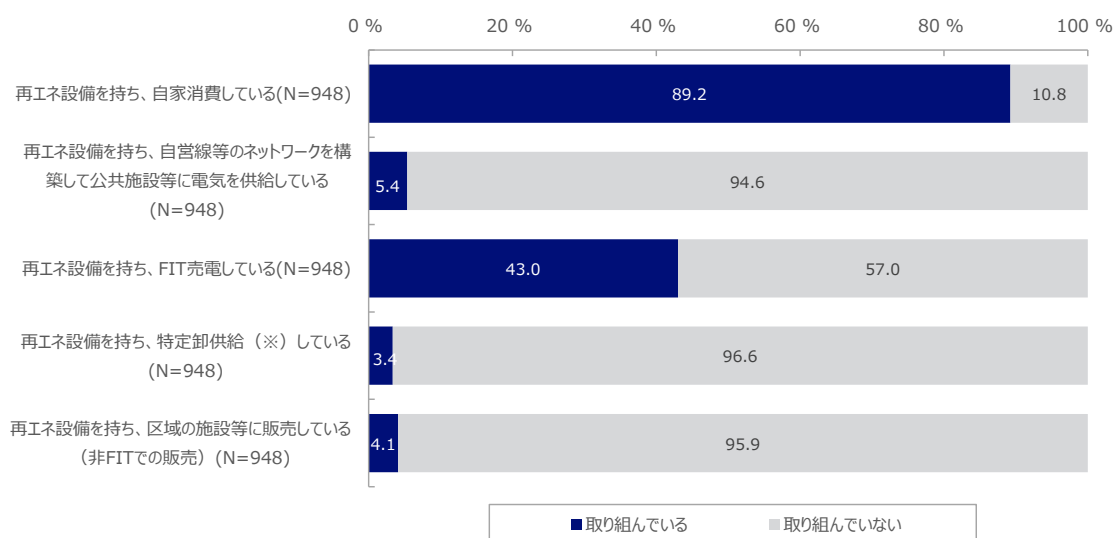
		者施 への 設 見 管 理 者 学 会 ・ 説 明 会 の 等 実 施 係	リ ー ス 契 約 や 屋 根 賃 し 等 に よ る 、 初 期 費 用 の 負 担 軽 減	事 前 の 反 射 光 の シ ミュ レー ション の 実 施	そ の 他	合 計
回答数	全体	158	123	48	167	441
	都道府県	8	10	4	10	23
	政令指定都市	5	13	1	2	17
	中核市	14	19	3	8	40
	施行時特例市	4	7	1	5	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	24	6	30	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	33	14	51	127
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	11	7	25	60
	人口1万人未満の市町村	19	5	5	15	39
	地方公共団体の組合	16	1	7	21	45
比率 (%)	全体(N=441)	35.8	27.9	10.9	37.9	
	都道府県(N=23)	34.8	43.5	17.4	43.5	
	政令指定都市(N=17)	29.4	76.5	5.9	11.8	
	中核市(N=40)	35.0	47.5	7.5	20.0	
	施行時特例市(N=13)	30.8	53.8	7.7	38.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	37.7	31.2	7.8	39.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=127)	33.1	26.0	11.0	40.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=60)	35.0	18.3	11.7	41.7	
	人口1万人未満の市町村(N=39)	48.7	12.8	12.8	38.5	
	地方公共団体の組合(N=45)	35.6	2.2	15.6	46.7	

⑥再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法 <Q1-4(2)⑥>

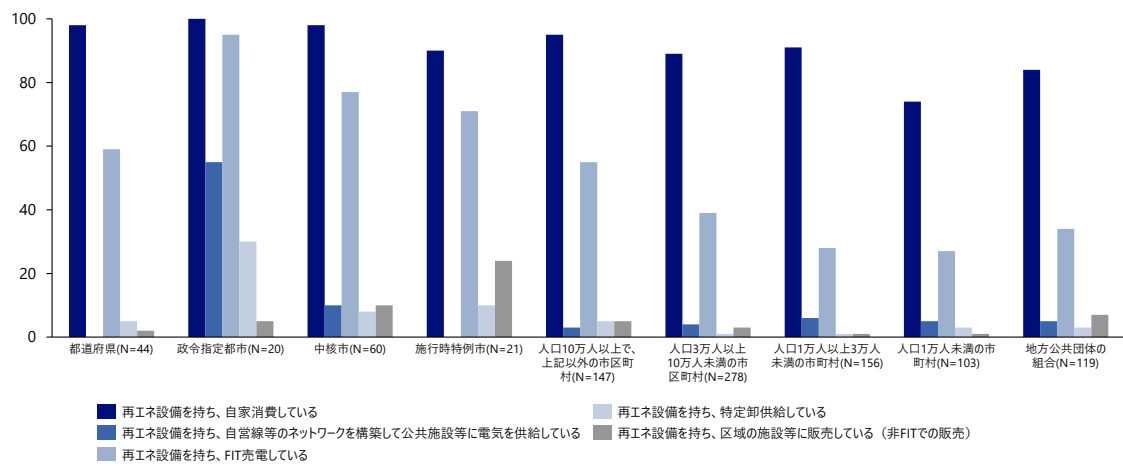
公共施設にて導入している再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備で発電された電気の活用状況について、再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入団体の89.2%の団体が「自家消費」の形で活用。「FIT 売電」をしている団体は43.0%。「自家消費」、「FIT 売電」団体割合は区分によらず高い。

政令指定都市では、「自営線ネットワークを構築した公共施設への供給」を実施している割合も高い。

図表 140 再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法



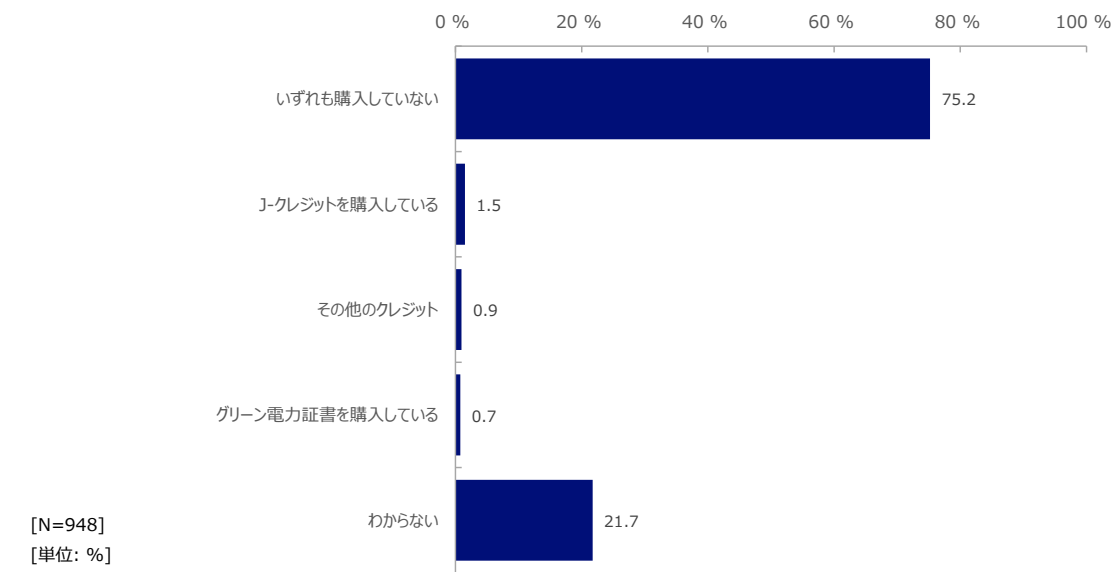
図表 141 再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法
【団体区分別】



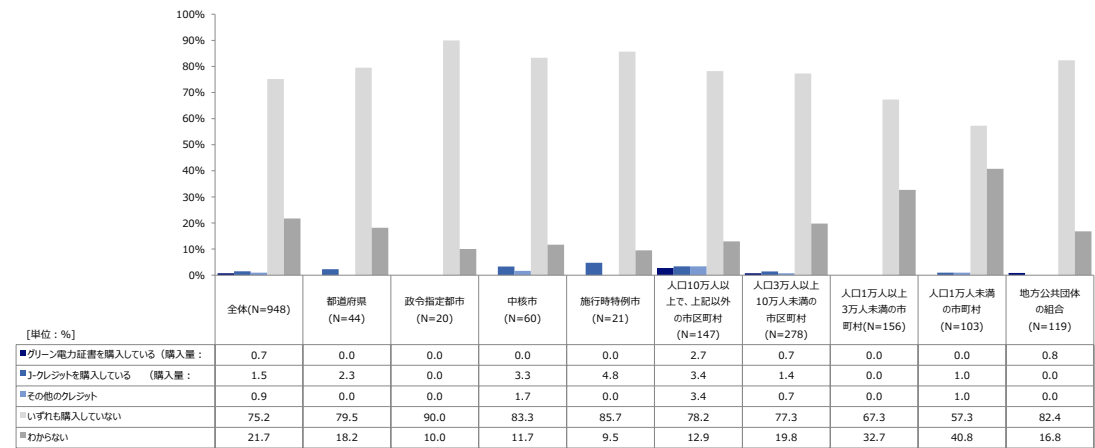
⑦環境価値の証書購入に係る取組状況 <Q1-4(2)⑦>

再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入団体における環境価値の証書購入に係る取組状況について、「いずれも購入していない」(75.2%)が最も高く、「J-クレジットを購入している」団体は1.5%、「その他のクレジットを購入している」団体は0.9%。

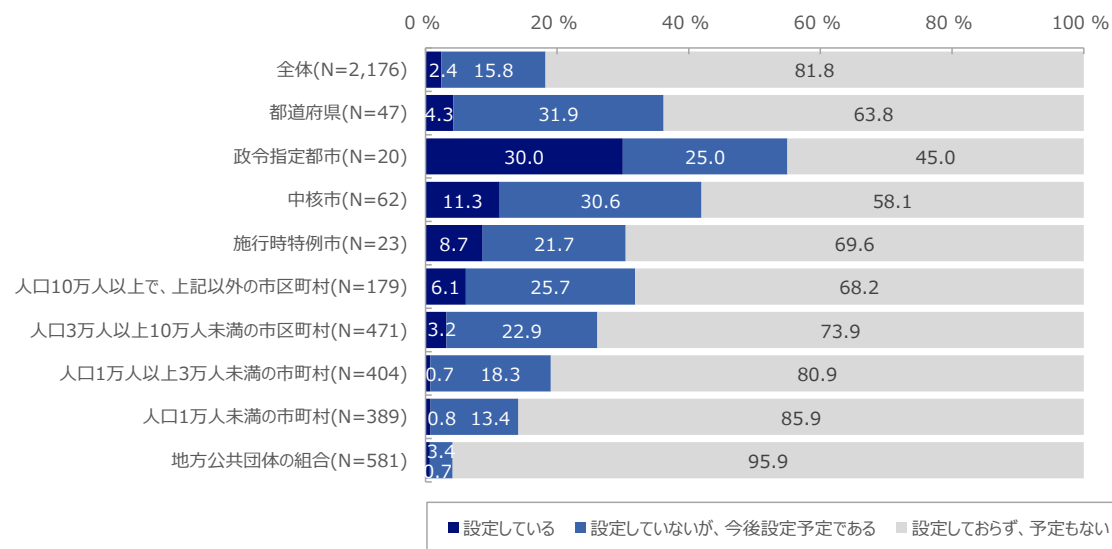
図表 142 環境価値の証書購入に係る取組状況



図表 143 環境価値の証書購入に係る取組状況【団体区分別】



図表 145 再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入目標設定状況
【団体区分別】



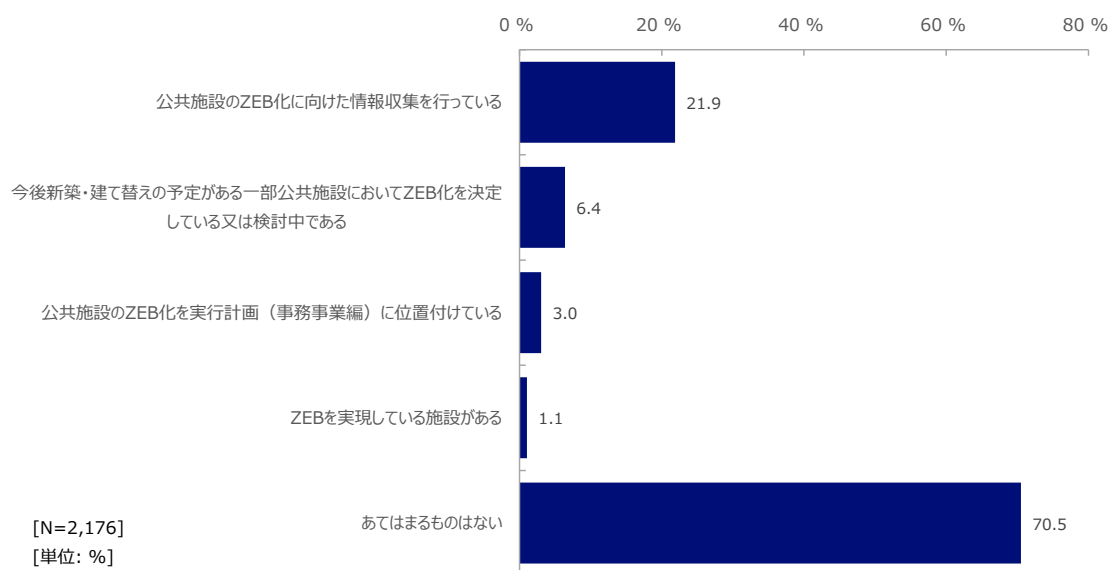
		設定している	が設定、今後設定予定である	ず、設定しておらず、予定もない	合計
全体	全体	53	344	1,779	2,176
	都道府県	2	15	30	47
	政令指定都市	6	5	9	20
	中核市	7	19	36	62
	施行時特例市	2	5	16	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	46	122	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	108	348	471
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	74	327	404
	人口1万人未満の市町村	3	52	334	389
比率	地方公共団体の組合	4	20	557	581
	全体(N=2,176)	2.4	15.8	81.8	
	都道府県(N=47)	4.3	31.9	63.8	
	政令指定都市(N=20)	30.0	25.0	45.0	
	中核市(N=62)	11.3	30.6	58.1	
	施行時特例市(N=23)	8.7	21.7	69.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	6.1	25.7	68.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=471)	3.2	22.9	73.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	0.7	18.3	80.9	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	0.8	13.4	85.9	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.7	3.4	95.9	

3) 公共施設における ZEB の実現 <Q1-4(3)>

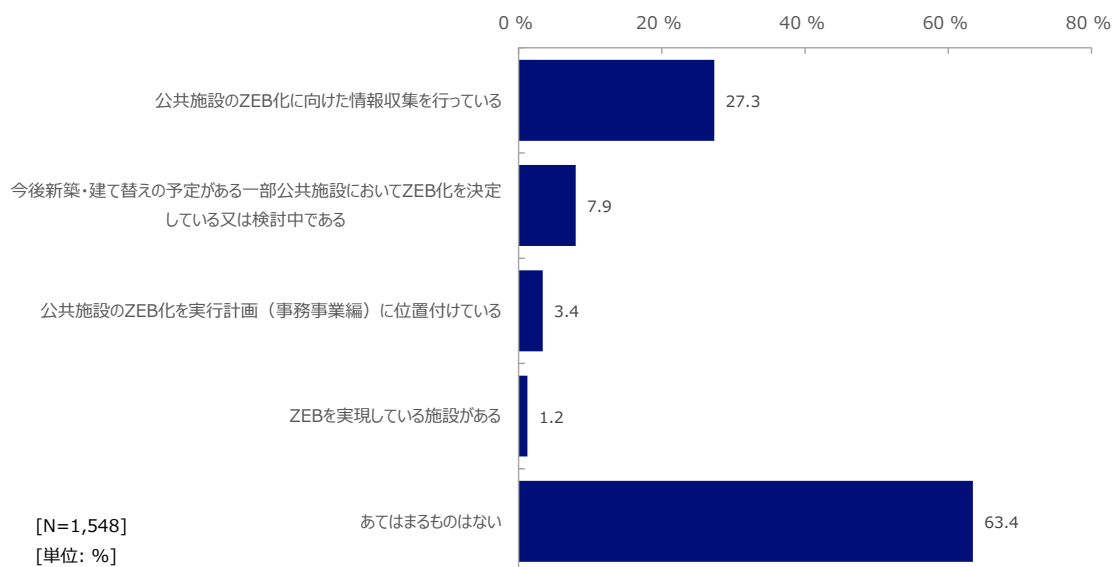
①ZEB 実現に向けた取組状況<Q1-4(3)①>

実行計画（事務事業編）策定団体のうち、「公共施設の ZEB 化に向けた情報収集を行っている」（21.9%）が最も多く、「今後一部施設での ZEB 化が決定もしくは検討中」（6.4%）、「実行計画に位置付けている」（3.0%）が続く。

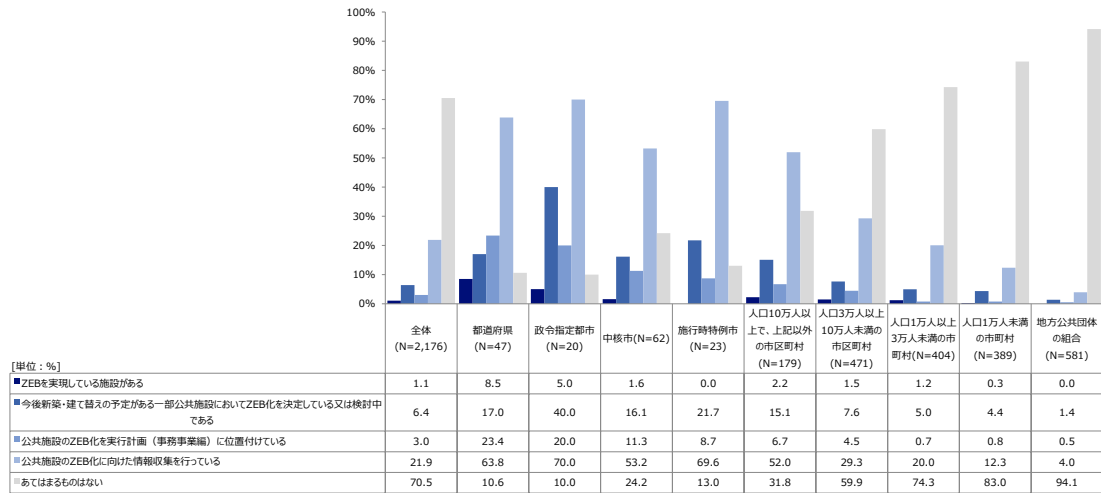
図表 146 ZEB 実現に向けた取組状況



図表 147 ZEB 実現に向けた取組状況【基礎自治体】



図表 148 ZEB 実現に向けた取組状況【団体区分別】



		ZEBを実現している施設がある	今後新築・建て替えの予定がある一部公共施設においてZEB化を決定している又は検討中である	公共施設のZEB化を実行計画（事務事業編）に位置付けている	公共施設のZEB化に向けた情報収集を行っている	あてはまるものはない	合計
回答数	全体	23	139	66	476	1,534	2,176
	都道府県	4	8	11	30	5	47
	政令指定都市	1	8	4	14	2	20
	中核市	1	10	7	33	15	62
	施行時特例市	0	5	2	16	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	27	12	93	57	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	36	21	138	282	471
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	5	20	3	81	300	404
	人口1万人未満の市区町村	1	17	3	48	323	389
	地方公共団体の組合	0	8	3	23	547	581
比率（%）	全体 (N=2,176)	1.1	6.4	3.0	21.9	70.5	
	都道府県 (N=47)	8.5	17.0	23.4	63.8	10.6	
	政令指定都市 (N=20)	5.0	40.0	20.0	70.0	10.0	
	中核市 (N=62)	1.6	16.1	11.3	53.2	24.2	
	施行時特例市 (N=23)	0.0	21.7	8.7	69.6	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=179)	2.2	15.1	6.7	52.0	31.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=471)	1.5	7.6	4.5	29.3	59.9	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=404)	1.2	5.0	0.7	20.0	74.3	
	人口1万人未満の市区町村 (N=389)	0.3	4.4	0.8	12.3	83.0	
	地方公共団体の組合 (N=581)	0.0	1.4	0.5	4.0	94.1	

②ZEB 認証取得施設<Q1-4(3)②>

ZEB を実現している施設を有する団体における各種認証取得施設数は、「ZEB」で 4 施設、「Nearly ZEB」で 4 施設、「ZEB Ready」で 16 施設、「ZEB Oriented」で 1 施設。

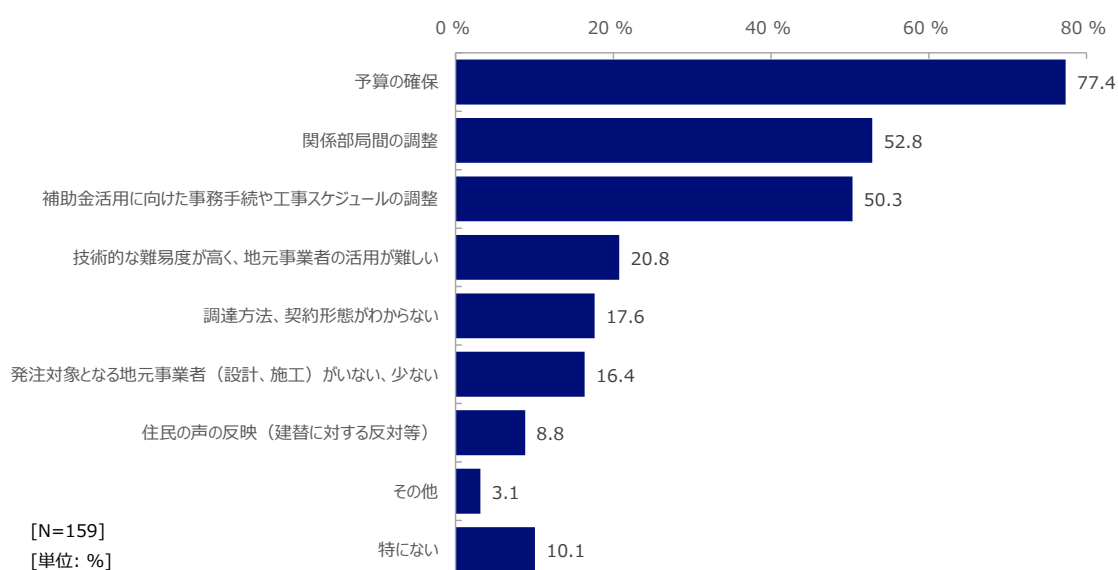
	『ZEB』	Z N E e B a r l y	R Z e E a B a d y	d O Z r E i B e n t e	合 計
全体	4	4	16	1	25
比率	16.0	16.0	64.0	4.0	

③ZEB 実現に向けた課題<Q1-4(3)③>

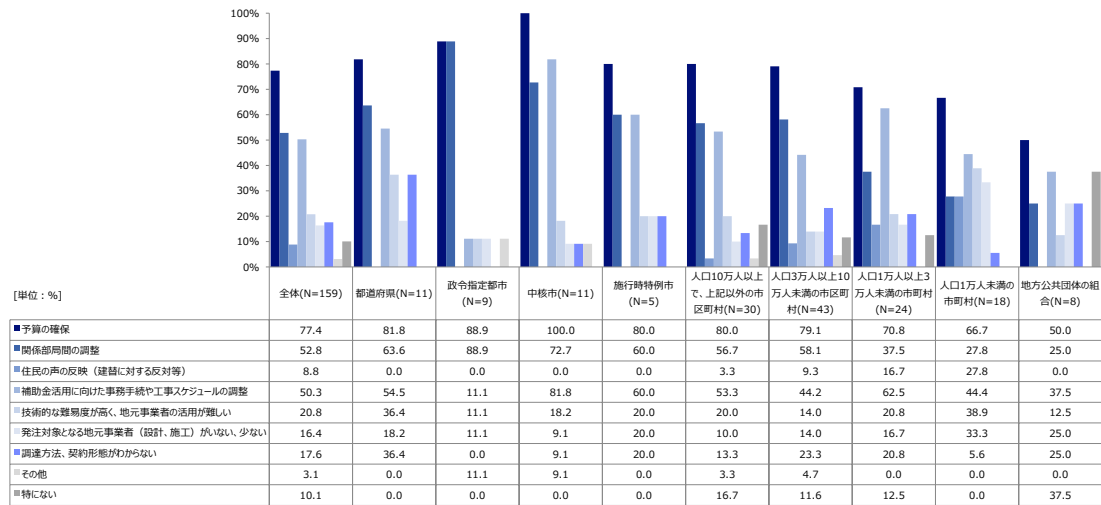
「ZEB を実現している施設がある」または「今後新築・建て替えの予定がある一部公共施設において ZEB 化を決定している又は検討中である」と回答した団体における ZEB 実現に向けた課題について、最も多く挙げられているのが「予算の確保」(77.4%)であり、「関係部局間の調整」(52.8%)、「補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整」(50.3%)、「技術的な難易度が高く、地元事業者の活用が難しい」(20.8%)と続く。

団体区分別にみると、都道府県や市区町村においては、予算の確保、関係部局間の調整、補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整が大きな課題となっていることが確認される。

図表 149 ZEB 実現に向けた課題



図表 150 ZEB 実現に向けた課題【団体区分別】



		予算の確保	関係部局間の調整	住民の声の反映（建替に対する反対等）	補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整	技術的な難易度が高く、地元事業者の活用が難しい	発注対象となる地元事業者（設計、施工）が少ない、少ない	調達方法、契約形態がわからない	その他	特になし	合計
回答数	全体	123	84	14	80	33	26	28	5	16	159
	都道府県	9	7	0	6	4	2	4	0	0	11
	政令指定都市	8	8	0	1	1	1	0	1	0	9
	中核市	11	8	0	9	2	1	1	1	0	11
	施行時特例市	4	3	0	3	1	1	1	0	0	5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	24	17	1	16	6	3	4	1	5	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	25	4	19	6	6	10	2	5	43
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	9	4	15	5	4	5	0	3	24
	人口1万人未満の市町村	12	5	5	8	7	6	1	0	0	18
	地方公共団体の組合	4	2	0	3	1	2	2	0	3	8
比率（%）	全体(N=159)	77.4	52.8	8.8	50.3	20.8	16.4	17.6	3.1	10.1	
	都道府県(N=11)	81.8	63.6	0.0	54.5	36.4	18.2	36.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=9)	88.9	88.9	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	11.1	0.0	
	中核市(N=11)	100.0	72.7	0.0	81.8	18.2	9.1	9.1	9.1	0.0	
	施行時特例市(N=5)	80.0	60.0	0.0	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	80.0	56.7	3.3	53.3	20.0	10.0	13.3	3.3	16.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=43)	79.1	58.1	9.3	44.2	14.0	14.0	23.3	4.7	11.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=24)	70.8	37.5	16.7	62.5	20.8	16.7	20.8	0.0	12.5	
	人口1万人未満の市町村(N=18)	66.7	27.8	27.8	44.4	38.9	33.3	5.6	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=8)	50.0	25.0	0.0	37.5	12.5	25.0	25.0	0.0	37.5	

4) 公用車の次世代自動車等の導入 <Q1-4(4)>

①一般公用車における次世代自動車*等の導入状況<Q1-4(4)①>

実行計画（事務事業編）策定団体における一般公用車への次世代自動車導入状況について、「次世代自動車台数」は全公用車台数のうち 8.1%。主な内訳として「ハイブリッド自動車（HV）」が 5.6%、「電気自動車（EV）」が 1.2%、「クリーンディーゼル車」が 0.5%となっている。

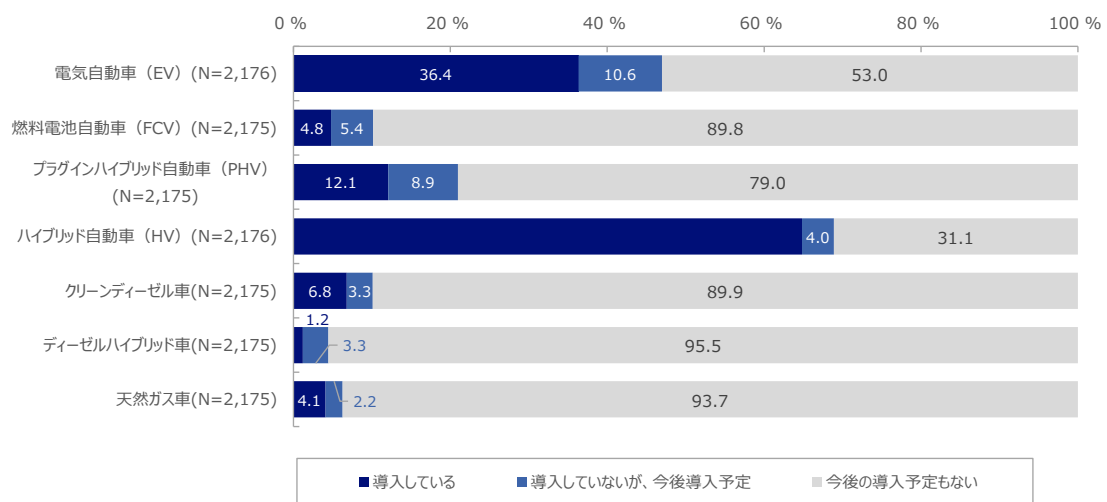
*通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員 10 名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものを対象とし、消防車、救急車、パトカー、バス等の特種公用車は対象外とする。

図表 151 一般公用車における次世代自動車等の導入台数

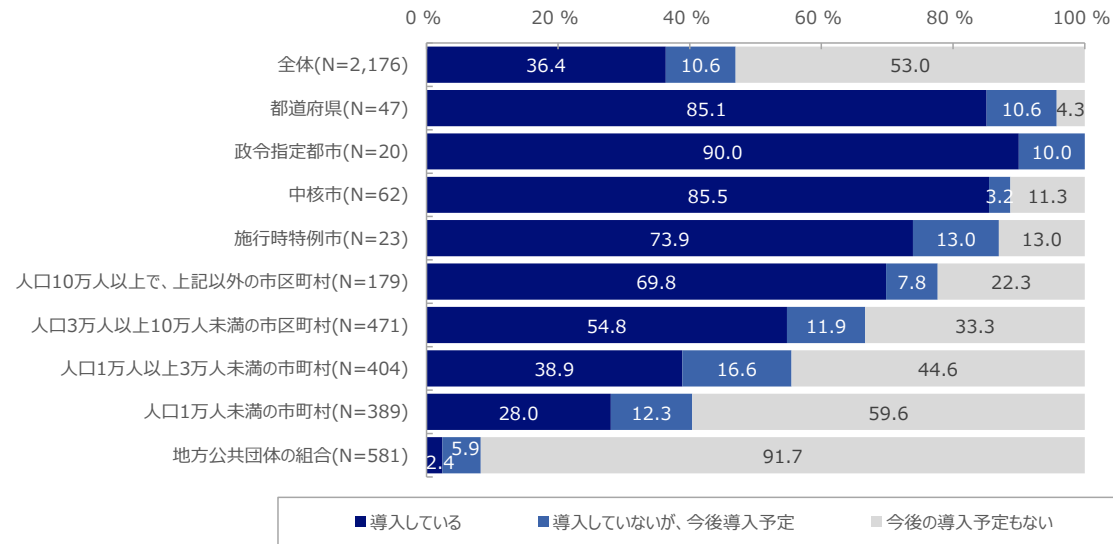
種類	台数	割合
全公用車	216,924	—
電気自動車（EV）	2,538	1.2%
燃料電池自動車（FCV）	214	0.1%
プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）	614	0.3%
ハイブリッド自動車（HV）	12,161	5.6%
クリーンディーゼル車	1,187	0.5%
ディーゼルハイブリッド車	146	0.1%
天然ガス車	684	0.3%
その他（ガソリン車等）	199,380	91.9%

実行計画（事務事業編）策定団体における次世代自動車種類別の導入有無についてみると、「ハイブリッド自動車（HV）」を導入している団体は 64.8%、「電気自動車（EV）」を導入している団体は 36.4%、「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」を導入している団体は 12.1%。

図表 152 一般公用車における次世代自動車等の導入状況

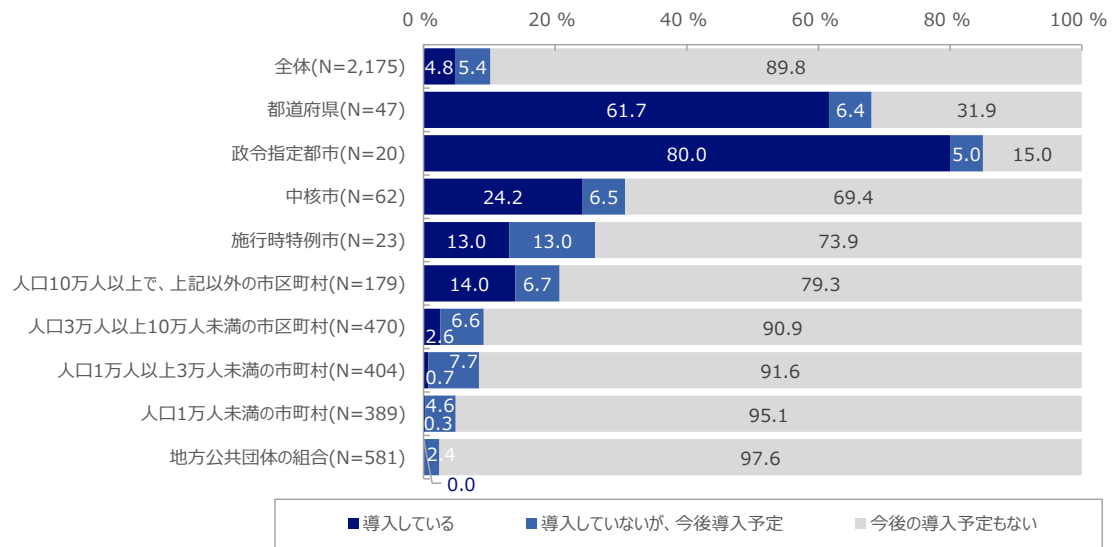


図表 153 一般公用車における次世代自動車等の導入状況【団体区分別】
 ＜電気自動車（EV）＞



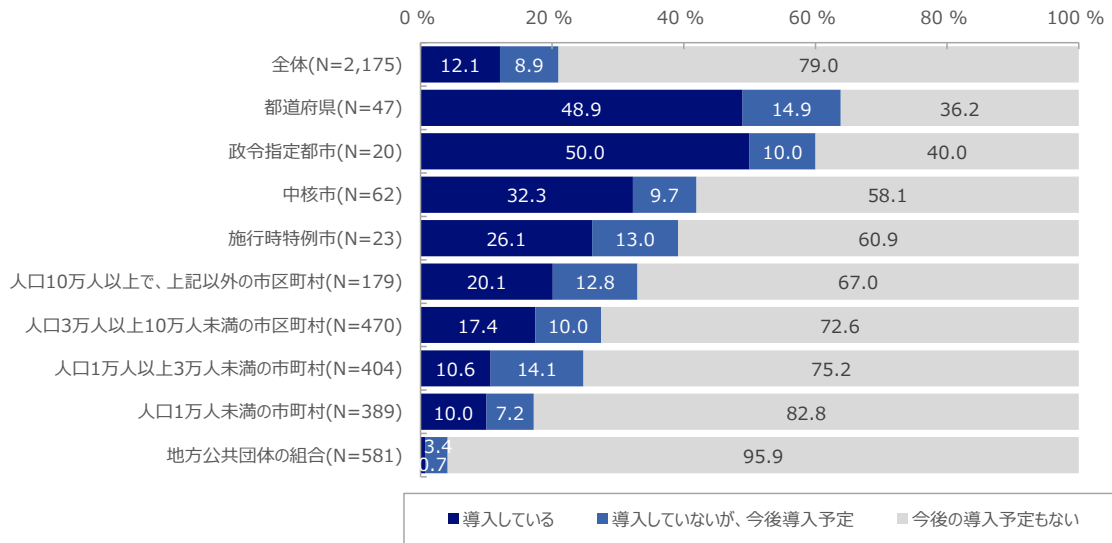
		導入している	が、導入していない が、今後導入予定	今後の導入予定も ない	合計
全体	全体	791	231	1,154	2,176
	都道府県	40	5	2	47
	政令指定都市	18	2	0	20
	中核市	53	2	7	62
	施行時特例市	17	3	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	125	14	40	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	258	56	157	471
	人口1万人以上3万人未満の市町村	157	67	180	404
	人口1万人未満の市町村	109	48	232	389
比率	地方公共団体の組合	14	34	533	581
	全体(N=2,176)	36.4	10.6	53.0	
	都道府県(N=47)	85.1	10.6	4.3	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	
	中核市(N=62)	85.5	3.2	11.3	
	施行時特例市(N=23)	73.9	13.0	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	69.8	7.8	22.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=471)	54.8	11.9	33.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	38.9	16.6	44.6	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	28.0	12.3	59.6	
	地方公共団体の組合(N=581)	2.4	5.9	91.7	

<燃料電池自動車（FCV）>



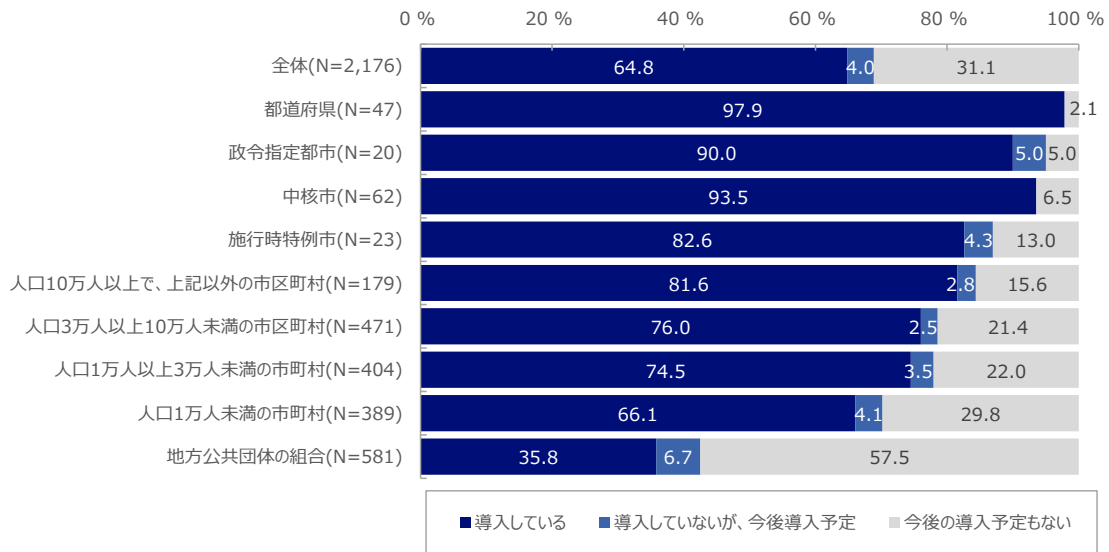
		導入している	が、導入していないが、今後導入予定	今後の導入予定もない	合計
全体	全体	104	117	1,954	2,175
	都道府県	29	3	15	47
	政令指定都市	16	1	3	20
	中核市	15	4	43	62
	施行時特例市	3	3	17	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	12	142	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	31	427	470
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	31	370	404
	人口1万人未満の市町村	1	18	370	389
比率	地方公共団体の組合	0	14	567	581
	全体(N=2,175)	4.8	5.4	89.8	
	都道府県(N=47)	61.7	6.4	31.9	
	政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	
	中核市(N=62)	24.2	6.5	69.4	
	施行時特例市(N=23)	13.0	13.0	73.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	14.0	6.7	79.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=470)	2.6	6.6	90.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	0.7	7.7	91.6	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	0.3	4.6	95.1	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.0	2.4	97.6	

<プラグインハイブリッド自動車（PHV）>



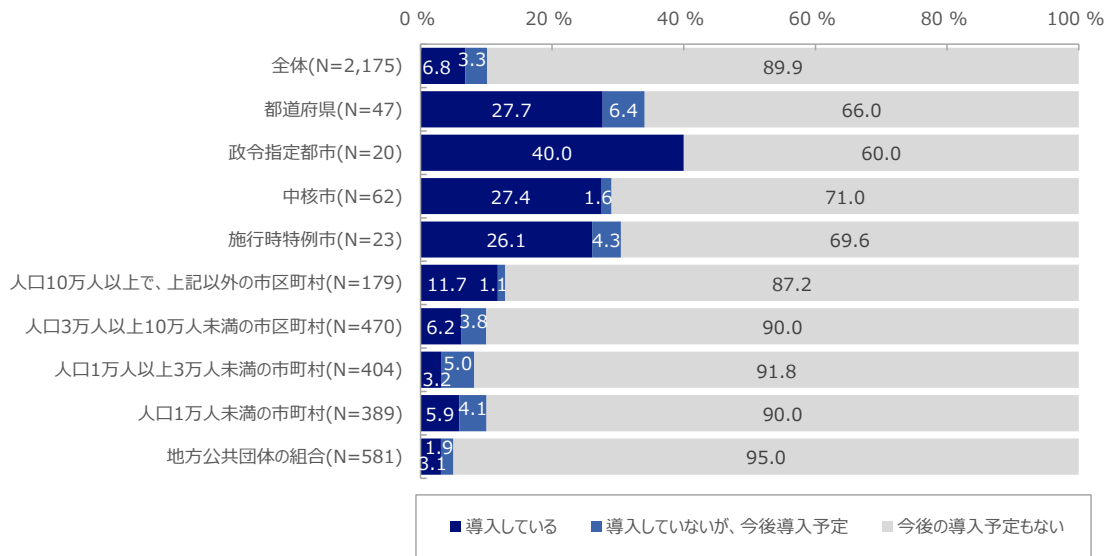
		導入している	が、 導入していない 今後導入予定	今後の 導入 予定も	合計
全体	全体	263	193	1,719	2,175
	都道府県	23	7	17	47
	政令指定都市	10	2	8	20
	中核市	20	6	36	62
	施行時特例市	6	3	14	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	23	120	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	82	47	341	470
	人口1万人以上3万人未満の市町村	43	57	304	404
	人口1万人未満の市町村	39	28	322	389
比率	地方公共団体の組合	4	20	557	581
	全体(N=2,175)	12.1	8.9	79.0	
	都道府県(N=47)	48.9	14.9	36.2	
	政令指定都市(N=20)	50.0	10.0	40.0	
	中核市(N=62)	32.3	9.7	58.1	
	施行時特例市(N=23)	26.1	13.0	60.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	20.1	12.8	67.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=470)	17.4	10.0	72.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	10.6	14.1	75.2	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	10.0	7.2	82.8	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.7	3.4	95.9	

<ハイブリッド自動車（HV）>



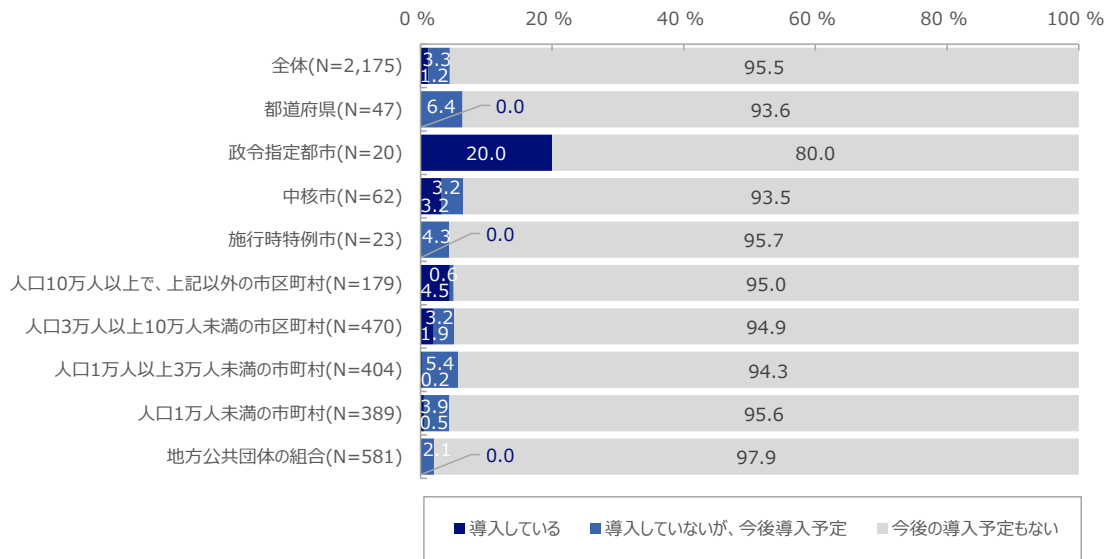
		導入している	が、導入していないが、今後導入予定	今後の導入予定もない	合計
全体	全体	1,411	88	677	2,176
	都道府県	46	0	1	47
	政令指定都市	18	1	1	20
	中核市	58	0	4	62
	施行時特例市	19	1	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	146	5	28	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	358	12	101	471
	人口1万人以上3万人未満の市町村	301	14	89	404
	人口1万人未満の市町村	257	16	116	389
比率	地方公共団体の組合	208	39	334	581
	全体(N=2,176)	64.8	4.0	31.1	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	5.0	
	中核市(N=62)	93.5	0.0	6.5	
	施行時特例市(N=23)	82.6	4.3	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	81.6	2.8	15.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=471)	76.0	2.5	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	74.5	3.5	22.0	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	66.1	4.1	29.8	
	地方公共団体の組合(N=581)	35.8	6.7	57.5	

＜クリーンディーゼル車＞



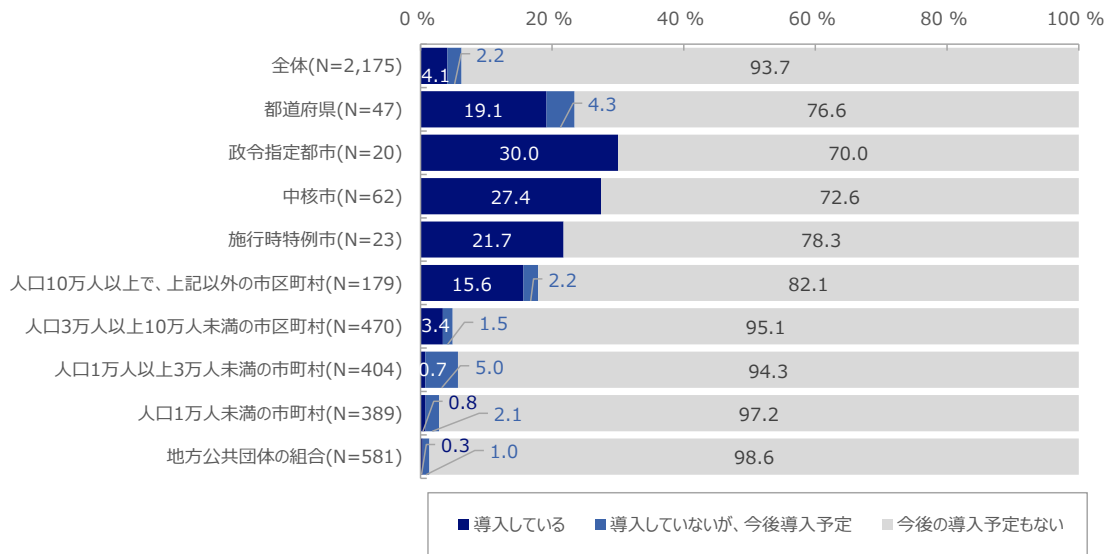
		導入している	が、 導入していない 今後導入予定	今後の 導入 予定も ない	合計
全体	全体	148	72	1,955	2,175
	都道府県	13	3	31	47
	政令指定都市	8	0	12	20
	中核市	17	1	44	62
	施行時特例市	6	1	16	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	2	156	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	18	423	470
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	20	371	404
	人口1万人未満の市町村	23	16	350	389
比率	地方公共団体の組合	18	11	552	581
	全体(N=2,175)	6.8	3.3	89.9	
	都道府県(N=47)	27.7	6.4	66.0	
	政令指定都市(N=20)	40.0	0.0	60.0	
	中核市(N=62)	27.4	1.6	71.0	
	施行時特例市(N=23)	26.1	4.3	69.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	11.7	1.1	87.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=470)	6.2	3.8	90.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	3.2	5.0	91.8	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	5.9	4.1	90.0	
	地方公共団体の組合(N=581)	3.1	1.9	95.0	

<ディーゼルハイブリッド車>



		導入している	が、 導入していない 今後導入予定	今後の 導入 予定も	合計
全体	全体	26	71	2,078	2,175
	都道府県	0	3	44	47
	政令指定都市	4	0	16	20
	中核市	2	2	58	62
	施行時特例市	0	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	1	170	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	15	446	470
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	22	381	404
	人口1万人未満の市町村	2	15	372	389
比率	地方公共団体の組合	0	12	569	581
	全体(N=2,175)	1.2	3.3	95.5	
	都道府県(N=47)	0.0	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	20.0	0.0	80.0	
	中核市(N=62)	3.2	3.2	93.5	
	施行時特例市(N=23)	0.0	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	4.5	0.6	95.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=470)	1.9	3.2	94.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	0.2	5.4	94.3	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	0.5	3.9	95.6	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.0	2.1	97.9	

＜天然ガス車＞



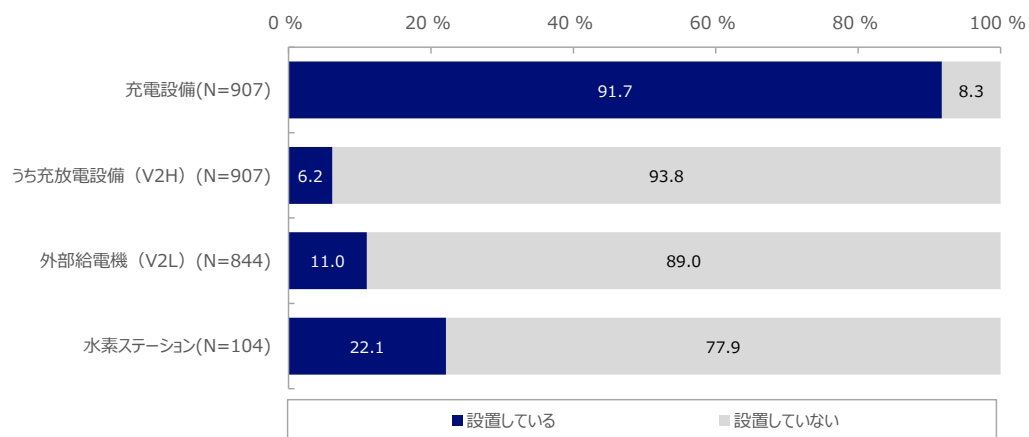
		導入している	が、 導入していない 今後導入予定	今後の 導入 予定も	合計
全体	全体	89	47	2,039	2,175
	都道府県	9	2	36	47
	政令指定都市	6	0	14	20
	中核市	17	0	45	62
	施行時特例市	5	0	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	4	147	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	7	447	470
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	20	381	404
	人口1万人未満の市町村	3	8	378	389
比率	地方公共団体の組合	2	6	573	581
	全体(N=2,175)	4.1	2.2	93.7	
	都道府県(N=47)	19.1	4.3	76.6	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	70.0	
	中核市(N=62)	27.4	0.0	72.6	
	施行時特例市(N=23)	21.7	0.0	78.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	15.6	2.2	82.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=470)	3.4	1.5	95.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	0.7	5.0	94.3	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	0.8	2.1	97.2	
	地方公共団体の組合(N=581)	0.3	1.0	98.6	

②充電設備の設置状況<Q1-4(4)②>

EV・PHEV 導入団体における「充電設備」設置団体割合は 91.7%。うち「充電設備（V2H）」の設置団体割合は 6.2%、「外部給電機（V2L）」は 11.0%。

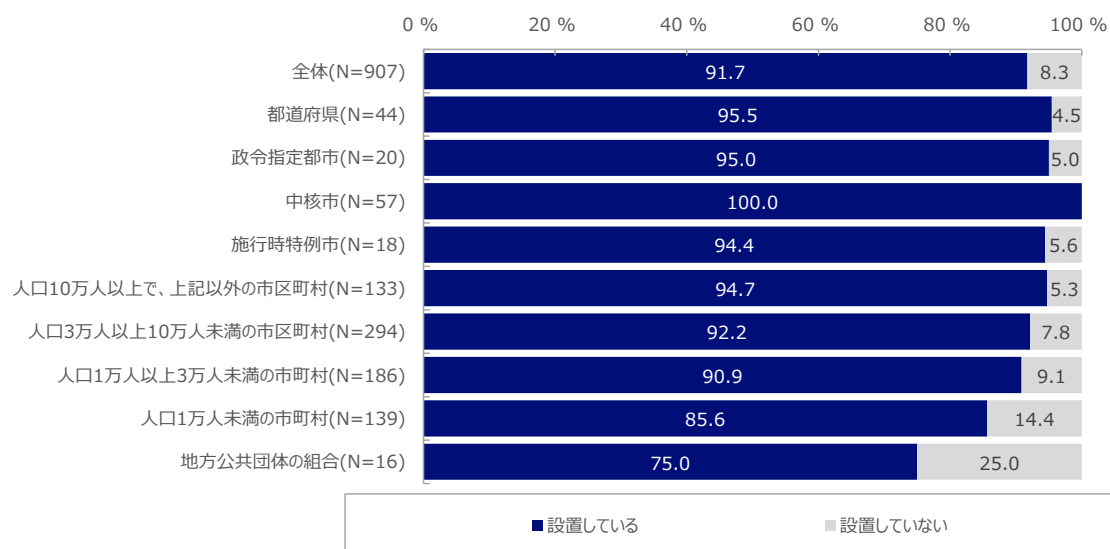
FCV 導入団体における「水素ステーション」設置団体割合は 22.1%。

図表 154 充電設備の設置状況



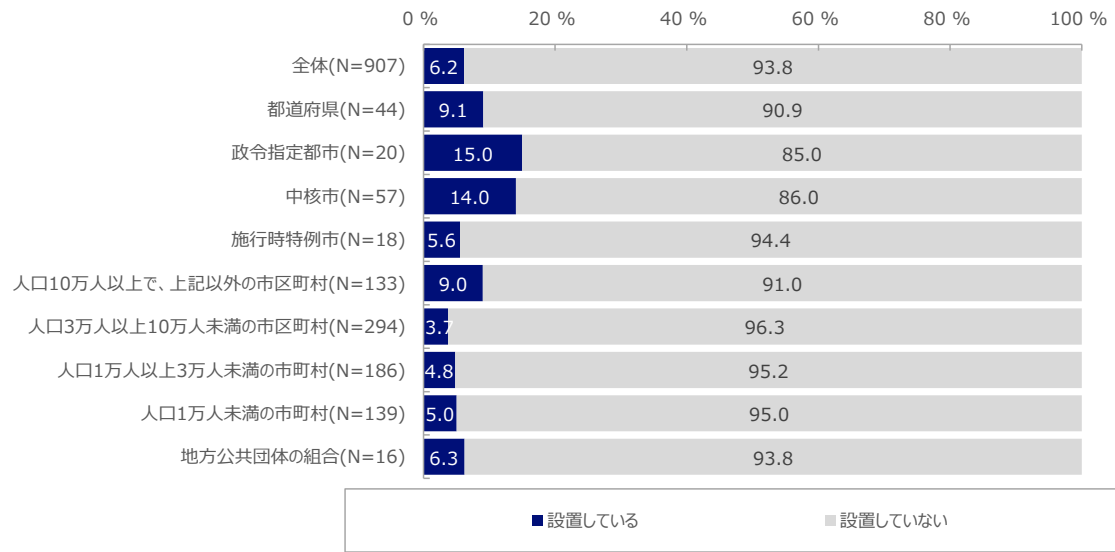
図表 155 充電設備の設置状況【団体区分別】

<充電設備>



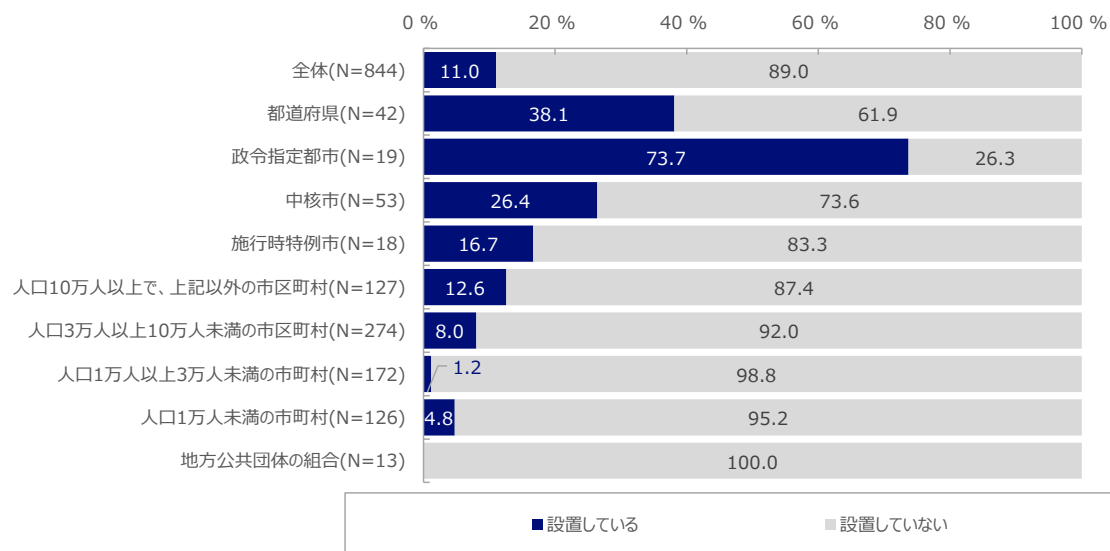
		設置 して いる	設置 して いない	合 計
全体	全体	832	75	907
	都道府県	42	2	44
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	57	0	57
	施行時特例市	17	1	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	126	7	133
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	271	23	294
	人口1万人以上3万人未満の市町村	169	17	186
	人口1万人未満の市町村	119	20	139
	地方公共団体の組合	12	4	16
比率	全体(N=907)	91.7	8.3	
	都道府県(N=44)	95.5	4.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=57)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	94.4	5.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	94.7	5.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=294)	92.2	7.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=186)	90.9	9.1	
	人口1万人未満の市町村(N=139)	85.6	14.4	
	地方公共団体の組合(N=16)	75.0	25.0	

< 充放電設備（V2H） >



		設置 して いる	設置 して いな い	合 計
全体	全体	56	851	907
	都道府県	4	40	44
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	8	49	57
	施行時特例市	1	17	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	121	133
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	283	294
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	177	186
	人口1万人未満の市町村	7	132	139
	地方公共団体の組合	1	15	16
比率	全体(N=907)	6.2	93.8	
	都道府県(N=44)	9.1	90.9	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=57)	14.0	86.0	
	施行時特例市(N=18)	5.6	94.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	9.0	91.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=294)	3.7	96.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=186)	4.8	95.2	
	人口1万人未満の市町村(N=139)	5.0	95.0	
	地方公共団体の組合(N=16)	6.3	93.8	

<外部給電機（V2L）>

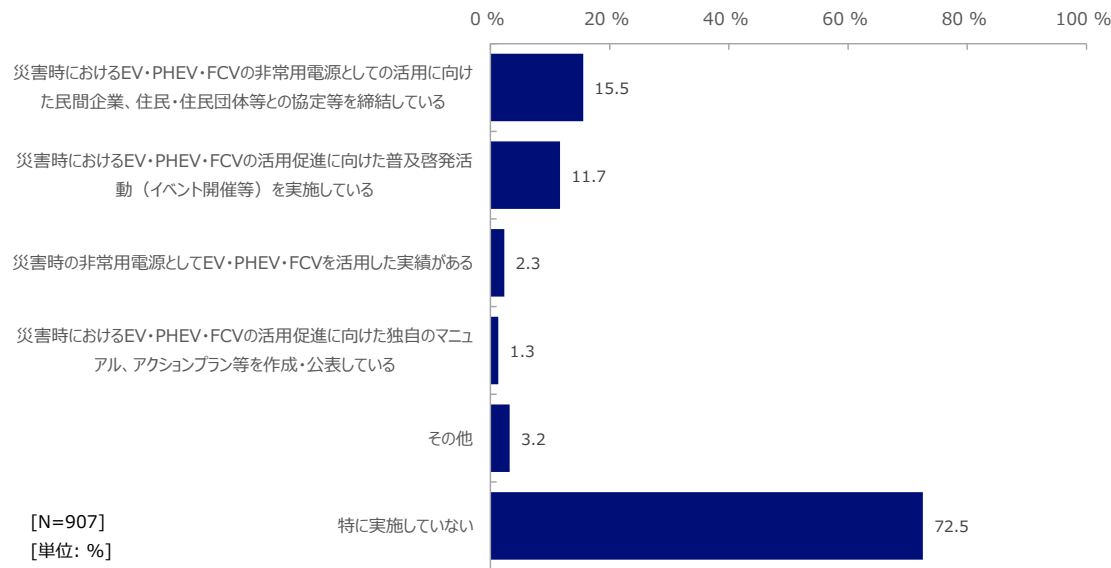


		設置 して いる	設置 して いない	合 計
全体	全体	93	751	844
	都道府県	16	26	42
	政令指定都市	14	5	19
	中核市	14	39	53
	施行時特例市	3	15	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	111	127
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	252	274
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	170	172
	人口1万人未満の市町村	6	120	126
	地方公共団体の組合	0	13	13
比率	全体(N=844)	11.0	89.0	
	都道府県(N=42)	38.1	61.9	
	政令指定都市(N=19)	73.7	26.3	
	中核市(N=53)	26.4	73.6	
	施行時特例市(N=18)	16.7	83.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=127)	12.6	87.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=274)	8.0	92.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=172)	1.2	98.8	
	人口1万人未満の市町村(N=126)	4.8	95.2	
	地方公共団体の組合(N=13)	0.0	100.0	

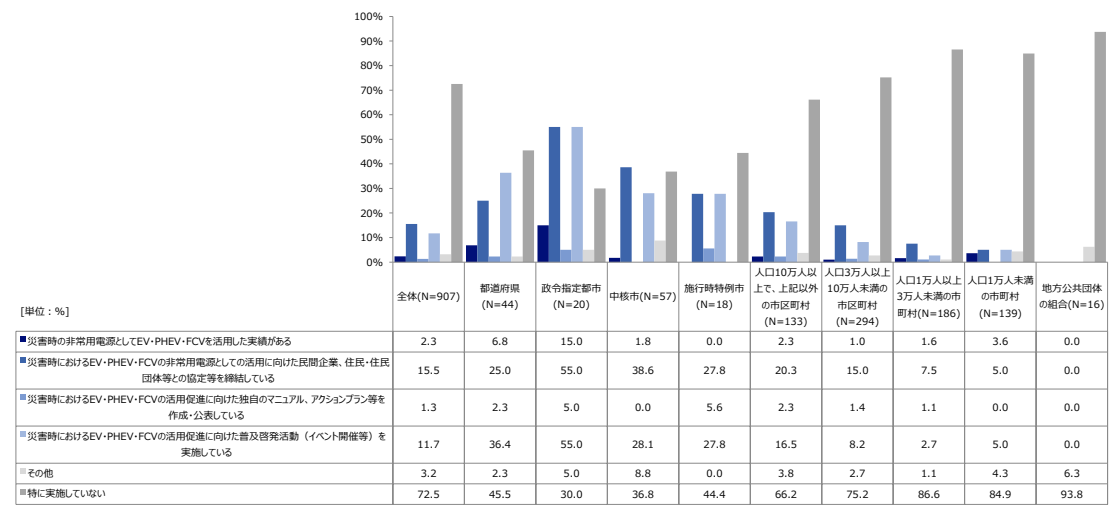
③次世代自動車公用車の災害時の活用状況<Q1-4(4)③>

EV、PHEV、FCVを導入している団体において、「災害時におけるEV・PHEV・FCVの非常用電源としての活用に向けた民間企業、住民・住民団体等との協定等を締結している」（15.5%）が最も多く、「災害時におけるEV・PHEV・FCVの活用促進に向けた普及啓発活動（イベント開催等）を実施している」（11.7%）が続く。

図表 156 次世代自動車公用車の災害時の活用状況



図表 157 次世代自動車公用車の災害時の活用状況【団体区分別】

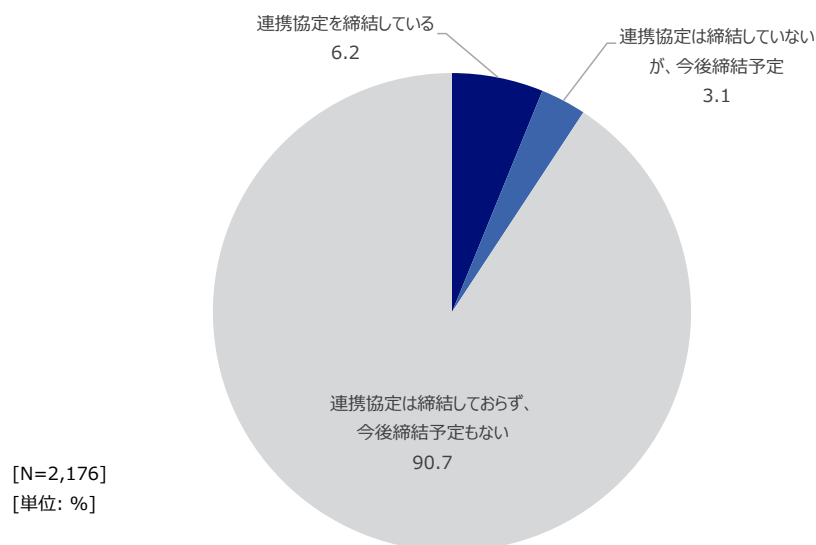


		災害時の非常用電源として活用した・実績がある	企業等と連携して団体の非常用の間電	災害時に活用している	災害時に活用している	災害時に活用している	災害時に活用している	その他	特に実施していない	合計
回答数	全体	21	141	12	106	29	658	907		
	都道府県	3	11	1	16	1	20	44		
	政令指定都市	3	11	1	11	1	6	20		
	中核市	1	22	0	16	5	21	57		
	施行時特例市	0	5	1	5	0	8	18		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	27	3	22	5	88	133		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	44	4	24	8	221	294		
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	14	2	5	2	161	186		
	人口1万人未満の市町村	5	7	0	7	6	118	139		
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	1	15	16		
比率 (%)	全体(N=907)	2.3	15.5	1.3	11.7	3.2	72.5			
	都道府県(N=44)	6.8	25.0	2.3	36.4	2.3	45.5			
	政令指定都市(N=20)	15.0	55.0	5.0	55.0	5.0	30.0			
	中核市(N=57)	1.8	38.6	0.0	28.1	8.8	36.8			
	施行時特例市(N=18)	0.0	27.8	5.6	27.8	0.0	44.4			
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	2.3	20.3	2.3	16.5	3.8	66.2			
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=294)	1.0	15.0	1.4	8.2	2.7	75.2			
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=186)	1.6	7.5	1.1	2.7	1.1	86.6			
	人口1万人未満の市町村(N=139)	3.6	5.0	0.0	5.0	4.3	84.9			
	地方公共団体の組合(N=16)	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	93.8			

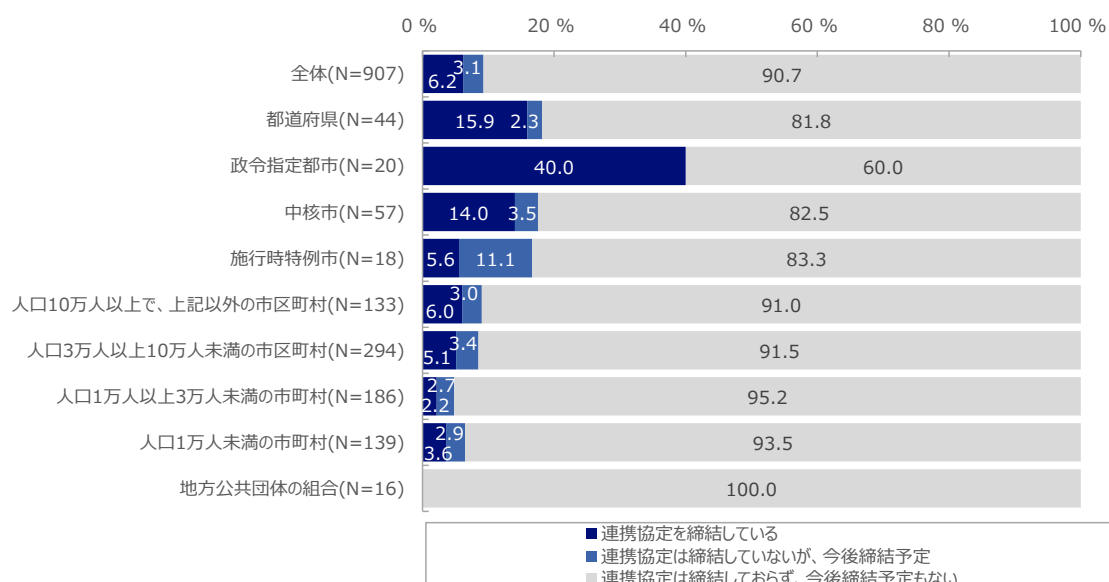
④普及促進に向けた民間事業者との連携協定の締結状況<Q1-4(4)④>

EV、PHEV、FCVを導入している団体において、民間事業者と「連携協定を締結している」団体は6.2%、「連携協定は締結していないが、今後締結予定」の団体は3.1%。

図表 158 普及促進に向けた民間事業者との連携協定の締結状況



図表 159 普及促進に向けた民間事業者との連携協定の締結状況
【団体区分別】



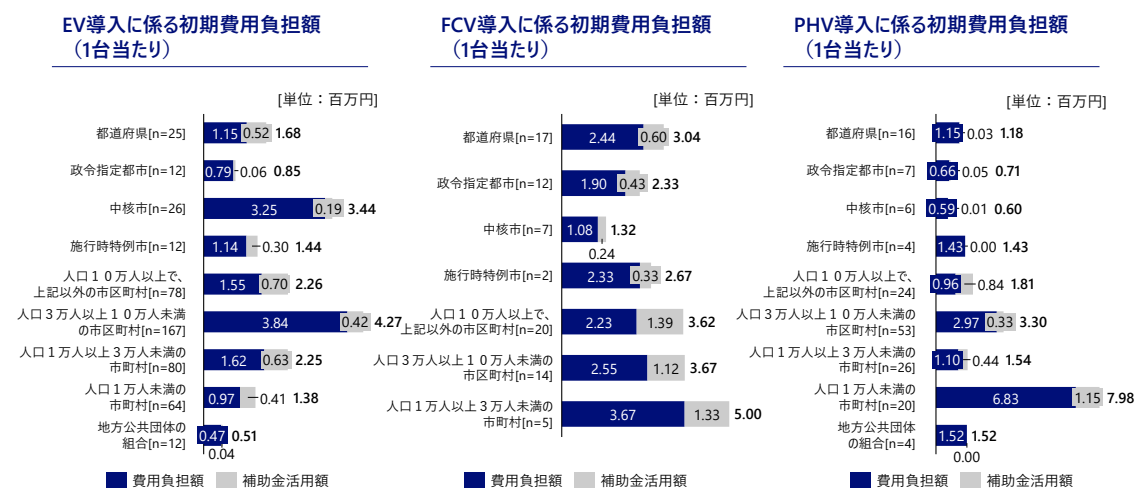
		連携協定を締結している	連携協定は締結しているが、今後締結して	連携協定は締結して予定も無い	合計
全体	全体	56	28	823	907
	都道府県	7	1	36	44
	政令指定都市	8	0	12	20
	中核市	8	2	47	57
	施行時特例市	1	2	15	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	4	121	133
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	10	269	294
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	177	186
	人口1万人未満の市町村	5	4	130	139
	地方公共団体の組合	0	0	16	16
比率	全体(N=907)	6.2	3.1	90.7	
	都道府県(N=44)	15.9	2.3	81.8	
	政令指定都市(N=20)	40.0	0.0	60.0	
	中核市(N=57)	14.0	3.5	82.5	
	施行時特例市(N=18)	5.6	11.1	83.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	6.0	3.0	91.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=294)	5.1	3.4	91.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=186)	2.2	2.7	95.2	
	人口1万人未満の市町村(N=139)	3.6	2.9	93.5	
	地方公共団体の組合(N=16)	0.0	0.0	100.0	

⑤費用負担状況<Q1-4(4)⑤>

市区町村におけるEV導入に係る初期費用は1台当たりおよそ100～400万円程度。うち、20万～60万程度が補助金による負担となっている。

※EV導入に係る充電設備の設置を行った場合はその費用も含む値を初期費用として回答。

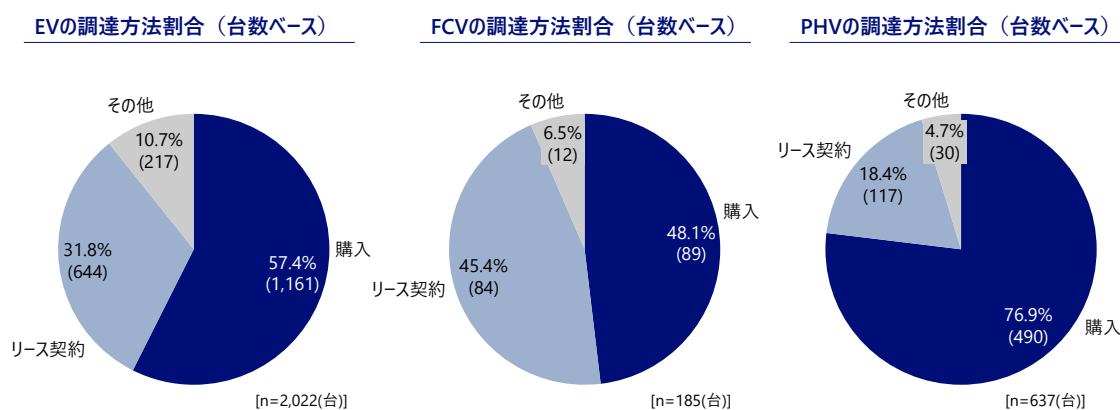
図表 160 一般公用車の次世代自動車導入に係る費用



⑥調達方法<Q1-4(4)⑥>

公用車 EV の調達方法については、「台数ベース」で 57.4%が「購入」、31.8%が「リース契約」の活用となっており、初期費用負担の大きい EV、FCV の導入に向けては「リース契約」の活用が一定数確認される。

図表 161 一般公用車の次世代自動車調達方法

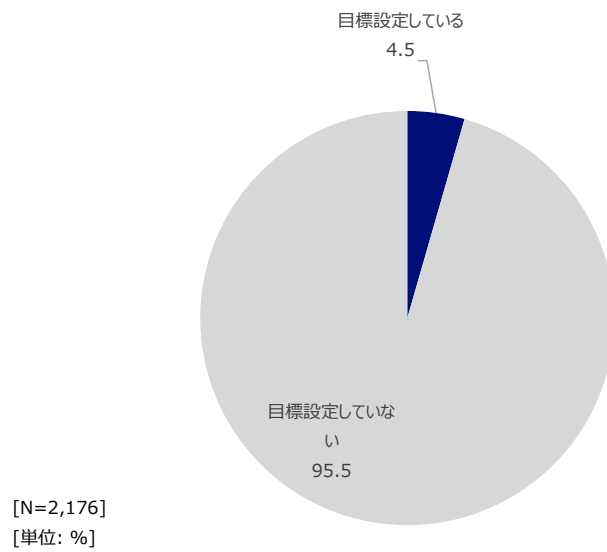


⑦次世代自動車の導入目標<Q1-4(4)⑦>

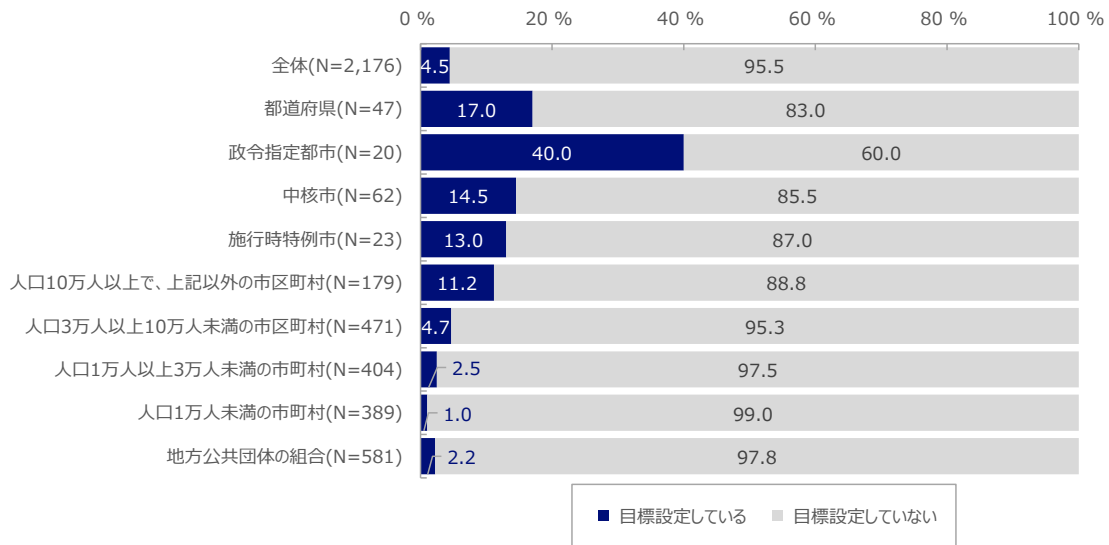
実行計画（事務事業編）策定団体における次世代自動車の導入目標について、「目標設定している」団体は 4.5%。

目標設定団体における設定導入割合は「100%」（29.0%）が最も高く、次いで「10%以上 20%未満」（14.5%）、「20%以上 30%未満」（14.5%）と続く。

図表 162 次世代自動車の導入目標設定状況

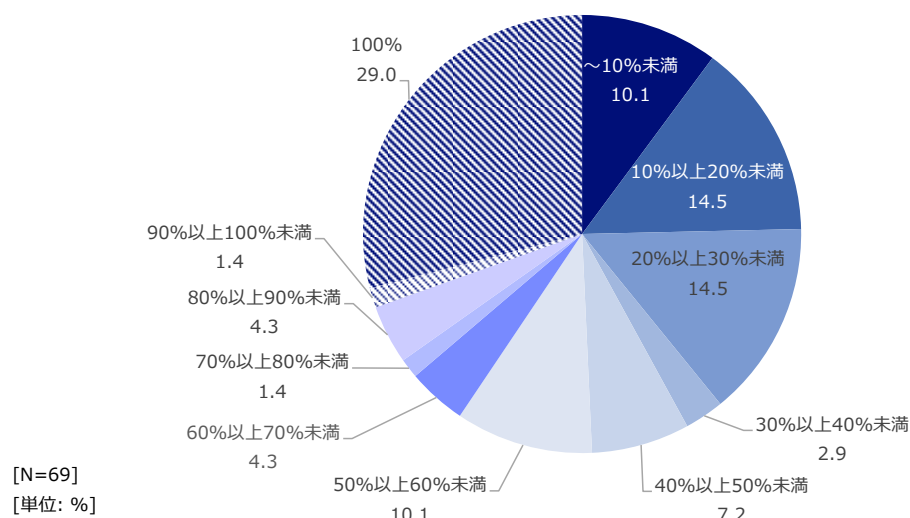


図表 163 次世代自動車の導入目標設定状況
【団体区分別】



		目標設定している	目標設定していない	合計
全体	全体	97	2,079	2,176
	都道府県	8	39	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	9	53	62
	施行時特例市	3	20	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	159	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	449	471
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	394	404
	人口1万人未満の市町村	4	385	389
	地方公共団体の組合	13	568	581
比率	全体(N=2,176)	4.5	95.5	
	都道府県(N=47)	17.0	83.0	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	14.5	85.5	
	施行時特例市(N=23)	13.0	87.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	11.2	88.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=471)	4.7	95.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	2.5	97.5	
	人口1万人未満の市町村(N=389)	1.0	99.0	
	地方公共団体の組合(N=581)	2.2	97.8	

図表 164 次世代自動車の導入目標設定状況 <設定導入割合>



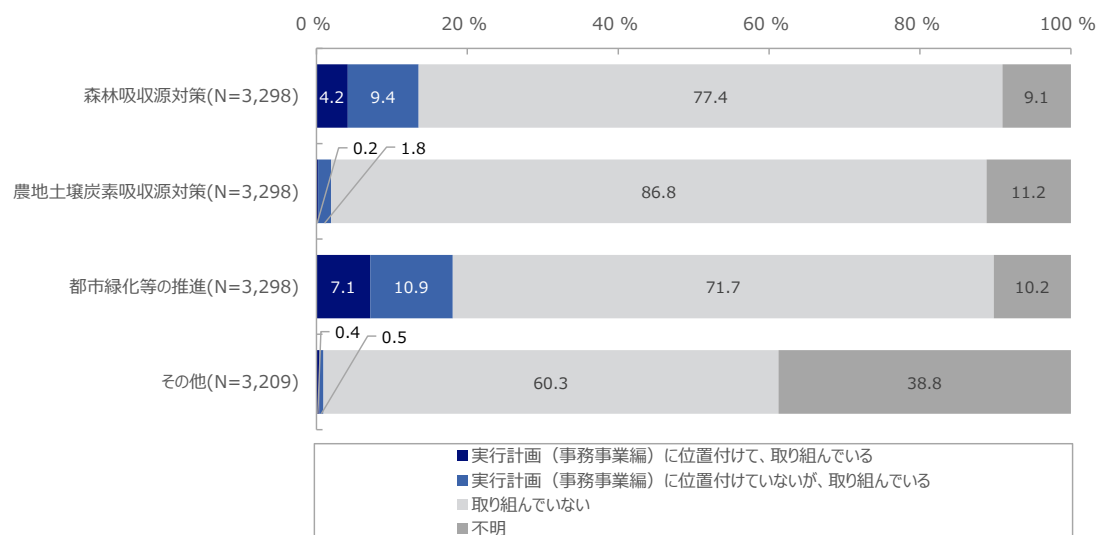
図表 165 次世代自動車の導入目標設定状況 <設定導入割合>
【団体区分別】

		5 1 0 % 未 満	2 1 0 % 未 満	3 2 0 % 未 満	4 3 0 % 未 満	5 4 0 % 未 満	6 5 0 % 未 満	7 6 0 % 未 満	8 7 0 % 未 満	9 8 0 % 未 満	1 0 0 % 未 満	1 0 0 %	合 計
全体	全体	7	10	10	2	5	7	3	1	3	1	20	69
	都道府県	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	4	7
	政令指定都市	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	8
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	5
	施行時特例市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	2	1	2	4	0	0	1	0	3	14
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	3	2	0	1	1	0	0	0	1	2	14
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	地方公共団体の組合	0	2	3	0	2	1	0	0	0	0	4	12
比率	全体(N=69)	10.1	14.5	14.5	2.9	7.2	10.1	4.3	1.4	4.3	1.4	29.0	
	都道府県(N=7)	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	57.1	
	政令指定都市(N=8)	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	50.0	
	中核市(N=5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	40.0	
	施行時特例市(N=3)	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=14)	7.1	0.0	14.3	7.1	14.3	28.6	0.0	0.0	7.1	0.0	21.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=14)	28.6	21.4	14.3	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	14.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	地方公共団体の組合(N=12)	0.0	16.7	25.0	0.0	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	

（５）事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>

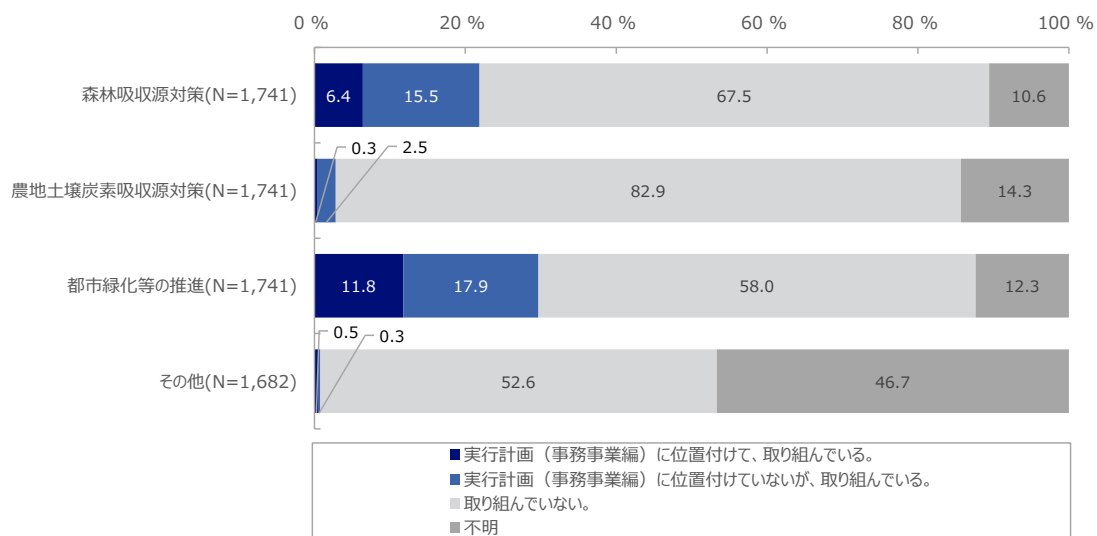
事務事業に関する吸収源対策の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる」団体の割合は、「都市緑化等の推進」（7.1%）が最も多く、「森林吸収源対策」（4.2%）と続く。

図表 166 吸収源対策の取組状況



		実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	森林吸収源対策	137	310	2,552	299	3,298
	農地土壌炭素吸収源対策	7	58	2,864	369	3,298
	都市緑化等の推進	235	361	2,365	337	3,298
	その他	13	17	1,935	1,244	3,209
比率	森林吸収源対策(N=3,298)	4.2	9.4	77.4	9.1	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=3,298)	0.2	1.8	86.8	11.2	
	都市緑化等の推進(N=3,298)	7.1	10.9	71.7	10.2	
	その他(N=3,209)	0.4	0.5	60.3	38.8	

図表 167 吸収源対策の取組状況【基礎自治体】



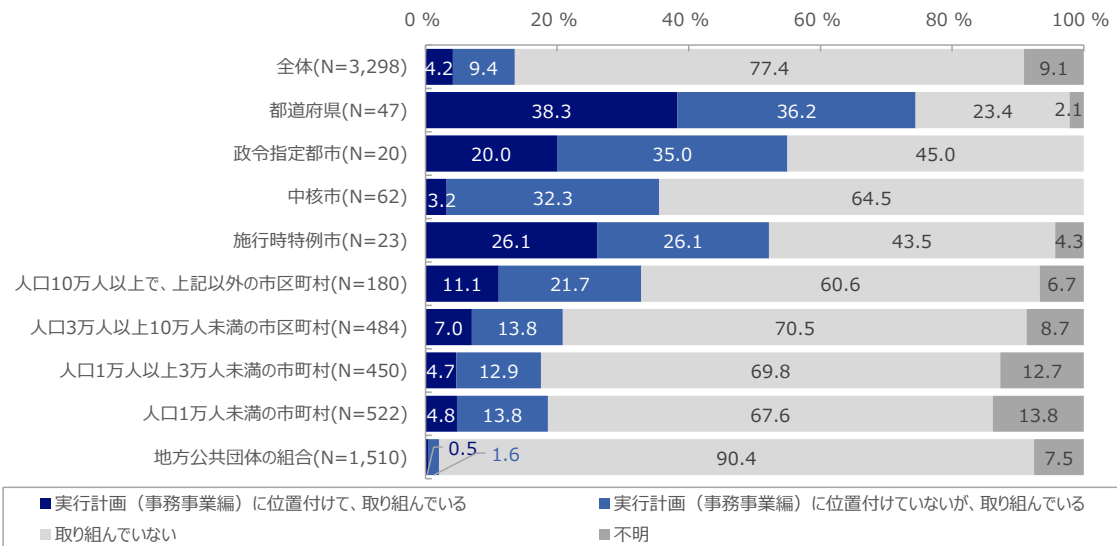
		実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	森林吸収源対策	112	269	1,176	184	1,741
	農地土壌炭素吸収源対策	6	43	1,443	249	1,741
	都市緑化等の推進	205	312	1,009	215	1,741
	その他	8	5	884	785	1,682
比率	森林吸収源対策(N=1,741)	6.4	15.5	67.5	10.6	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=1,741)	0.3	2.5	82.9	14.3	
	都市緑化等の推進(N=1,741)	11.8	17.9	58.0	12.3	
	その他(N=1,682)	0.5	0.3	52.6	46.7	

1) 森林吸収源対策 <Q1-5(1)>

①森林吸収源対策

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については全体の 13.6% が、都道府県、政令指定都市では 50%以上の団体が取り組んでいる。

図表 168 吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策【団体区分別】

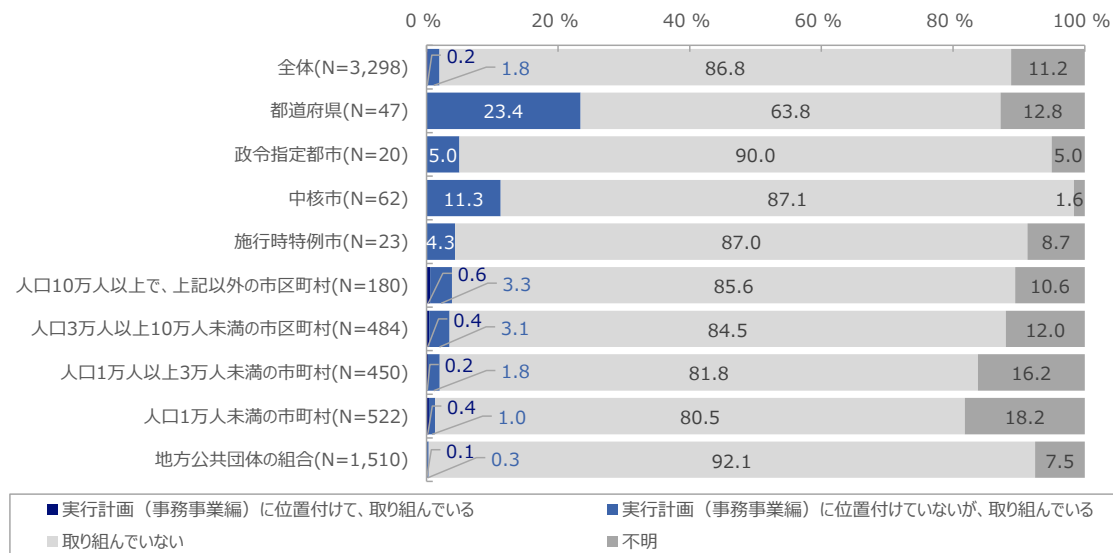


		実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	137	310	2,552	299	3,298
	都道府県	18	17	11	1	47
	政令指定都市	4	7	9	0	20
	中核市	2	20	40	0	62
	施行時特例市	6	6	10	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	39	109	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	67	341	42	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	58	314	57	450
	人口1万人未満の市町村	25	72	353	72	522
	地方公共団体の組合	7	24	1,365	114	1,510
比率	全体(N=3,298)	4.2	9.4	77.4	9.1	
	都道府県(N=47)	38.3	36.2	23.4	2.1	
	政令指定都市(N=20)	20.0	35.0	45.0	0.0	
	中核市(N=62)	3.2	32.3	64.5	0.0	
	施行時特例市(N=23)	26.1	26.1	43.5	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	11.1	21.7	60.6	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	7.0	13.8	70.5	8.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	4.7	12.9	69.8	12.7	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	4.8	13.8	67.6	13.8	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	0.5	1.6	90.4	7.5	

②農地土壌炭素吸収源対策 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、取り組んでいる団体は 2.0%である。

図表 169 吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策【団体区分別】



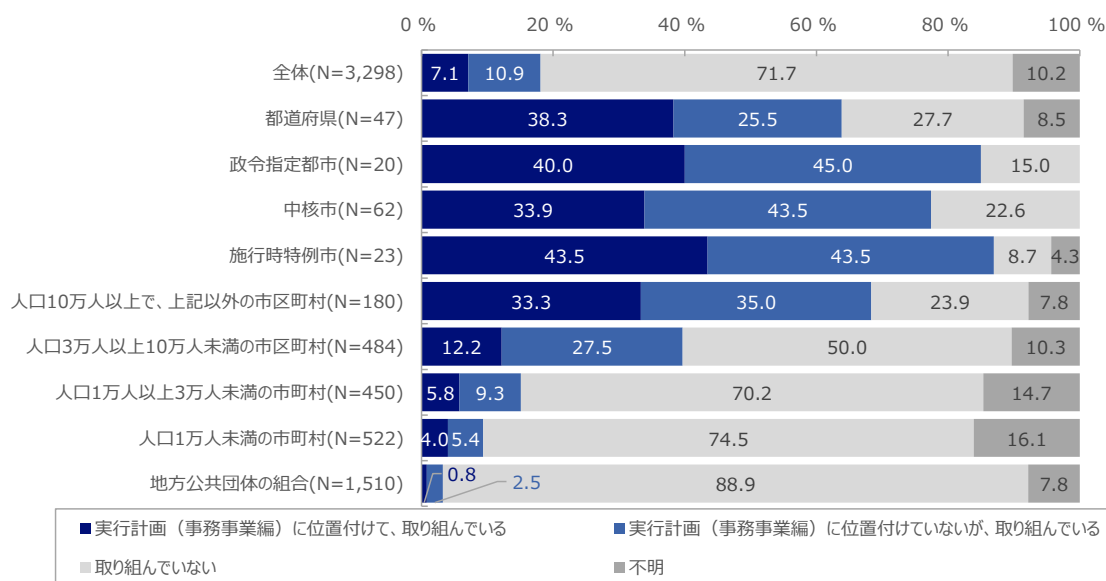
		実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	7	58	2,864	369	3,298
	都道府県	0	11	30	6	47
	政令指定都市	0	1	18	1	20
	中核市	0	7	54	1	62
	施行時特例市	0	1	20	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	6	154	19	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	15	409	58	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	8	368	73	450
	人口1万人未満の市町村	2	5	420	95	522
比率	地方公共団体の組合	1	4	1,391	114	1,510
	全体(N=3,298)	0.2	1.8	86.8	11.2	
	都道府県(N=47)	0.0	23.4	63.8	12.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	90.0	5.0	
	中核市(N=62)	0.0	11.3	87.1	1.6	
	施行時特例市(N=23)	0.0	4.3	87.0	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.6	3.3	85.6	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	0.4	3.1	84.5	12.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	0.2	1.8	81.8	16.2	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	0.4	1.0	80.5	18.2	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	0.1	0.3	92.1	7.5	

③都市緑化等の推進 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は 18.0%である。

人口 10 万人以上の市区町村及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 170 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進【団体区分別】



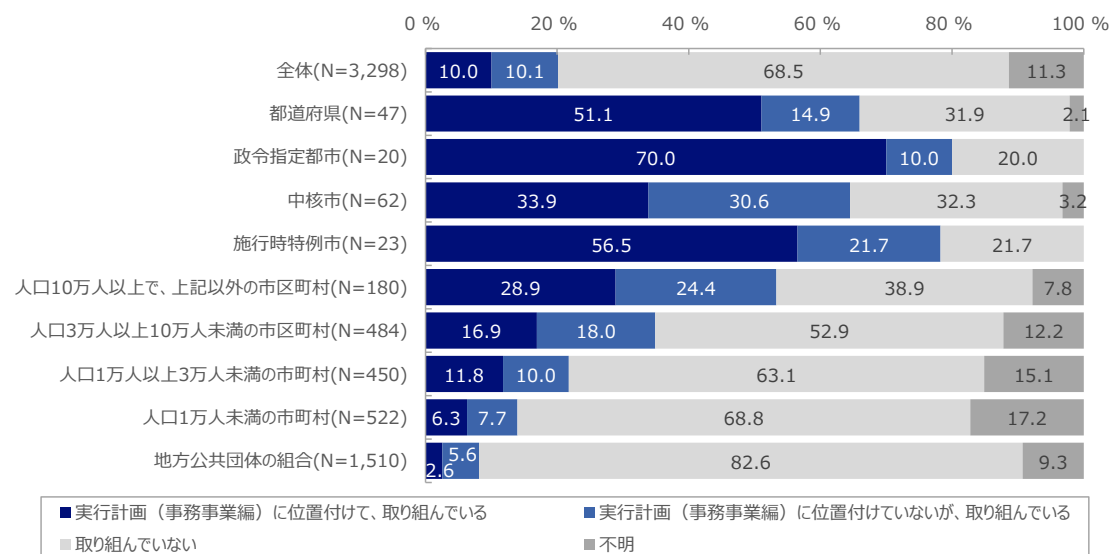
		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	235	361	2,365	337	3,298
	都道府県	18	12	13	4	47
	政令指定都市	8	9	3	0	20
	中核市	21	27	14	0	62
	施行時特例市	10	10	2	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	60	63	43	14	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	59	133	242	50	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	42	316	66	450
	人口1万人未満の市町村	21	28	389	84	522
	地方公共団体の組合	12	37	1,343	118	1,510
比率	全体(N=3,298)	7.1	10.9	71.7	10.2	
	都道府県(N=47)	38.3	25.5	27.7	8.5	
	政令指定都市(N=20)	40.0	45.0	15.0	0.0	
	中核市(N=62)	33.9	43.5	22.6	0.0	
	施行時特例市(N=23)	43.5	43.5	8.7	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	33.3	35.0	23.9	7.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	12.2	27.5	50.0	10.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	5.8	9.3	70.2	14.7	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	4.0	5.4	74.5	16.1	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	0.8	2.5	88.9	7.8	

2) 環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は 20.1%である。

人口 10 万人以上の市区町村及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 171 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】



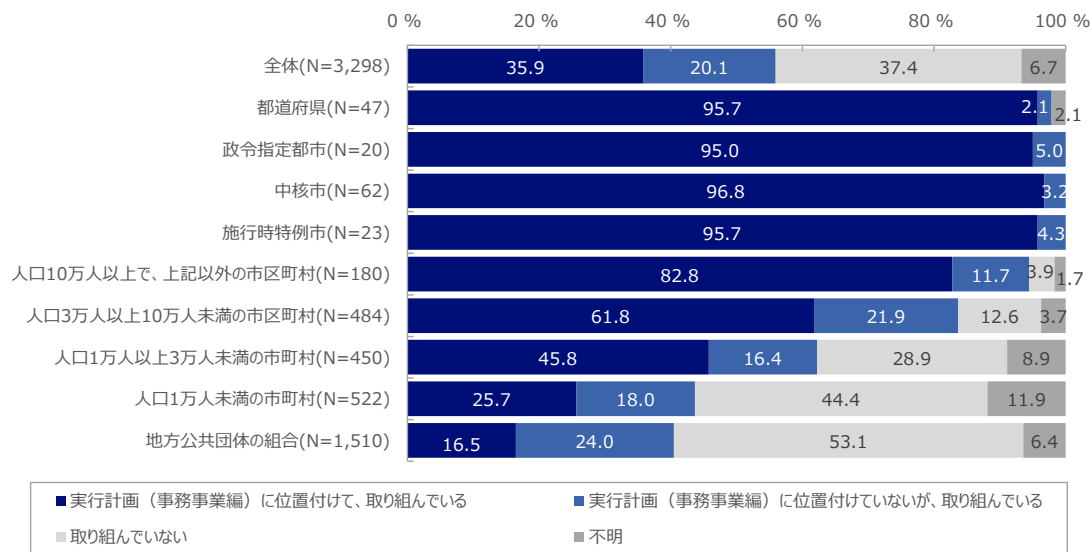
		実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	331	333	2,260	374	3,298
	都道府県	24	7	15	1	47
	政令指定都市	14	2	4	0	20
	中核市	21	19	20	2	62
	施行時特例市	13	5	5	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	44	70	14	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	82	87	256	59	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	53	45	284	68	450
	人口1万人未満の市町村	33	40	359	90	522
	地方公共団体の組合	39	84	1,247	140	1,510
比率	全体(N=3,298)	10.0	10.1	68.5	11.3	
	都道府県(N=47)	51.1	14.9	31.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	70.0	10.0	20.0	0.0	
	中核市(N=62)	33.9	30.6	32.3	3.2	
	施行時特例市(N=23)	56.5	21.7	21.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	28.9	24.4	38.9	7.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	16.9	18.0	52.9	12.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	11.8	10.0	63.1	15.1	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	6.3	7.7	68.8	17.2	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	2.6	5.6	82.6	9.3	

3) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が 56.0%。

都道府県を除く施行時特例市以上の市区町村では、全ての団体に取り組んでいる。

図表 172 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進【団体区分別】

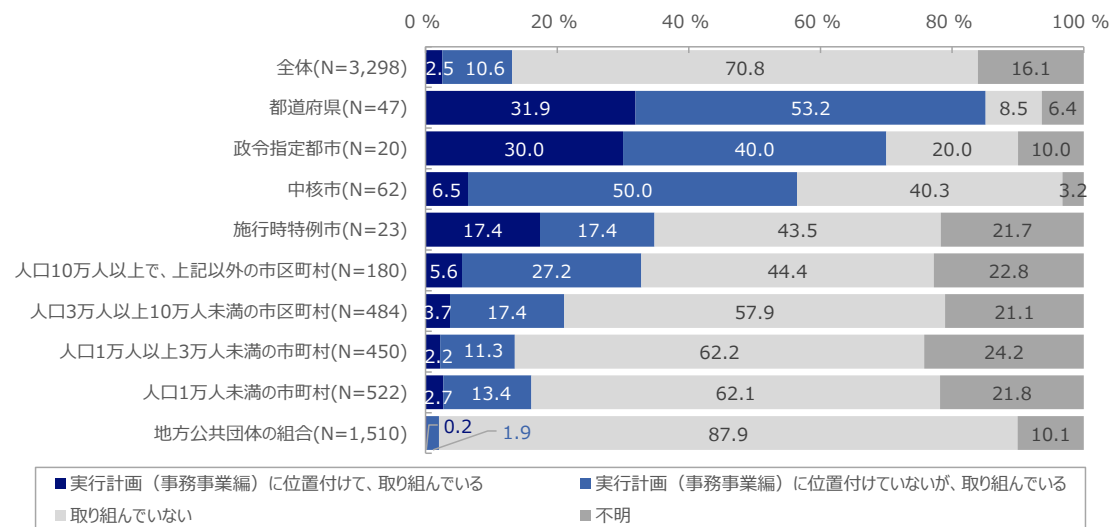


		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	1,183	662	1,232	221	3,298
	都道府県	45	1	0	1	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	60	2	0	0	62
	施行時特例市	22	1	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	149	21	7	3	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	299	106	61	18	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	206	74	130	40	450
	人口1万人未満の市町村	134	94	232	62	522
	地方公共団体の組合	249	362	802	97	1,510
比率	全体(N=3,298)	35.9	20.1	37.4	6.7	
	都道府県(N=47)	95.7	2.1	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	96.8	3.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	95.7	4.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	82.8	11.7	3.9	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	61.8	21.9	12.6	3.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	45.8	16.4	28.9	8.9	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	25.7	18.0	44.4	11.9	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	16.5	24.0	53.1	6.4	

4) 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、取り組んでいる団体が13.1%である。

図表 173 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく
公共建築物の整備【団体区分別】



		位置付けて、 取り組んでいる	位置付けていないが、 取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	84	350	2,334	530	3,298
	都道府県	15	25	4	3	47
	政令指定都市	6	8	4	2	20
	中核市	4	31	25	2	62
	施行時特例市	4	4	10	5	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	49	80	41	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	84	280	102	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	51	280	109	450
	人口1万人未満の市町村	14	70	324	114	522
比率	地方公共団体の組合	3	28	1,327	152	1,510
	全体(N=3,298)	2.5	10.6	70.8	16.1	
	都道府県(N=47)	31.9	53.2	8.5	6.4	
	政令指定都市(N=20)	30.0	40.0	20.0	10.0	
	中核市(N=62)	6.5	50.0	40.3	3.2	
	施行時特例市(N=23)	17.4	17.4	43.5	21.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	5.6	27.2	44.4	22.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	3.7	17.4	57.9	21.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	2.2	11.3	62.2	24.2	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	2.7	13.4	62.1	21.8	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	0.2	1.9	87.9	10.1	

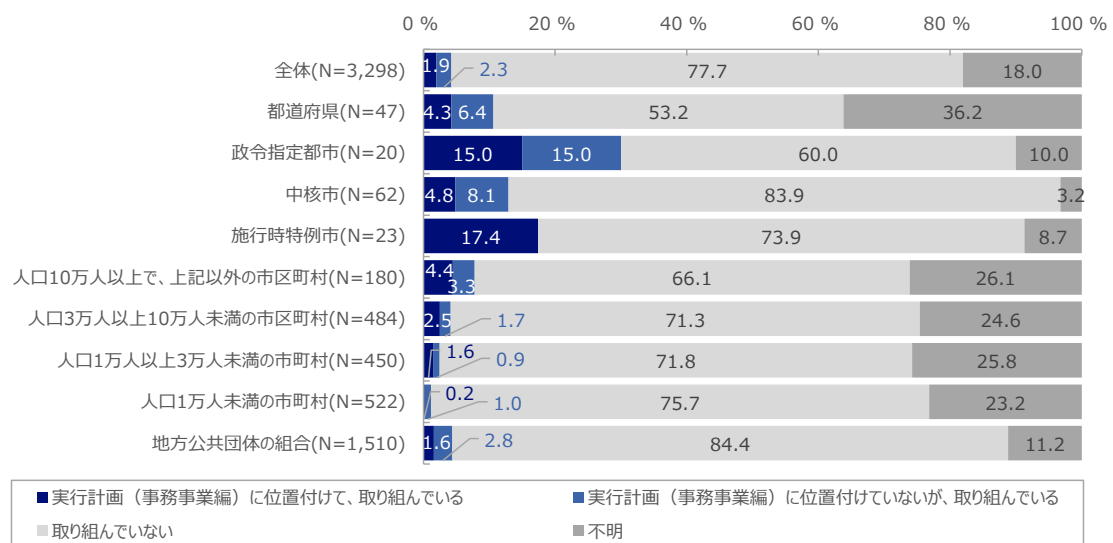
① B A T の積極的な導入 <Q1-5(3)>

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「B A T の積極的な導入」の取組状況については、取り組んでいる団体が 4.2% である。

取り組んでいる割合が高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 174 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4) B A T の積極的な導入
【団体区分別】



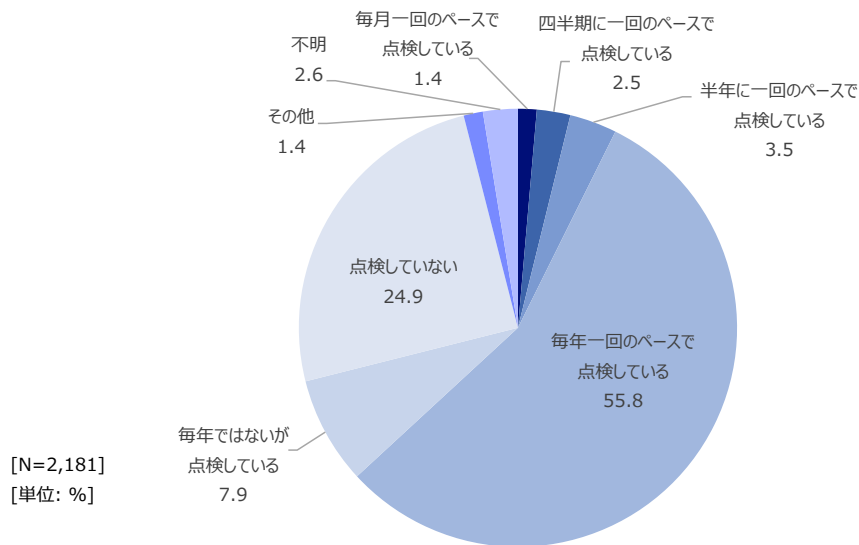
		実 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） に 位 置 付 け て 、 取 組 み を 進 め て い る	実 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） に 位 置 付 け て い ない が、 取 組 み を 進 め て い る	取 組 み を 進 め て い ない	不 明	合 計
全体	全体	64	76	2,563	595	3,298
	都道府県	2	3	25	17	47
	政令指定都市	3	3	12	2	20
	中核市	3	5	52	2	62
	施行時特例市	4	0	17	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	6	119	47	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	8	345	119	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	4	323	116	450
	人口1万人未満の市町村	1	5	395	121	522
比率	地方公共団体の組合	24	42	1,275	169	1,510
	全体(N=3,298)	1.9	2.3	77.7	18.0	
	都道府県(N=47)	4.3	6.4	53.2	36.2	
	政令指定都市(N=20)	15.0	15.0	60.0	10.0	
	中核市(N=62)	4.8	8.1	83.9	3.2	
	施行時特例市(N=23)	17.4	0.0	73.9	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	4.4	3.3	66.1	26.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	2.5	1.7	71.3	24.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	1.6	0.9	71.8	25.8	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	0.2	1.0	75.7	23.2	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	1.6	2.8	84.4	11.2	

（６）実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-6>

１）事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング <Q1-6(1)>

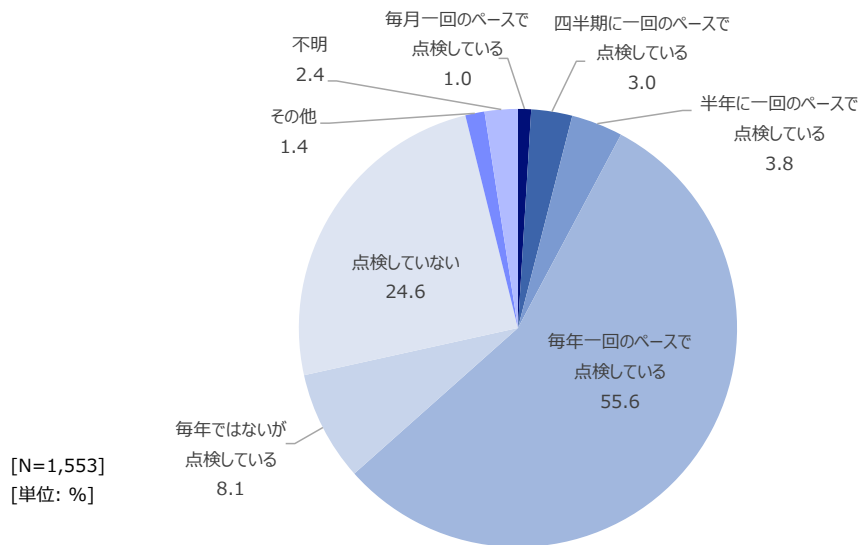
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の点検実施状況について、「毎年一回の点検」を実施している団体は 55.8%。「未点検」団体も 24.9%確認される。

図表 175 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



	しべ毎 てい ス ー で 回 点 検	検の しべ しべ 期 に ス に る で 一 点 回	しべ半 てい ス に る で 一 点 回 検	しべ毎 てい ス ー で 回 点 検	点 が 毎 年 で は な い	い 点 検 し て い な	そ の 他	不 明	合 計
全体	30	54	76	1,217	173	544	31	56	2,181
比率	1.4	2.5	3.5	55.8	7.9	24.9	1.4	2.6	

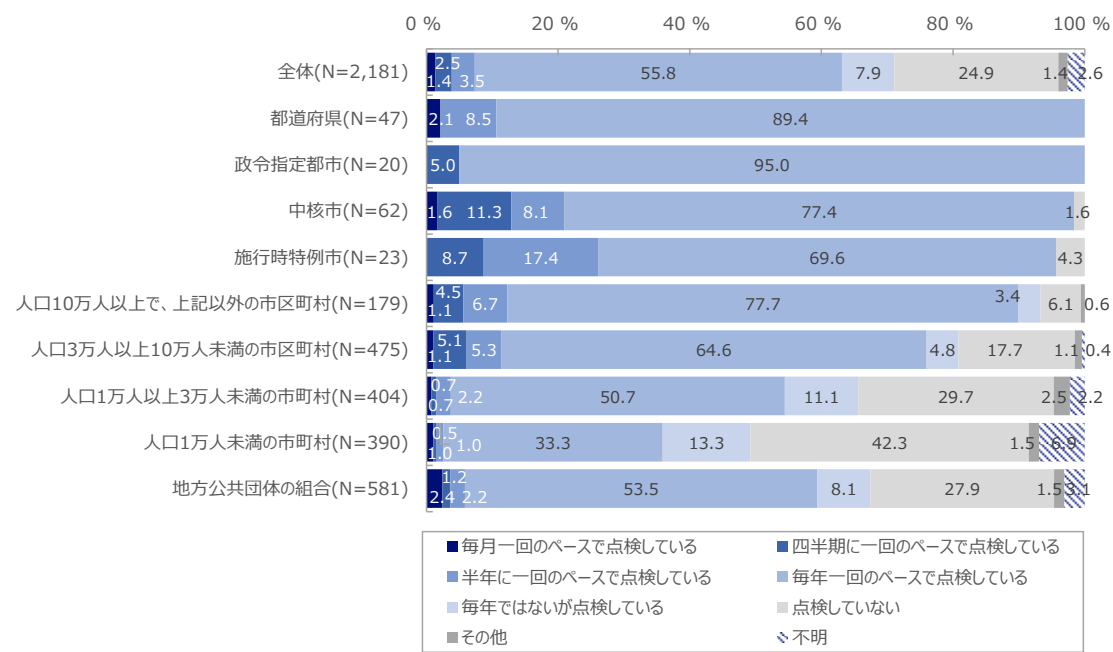
図表 176 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング【基礎自治体】



	毎月一回のペースで点検している	四半期に一回のペースで点検している	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	その他	不明	合計
全体	15	47	59	864	126	382	22	38	1,553
比率	1.0	3.0	3.8	55.6	8.1	24.6	1.4	2.4	

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している」団体が
多いが、人口1万人未満の市町村では「点検していない」と回答した団体も
40%以上存在する。

図表 177 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



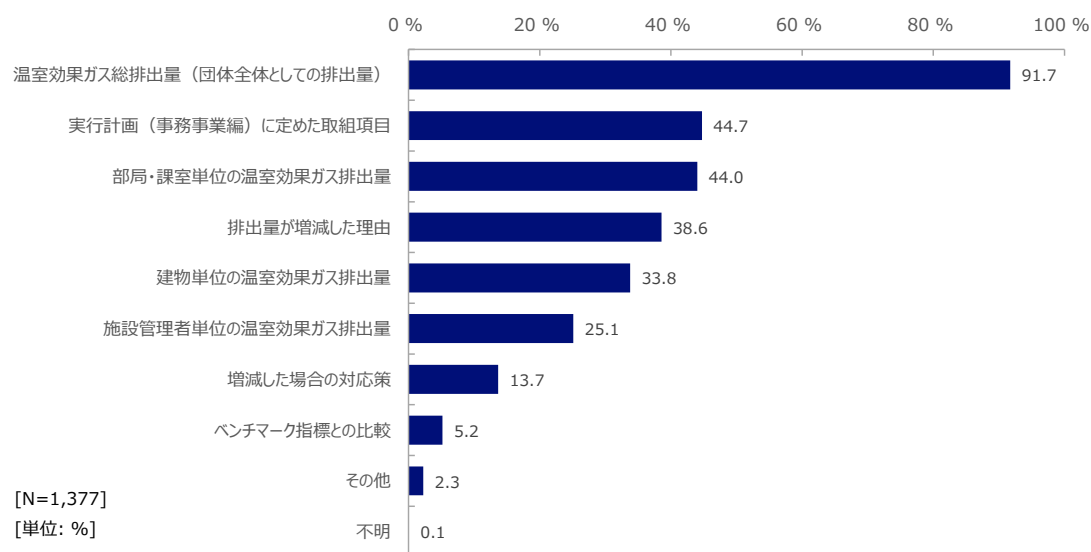
		毎月一回のペースで点検している	四半期に一回のペースで点検している	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	その他	不明	合計
全体	全体	30	54	76	1,217	173	544	31	56	2,181
	都道府県	1	0	4	42	0	0	0	0	47
	政令指定都市	0	1	0	19	0	0	0	0	20
	中核市	1	7	5	48	0	1	0	0	62
	施行時特例市	0	2	4	16	0	1	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	8	12	139	6	11	1	0	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	24	25	307	23	84	5	2	475
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	3	9	205	45	120	10	9	404
	人口1万人未満の市町村	4	2	4	130	52	165	6	27	390
	地方公共団体の組合	14	7	13	311	47	162	9	18	581
比率	全体(N=2,181)	1.4	2.5	3.5	55.8	7.9	24.9	1.4	2.6	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	8.5	89.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	0.0	95.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	1.6	11.3	8.1	77.4	0.0	1.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	8.7	17.4	69.6	0.0	4.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	1.1	4.5	6.7	77.7	3.4	6.1	0.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=475)	1.1	5.1	5.3	64.6	4.8	17.7	1.1	0.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	0.7	0.7	2.2	50.7	11.1	29.7	2.5	2.2	
	人口1万人未満の市町村(N=390)	1.0	0.5	1.0	33.3	13.3	42.3	1.5	6.9	
	地方公共団体の組合(N=581)	2.4	1.2	2.2	53.5	8.1	27.9	1.5	3.1	

2) 事務事業編における点検の対象 <Q1-6(2)>

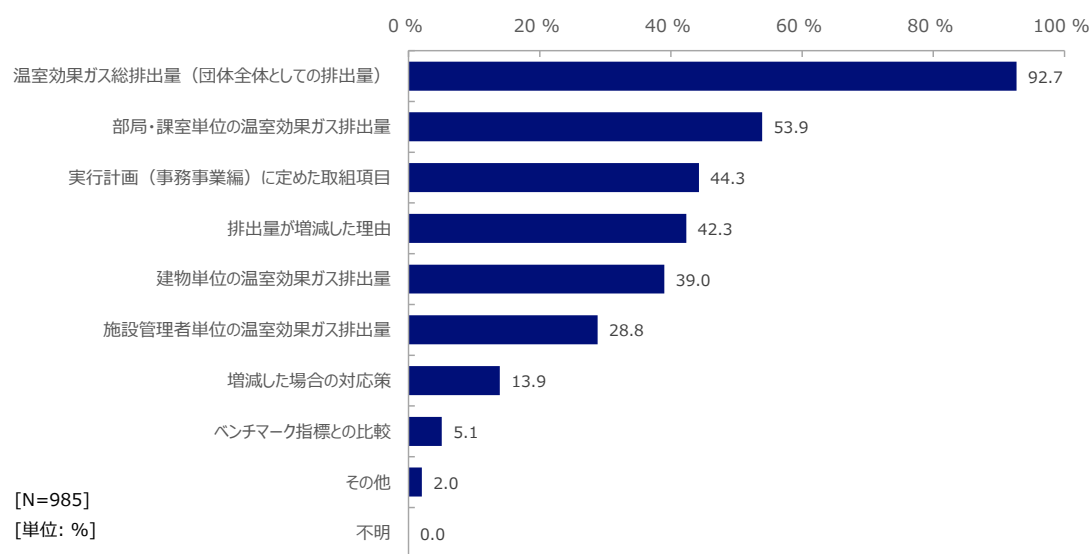
事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」(91.7%)が最も高く、次いで「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.7%）、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（44.0%）と続く。

基礎自治体に限ってみると、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」(92.7%)、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（53.9%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.3%）と続く。

図表 178 事務事業編における点検の対象

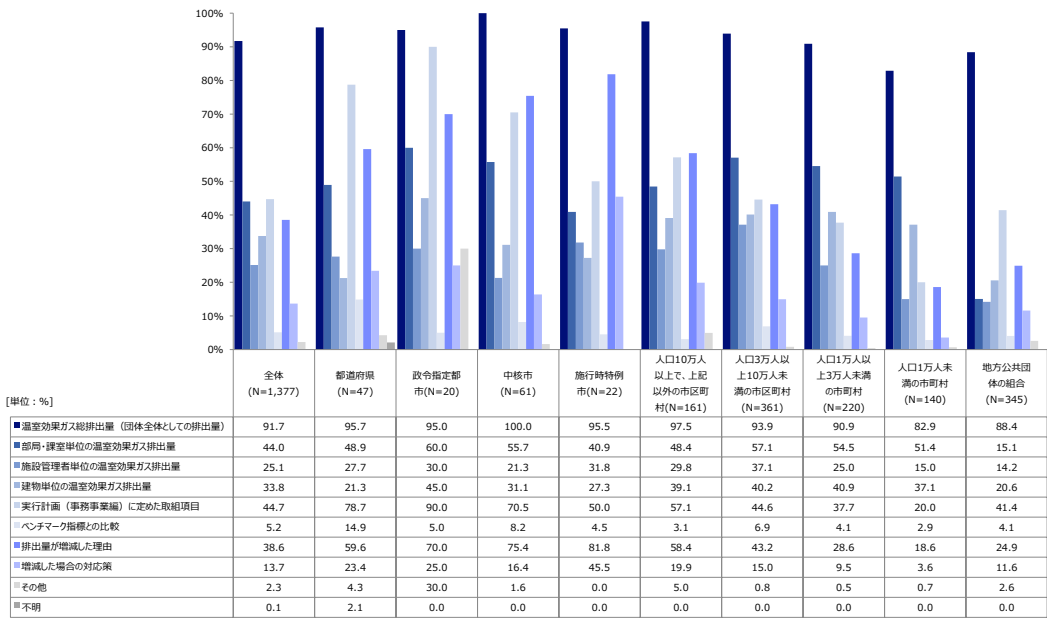


図表 179 事務事業編における点検の対象【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。

図表 180 事務事業編における点検の対象【団体区分別】



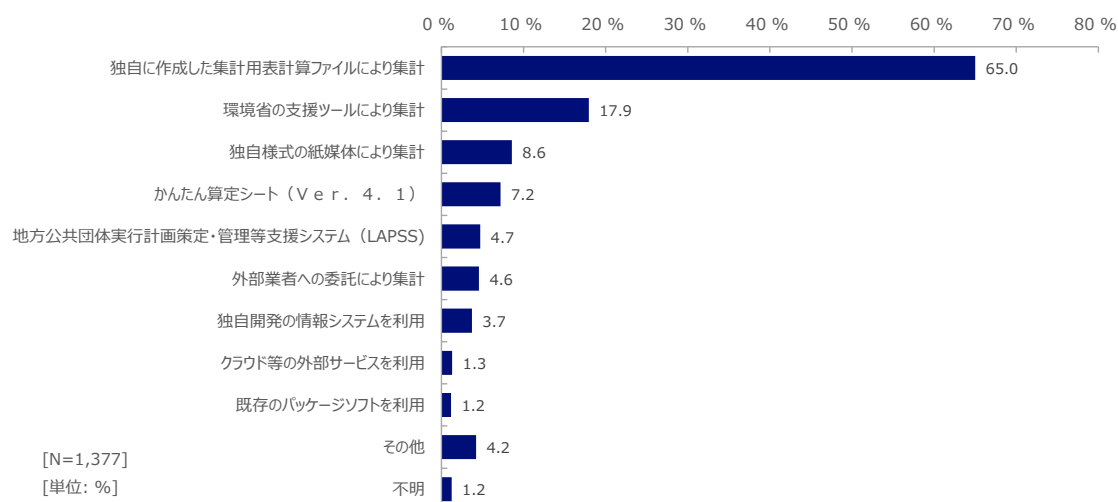
		温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	部局・課室単位の温室効果ガス排出量	施設管理者単位の温室効果ガス排出量	建物単位の温室効果ガス排出量	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	ベンチマーク指標	排出量が増減した理由	増減した場合の対応策	その他	不明	合計
回答数	全体	1,263	606	346	465	616	71	531	188	31	1	1,377
	都道府県	45	23	13	10	37	7	28	11	2	1	47
	政令指定都市	19	12	6	9	18	1	14	5	6	0	20
	中核市	61	34	13	19	43	5	46	10	1	0	61
	施行時特例市	21	9	7	6	11	1	18	10	0	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	157	78	48	63	92	5	94	32	8	0	161
	人口30万人以上10万人未満の市区町村	339	206	134	145	161	25	156	54	3	0	361
	人口10万人以上3万人未満の市町村	200	120	55	90	83	9	63	21	1	0	220
	人口1万人未満の市町村	116	72	21	52	28	4	26	5	1	0	140
	地方公共団体の組合	305	52	49	71	143	14	86	40	9	0	345
比率（%）	全体(N=1,377)	91.7	44.0	25.1	33.8	44.7	5.2	38.6	13.7	2.3	0.1	
	都道府県(N=47)	95.7	48.9	27.7	21.3	78.7	14.9	59.6	23.4	4.3	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	60.0	30.0	45.0	90.0	5.0	70.0	25.0	30.0	0.0	
	中核市(N=61)	100.0	55.7	21.3	31.1	70.5	8.2	75.4	16.4	1.6	0.0	
	施行時特例市(N=22)	95.5	48.4	31.8	27.3	50.0	4.5	81.8	45.5	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=161)	97.5	48.4	29.8	39.1	57.1	3.1	58.4	19.9	5.0	0.0	
	人口30万人以上10万人未満の市区町村(N=361)	93.9	57.1	37.1	40.2	44.6	6.9	43.2	15.0	0.8	0.0	
	人口10万人以上3万人未満の市町村(N=220)	90.9	54.5	25.0	40.9	37.7	4.1	28.6	9.5	0.5	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=140)	82.9	51.4	15.0	37.1	20.0	2.9	18.6	3.6	0.7	0.0	
	地方公共団体の組合(N=345)	88.4	15.1	14.2	20.6	41.4	4.1	24.9	11.6	2.6	0.0	

3) 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法 <Q1-6(3)①>

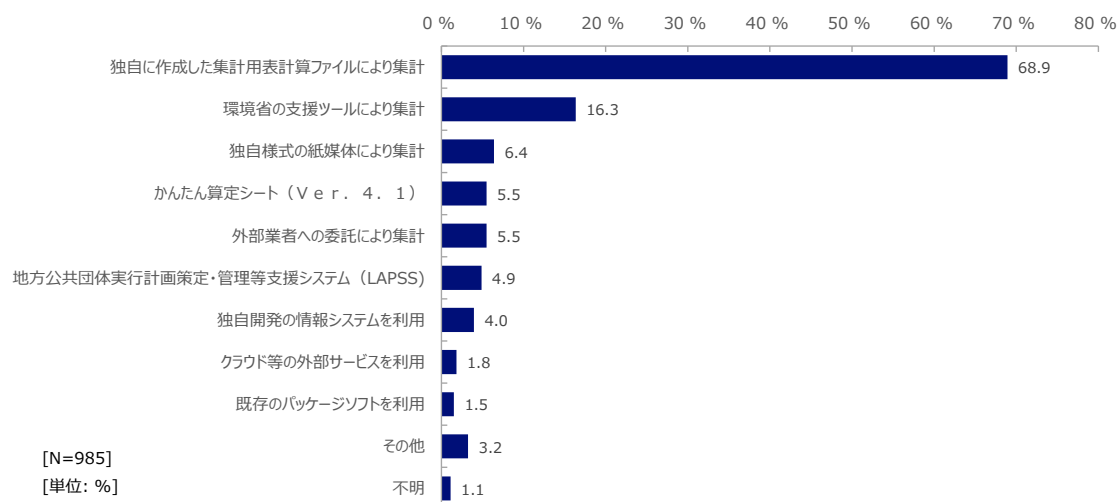
①集計方法

事務事業編の点検を行っている回答した団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」(65.0%)が最も高く、次いで「環境省の支援ツールにより集計」(17.9%)、「独自様式の紙媒体により集計」(8.6%)と続く。基礎自治体限っていても同様の傾向が確認される。

図表 181 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

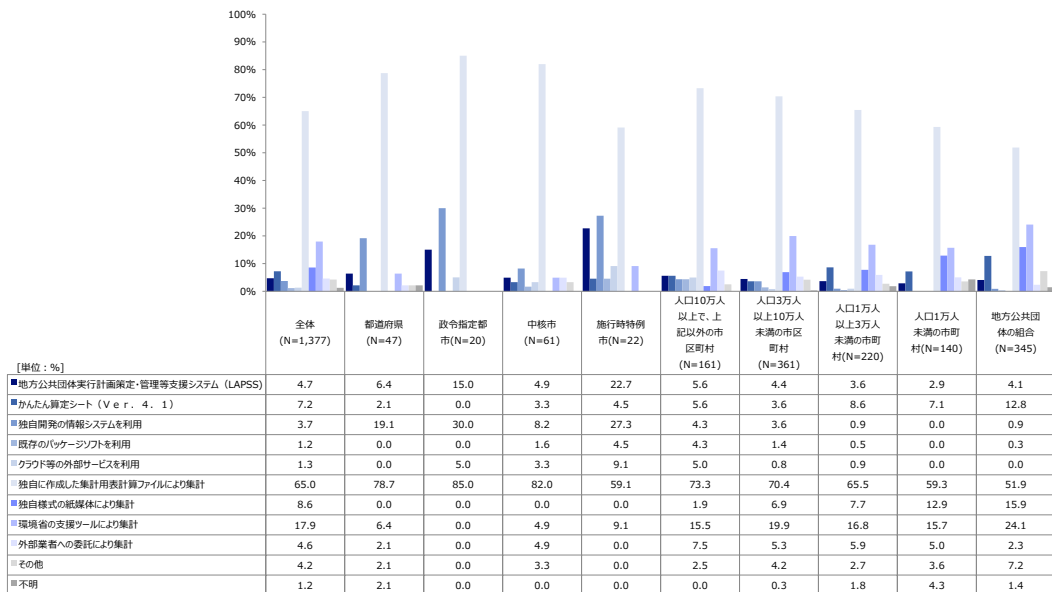


図表 182 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市、施工時特例市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高くなっている。

図表 183 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法
【団体区分別】

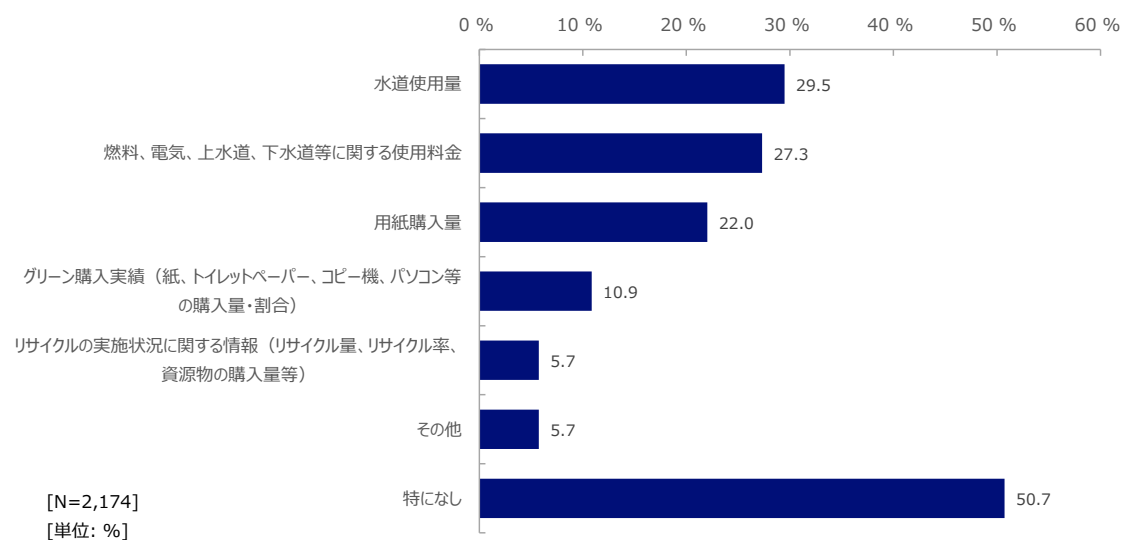


		計 画 策 定 ・ 管 理 等 支 援 シ ス テ ム (L A P S S)	かんたん算定シート (Ver. 4.1)	独自開発の情報システムを利用	既存のソフトウェアを利用	クラウド等の外部サービスを利用	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	独自様式の紙媒体により集計	環境省の支援ツールにより集計	外部業者への委託により集計	その他	不明	合計
回答数	全体	65	99	51	16	18	895	118	247	63	58	17	1,377
	都道府県	3	1	9	0	0	37	0	3	1	1	1	47
	政令指定都市	3	0	6	0	1	17	0	0	0	0	0	20
	中核市	3	2	5	1	2	50	0	3	3	2	0	61
	施工時特例市	5	1	6	1	2	13	0	2	0	0	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	9	7	7	8	118	3	25	12	4	0	161
	人口10万人以上10万人未満の市区町村	16	13	13	5	3	254	25	72	19	15	1	361
	人口10万人以上30万人未満の市区町村	8	19	2	1	2	144	17	37	13	6	4	220
	人口10万人未満の市区町村	4	10	0	0	0	83	18	22	7	5	6	140
	地方公共団体の組合	14	44	3	1	0	179	55	83	8	25	5	345
	地方公共団体の組合 (N=345)	4.1	12.8	0.9	0.3	0.0	51.9	15.9	24.1	2.3	7.2	1.4	
比率 (%)	全体 (N=1,377)	4.7	7.2	3.7	1.2	1.3	65.0	8.6	17.9	4.6	4.2	1.2	
	都道府県 (N=47)	6.4	2.1	19.1	0.0	0.0	78.7	0.0	6.4	2.1	2.1	2.1	
	政令指定都市 (N=20)	15.0	0.0	30.0	0.0	5.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市 (N=61)	4.9	3.3	8.2	1.6	3.3	82.0	0.0	4.9	4.9	3.3	0.0	
	施工時特例市 (N=22)	22.7	4.5	27.3	4.5	9.1	59.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=161)	5.6	5.6	4.3	4.3	5.0	73.3	1.9	15.5	7.5	2.5	0.0	
	人口10万人以上10万人未満の市区町村 (N=361)	4.4	3.6	3.6	1.4	0.8	70.4	6.9	19.9	5.3	4.2	0.3	
	人口10万人以上30万人未満の市区町村 (N=220)	3.6	8.6	0.9	0.5	0.9	65.5	7.7	16.8	5.9	2.7	1.8	
	人口10万人未満の市区町村 (N=140)	2.9	7.1	0.0	0.0	0.0	59.3	12.9	15.7	5.0	3.6	4.3	
	地方公共団体の組合 (N=345)	4.1	12.8	0.9	0.3	0.0	51.9	15.9	24.1	2.3	7.2	1.4	
	地方公共団体の組合 (N=345)	4.1	12.8	0.9	0.3	0.0	51.9	15.9	24.1	2.3	7.2	1.4	

②温室効果ガス排出量算定に際し収集している情報<Q1-6(3)②>

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報は、「水道使用量」（29.5%）が最も高く、次いで「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（27.3%）、「用紙購入量」（22.0%）と続く。

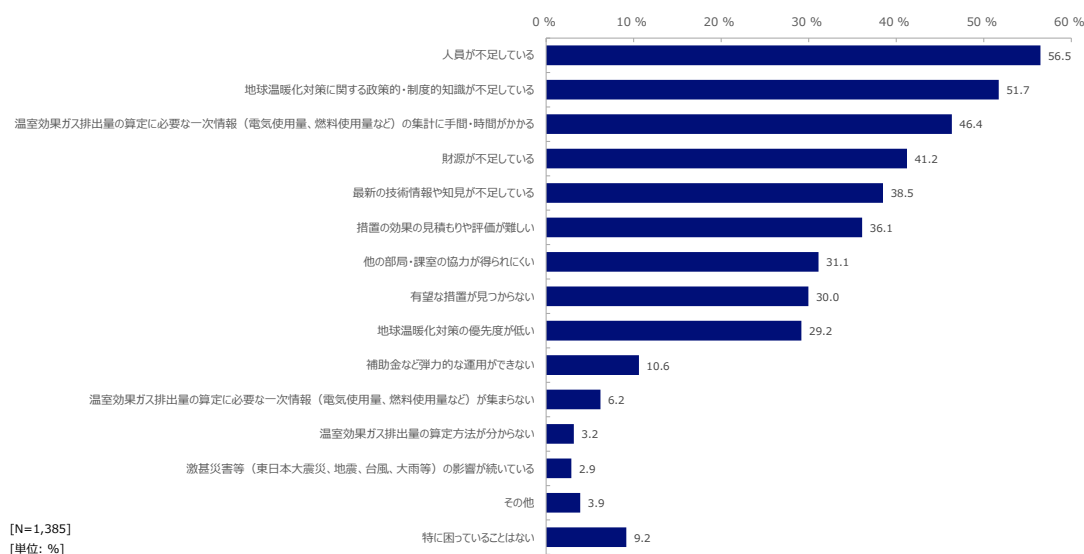
図表 184 事務事業編における温室効果ガス排出量算定において
エネルギー消費量と合わせて収集している情報



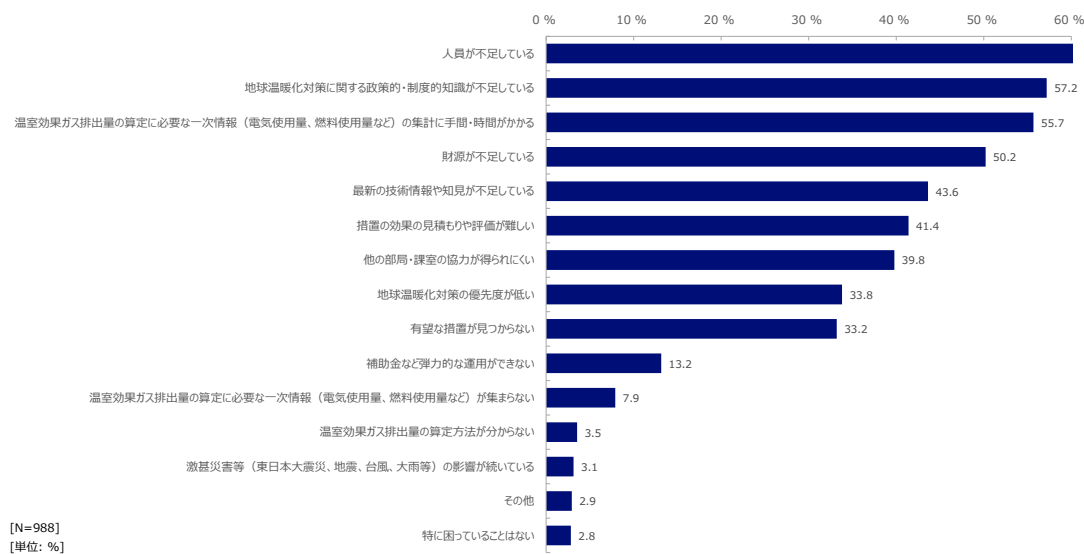
4) 事務事業編の推進過程で困っていること <Q1-6(4)>

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(56.5%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」(51.7%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」(46.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 185 事務事業編の推進過程で困っていること

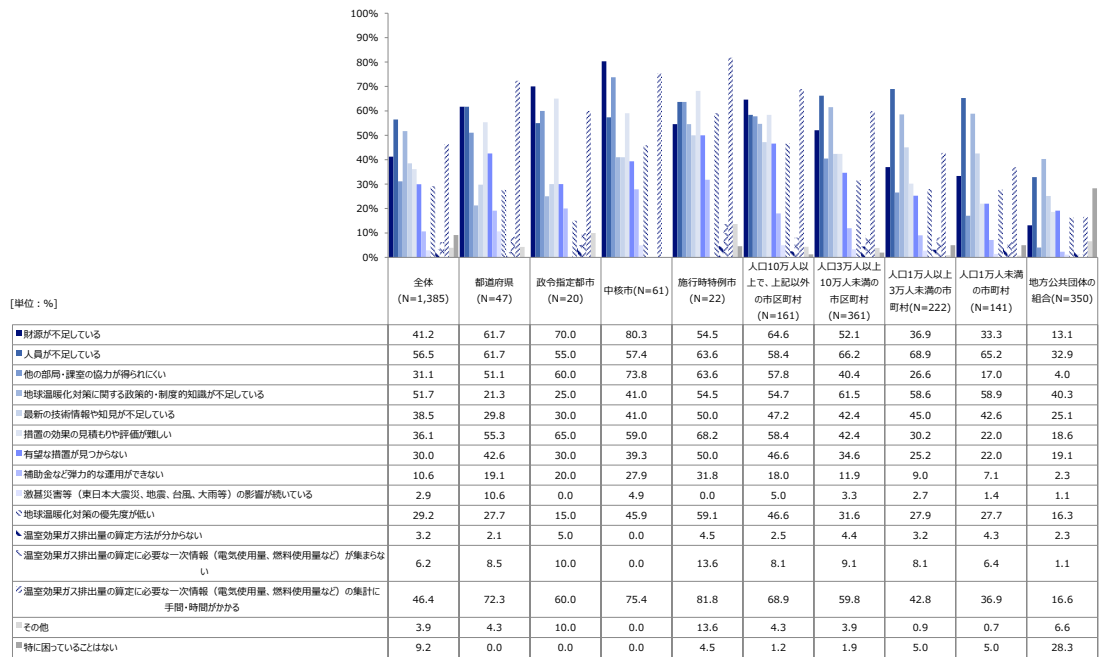


図表 186 事務事業編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割合が高い。

図表 187 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

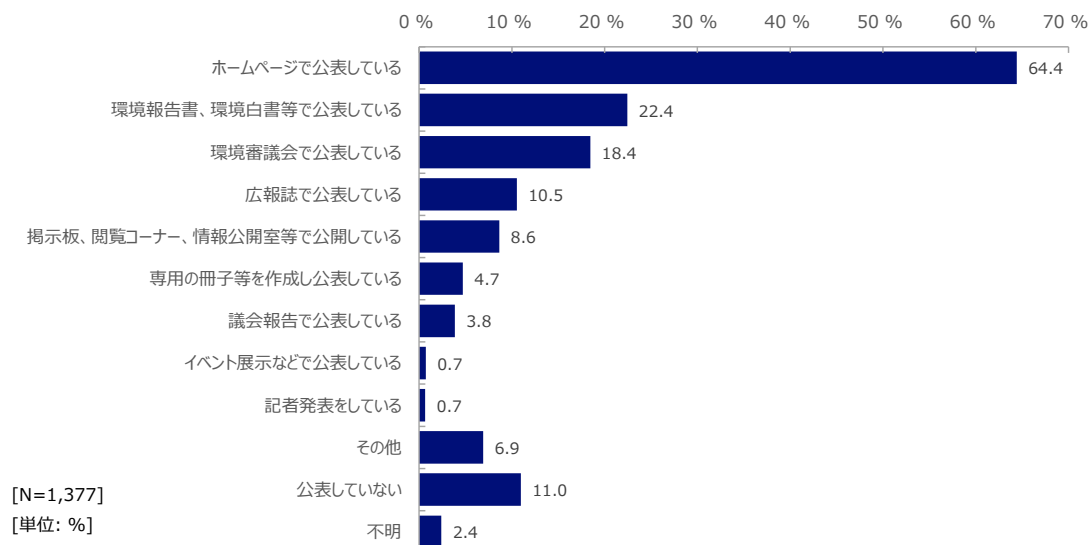


		財源が不足している	人員が不足している	他の部局・課等の協力が得られない	政策的・制度的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	措置の効果の見積もりや評価が難しい	有望な措置が見つからない	補助金など資力的な運用ができない	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる	その他	特に困っていることはない	合計
回答数	全体	571	782	431	716	533	500	415	147	40	404	44	86	642	54	127	1,385
	都道府県	29	29	24	10	14	26	20	9	5	13	1	4	34	2	0	47
	政令指定都市	14	11	12	5	6	13	6	4	0	3	1	2	12	2	0	20
	中核市	49	35	45	25	25	36	24	17	3	28	0	0	46	0	0	61
	施行時特例市	12	14	14	12	11	15	11	7	0	13	1	3	18	3	1	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	104	94	93	88	76	94	75	29	8	75	4	13	111	7	2	161
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	188	239	146	222	153	153	125	43	12	114	16	33	216	14	7	361
	人口1万人以上3万人未満の市町村	82	153	59	130	100	67	56	20	6	62	7	18	95	2	11	222
	人口1万人未満の市町村	47	24	83	60	31	31	10	2	39	6	9	52	1	7	141	
	地方公共団体の組合	46	115	14	141	88	65	67	8	4	57	8	4	58	23	99	350
比率（％）	全体(N=1,385)	41.2	56.5	31.1	51.7	38.5	36.1	30.0	10.6	2.9	29.2	3.2	6.2	46.4	3.9	9.2	
	都道府県(N=47)	61.7	61.7	51.1	21.3	29.8	55.3	42.6	19.1	10.6	27.7	2.1	8.5	72.3	4.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	70.0	55.0	60.0	25.0	30.0	65.0	30.0	20.0	0.0	15.0	5.0	10.0	60.0	10.0	0.0	
	中核市(N=61)	80.3	57.4	73.8	41.0	41.0	59.0	39.3	27.9	4.9	45.9	0.0	0.0	75.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=22)	54.5	63.6	63.6	54.5	50.0	68.2	50.0	31.8	0.0	59.1	4.5	13.6	81.8	13.6	4.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=161)	64.6	58.4	57.8	54.7	47.2	58.4	46.6	18.0	5.0	46.6	2.5	8.1	68.9	4.3	1.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=361)	52.1	66.2	40.4	61.5	42.4	42.4	34.6	11.9	3.3	31.6	4.4	9.1	59.8	3.9	1.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=222)	36.9	68.9	26.6	58.6	45.0	30.2	25.2	9.0	2.7	27.9	3.2	8.1	42.8	0.9	5.0	
	人口1万人未満の市町村(N=141)	33.3	65.2	17.0	58.9	42.6	22.0	22.0	7.1	1.4	27.7	4.3	6.4	36.9	0.7	5.0	
	地方公共団体の組合(N=350)	13.1	32.9	4.0	40.3	25.1	18.6	19.1	2.3	1.1	16.3	2.3	1.1	16.6	6.6	28.3	

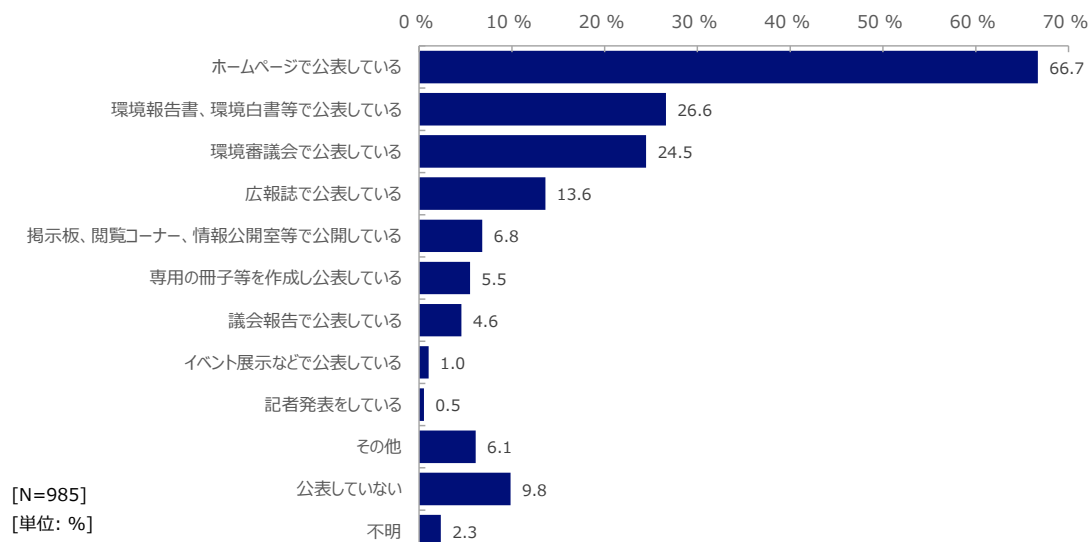
5) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法 <Q1-6(5)>

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している」(64.4%)が最も高く、次いで「環境報告書、環境白書等で公表している」(22.4%)、「環境審議会で公表している」(18.4%)と続く。

図表 188 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

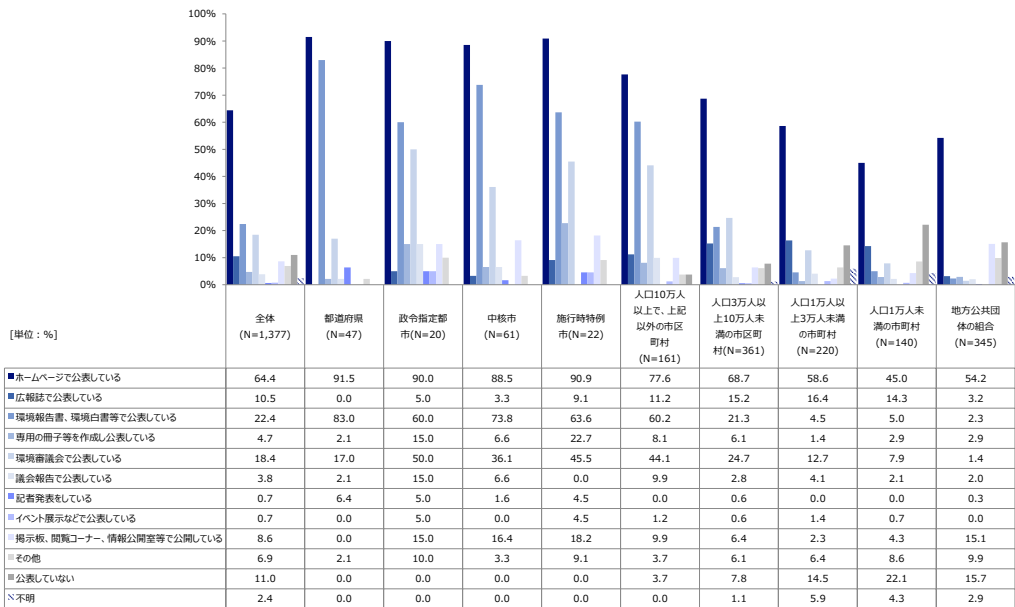


図表 189 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に低い。一方で「公表していない」の割合も高い。

図表 190 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

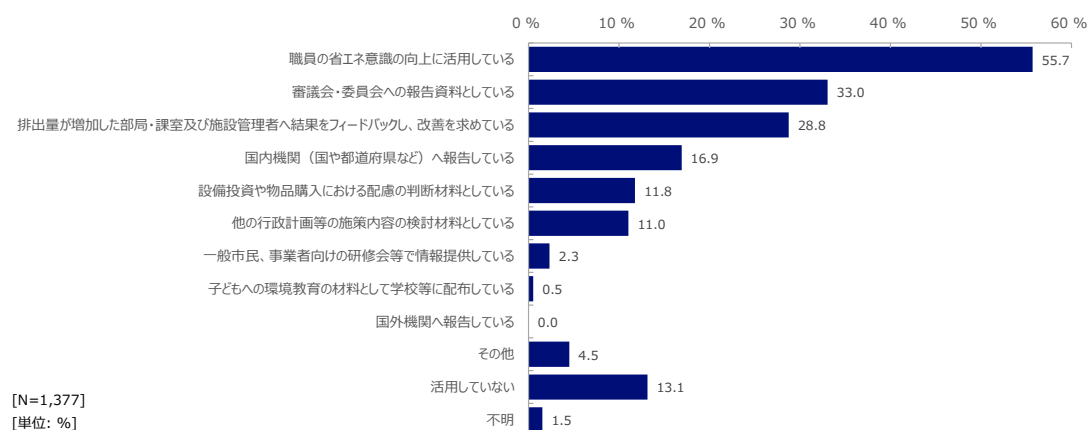


		ホ ー ム ペ ー ジ で 公 表 し て い る	広 報 誌 で 公 表 し て い る	環 境 報 告 書 、 環 境 白 書	専 用 の 冊 子 等 を 作 成 し て 公 表 し て い る	環 境 審 議 会 で 公 表 し て い る	議 会 報 告 で 公 表 し て い る	記 者 発 表 を し て い る	イ ベ ン ト 展 示 な ど で 公 表 し て い る	ナ イ フ 公 開 し て い る 情 報 、 開 覧 コ ー ナ ー 等	そ の 他	公 表 し て い ない	不 明	合 計
回答数	全体	887	145	309	65	254	53	9	10	119	95	151	33	1,377
	都道府県	43	0	39	1	8	1	3	0	0	1	0	0	47
	政令指定都市	18	1	12	3	10	3	1	1	3	2	0	0	20
	中核市	54	2	45	4	22	4	1	0	10	2	0	0	61
	施行時特例市	20	2	14	5	10	0	1	1	4	2	0	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	125	18	97	13	71	16	0	2	16	6	6	0	161
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	248	55	77	22	89	10	2	2	23	22	28	4	361
	人口1万人以上3万人未満の市町村	129	36	10	3	28	9	0	3	5	14	32	13	220
	人口1万人未満の市町村	63	20	7	4	11	3	0	1	6	12	31	6	140
	地方公共団体の組合	187	11	8	10	5	7	1	0	52	34	94	10	345
	全体(N=1,377)	64.4	10.5	22.4	4.7	18.4	3.8	0.7	0.7	8.6	6.9	11.0	2.4	
比率（％）	都道府県(N=47)	91.5	0.0	83.0	2.1	17.0	2.1	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	60.0	15.0	50.0	15.0	5.0	5.0	15.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=61)	88.5	3.3	73.8	6.6	36.1	6.6	1.6	0.0	16.4	3.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=22)	90.9	9.1	63.6	22.7	45.5	0.0	4.5	4.5	18.2	9.1	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=161)	77.6	11.2	60.2	8.1	44.1	9.9	0.0	1.2	9.9	3.7	3.7	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=361)	68.7	15.2	21.3	6.1	24.7	2.8	0.6	0.6	6.4	6.1	7.8	1.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=220)	58.6	16.4	4.5	1.4	12.7	4.1	0.0	1.4	2.3	6.4	14.5	5.9	
	人口1万人未満の市町村(N=140)	45.0	14.3	5.0	2.9	7.9	2.1	0.0	0.7	4.3	8.6	22.1	4.3	
	地方公共団体の組合(N=345)	54.2	3.2	2.3	2.9	1.4	2.0	0.3	0.0	15.1	9.9	15.7	2.9	

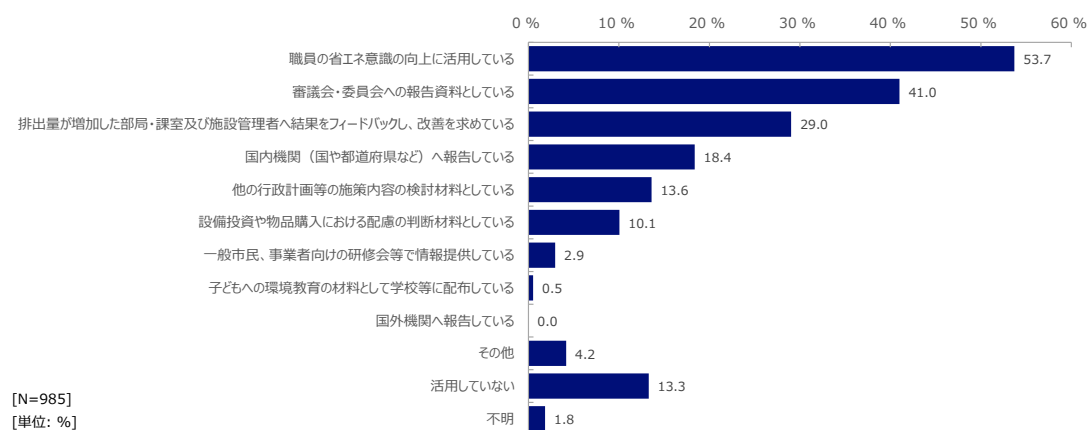
6) 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い <Q1-6(6)>

事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している」(55.7%)が最も高く、次いで「審議会・委員会への報告資料としている」(33.0%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている」(28.8%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 191 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

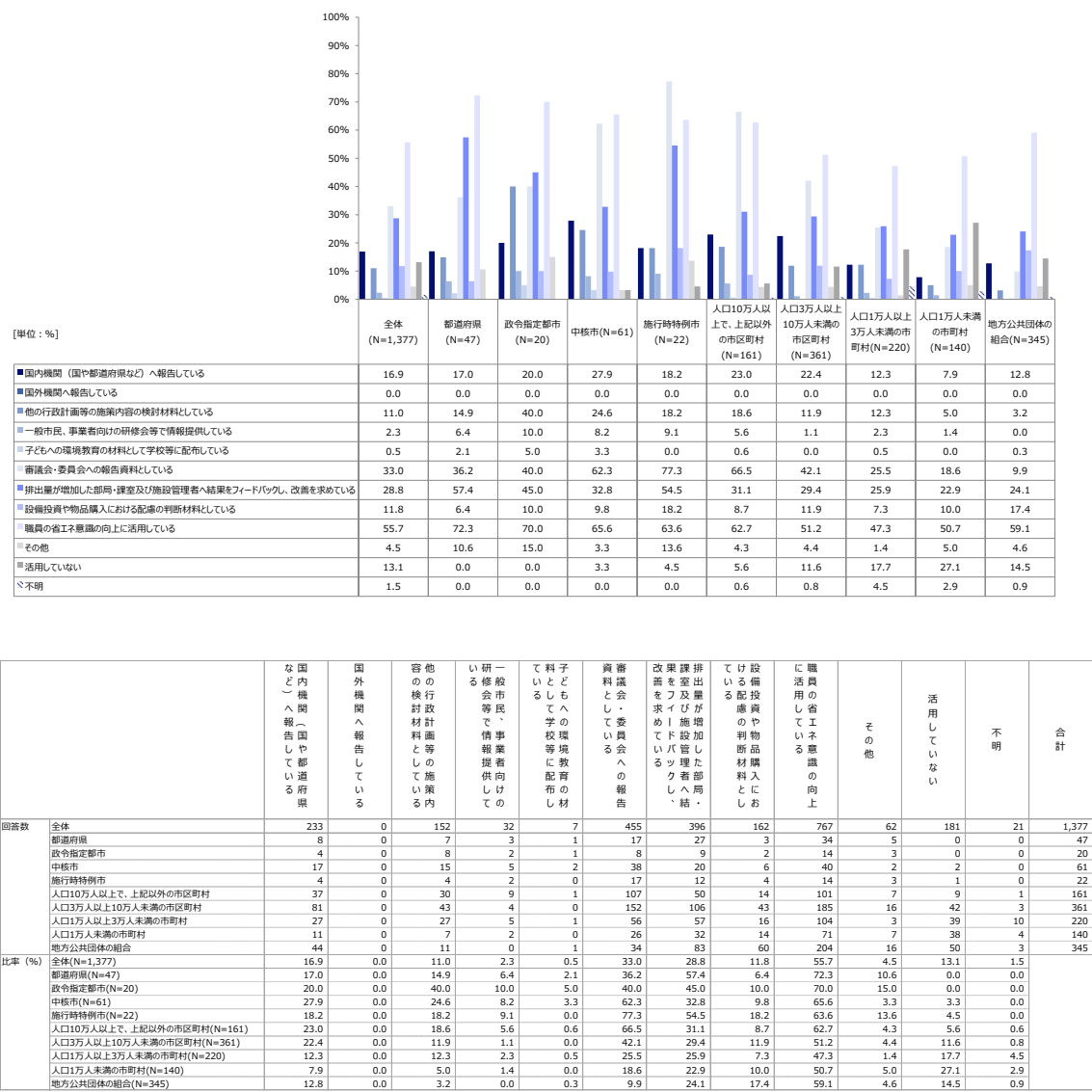


図表 192 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市区町村では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている」の割合が高い。

図表 193 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

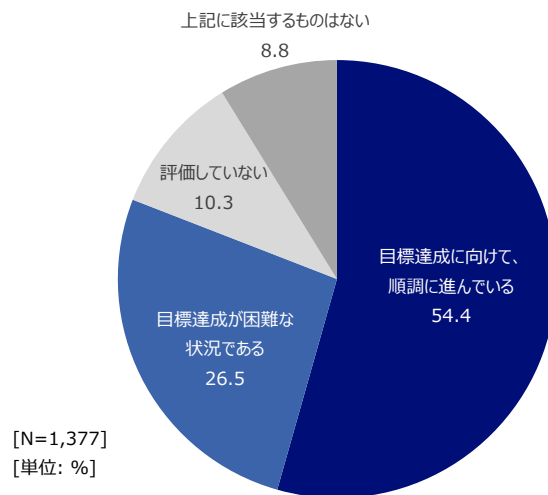


		国内機関 （国や都道府県）へ報告している	国外機関 へ報告している	その他の行政設計料等としての実施内容	研究一般市民等事業者向けに提供している	子どもへの学校等における教育布し	資料としての活用等に配布している	審議会・委員会等への報告	改善を求めている	課室及び施設管理者へ結果をフィードバックしている	排出量が追加した部署へ結果をフィードバックしている	設備投資のやばい部材購入にしている	職員が省エネ意識の向上に活用している	その他	活用していない	不明	合計
回答数	全体	233	0	152	32	7	455	396	162	767	62	181	21	1,377			
	都道府県	8	0	7	3	1	17	27	3	34	5	0	0	47			
	政令指定都市	4	0	8	2	1	8	9	2	14	3	0	0	20			
	中核市	17	0	15	5	2	38	20	6	40	2	2	0	61			
	施行時特例市	4	0	4	2	0	17	12	4	14	3	1	0	22			
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	0	30	9	1	107	50	14	101	7	9	1	161			
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	0	43	4	0	152	106	43	185	16	42	3	361			
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	27	0	27	5	1	56	57	16	104	3	39	10	220			
	人口1万人未満の市区町村	11	0	7	2	0	26	32	14	71	7	38	4	140			
	地方公共団体の組合	44	0	11	0	1	34	83	60	204	16	50	3	345			
比率（%）	全体(N=1,377)	16.9	0.0	11.0	2.3	0.5	33.0	28.8	11.8	55.7	4.5	13.1	1.5				
	都道府県(N=47)	17.0	0.0	14.9	6.4	2.1	36.2	57.4	6.4	72.3	10.6	0.0	0.0				
	政令指定都市(N=20)	20.0	0.0	40.0	10.0	5.0	40.0	45.0	10.0	70.0	15.0	0.0	0.0				
	中核市(N=61)	27.9	0.0	24.6	8.2	3.3	62.3	32.8	9.8	65.6	3.3	3.3	0.0				
	施行時特例市(N=22)	18.2	0.0	18.2	9.1	0.0	77.3	54.5	18.2	63.6	13.6	4.5	0.0				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=161)	23.0	0.0	18.6	5.6	0.6	66.5	31.1	8.7	62.7	4.3	5.6	0.6				
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=361)	22.4	0.0	11.9	1.1	0.0	42.1	29.4	11.9	51.2	4.4	11.6	0.8				
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=220)	12.3	0.0	12.3	2.3	0.5	25.5	25.9	7.3	47.3	1.4	17.7	4.5				
	人口1万人未満の市区町村(N=140)	7.9	0.0	5.0	1.4	0.0	18.6	22.9	10.0	50.7	5.0	27.1	2.9				
	地方公共団体の組合(N=345)	12.8	0.0	3.2	0.0	0.3	9.9	24.1	17.4	59.1	4.6	14.5	0.9				

7) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価 <Q1-6(7)>

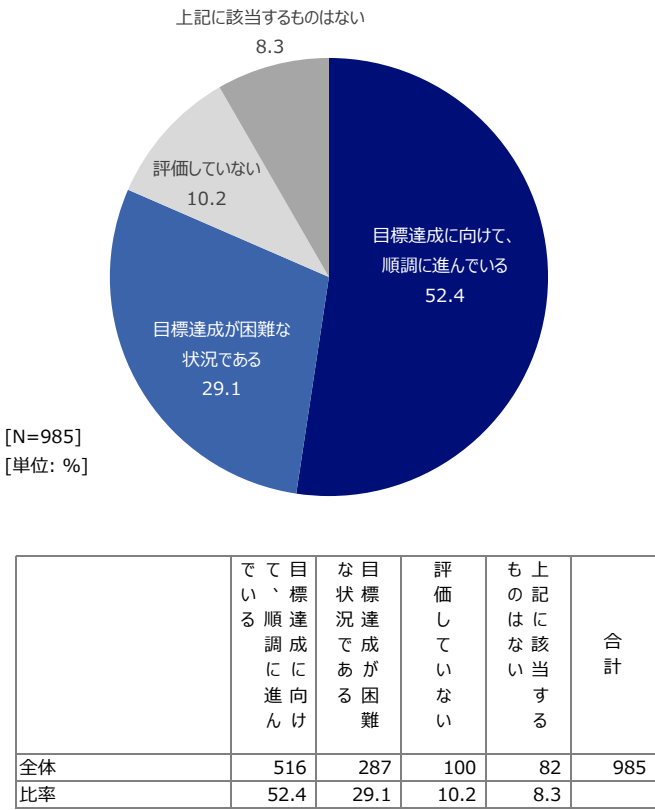
事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した団体は 54.4%である。

図表 194 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

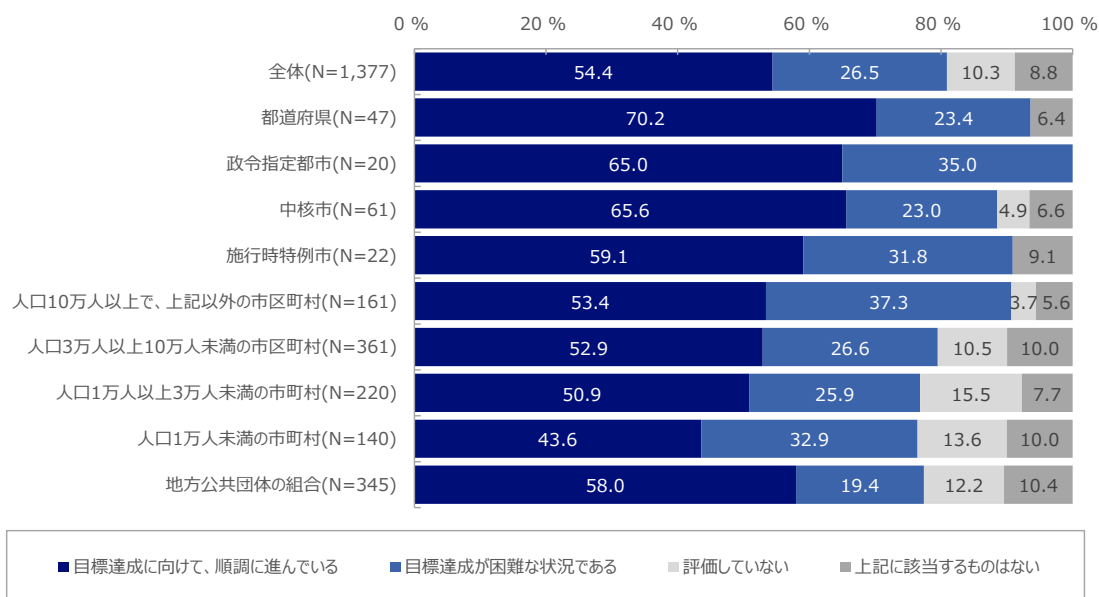


	で、目標達成に向けて	な目標達成が困難な状況である	評価していない	も上記には該当する	合計
全体	749	365	142	121	1,377
比率	54.4	26.5	10.3	8.8	

図表 195 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【基礎自治体】



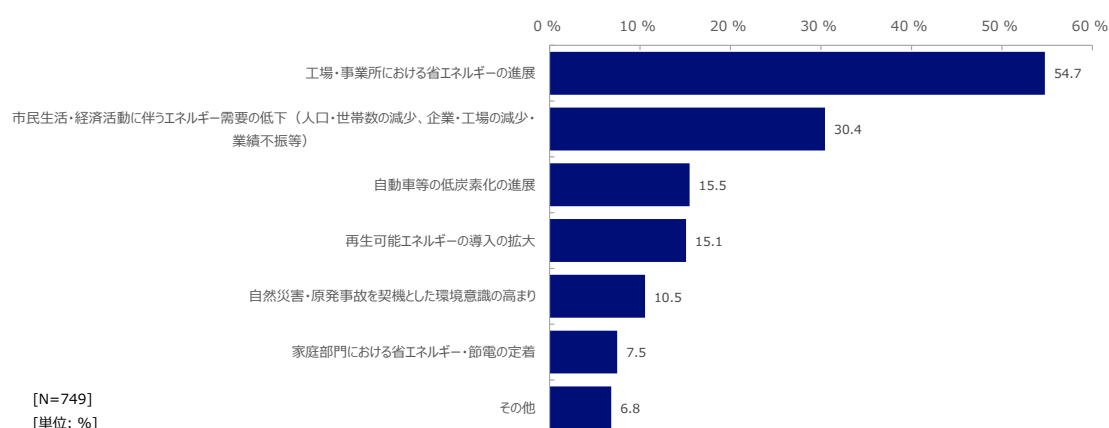
図表 196 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【団体区分別】



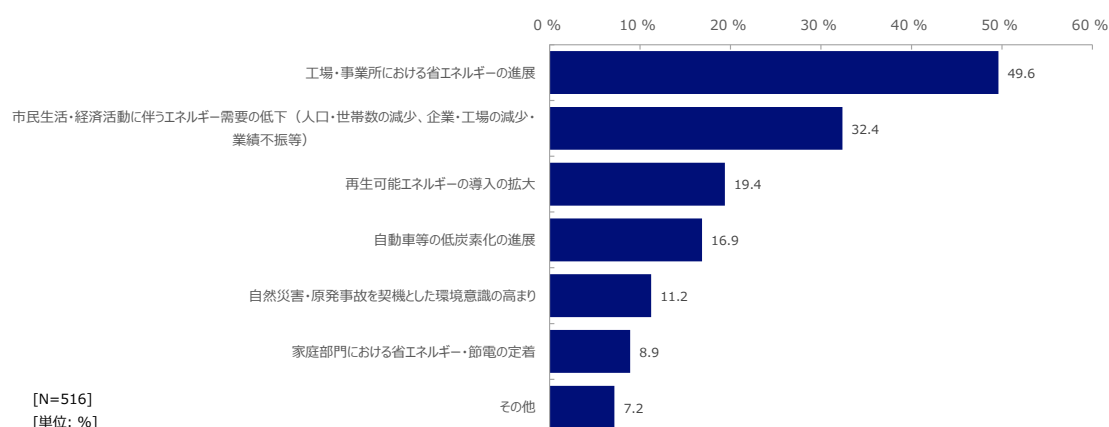
		で、目標達成に向けて進んでいる	な目標達成が困難な状況である	評価していない	も上の記はに該当する	合計
全体	全体	749	365	142	121	1,377
	都道府県	33	11	0	3	47
	政令指定都市	13	7	0	0	20
	中核市	40	14	3	4	61
	施行時特例市	13	7	0	2	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	86	60	6	9	161
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	191	96	38	36	361
	人口1万人以上3万人未満の市町村	112	57	34	17	220
	人口1万人未満の市町村	61	46	19	14	140
比率	地方公共団体の組合	200	67	42	36	345
	全体(N=1,377)	54.4	26.5	10.3	8.8	
	都道府県(N=47)	70.2	23.4	0.0	6.4	
	政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	0.0	0.0	
	中核市(N=61)	65.6	23.0	4.9	6.6	
	施行時特例市(N=22)	59.1	31.8	0.0	9.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=161)	53.4	37.3	3.7	5.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=361)	52.9	26.6	10.5	10.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=220)	50.9	25.9	15.5	7.7	
	人口1万人未満の市町村(N=140)	43.6	32.9	13.6	10.0	
	地方公共団体の組合(N=345)	58.0	19.4	12.2	10.4	

「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答している団体における要因としては「工場・事業所における省エネルギーの進展」(54.7%)が最も高く、次いで「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下(人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等)」(30.4%)、「自動車等の低炭素化の進展」(15.5%)と続く。

図表 197 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）

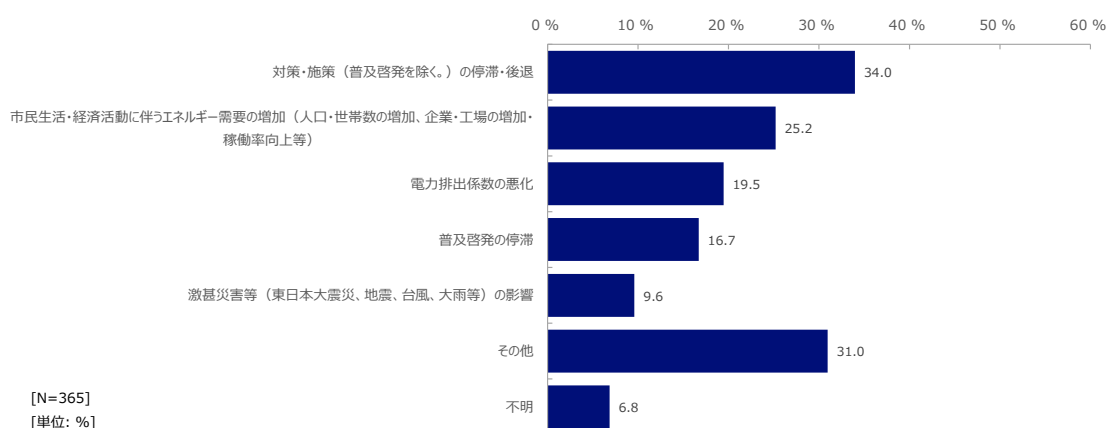


図表 198 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）【基礎自治体】

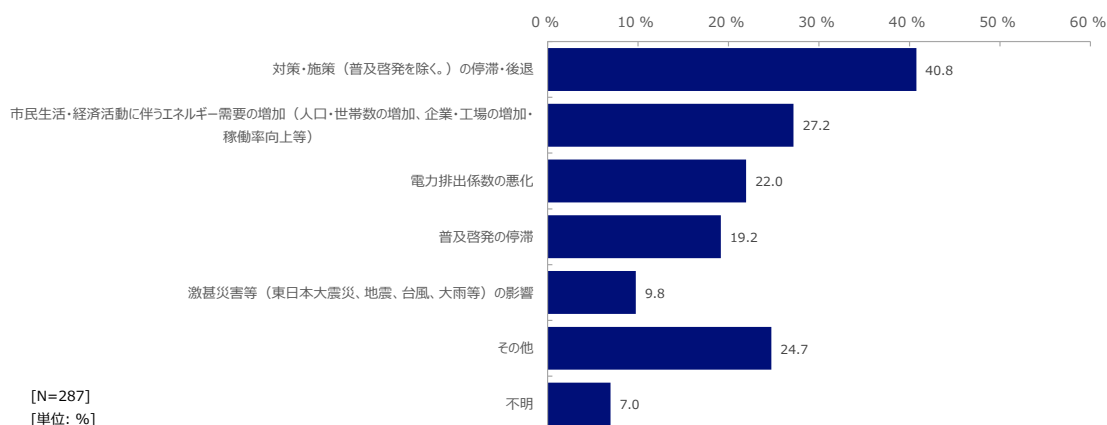


「目標達成が困難な状況である」と回答している団体における要因としては「対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退」（34.0%）が最も高く、次いで「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（25.2%）、「電力排出係数の悪化」（19.5%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 199 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）



図表 200 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）【基礎自治体】

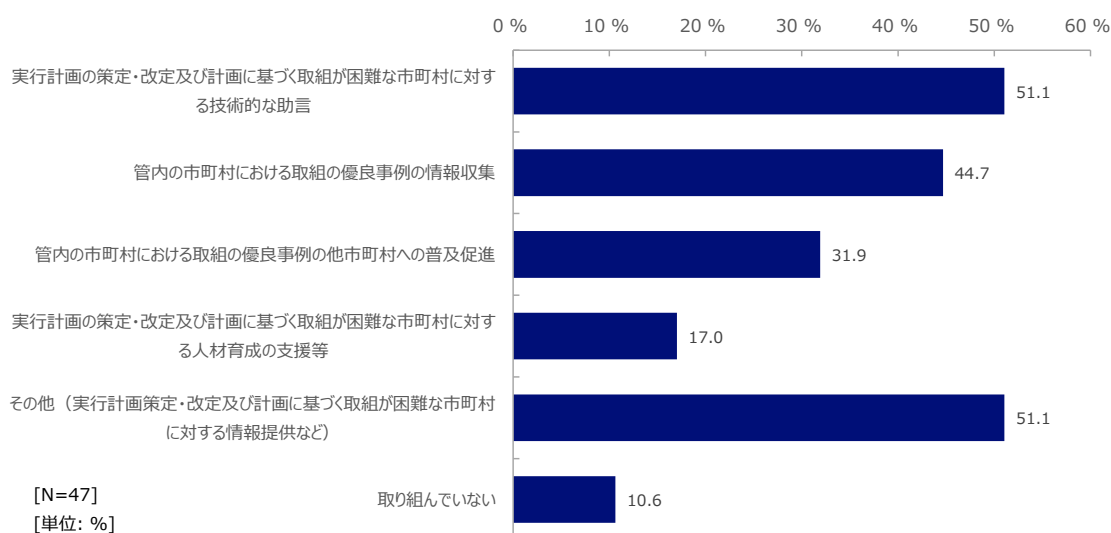


（７）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q1-7>

１） 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q1-7(1)>

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（51.1%）が最も高く、次いで「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（44.7%）、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」（31.9%）と続く。

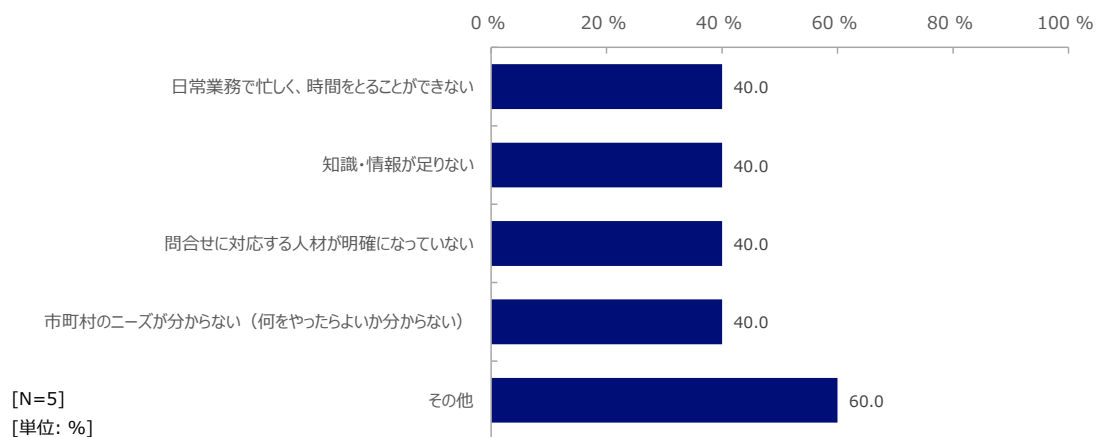
図表 201 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの



	管内の優良事例の情報収集	管内の優良事例の普及促進	市町村計画に基づく取組の技術的な助言	市町村計画に基づく取組の人材育成の支援等	困難な市町村（他市町村）に対する情報提供など	取り組んでいない	合計
都道府県	21	15	24	8	24	5	47
比率 (%)	44.7	31.9	51.1	17.0	51.1	10.6	

2) 市町村に対する支援を行っていない理由 <Q1-7(2)>

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が 5 団体あり、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」(40.0%)、「知識・情報が足りない」(40.0%)、「問合せに対応する人材が明確になっていない」(40.0%)が高い。



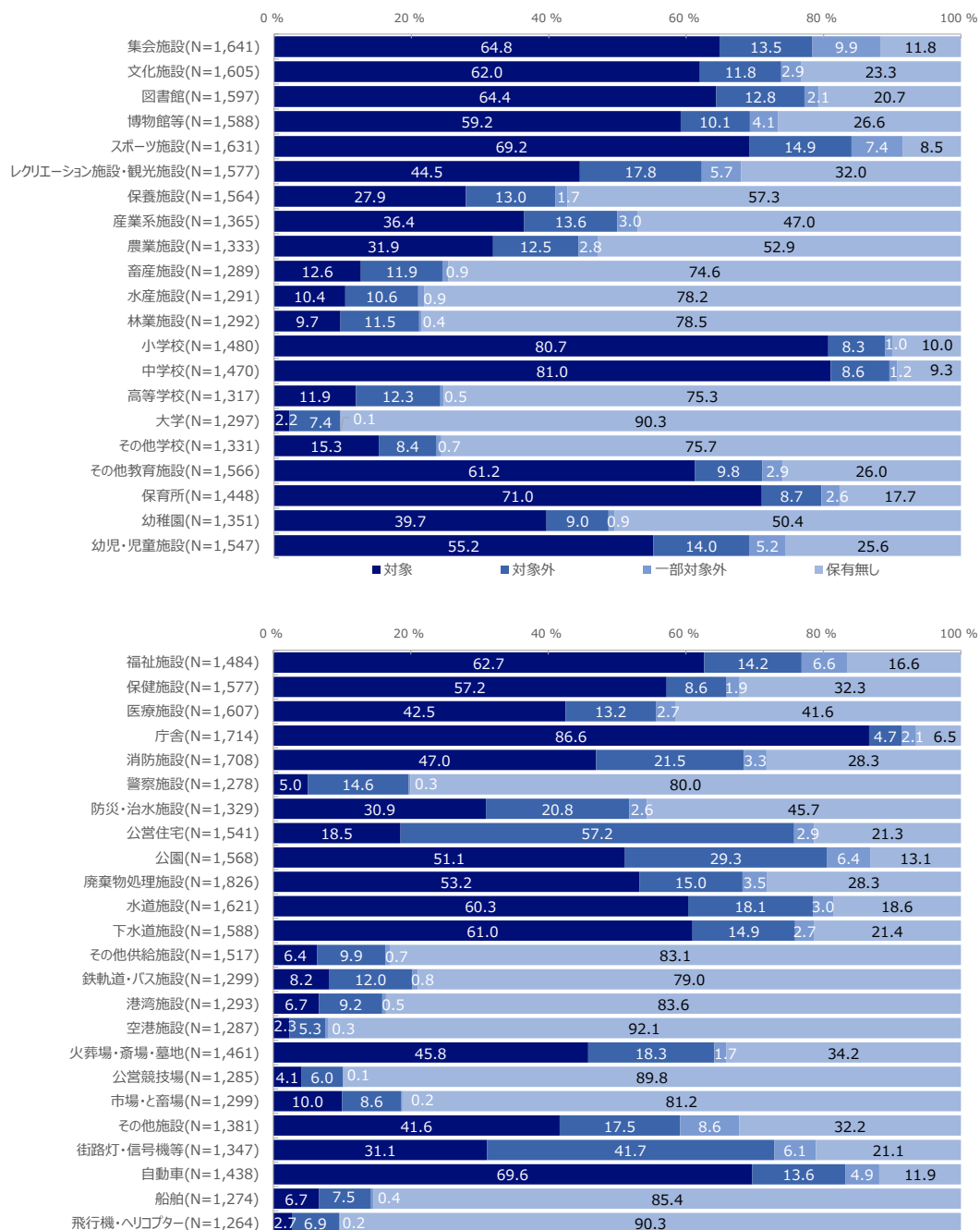
	日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない（何をしたらよいかわからない）	その他	合計
都道府県	2	2	2	2	3	5
比率 (%)	40.0	40.0	40.0	40.0	60.0	

（８）地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-8>

１）事務事業編の対象施設の有無 <Q1-8(1)>

都道府県・市区町村において、事務事業編の対象としている団体が多い施設・設備種別は、「庁舎等」（86.6%）、「中学校」（81.0%）、「小学校」（80.7%）である。対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く）」（57.2%）、「街路灯・信号機等」（41.7%）、「公園」（29.3%）である。

図表 202 事務事業編の対象施設の有無

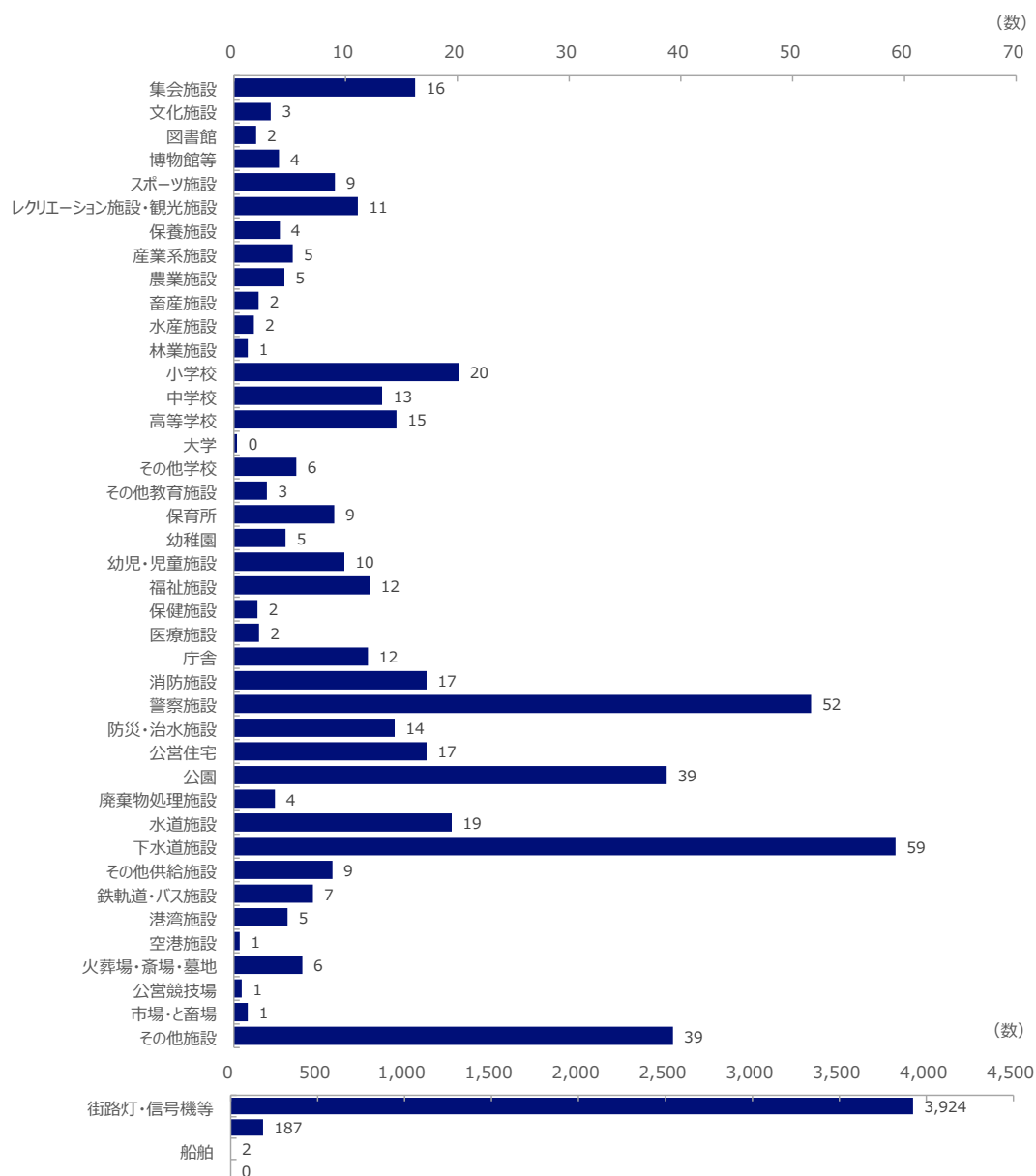


		全体					比率 (%)			
		対象	対象外	一部対象	保有 し 無	合計	対象	対象外	一部対象	保有 し 無
全体	集会施設	1,064	222	162	193	1,641	64.8	13.5	9.9	11.8
	文化施設	995	190	46	374	1,605	62.0	11.8	2.9	23.3
	図書館	1,028	205	33	331	1,597	64.4	12.8	2.1	20.7
	博物館等	940	160	65	423	1,588	59.2	10.1	4.1	26.6
	スポーツ施設	1,128	243	121	139	1,631	69.2	14.9	7.4	8.5
	レクリエーション施設・観光施設	702	280	90	505	1,577	44.5	17.8	5.7	32.0
	保養施設	437	204	27	896	1,564	27.9	13.0	1.7	57.3
	産業系施設	497	185	41	642	1,365	36.4	13.6	3.0	47.0
	農業施設	425	166	37	705	1,333	31.9	12.5	2.8	52.9
	畜産施設	163	153	11	962	1,289	12.6	11.9	0.9	74.6
	水産施設	134	137	11	1,009	1,291	10.4	10.6	0.9	78.2
	林業施設	125	148	5	1,014	1,292	9.7	11.5	0.4	78.5
	小学校	1,194	123	15	148	1,480	80.7	8.3	1.0	10.0
	中学校	1,191	126	17	136	1,470	81.0	8.6	1.2	9.3
	高等学校	157	162	6	992	1,317	11.9	12.3	0.5	75.3
	大学	29	96	1	1,171	1,297	2.2	7.4	0.1	90.3
	その他学校	203	112	9	1,007	1,331	15.3	8.4	0.7	75.7
	その他教育施設	959	154	46	407	1,566	61.2	9.8	2.9	26.0
	保育所	1,028	126	38	256	1,448	71.0	8.7	2.6	17.7
	幼稚園	536	122	12	681	1,351	39.7	9.0	0.9	50.4
	幼児・児童施設	854	216	81	396	1,547	55.2	14.0	5.2	25.6
	福祉施設	930	210	98	246	1,484	62.7	14.2	6.6	16.6
	保健施設	902	136	30	509	1,577	57.2	8.6	1.9	32.3
	医療施設	683	212	44	668	1,607	42.5	13.2	2.7	41.6
	庁舎	1,485	81	36	112	1,714	86.6	4.7	2.1	6.5
	消防施設	802	367	56	483	1,708	47.0	21.5	3.3	28.3
	警察施設	64	187	4	1,023	1,278	5.0	14.6	0.3	80.0
	防災・治水施設	411	277	34	607	1,329	30.9	20.8	2.6	45.7
	公営住宅	285	882	45	329	1,541	18.5	57.2	2.9	21.3
	公園	802	460	100	206	1,568	51.1	29.3	6.4	13.1
	廃棄物処理施設	972	274	64	516	1,826	53.2	15.0	3.5	28.3
	水道施設	978	294	48	301	1,621	60.3	18.1	3.0	18.6
	下水道施設	968	237	43	340	1,588	61.0	14.9	2.7	21.4
	その他供給施設	97	150	10	1,260	1,517	6.4	9.9	0.7	83.1
	鉄軌道・バス施設	106	156	11	1,026	1,299	8.2	12.0	0.8	79.0
	港湾施設	86	119	7	1,081	1,293	6.7	9.2	0.5	83.6
	空港施設	30	68	4	1,185	1,287	2.3	5.3	0.3	92.1
	火葬場・斎場・墓地	669	268	25	499	1,461	45.8	18.3	1.7	34.2
	公営競技場	53	77	1	1,154	1,285	4.1	6.0	0.1	89.8
	市場・と畜場	130	112	2	1,055	1,299	10.0	8.6	0.2	81.2
	その他施設	575	242	119	445	1,381	41.6	17.5	8.6	32.2
	街路灯・信号機等	419	562	82	284	1,347	31.1	41.7	6.1	21.1
	自動車	1,001	195	71	171	1,438	69.6	13.6	4.9	11.9
	船舶	85	96	5	1,088	1,274	6.7	7.5	0.4	85.4
	飛行機・ヘリコプター	34	87	2	1,141	1,264	2.7	6.9	0.2	90.3

2) 事務事業編の対象施設・設備数 <Q1-8(1)>

都道府県・市区町村における事務事業編の対象施設数の平均値は、「下水道施設」(59 施設) が最も多く、「警察施設」(52 施設)、「公園」(39 施設) と続く。

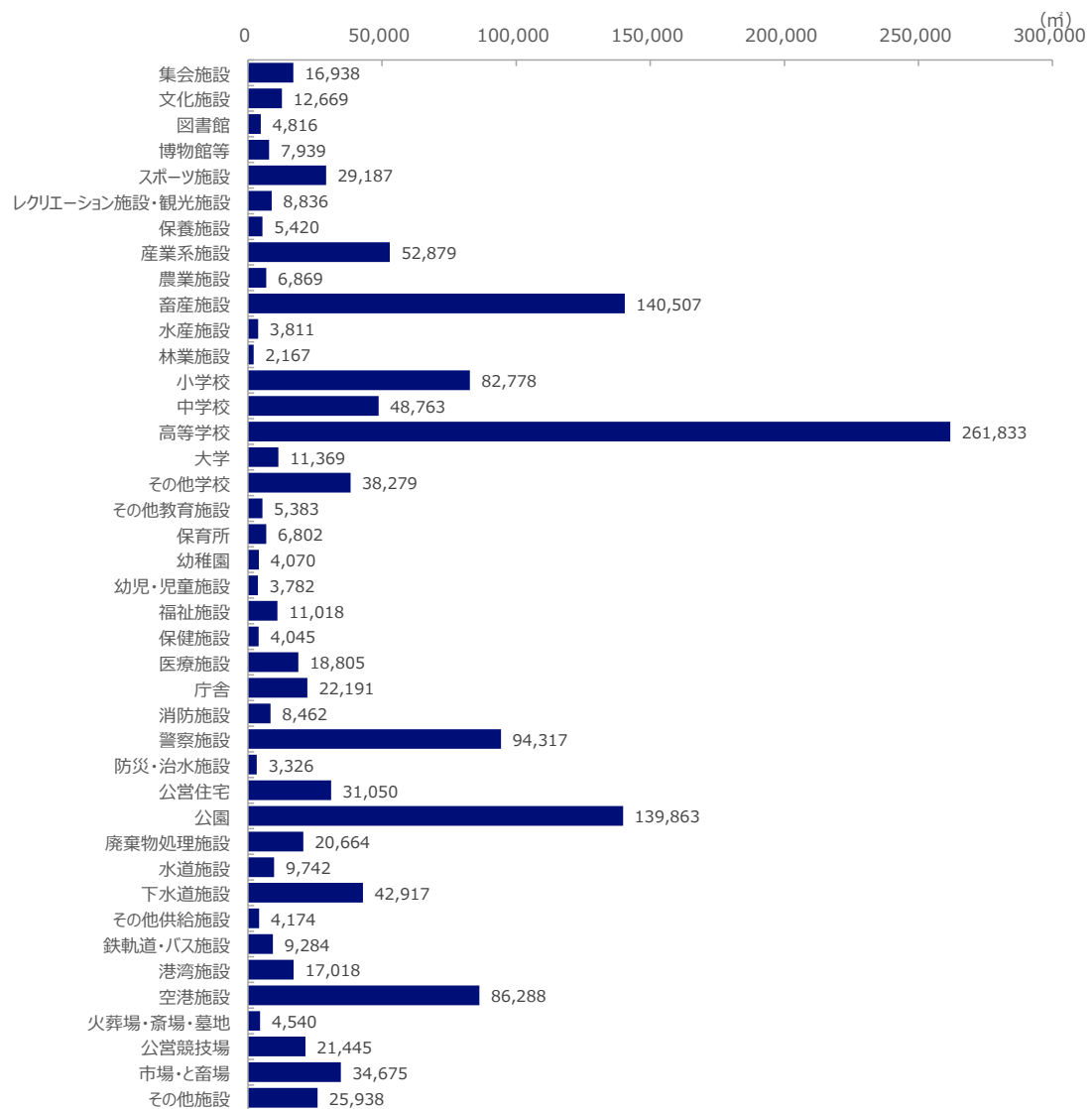
図表 203 事務事業編の対象施設数の平均値



3) 施設種別毎の「延床面積」 <Q1-8(1)>

都道府県・市区町村における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「高等学校」(261,833 m²) が最も大きく、「畜産施設」(140,507 m²)、「公園」(139,863 m²) と続く。

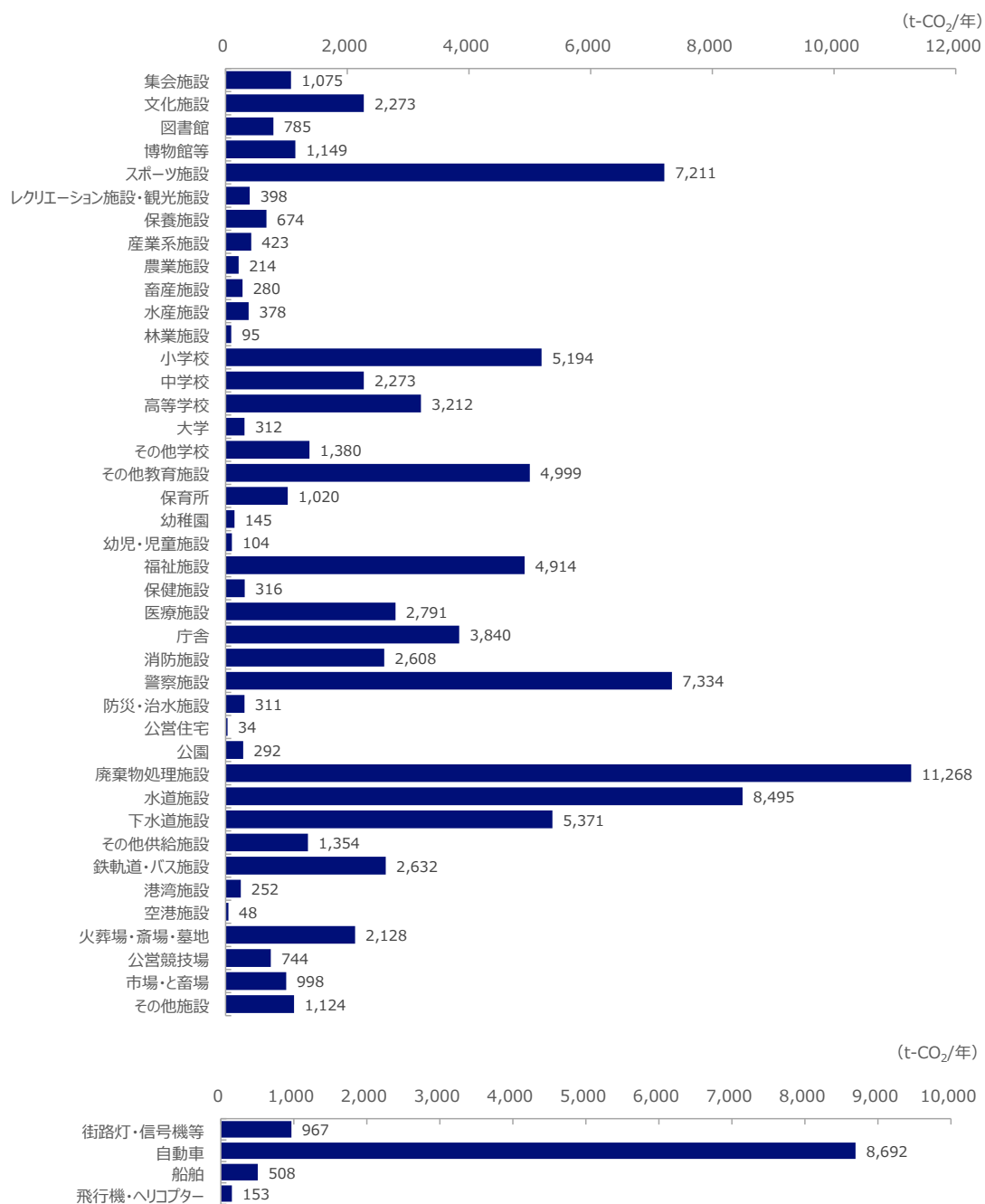
図表 204 施設類型毎の「延床面積」の平均値



4) 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」 <Q1-8(1)>

都道府県・市区町村における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「廃棄物処理施設」(11,268t)が最も多く、「水道施設」(8,495t)、「警察施設」(7,334t)、と続く。

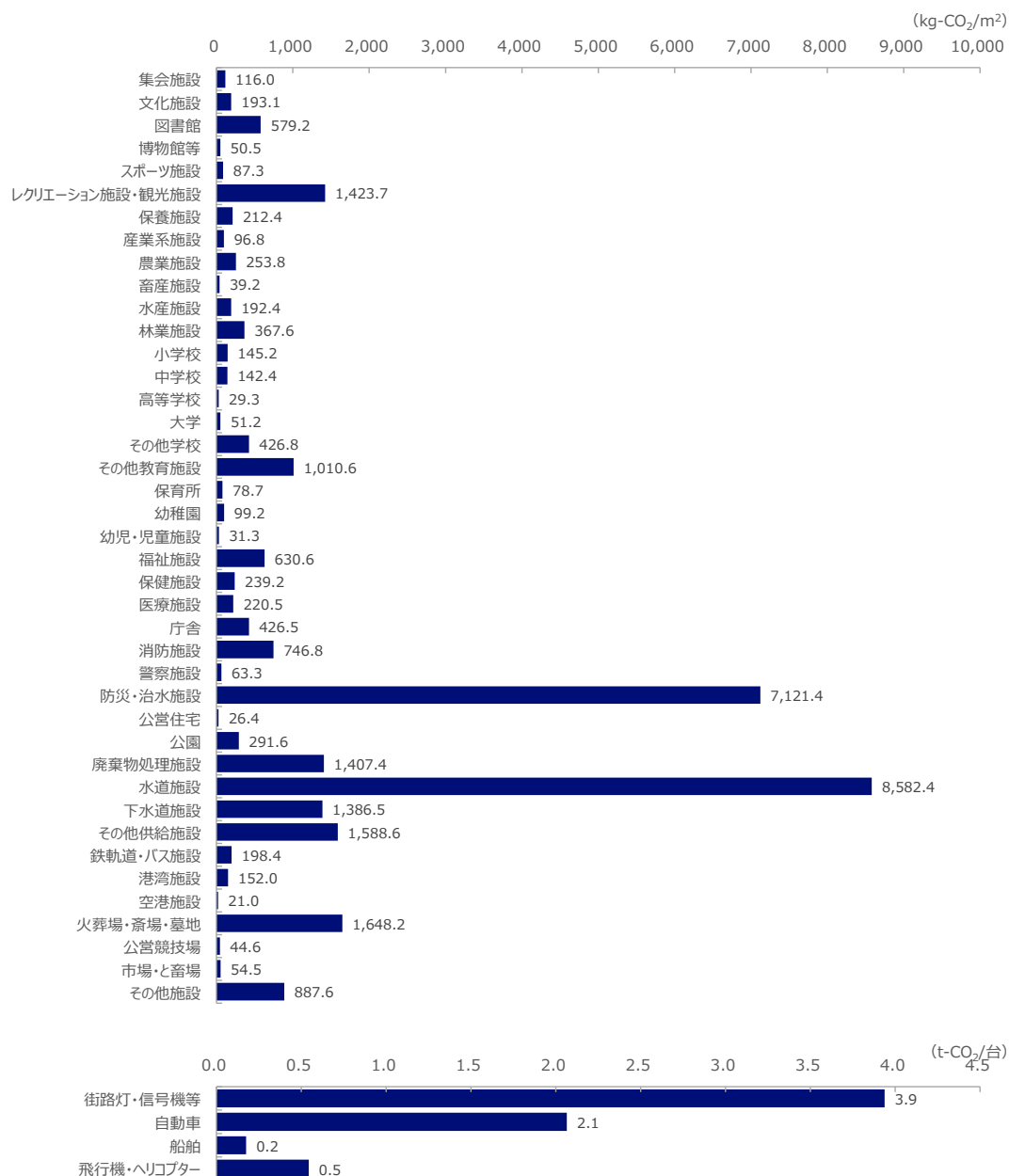
図表 205 施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



5) 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」 <Q1-8(1)>

都道府県・市区町村における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「水道施設」（8,582.4kg/m²）が最も多く、「防災・治水施設」（7,121.4kg/m²）と続く。

図表 206 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値

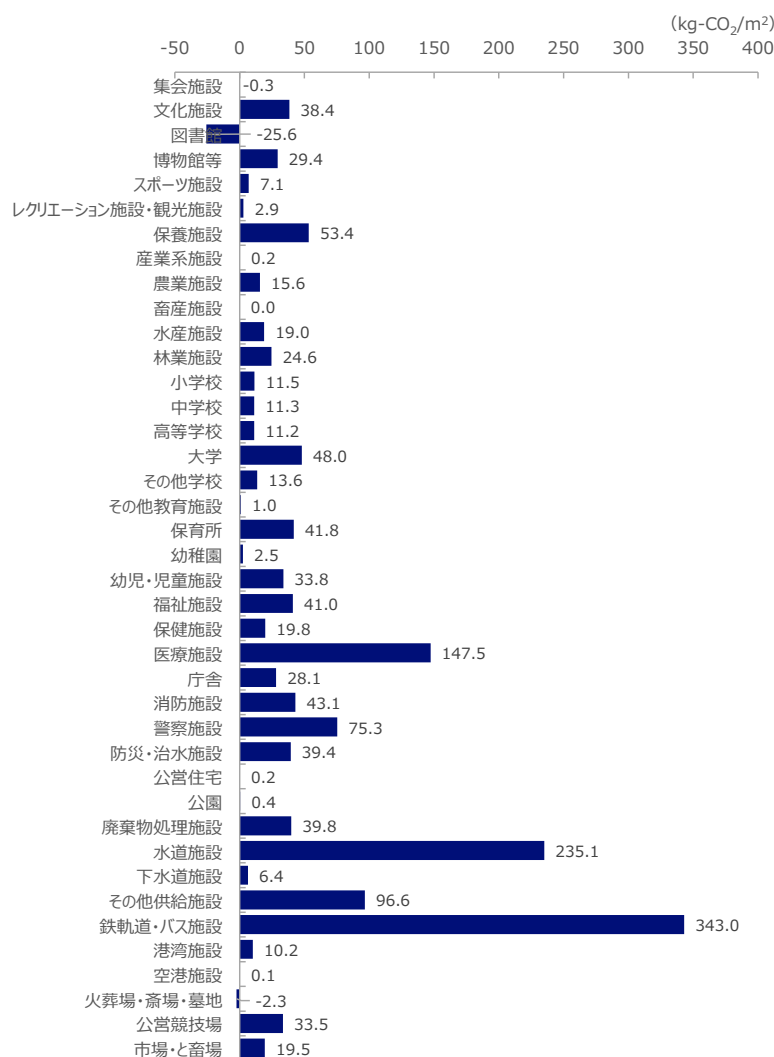


ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、延床面積を説明変数、排出量を被説明変数として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[$\text{kg}\cdot\text{CO}_2/\text{m}^2$]) は、「鉄軌道・バス施設」(343.0)、「水道施設」(235.1)、「医療施設」(147.5) が高い。ただし、決定係数が低い施設類型が含まれる点に注意が必要である。決定係数が低くなった要因としては、さまざまなタイプの施設が含まれていたり、機械・設備の占めるウェイトが大きいなど、必ずしも延床面積のみでは説明しづらいためと考えられる。

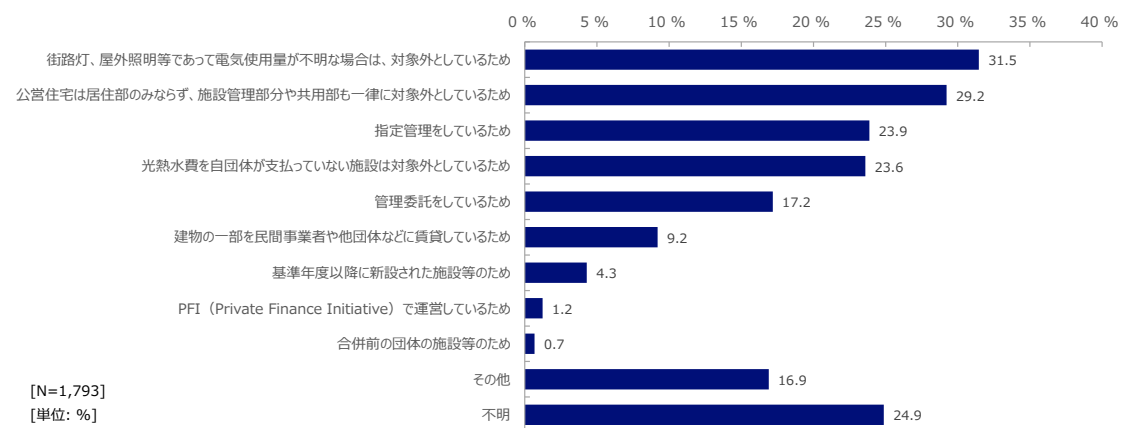
図表 207 回帰係数推定結果
(延床面積あたり排出量)【施設のみ】



6) 対象としていない主な理由 <Q1-8(2)>

都道府県・市区町村において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため」(31.5%)が最も高く、次いで「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため」(29.2%)、「指定管理をしているため」(23.9%)、「指定管理をしていないため」(23.6%)と続く。

図表 208 対象としていない主な理由



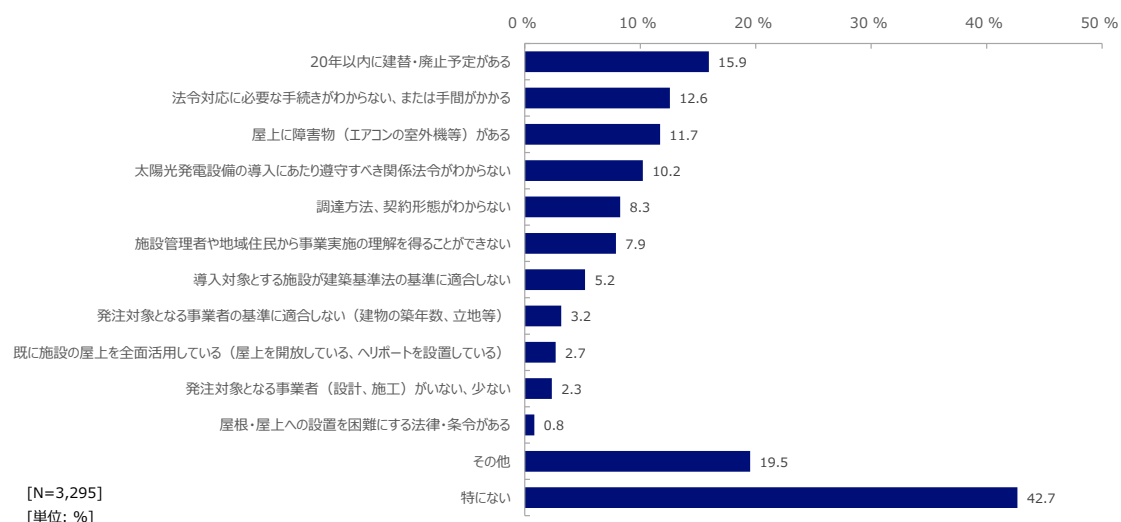
	管理委託をしているため	指定管理をしているため	PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	基準年度以降に新設された施設等のため	合併前の団体の施設等のため	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	その他	不明	合計
全体	308	428	22	564	423	524	77	12	165	303	446	1,793
比率 (%)	17.2	23.9	1.2	31.5	23.6	29.2	4.3	0.7	9.2	16.9	24.9	

7) 公共施設における太陽光発電設備の導入を実施または検討する際に直面している課題 <Q1-8(3)>

公共施設における太陽光発電設備の導入において最も多く挙げられているのが「20年以内に建替・廃止予定がある」(15.9%)であり、「法令対応に必要な手続きがわからない、または手間がかかる」(12.6%)、「屋上に障害物（エアコンの室外機等）がある」(11.7%)、「太陽光発電設備の導入にあたり遵守すべき関係法令がわからない」(10.2%)と続く。

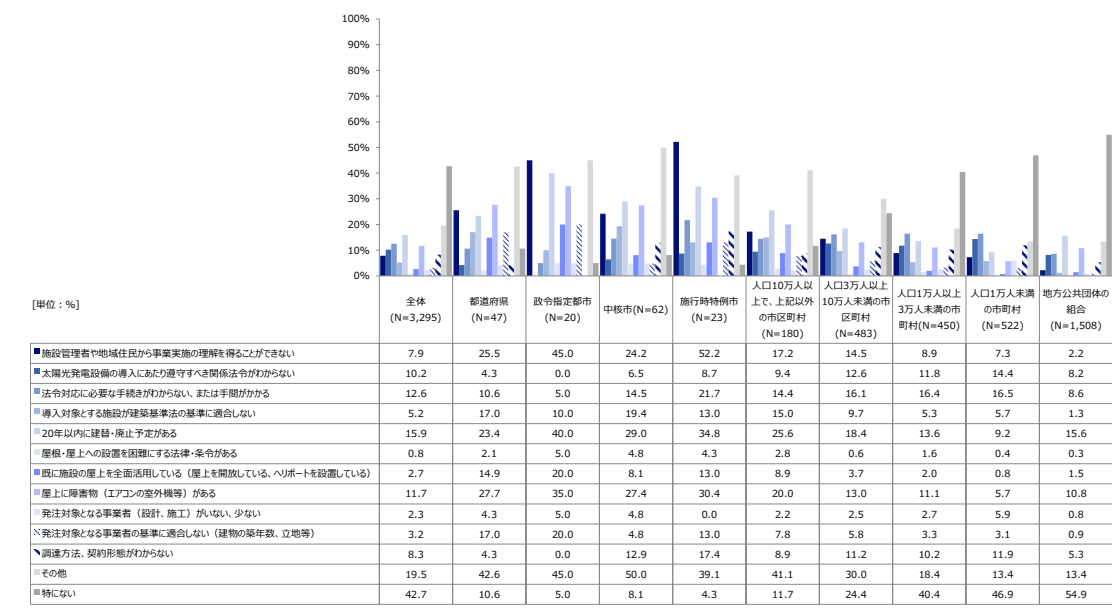
団体区分別にみると、都道府県や大規模市区町村においては、「施設管理者や住民からの理解」、「施設の建替・廃止予定」、「屋上の既存障害物」等“事業実施段階”における課題が多く確認される。一方、小規模市区町村においては「施設の建替予定」に加え、「法令対応に課題を抱えている」等“事業検討段階”における課題が確認される。

図表 209 公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題



	施設管理者や地域住民から事業実施の理解を得ることができない	太陽光発電設備の導入にあたり遵守すべき関係法令がわからない	法令対応に必要な手続きがわからない、または手間がかかる	導入対象とする施設が建築基準法の基準に適合しない	20年以内に建替・廃止予定がある	屋根・屋上への設置を困難にする法律・条令がある	既に施設の屋上を全面活用している（屋上を開放している、ヘリポートを設置している）	屋上に障害物（エアコンの室外機等）がある	発注対象となる事業者（設計、施工）がいない、少ない	発注対象となる事業者の基準に適合しない（建物の築年数、立地等）	調達方法、契約形態がわからない	その他	特になし	合計
全体	260	337	414	172	525	27	88	386	77	104	272	643	1,406	3,295
比率 (%)	7.9	10.2	12.6	5.2	15.9	0.8	2.7	11.7	2.3	3.2	8.3	19.5	42.7	

図表 210 公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題【団体区分別】



		い	実	施	い	遵	太	ら	法	法	導	あ	2	る	屋	リ	既	機	屋	施	発	地	適	発	い	調				
		施	施	設	施	守	陽	法	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合	
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設	設	設	設	守	陽	令	の	入	る	0	法	根	ポ	に	等	上	工	注	等	合	注	調	方	そ	特	合		
		設																												